南富良野町一般廃棄物処理基本計画書
ごみ処理基本計画

令和 6 年度　～　令和 15 年度
（2024 年度　～　2033 年度）
10 年間

令和 6 年(2024 年)3 月
北海道南富良野町

目　　次

第１編　総　　論　…………　1- 1
第１章　ごみ処理基本計画の基本的事項　…………　1- 2
第１節　計画策定の目的と背景　…………　1- 2
1-1　策定の目的　…………　1- 2
1-2　策定の背景　…………　1- 2
(1)　ごみ処理に係る法律　…………　1- 2
(2)　北海道の動き　…………　1- 3
(3)　南富良野町を取り巻く状況　…………　1- 3
(4)　対象地域　…………　1- 3
(5)　対象廃棄物　…………　1- 3
第２節　計画の期間　…………　1- 5
第３節　計画の位置づけ　…………　1- 5
第４節　ごみ処理の関連法　…………　1- 7
4-1　法体系　…………　1- 7
4-2　廃棄物処理法　…………　1- 8
(1)　廃棄物政策の変遷(廃棄物処理法改正の経緯など)　…………　1- 8
(2)　廃棄物処理法の改正(平成 27 年(2015 年))　…………　1- 10
(3)　廃棄物処理法の改正(平成 29 年(2017 年))　…………　1- 11
4-3　ダイオキシン類の規制等　…………　1- 12
(1)　ダイオキシン類の規制値　…………　1- 12
(2)　最終処分場施設の維持管理基準　…………　1- 12
4-4　その他の関連法　…………　1- 13
(1)　容器包装リサイクル法　…………　1- 13
(2)　家電リサイクル法　…………　1- 14
(3)　食品リサイクル法　…………　1- 15
(4)　小型家電リサイクル法　…………　1- 16
(5)　プラスチック資源循環法　…………　1- 18
4-5　上位・関連計画　…………　1- 20
(1)　第四次循環型社会形成推進基本計画　…………　1- 20
(2)　廃棄物処理基本方針　…………　1- 22
(3)　廃棄物処理施設整備計画　…………　1- 25
(4)　北海道廃棄物処理計画　…………　1- 26
(5)　北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画　…………　1- 27
第２章　南富良野町の特性　…………　1- 29
第１節　歴史と沿革　…………　1- 29
1-1　歴史　…………　1- 29

1-2　沿革 ····· 1- 29
第 2 節　位置と地勢など ····· 1- 30
2-1　位置 ····· 1- 30
2-2　地勢 ····· 1- 31
第 3 節　気候的特性 ····· 1- 32
3-1　年別の気候的特性 ····· 1- 32
3-2　月別の気候的特性 ····· 1- 34
第 4 節　社会的環境 ····· 1- 36
4-1　人口・世帯の状況 ····· 1- 36
4-2　年齢階層別人口 ····· 1- 38
4-3　人口動態 ····· 1- 40
4-4　外国人人口 ····· 1- 42
4-5　就業人口 ····· 1- 44
第 5 節　産業の状況 ····· 1- 47
5-1　産業構造における売上（収入） ····· 1- 47
5-2　産業別の就業者数 ····· 1- 50
(1) 第一次産業 ····· 1- 50
(2) 第二次産業 ····· 1- 53
(3) 第三次産業 ····· 1- 54
5-3　観光の状況 ····· 1- 56
5-4　産業指標 ····· 1- 58
第 6 節　土地利用と交通網の状況 ····· 1- 59
6-1　土地利用 ····· 1- 59
6-2　交通網 ····· 1- 60
第 7 節　水環境・水質保全の状況 ····· 1- 61
7-1　水環境 ····· 1- 61
7-2　水質保全 ····· 1- 62

第 2 編　ごみ処理基本計画 ····· 2- 1
第 1 章　ごみ処理の現状と課題 ····· 2- 2
第 1 節　ごみ処理の広域化について ····· 2- 2
1-1　広域化計画の策定状況 ····· 2- 2
1-2　広域化計画による処理施設の概要 ····· 2- 3
(1) 広域化施設の設置状況 ····· 2- 3
(2) 広域化施設の諸元 ····· 2- 4
第 2 節　本町によるごみ処理等について ····· 2- 9
2-1　ごみ処理のフロー ····· 2- 9

2-2　ごみの分別と最終処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 10
(1) ごみの分別・収集と直接搬入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 10
(2) 収集・受け入れできないごみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 12
(3) 中間処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 13
(4) ごみの回収　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 14
(5) 集団資源回収　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 14
(6) 最終処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 15
第3節　ごみ排出量の実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 19
3-1　全体ごみ排出量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 19
(1) 全体ごみ排出量の実績・推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 19
(2) 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の状況　・・・・・・・・・・・・・・　2- 22
(3) 収集・許可、直接ごみ排出量の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 24
(4) ごみの区分別排出量の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 26
(5) 全体ごみ排出量の原単位　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 29
3-2　家庭系ごみ排出量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 31
(1) 家庭系ごみ排出量の実績・推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 31
(2) 家庭系の収集・直接搬入ごみ排出量の状況　・・・・・・・・・・・・　2- 33
(3) 家庭系ごみの区分別排出量の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 35
(4) 家庭系ごみ排出量の原単位　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 38
3-3　事業系ごみ排出量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 42
(1) 事業系ごみ排出量の実績・推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 42
(2) 事業系の許可・直接搬入ごみ排出量の状況　・・・・・・・・・・・・　2- 44
(3) 事業系の区分ごみ排出量の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 46
(4) 事業系ごみ排出量の原単位　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 49
3-4　再生処理量とリサイクル率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 51
(1) 再生処理量とリサイクル率の実績・推移　・・・・・・・・・・・・・・　2- 51
(2) 再生処理量の内訳・実績推移の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 52
(3) リサイクル率の実績推移の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 57
(4) 生ごみ堆肥化率の実績推移の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 60
3-5　埋立処分量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 61
第4節　ごみ処理の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 62
4-1　ごみ処理評価の基準について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 62
4-2　ごみ処理評価の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 63
(1) 南富良野町ごみ処理評価の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 63
(2) 富良野市ごみ処理評価の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 64
(3) 上富良野町ごみ処理評価の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 65
(4) 中富良野町ごみ処理評価の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 66
(5) 占冠村ごみ処理評価の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2- 67

(6) 総論～南富良野町のごみ処理評価 ····· 2- 68
第 5 節 廃棄物処理経費 ····· 2- 74
5-1 廃棄物の処理経費について ····· 2- 74
5-2 南富良野町の廃棄物処理経費の推移 ····· 2- 76
(1) 取扱量当り処理経費 ····· 2- 76
(2) 過程別人口 1 日当り年間処理経費 ····· 2- 79
第 6 節 ごみ処理の課題 ····· 2- 82
6-1 ごみ減量化に関する課題 ····· 2- 82
(1) ごみ排出量の発生・抑制 ····· 2- 82
(2) 可燃ごみ排出量の割合の抑制 ····· 2- 82
(3) 町民１人１日当りの家庭系ごみ排出量の発生・抑制 ··· 2- 82
6-2 分別・収集に関する課題 ····· 2- 83
(1) リサイクル体制の強化 ····· 2- 83
(2) 効率的な分別・収集の実施 ····· 2- 83
6-3 中間処理に関する課題 ····· 2- 84
(1) 広域分担による中間処理施設の長期的な利用 ····· 2- 84
(2) 町の中間処理施設の計画的な維持・補修など ····· 2- 84
6-4 最終処分に関する課題 ····· 2- 85
(1) 最終処分場の長期的な利用の推進 ····· 2- 85
(2) 最終処分場の適正な管理 ····· 2- 85
(3) 効率的な最終処分の実施 ····· 2- 85
6-5 その他の課題 ····· 2- 86
(1) 製品プラの分別・収集と再商品化の検討 ····· 2- 86
(2) 不適正なごみの排出・抑制 ····· 2- 86
(3) 災害廃棄物への対応・検討 ····· 2- 86
第 2 章 ごみ処理基本計画 ····· 2- 87
第 1 節 基本理念と基本方針 ····· 2- 87
1-1 基本理念 ····· 2- 87
1-2 基本方針 ····· 2- 88
(1) 適正なごみ処理の推進 ····· 2- 88
(2) ごみ排出の抑制と資源化の推進 ····· 2- 88
(3) 広域的共同処理の推進 ····· 2- 88
(4) 効率的なごみ処理の実現 ····· 2- 88
(5) 最終処分量の削減と最終処分場の適正管理 ····· 2- 88
第 2 節 ごみの発生量及び処理量の見込み ····· 2- 89
2-1 ごみ処理計画の目標 ····· 2- 89
2-2 人口の将来予測 ····· 2- 89
(1) 目標年度における将来人口(計画収集人口) ····· 2- 89

(2) 住民基本台帳による将来人口推計 ····· 2- 91
(3) 各種推計結果の整理 ····· 2- 93
2-3 ごみ発生量の将来予測 ····· 2- 95
(1) 全体ごみ排出量の原単位
(町民１人１日当りのごみ量)の将来予測 ····· 2- 95
(2) 家庭系ごみ排出量の原単位の将来予測 ····· 2- 96
(3) 家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)の原単位の将来予測 2- 96
(4) 家庭系資源ごみ排出量の将来予測 ····· 2- 97
(5) 家庭系生ごみ排出量の将来予測 ····· 2- 97
(6) 家庭系有害ごみ排出量の将来予測 ····· 2- 98
(7) 事業系ごみ排出量の将来予測 ····· 2- 98
(8) リサイクル率の将来予測 ····· 2- 99
(9) 生ごみ堆肥化率の将来予測 ····· 2- 99
(10) 埋立処分量の将来予測 ····· 2-100
2-4 ごみ排出量の将来目標 ····· 2-101
(1) 全体ごみ排出量の目標値 ····· 2-101
(2) 家庭系ごみ排出量の目標値 ····· 2-103
(3) 事業系ごみ排出量の将来目標 ····· 2-105
(4) リサイクル率と生ごみ堆肥化率の将来目標 ····· 2-107
(5) 埋立処分量の将来目標 ····· 2-109
第３節 目標達成に向けた各主体の役割と施策 ····· 2-111
3-1 町民、事業者、町(行政)の役割 ····· 2-111
(1) 町民の役割 ····· 2-111
(2) 事業者の役割 ····· 2-111
(3) 町(行政)の役割 ····· 2-112
3-2 目標達成に向けたソフト施策 ····· 2-113
(1) 教育・啓発活動の施策 ····· 2-113
(2) 排出抑制の施策 ····· 2-114
(3) 再使用・再生利用の施策 ····· 2-115
3-3 収集及び処理・処分の施策 ····· 2-116
(1) 収集・運搬計画 ····· 2-116
(2) 中間処理・リサイクル計画 ····· 2-116
(3) 最終処分計画 ····· 2-117
3-4 その他のごみに関する施策 ····· 2-118
(1) 災害廃棄物の処理 ····· 2-118
(2) 不適正なごみ処理と不法投棄の防止 ····· 2-118
(3) 処理困難物への対応 ····· 2-119

第１編　総　　論

第１章　ごみ処理基本計画の基本的事項

第１節　計画策定の目的と背景

1-1. 策定の目的

家庭生活の営み及び事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の維持・向上を図るよう、適正に処理する必要があります。

本計画は、本町における今後のごみ処理行政に関し、長期的・総合的に計画的なごみ処理の推進及びごみの発生抑制、発生から最終処分に至るためのごみの適正な処理を図るための基本的な方針を定めるものとします。

1-2. 策定の背景

（１）ごみ処理に係る法律

日本におけるごみ処理に係る法律について、ごみ処理に係る法律、リサイクルに係る法律、プラスチックに係る法律の各項目に区分し下表に整理します。

表 1.1.1.1　ごみ処理に係る法律

正式名称	略称※	公布年月
【ごみ処理に係る法律】		
1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法	昭和 45 年(1970 年)12 月
2. 資源の有効な利用の促進に関する法律	資源有効利用促進法	平成 3 年(1991 年)4 月
3. 循環型社会形成推進基本法	循環基本法	平成 12 年(2000 年)6 月
【リサイクルに係る法律】		
4. 特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法	平成 10 年(1998 年)6 月
5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品リサイクル法	平成 12 年(2000 年)5 月
6. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律	建設リサイクル法	平成 12 年(2000 年)5 月
7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律	自動車リサイクル法	平成 14 年(2002 年)7 月
8. 国等による環境物品の調達の推進等に関する法律	グリーン購入法	平成 12 年(2000 年)5 月
9. 使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律	小型家電リサイクル法	平成 24 年(2012 年)８月
10.容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	容器包装リサイクル法	平成 7 年(1995 年)6 月
【プラスチックに係る法律】		
11. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラスチック資源循環法	令和 3 年(2021 年)6 月

※：本計画では、正式名称ではなく略称で以下表記する。

（２）北海道の動き

北海道では廃棄物処理法に基づき『北海道廃棄物処理計画[第 5 次](令和 2 年(2020 年))』を策定し、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保等の取り組みを進めています。

また北海道らしい循環型社会の形成に向けた取り組みを進めるよう、平成 22 年(2010 年)に『北海道循環型社会形成推進基本計画[第 2 次](令和 2 年(2020 年))』を策定し、更に国際的な持続可能な開発目標である SDGs※を受け、『北海道 SDGs 推進ビジョン(平成 30 年(2018 年))』を策定しています。

※：SDGs(Sustainable Development Goals)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

（３）南富良野町を取り巻く状況

本町は、北海道が策定した『ごみ処理の広域化計画』に基づく、富良野市圏内 5 市町村(富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村)に属しています。

1 市町村 1 施設を基本に、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみの処理を行う富良野広域連合環境衛生センター(富良野市)、上富良野町クリーンセンターにおける粗大ごみ・衛生用品の広域分担処理(上富良野町)、プラスチック類・ペットボトル・空きびんの資源化処理を行う富良野生活圏資源回収センター(中富良野町)、動物死体焼却施設(南富良野町)、一般廃棄物最終処分場の広域利用(占冠村)といったごみ処理施設の共同整備と各市町村の有する施設の共同利用による広域処理を進めています。

その後、施設の老朽化や占冠村最終処分場の残余容量の逼迫などの課題に対応するため、平成 25 年(2013 年)3 月に「第二次富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制とリサイクルのさらなる推進とごみ焼却量及び最終処分量の抑制を基本方針とし、ごみ処理施設の効率的な運営、新たな資源化の取組みの基本的な方向性について定めました。

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年 2 月)

（４）対象地域

本計画は、南富良野町全域を対象地域とします。次頁に本町の管内図を示します。

（５）対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の適正な処理を行うため、本町の区域内の一般廃棄物とします。

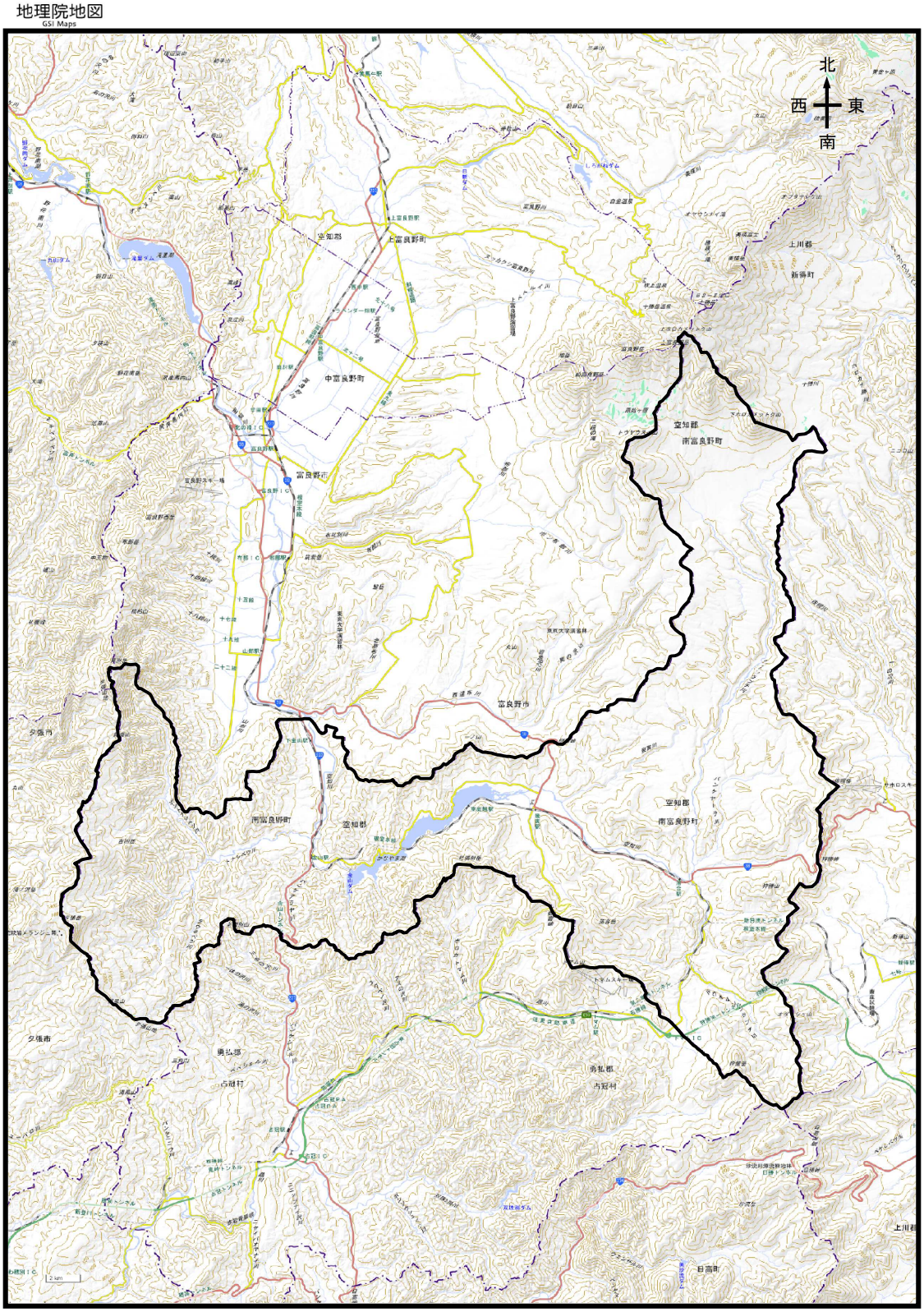

図 1.1.1.1　南富良野町管内図

出典：地理院地図/GSI Maps

第 2 節　計画の期間

本計画の期間は、計画策定の次年度である令和 6 年度(2024 年度)から令和 15 年度(2033 年度)を目標年度とした 10 年間とし、策定から 5 年後の令和 10 年度(2028 年度)を中間目標年度と設定します。

中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとします。

表 1.1.2.1　計画期間と目標年度

		計　画　期　間				
年度	令和	R5	R6～R9	R10	R11～R14	R15
	西暦	2023	2024～2027	2028	2029～2032	2033
内　容		計画策定	⇒	中間目標	⇒	目標年度

第 3 節　計画の位置づけ

廃棄物処理法の第 6 条第 1 項の規定により、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない』とされています。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年(1971 年)厚生省令第 35 号)第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されます。

また、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物実施計画は、それぞれごみに関する計画(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)で構成されます。

本計画は、この「ごみ処理基本計画」を『一般廃棄物処理基本計画』として策定するもので、本町における一般廃棄物処理事業の最上位計画とします。

次頁以降に、各計画の位置付けについて整理します。

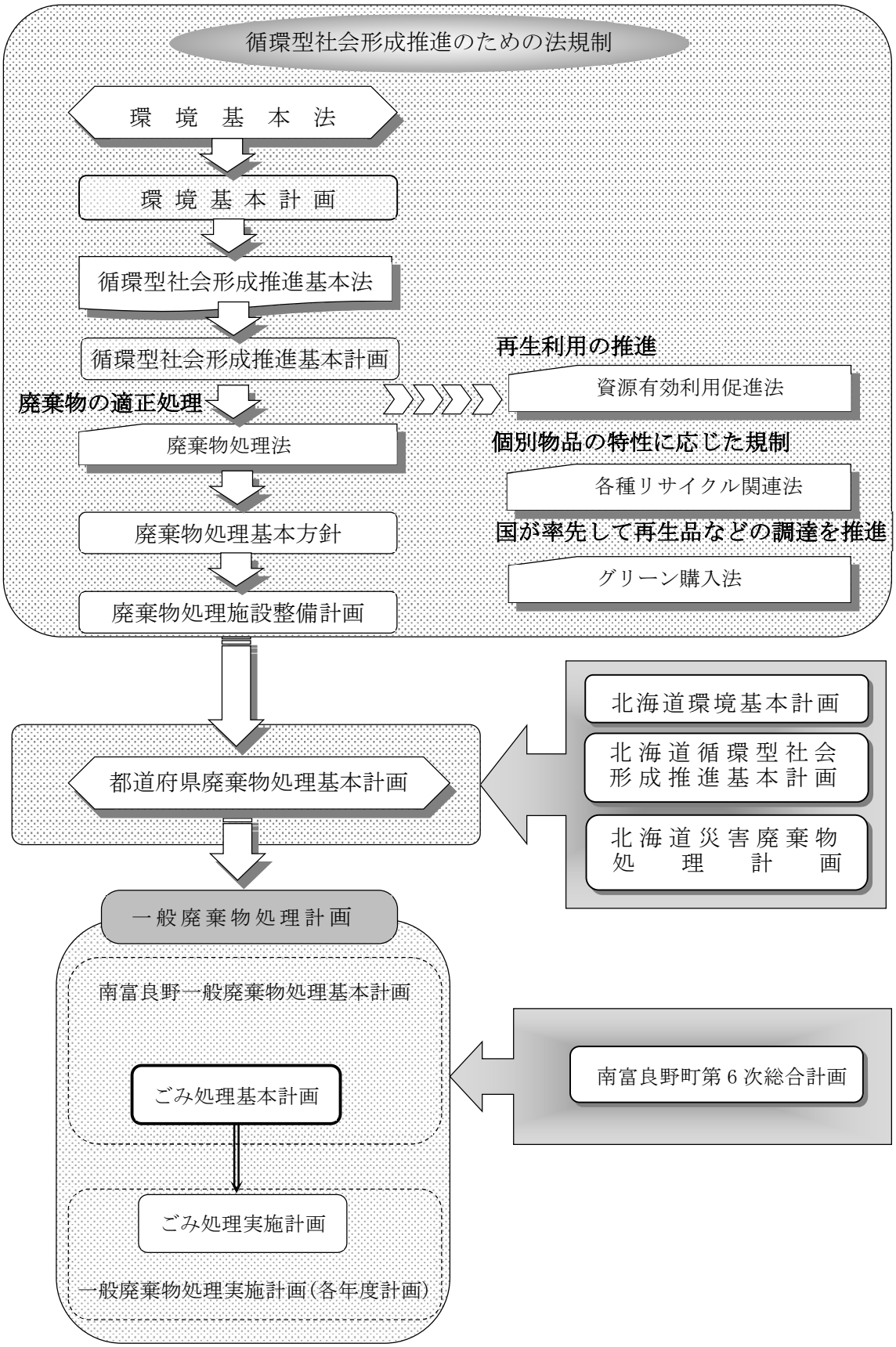

図 1.1.3.1 一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画の位置付け

第 4 節　ごみ処理の関連法

4-1. 法体系

ごみ処理に関連する法律は、環境基本法を基に下図に示す体系となります。

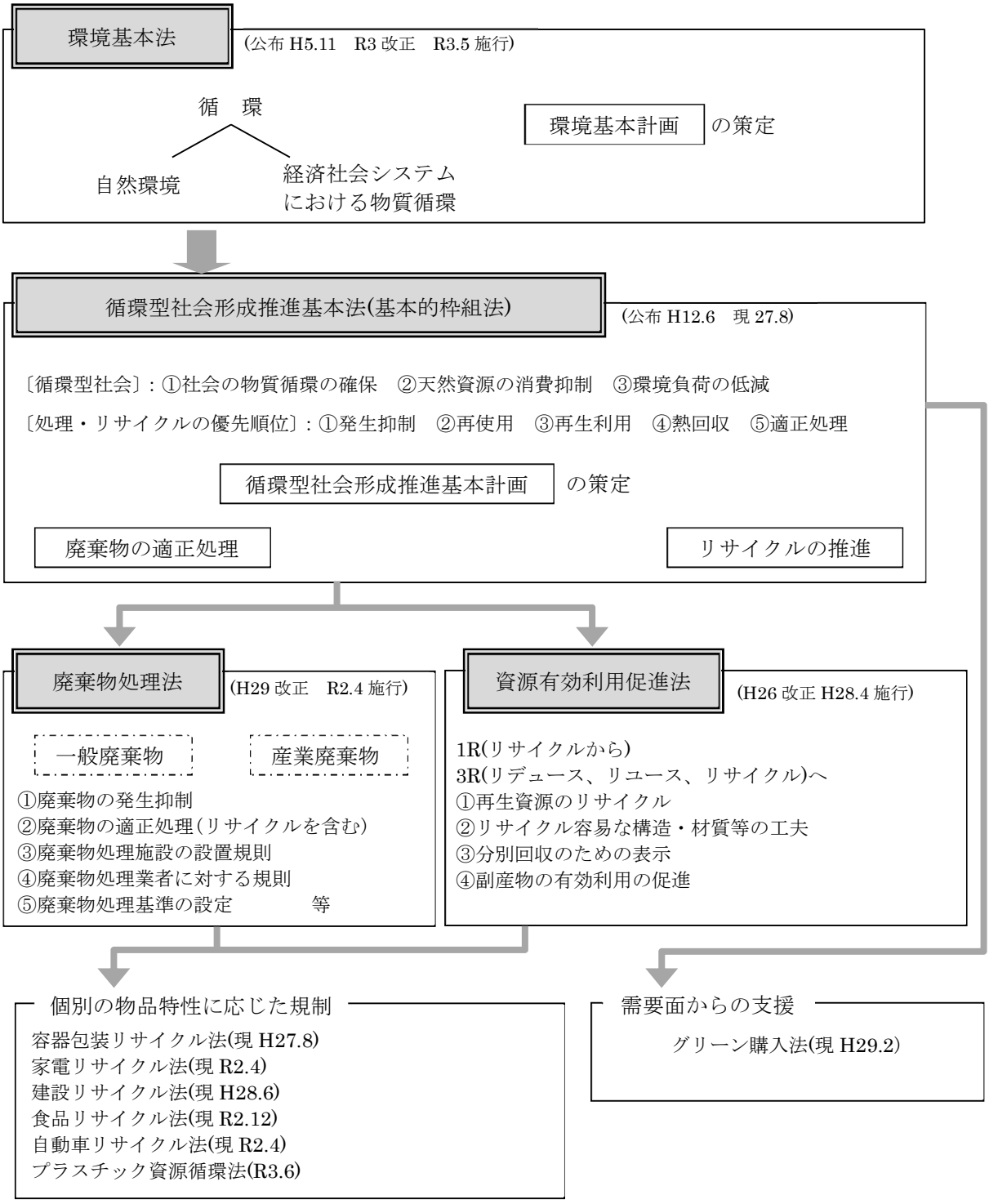

図 1.1.4.1 ごみ関連法の体系図

出典：環境省　循環型社会を形成するための法体系

4-2. 廃棄物処理法

廃棄物処理法については、昭和 45 年(1970 年)の制定(施行は昭和 46 年(1971 年)9 月)以来、廃棄物の品目・種類や発生に係る新たな問題・課題に対応するよう、改正(施行令や施行規則を含む)が行われてきています。

（１）廃棄物政策の変遷(廃棄物処理法改正の経緯など)

廃棄物政策の変遷の状況は、以下に示す背景に基づき法改正が行われてきました。

廃棄物処理政策は、公衆衛生の向上・生活環境の保全の目的に加え、1990 年代以降循環型社会を形成するため 3R※の推進をも含めた政策に舵取りしています。

また、不法投棄や産業廃棄物問題が社会問題化し、適正処理の徹底や廃棄物由来の環境被害の防止が急務となっています。

さらに、温暖化対策・災害廃棄物対策に対する要請が高まっています。

このため、各種リサイクル法等の制定と相まって、廃棄物処理法は一部改正されています。

※：3R とは、①リデュース(Reduce)・発生抑制、②リユース(Reuse)・再使用、③リサイクル(Recycle)・再資源化の三つの「R」のこと。

出典：環境省　廃棄物政策の変遷及びこれまでの取組等について

廃棄物政策の変遷と、平成 25 年(2013 年)以降における廃棄物処理法改正の概要を次頁以降に示します。

表 1.1.4.1　我が国における廃棄物政策の変遷

年　代	内　　容	法律の制定
戦後 ～1950 年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	・清掃法(1954)
1960 年代 ～1970 年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・廃棄物処理法(1970) ・廃棄物処理法改正(1976)
1980 年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法(1981) ・浄化槽法(1983)
1990 年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・廃棄物処理法改正(1991) ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・環境基本法(1993) ・容器包装リサイクル法(1995) ・廃棄物処理法改正(1997) ・家電リサイクル法(1998) ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)
2000 年～	・循環型社会形成を目指した 3R の推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 ・災害廃棄物対策の強化	・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法(2000) ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB 特別措置法(2001) ・自動車リサイクル法(2002) ・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003～06、10) ・小型家電リサイクル法(2012) ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015) ・廃棄物処理法改正(2017) ・プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律(2021)

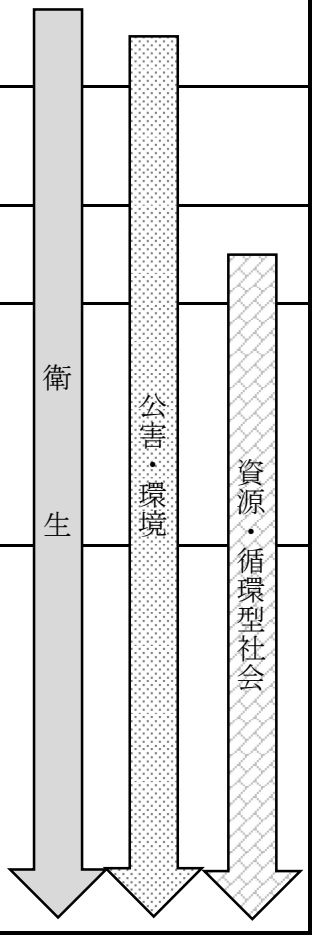

出典：環境省　廃棄物政策の変遷及びこれまでの取組等について

（２）廃棄物処理法の改正（平成 27 年（2015 年））

平成 27 年(2015 年)における廃棄物処理法の改正の内容を以下に示します。

〈非常災害により生じた廃棄物の処理の原則等(廃棄物処理法)〉

・非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を新たに規定。

・国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、適切に役割分担するとともに、相互に連携を図りながら協力する責務を新設。

・環境大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策等に関する事項を追加。

〈手続きの簡素化(廃棄物処理法)〉

・災害時における廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きを簡素化。

〈災害廃棄物処理に関する指針の策定(災害対策基本法)〉

・特定の大規模災害の発生後、環境大臣は廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定。

〈災害廃棄物処理の代行(災害対策基本法)〉

・特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる規定を新設。

（３）廃棄物処理法の改正（平成 29 年（2017 年））

平成 29 年(2017 年)における廃棄物処理法の改正の内容を以下に示します。

〈不適正処理への対応と環境保全措置の必要性等(廃棄物処理法)〉

・食品廃棄物の不正転売を始め、引き続き不適正処理事案が発生。

・また、鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ(雑品スクラップ)等、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生していることから当該法律を改正。

〈廃棄物の不適正処理への対応の強化〉

・許可を取り消された者等に対する措置の強化

　都道府県知事、市町村長等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができる規定を新設。

・マニフェスト制度の強化

　特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェストの交付に代えて電子マニフェストの使用を義務付け。

〈有害使用済機器の適正な保管等の義務付け〉

・人の健康や生活環境に係る被害を防止

　雑品スクラップ等の有害性を有する使用済み機器(有害使用済機器)について、これらの物品の保管又は処分を業とし行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け、処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等。

4-3. ダイオキシン類の規制等

（１）ダイオキシン類の規制値

平成 12 年(2000 年)の廃棄物処理法の主な改正内容は、「廃棄物の減量化・リサイクルの促進」、「最終処分場の廃止」、「焼却に伴うダイオキシン類規制」等に係る基準強化が上げられ、維持管理の技術上の基準である規制値を遵守することとなりました。

また廃棄物の処理に伴い発生するダイオキシン類を削減するなど、総合的かつ計画的にダイオキシン類対策を進めるため、『ダイオキシン類対策特別措置法』及び、『同施行令』が平成 12 年(2000 年)1 月 15 日から施行されました。

ダイオキシン類の排出抑制施策の基本的な数値基準としては、継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない耐容 1 日摂取量（TDI）を、人の体重 1kg あたり 4pg-TEQ/日としています。

その他、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準について、以下の表に示します。

表 1.1.4.2　ダイオキシン類の環境基準

媒　　体	基　　準　　値
大　　気	0.6　pg-TEQ/m^3 以下
水　　質	1　pg-TEQ/L 以下
土　　壌	1,000　pg-TEQ/g 以下

出典：環境省　大気汚染に係る環境基準

（２）最終処分場施設の維持管理基準

一般廃棄物最終処分場施設及び産業廃棄物管理型最終処分場施設については、周辺地下水のダイオキシン類の測定と地下水汚染時の措置を義務づけると共に、放流水のダイオキシン類濃度の排出基準を 10pg-TEQ/L 以下とするよう定められています。

4-4. その他の関連法

（1）容器包装リサイクル法

平成 7 年(1995 年)6 月に制定された容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの 6 割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築し、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的としています。

容器包装リサイクル法は、平成 9 年(1997 年)4 月から段階的に施行され、平成 12 年(2000 年)4 月に完全施行されました。

法施行後約 10 年が経過し、容器包装リサイクル制度に関する新たな課題を解決するよう、平成 18 年(2006 年)に改正容器包装リサイクル法が成立し、平成 19 年(2007 年)4 月から施行されています。

表 1.1.4.3　容器包装リサイクル法の沿革

年　　度	概　　要
平成 7 年(1995)　6 月	容器包装リサイクル法 制定
平成 9 年(1997)　4 月	容器包装リサイクル法 一部施行(びん、缶、ペットボトルなど)
平成 12 年(2000)　4 月	完全施行(紙製容器包装、プラスチック製容器包装)
平成 18 年(2006)　6 月	改正容器包装リサイクル法 成立
平成 18 年(2006)12 月	改正容器包装リサイクル法 一部施行(罰則強化、基本方針改正等)
平成 19 年(2007)　4 月	改正容器包装リサイクル法 本施行(容器包装廃棄物の排出抑制(リデュース)等)
平成 20 年(2008)　4 月	改正容器包装リサイクル法 完全施行(事業者から市町村に資金を拠出する仕組み等)

出典：環境省　容器包装リサイクル法とは

（2）家電リサイクル法

家電リサイクル法は、平成 10 年(1998 年)6 月に制定され、平成 13 年(2001 年)4 月から施行、その後、平成 27 年(2015 年)6 月に改定されています。

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、破砕処理後に鉄などの一部の金属のみ回収が行われている場合があるものの、約半数はそのまま埋め立てされている状況にありました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、製造業者等及び小売業者に対して新たに義務を課すことを基本とするなど、新しい再商品化の仕組みを定めた法律です。

表 1.1.4.4　家電品目一覧表

家　電　製　品
家庭用エアコン
テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)
電気冷蔵庫・電気冷凍庫
電気洗濯機・衣類乾燥機

出典：環境省　家電リサイクル法の概要

（3）食品リサイクル法

食品リサイクル法は、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するために平成 12 年(2000 年)に制定され、平成 13 年(2001 年)5 月から施行されています。

食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に関わるものが一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用及び熱回収、並びに食品廃棄物等の減量(これらを食品リサイクル法では食品循環資源の再生利用等という)に取り組むことで、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

食品循環資源の再生利用等実施率は、食品製造業や食品卸売業では比較的高い一方、食品小売業や外食産業等、食品流通の川下に至るほど低い傾向です。

環境省では、食品ロス削減に向けた全国的な機運を醸成するよう、平成 29 年度(2017 年度)より『食品ロス削減全国大会』を実施しています。

また北海道では住民レベルでの食べ残し対策の普及に向けて、食べ残しチェックシートの配付や道内の取組事例を紹介するといった『どさんこ愛食食べきり運動』を展開しています。

この法律では、業種別(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)に目標値(事業所毎ではなく、その業種全体で)を定めています。

国はその達成のために、取組円滑化措置となる制度の策定や、食品関連事業者への指導・助言、勧告・命令等を行います。

令和元年(2019 年)7 月には新たな基本方針が公表され、基本理念に「食品ロス」を明記し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割を記載や食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標が設定され、再利用等実施目標値を令和 6 年度(2024 年度)までに業種全体で以下の表に示す目標値を達成することを、食品関連事業者に求めています。

表 1.1.4.5　再生利用等実施率の目標

業　　種	これまでの目標 (令和元年度)	新たな目標 (令和 6 年度目標)
食品製造業	95%	95%(前回同様)
食品卸売業	70%	75%
食品小売業	55%	60%
外食産業	50%	50%

出典：環境省　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について

（４）小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等に利用されている鉄、アルミ、金、銀、レアメタルといった有用なものの大部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化の促進と、鉛などの有害物質の適正な処理に向けて、平成 24 年(2012 年)に制定され、平成 25 年(2013 年)4 月から施行されています。

小型家電リサイクル法の対象は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能で再資源化が特に必要なものとして同法施行令による 28 類型の品目が指定されています(次頁の表のとおり)。

消費者である住民は、使用済小型電子機器等を分別して排出すること、また適正なリサイクルを推進する者として認定を受けた認定事業者、もしくは認定事業者から委託を受けた小売業者等へ引き渡すよう努めなければなりません。

小型家電の回収方法は、ステーション回収や、公共施設等に専用の回収ボックスを設置する方法の他、他のごみ等と一緒に回収して、ごみ処理施設で職員がピックアップする方法等があり、各自治体においては、当該地域性を踏まえた方法を採用しています。

表 1.1.4.6　小型家電の対象品目

No.	対　象　品　目　名
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2	携帯電話端末、ＰＨＳ端末その他の無線通信機械器具
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（テレビ本体を除く）
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具、光ディスク装置その他の記憶装置
6	パーソナルコンピュータ
7	磁気ディスク装置
8	プリンターその他の印刷装置
9	ディスプレイその他の表示装置
10	電子書籍端末
11	電動ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(エアコンディショナーを除く)
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具 (電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具
26	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

出典：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第一条

（５）プラスチック資源循環法

プラスチックはその有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

これを受けて、政府としても『第 4 次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年(2018 年)６月 19 日閣議決定)』に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策及び地球温暖化対策等の幅広い課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、令和元年(2019 年)5 月に『プラスチック資源循環戦略(令和元年(2019 年)5 月 31 日中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会決定)』を策定しました。

重点戦略として 3R＋Renewable を基本原則に以下に示す中間目標を掲げています。

〈3R＋Renewable を基本原則とした中間目標〉

①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制

②2035 年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインに

③2030 年までにプラスチック製容器包装の６割をリユース又はリサイクル

④2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース、リサイクル等により有効利用

⑤2030 年までにプラスチックの再生利用を倍増

⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

出典：経済産業省「プラスチックに係る資源循環等に関する法律」の政省令・告示について

これらの流れを受け、プラスチック資源循環法が令和 3 年(2021 年)3 月に閣議決定され、令和 4 年(2022 年)4 月から施行されています。

プラスチック資源循環法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R＋Renewable)を促進するための措置を講じることを目的としています。

プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的な方向としては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めることが重要であり、各関係主体が積極的に取り組む必要があると掲げています。

事業者、市町村、消費者、国・都道府県による関係主体の役割分担を下表に示します。

表 1.1.4.7　プラスチックに係る資源循環の促進に向けた関係主体の役割分担

関係主体	役　割　分　担
事業者	①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと、④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施することに努める。
市町村	家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化に努める。
消費者	①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、②事業者及び市町村双方の回収ルートに適した分別排出すること、③認定プラスチック使用製品を使用することに努める。
国	プラスチックに係る資源循環の促進等のために必要な資金の確保等の措置を講じるよう努める。
都道府県	市町村に対し必要な協力を行う。

出典：経済産業省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について

4-5. 上位・関連計画

（1）第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現するよう、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年(2000 年)法律第 110 号)に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。

平成 30 年(2018 年)に策定した第四次計画では、下表に示す循環型社会形成に向けた取り組みの中長期的な方向性と共に、次頁に示す循環型社会形成のための指標に対する数値目標を定めています。

表 1.1.4.8　第四次循環型社会形成推進基本計画の中長期的な方向性と将来像

項　目		将　来　像
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的取組	□　誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 □　環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上
	多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	□　循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等 □　災害に強い地域となるコンパクトで強靭なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	□　第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う
	適正処理の更なる推進と環境再生	□　廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 □　海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会 □　東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生
	万全な災害廃棄物処理体制の構築	□　自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靭化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	□　適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	□　情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

出典：環境省　第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年(2018 年)6 月 19 日閣議決定)

表 1.1.4.9　循環型社会の全体像に関する物質フロー指標(代表指標)と数値目標

指　　標		数値目標	目標年次
資源生産性	＝GDP／天然資源等投入量	約 49 万円/t 平成 12 年度(2000)の約 2 倍	令和 7 年度(2025)
入口側の循環利用率	＝循環利用量／(天然資源等投入量＋循環利用量)	約 18% 平成 12 年度(2000)の約 1.8 倍	令和 7 年度(2025)
出口側の循環利用率	＝循環利用量／廃棄物等発生量	約 47% 平成 12 年度(2000)の約 1.3 倍	令和 7 年度(2025)
最終処分量	＝廃棄物の埋立量	約 1,300 万 t 平成 12 年度(2000)から約 77%減	令和 7 年度(2025)

出典：環境省　第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年(2018 年)6 月 19 日閣議決定)

表 1.1.4.10　循環型社会形成のための指標・数値目標(抜粋)

指　　標	数値目標	目標年次
1 人 1 日当りのごみ排出量※1	約 850g/人・日※1	令和 7 年度(2025)
1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量※2	約 440g/人・日※2	令和 7 年度(2025)
事業系ごみ排出量※3	約 1,100 万 t※3	令和 7 年度(2025)
災害廃棄物処理計画策定率	都道府県：100% 市町村　：　60%	令和 7 年度(2025)
期間中に整備された ごみ焼却施設の平均発電効率※4	21%※4	令和 4 年度(2022)

※1：1 人 1 日当りのごみ排出量 ＝ごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量) ／ 人口 ／ 365 日

※2：1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量 ＝ 家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) ／ 人口 ／ 365 日

※3：事業系ごみ排出量：事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当りではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする。

※4：期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：廃棄物処理施設整備計画の計画期間(2018 年度から 2022 年度まで)に整備された発電設備を有するごみ焼却施設につき、各年度に整備された施設の平均発電効率を求め、その 5 ヵ年平均値。

出典：環境省　第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年(2018 年)6 月 19 日閣議決定)

（２）廃棄物処理基本方針

国では、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)」を策定しています。

平成 28 年(2016 年)改正以降は、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物を取り巻く情勢は変化しています。令和 5 年(2023 年)6 月 30 日に基本方針の変更を行っています。

令和 5 年(2023 年)の基本方針の概要と、「都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標」を次頁より整理します。

※:「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更及び意見募集の結果について(環境省　報道発表資料(2023 年 6 月 30 日))

表 1.1.4.11　基本方針(令和 5 年(2023 年))の概要

項目	概　　要
基本的な方向	□　できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものは、不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う。 □　排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものは、適正な処分を確保することを基本とする。 □　災害廃棄物についても適正な処理を確保し、かつ可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する。
国民の役割	□　商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、単一素材化された商品等の再生利用が容易な商品、再生可能な有機資源由来の素材を使用した商品等の選択に努める。 □　一般廃棄物の排出に当っては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力する。
事業者の役割	□　事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する。 □　取引慣行を改善する不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。 □　2050 年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組に努める。
地方公共団体の役割	□　区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進する。 □　分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める。その上で処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を行う。 □　適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図る。他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組を促進する。 □　リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に推進するよう努める。 □　再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 □　2050 年までの脱炭素社会の実現を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減等に向けた取組の推進等を行うよう努める。
国の役割	□　各法制度の整備及び適切な運用、事業の効果的・効率的な実施、国民及び事業者の自主的な取組を促進する。また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図り、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努める。 □　動静脈連携の強化、広域認定制度等を通じた産業廃棄物処理の広域化、各種デジタル技術を活用した情報基盤整備などにより、廃棄物の適正管理・ライフサイクル全体での資源循環を一層促進する。

表 1.1.4.12　基本方針による参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025 年度に約 3800 万 t(循環基本計画)
2	一般廃棄物の再生利用量の割合※1	一般廃棄物の出口側の循環利用率を 2025 年度に約 28%(循環基本計画)
3	一般廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 320 万 t(循環基本計画)
4	1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量	2025 年度に約 440g/人/日(循環基本計画)
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2027 年度に 2020 年度の水準(22 年分)を維持(廃棄物処理施設整備計画)
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めて外部供給している施設の割合を 2027 年度に 46%(廃棄物処理施設整備計画)
7	産業廃棄物の排出量	2025 年度に約 3 億 9000 万 t(循環基本計画)
8	産業廃棄物の再生利用量の割合※2	産業廃棄物の出口側の循環利用率※3を 2025 年度に約 38%(循環基本計画)
9	産業廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 1000 万 t(循環基本計画)
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	廃棄物処理法基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和 7 年度において、要最終処分量の 17 年分を維持する
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	廃棄物処理法基本方針に基づき、200 以上増大させる
12	家電リサイクル法(平成 10 年法律第 96 号)に基づく特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	廃棄物処理法基本方針に基づき、100%まで増大させる
13	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	廃棄物処理基本方針に基づき、80%以上に増大させる

※1：一般廃棄物の再生利用量の割合は、［直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量］を［ごみの総処理量＋集団回収量］で除した数値。一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じである。(一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。)

※2：産業廃棄物の再生利用量の割合は［再生利用量(直接再生利用量と処理後再生利用量の合計)］を［排出量］で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

※3：産業廃棄物の出口側の循環利用率は［再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量］を［排出量］で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

（3）廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物処理法に基づき令和 5 年(2023 年)6 月に「廃棄物処理施設整備計画」を策定しています。

令和 5 年度(2023 年度)から令和 9 年度(2027 年度)を計画期間とする本計画は、気候変動への対応として、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化に関する対策強化が示されています。

また 3R・適正処理の推進として、循環型社会の実現に向けた資源循環の強化と、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、及び脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取り組みが基本的理念として掲げられています。

表 1.1.4.13　廃棄物処理施設整備計画の概要

項　　目	概　　要
基本的理念	(1)基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 (2)災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 (3)脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	(1)市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進と資源循環の強化 (2)持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3)廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 (4)地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (5)災害対策の強化 (6)地域住民等の理解と協力・参画の確保 (7)廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	【ごみのリサイクル率】20% → 28% 【一般廃棄物最終処分場の残余年数】2020 年度の水準(22 年分)を維持 【期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値】20% → 22% 【廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合】41% → 46% 【浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率】58% →76%以上 【先進的省エネ型浄化槽導入基数】家庭用 33 万基 →75 万基 中・大型 9 千基 →27 千基

出典：環境省　廃棄物処理施設整備計画の策定について

（４）北海道廃棄物処理計画

北海道では、前項に示す国の基本方針に基づき、令和２年(2020 年)3 月に「北海道廃棄物処理計画〔第５次〕」を策定しています。

北海道の区域内において、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用、適正処分の確保の他、バイオマスの利活用やリサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興といった国の基本方針を実現するよう、本計画では令和６年度(2024 年度)を目標とした廃棄物処理に関する目標値を定めています。

一部抜粋した内容を下表に整理します。

表 1.1.4.14　北海道廃棄物処理計画による廃棄物の処理に関する目標値

区　　分	目標値 令和６年度(2024) 現状との比較	現　　状 平成 29 年度 (2017)
一般廃棄物※1 の排出量	1,700 千ｔ以下 約 10%削減	1,873 千ｔ
一般廃棄物の排出量		
一人一日当りの排出量	900g/人・日以下	961g/人・日
一人一日当りの家庭から排出するごみの量	550g/人・日	598g/人・日 453g/人・日※2
産業廃棄物の排出量 (動物のふん尿除く)	37,500 千ｔ以下 (18,000 千ｔ以下)	38,741 千ｔ (19,234 千ｔ)
一般廃棄物のリサイクル率	30.0%以上	24.3%
産業廃棄物の再生利用率 (動物のふん尿除く)	57.0%以上 (38.51%以上)	55.0% (36.3%)
一般廃棄物の最終処分量	250 千ｔ以下 約 20%削減	316 千ｔ
産業廃棄物の最終処分量	570 千ｔ以下	679 千ｔ
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	90.0%以上	89.8%

※1：ここでは「し尿」を除いています。

※2：国に合わせて資源ごみを除いて算出した値。

(参考)令和７年度(2025 年度)の目標値：440g／人・日以下

出典：北海道廃棄物処理計画〔第５次〕(令和２年３月)

（５）北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画

北海道では、環境省による「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について※」を踏まえ、令和 4 年度(2022 年度)から概ね 10 年間を計画期間とした『北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(以下「広域・集約化計画」という。)』を令和 4 年(2022 年)7 月に策定しています。

北海道における広域化・集約化に関する現状として、下表に示すよう、一部ブロックでは集約化されず単独処理となっていること、また一部の市町村では減容化をせずに直接埋立処分していることを課題として示しています。

計画推進に向けた取組としては、次頁の表に示すよう、ごみの収集頻度や分別体制を基本的に統一すること、単なるごみ処理施設ではなく、新技術を活用しながら地域へエネルギーや資源を供給するといった地域循環共生圏の核となり得る施設整備とするなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築することが重要と示しています。

※：環循適発第 1903293 号(平成 31 年 3 月 29 日)

表 1.1.4.15　広域化・集約化の考え方

項　　目	内　　容
現状の課題	・　焼却施設のうち全連続炉は約半数(半数は、准連続またはバッチ運転) ・　一部のブロックでは集約化されず単独処理 ・　一部の市町村では減容化(焼却、生ごみ堆肥化・メタン化、破砕など)をせずに直接埋立処分 ・　全国的な物価、人件費の上昇を背景に、主に処理・維持管理費が増加傾向 ※　今後の検討においては、集約化による建設費・維持管理費等の減少と輸送の長距離化による運搬経費の増加を総体的に考慮する必要がある。
北海道の地域特性	・　人口密度は 2015 年国勢調査で 69 人/㎢と全国の約 1/5 であり、2040 年までの間に札幌圏への人口集中と少子高齢化による人口減少がさらに進行することが予測 ・　冬期は豪雪に加えて低温による路面凍結もあり、頻繁に交通障害が発生 ※　今後の検討においては、収集運搬による環境負荷とのバランスや収集運搬の効率と安全確保の視点を考慮する必要がある。
基本方針	・　広域ブロック内における単独処理を含む実質小区分の解消に努める ・　焼却施設は可能な限り全連続炉とする ・　焼却施設以外の新設・更新に当っては、共同処理を検討 ・　焼却処理を行わない地域における資源化、最終処分量の減容化の検討 ・　地球温暖化防止に向けた取組〈廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減〉

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

表 1.1.4.16　広域化・集約化の計画推進に向けた取組

項　　目	内　　容
(1)広域化・集約化を進める上での課題、検討事項	①収集、分別方法の統一 ごみの収集頻度や分別の体制について統一する必要があり、市民の十分な理解と協力が必要 ②「プラスチック資源循環法」への対応 法の施行による焼却量の減少やごみの組成変化に留意が必要 ③災害対策を踏まえた処理連携等の検討 災害に対する施設の強靭化を図るとともに、市町村同士の連携体制の構築の検討が重要 ④新技術の活用と新たな価値の創出 単なるごみ処理施設ではなく、新技術を活用しながら地域へエネルギーや資源を供給する拠点、環境教育・環境学習の場、災害時の防災拠点としての活用など、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要
(2)各主体の責務・役割	【市町村等】 ①広域・集約化計画を踏まえた一般廃棄物処理基本計画の改定 ②ごみ処理施設(焼却、資源化、最終処分場等)は、設置場所が特定の市町村に集中しないよう、ブロック内市町村の役割分担を検討 ③近隣市町村との情報共有、広域化･集約化の協議 【北海道】 ①各ブロックの進捗状況等の把握 ②市町村等間の調整、技術的支援 ③複数ブロック間の協議・調整 ④広域化･集約化の推進に対して、効果的にインセンティブが働くものとなるよう、必要に応じ、国に対して交付金制度の充実などを要望

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

第 2 章　南富良野町の特性

第 1 節　歴史と沿革

1-1. 歴史

南富良野町は、明治 41 年(1908 年)に下富良野村戸長役場から分離創設したときに、富良野の南方に位置するところから「南富良野」と名付けられました。

富良野という地名は明治 19 年(1886 年)に内田瀞という人が植民地選定報文に、この地方の原野名を「フラヌ」と仮名書きで記していますが、その後「振縫」という当て字を用いたこともありました。

フラヌとは、アイヌ語で「赤色の溶岩や焼け石のたくさんあるところ」という意味で、十勝岳付近の状況を指しています。

出典：南富良野町　町勢要覧(平成 25 年(2013 年)12 月)

1-2. 沿革

本町は、明治 24 年(1891 年)に砂金採取者の入地により開発が進められ、明治 33 年(1900 年)にユクトラシュベツ原野の区画測設が行われ、翌年より団体移住として伊勢団体、岐阜団体などの入植が進みました。

明治 41 年(1908 年)4 月に下富良野村戸長役場から分離し、南富良野村外 1 カ村戸長役場が置かれ、昭和 7 年(1932 年)に占冠村と組合役場を解消し、南富良野村として独立しました。

昭和 42 年(1967 年)の町政施行により南富良野町が誕生し、平成 23 年(2011 年)には、開基 120 年を迎えています。平成 29 年(2017 年)には町制施行 50 年を迎えました。

出典：南富良野町第 6 次総合計画(令和 5 年(2023 年)3 月)

第 2 節　位置と地勢など

2-1. 位置

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、町の東部は十勝総合振興局管内新得町、西部は空知総合振興局内夕張市、南部は占冠村、北部は富良野市に隣接しています。

町域は、東西 43.3km、南北 45.9km、面積 665.54km² を有しています。

出典：南富良野町地域防災計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

表 1.2.2.1　位置・経緯度

区　分	東(東経)	西(東経)	南(北緯)	北(北緯)
経緯度	142° 46′ 46″	142° 14′ 35″	43° 00′ 18″	43° 24′ 18″

出典：南富良野町地域防災計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

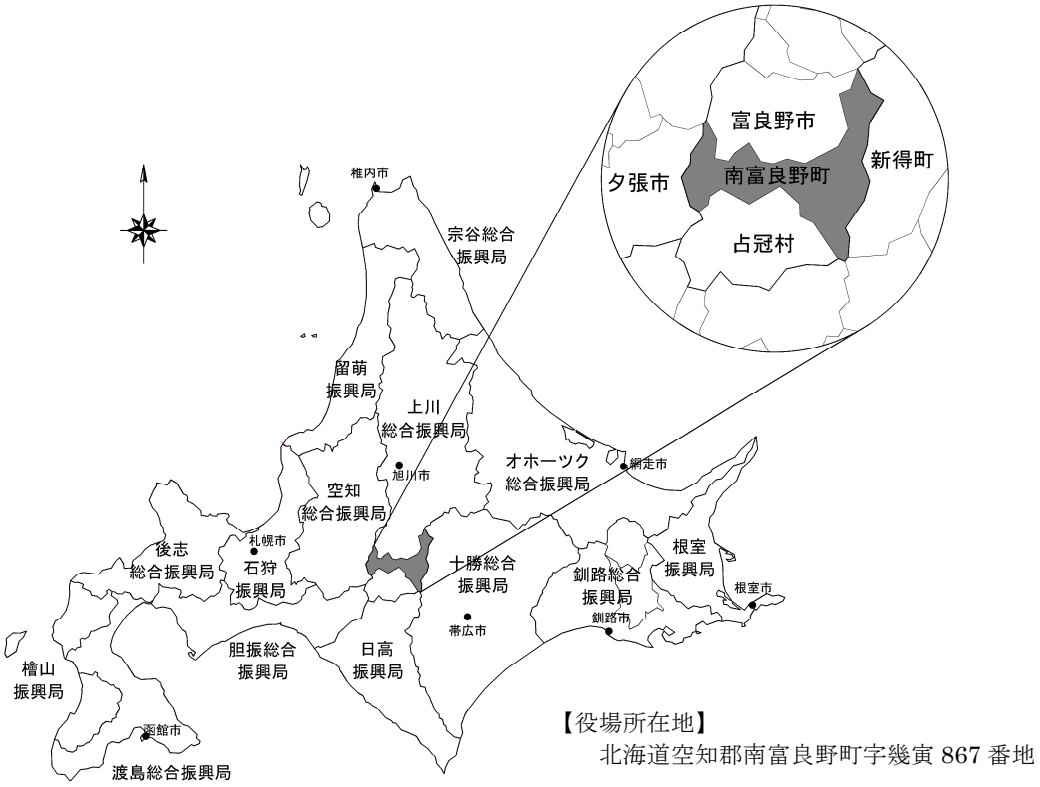

図 1.2.2.1　南富良野町の位置

2-2. 地勢

町の北東には大雪山系の十勝岳、南には日高山脈、西方は芦別岳、夕張岳を主峰とする夕張山脈が南北に縦走するなど、四方が山に囲まれ、東西に貫流する空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山と、6 つの集落が形成されています。

町土の約 90%が国有林、道有林、民有林の森林地帯であり、町の中央部には金山ダムによってできた人工湖(かなやま湖)があります。

出典：南富良野町地域防災計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

第 3 節　気候的特性

3-1. 年別の気候的特性

本町の気候的特性について、平成 25 年(2013 年)から令和 4 年(2022 年)の過去 10 ヶ年における幾寅観測所の気象概況を下表に整理します。

上川総合振興局管内(以下、「管内」と称す)では比較的気温が低いといわれる本町ですが、平均気温について、平成 25 年(2013 年)から平成 29 年(2017 年)までの前期 5 ヵ年※が約 5.9℃に対し、平成 30 年(2018 年)から令和 4 年(2022 年)までの後期 5 ヵ年※は約 6.3℃と、気温が上昇していることが伺えます。

一方、降雪量総量は経年的に減少傾向にあり、直近の令和 4 年(2022 年)では過去 10 年間で最も少ない 334cm であることなど、本町においても地球温暖化による影響が伺えます。

※：本計画では、平成 25 年(2013 年)から平成 29 年(2017 年)までを前期 5 ヵ年、平成 30 年(2018 年)から令和 4 年(2022 年)までを後期 5 ヵ年とする(以下共通)。

表 1.2.3.1　年別気象概況(幾寅観測所)

年　　次	気温(℃)			降水量(mm)		降雪(cm)		積雪(cm)
	日平均	最高	最低	総量	日最大	総量	日最大	最深
平成 25 年　(2013)	5.8	31.8	-25.5	1146.0	66.5	629	23	95
平成 26 年　(2014)	5.8	33.5	-26.2	870.5	56.0	513	28	87
平成 27 年　(2015)	6.4	31.3	-25.2	921.5	64.0	528	34	95
平成 28 年　(2016)	5.7	31.5	-23.1	1663.5	168.0	555	31	92
平成 29 年　(2017)	5.6	33.2	-26.7	943.5	37.0	503	34	84
平成 30 年　(2018)	6.1	33.7	-24.8	1325.0	89.5	564]	27]	102]
令和 1 年　(2019)	6.1	32.6	-25.7	892.5	86.0	545]	20]	56]
令和 2 年　(2020)	6.4	33.2	-29.6	763.5	40.0	429	21	59
令和 3 年　(2021)	6.6	34.0	-26.0	1061.5	52.5	492	46	112
令和 4 年　(2022)	6.5	31.8	-25.0	1290.5	98.0	334	40	85
平　均　値	6.1	32.7	-25.9	1087.8	75.8	509.2	30.4	86.7

「] 」 印：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています(資料不足値)。
値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

出典：気象庁　過去の気象データ(アメダス幾寅観測所)

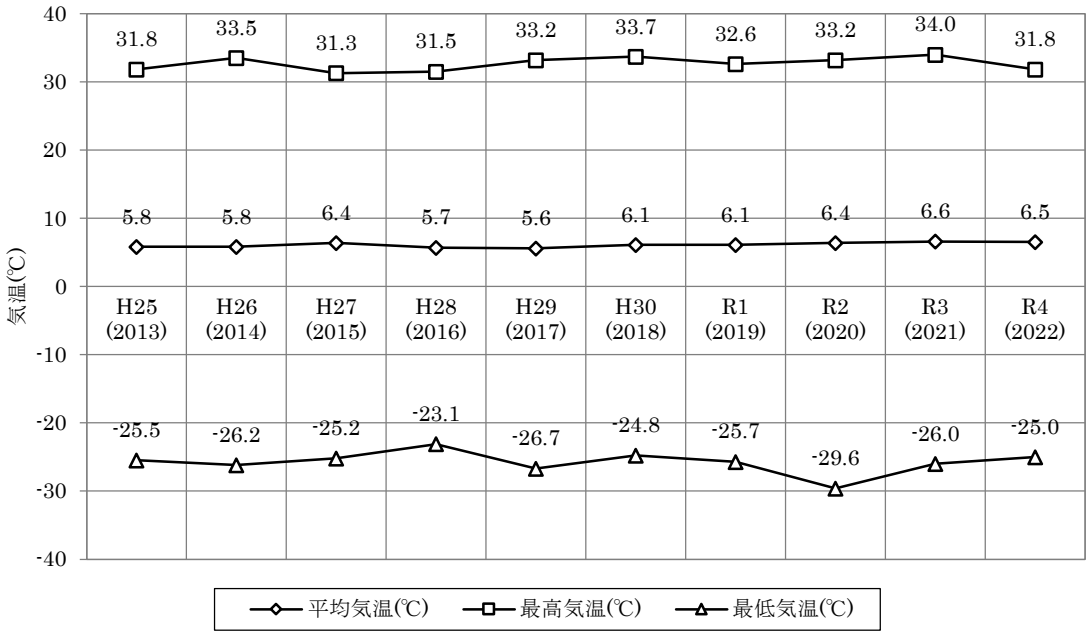

図 1.2.3.1　年別気温の概況(幾寅観測所)

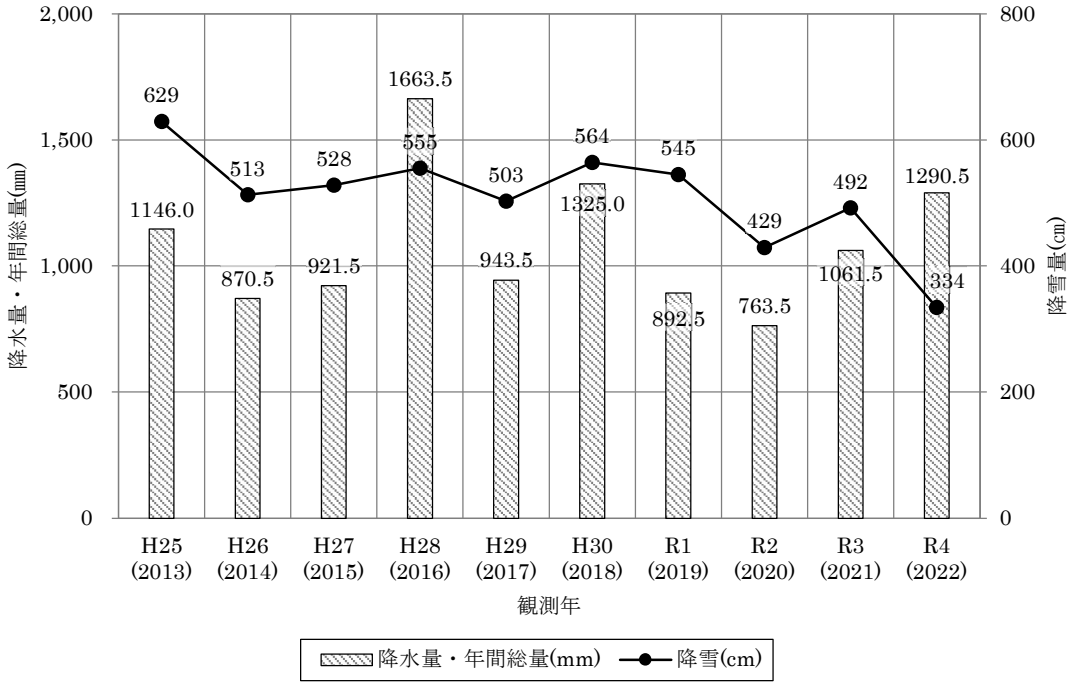

図 1.2.3.2　年別降水・降雪量の概況(幾寅観測所)

3-2. 月別の気候的特性

本町の月別の気候的特性について、令和 4 年(2022 年)における幾寅観測所の気象概況を下表に整理します。

最高気温は 7 月の 31.8℃であり、過去 40 年における極値としては 34.6℃(1997.8.10)※です。

一方、最低気温は 1 月－25.0℃であり、過去 40 年における極値である－33.4℃(1982.2.6)※に対して 8.4℃の上昇と、比較的開きがあったことが伺えます。

※：南富良野町地域防災計画(R3.11)

表 1.2.3.2　月別の気象概況(令和 4 年(2022 年)　幾寅観測所)

月	降水量(mm)		気　　温(℃)					風向・風速(m/s)			日照時間(h)	雪(cm)	
	合計	日最大降水量	平　　均			最高	最低	平均風速	最大風速			降雪合計	最深積雪
			平均	日最高	日最低				風速	風向			
1	71.0	27.5	-9.1	-4.0	-16.3	0.1	-25.0	2.0)	9.0)	西北西	95.3	126	85
2	18.5	4.5	-7.1	-2.7	-12.8	3.6	-23.4	2.6	9.8	北西	99.4	74	66
3	38.5	9.5	-1.0	3.0	-6.2	9.1	-20.1	2.6	8.9	西北西	120.5	50	65
4	14.0	5.5	6.3	12.2	-0.7	20.2	-8.8	2.8	10.2	西北西	208.1	1	9
5	126.0	26.5	12.1	18.6	5.5	28.2	-0.5	2.7	8.9	西北西	202.6	0	0
6	133.5	39.0	15.0	20.4	10.7	26.9	3.0	2.2	7.4	南西	139.1	0	0
7	69.0	30.5	20.5	25.7	16.7	31.8	14.4	2.1	7.1	東	141.5	0	0
8	362.0	98.0	18.8	23.8	14.4	29.5	8.9	2.0	6.6	東	114.3	0	0
9	163.5	51.0	15.7	22.0	10.0	28.5	0.5	1.9	8.3	北西	186.4	0	0
10	104.0	33.5	8.7	14.4	3.7	26.3	-5.2	2.0	10.7	東	148.2	0	0
11	116.5	33.0	3.4	7.8	-1.3	16.5	-5.7	2.2	8.3	西北西	85.2	0	0
12	74.0	25.5	-4.9	-1.7	-9.7	2.3	-17.7	2.7	9.4	東	72.4	116	62

「) 印」：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱います(準正常値)。 必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80%を基準とします。

2021 年 3 月 2 日より、アメダスの日照時間は「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値となりましたので、日照計による観測値と単純比較できません。詳しくは要素ごとの値の補足説明をご覧ください。

出典：気象庁　過去の気象データ(アメダス幾寅観測所)

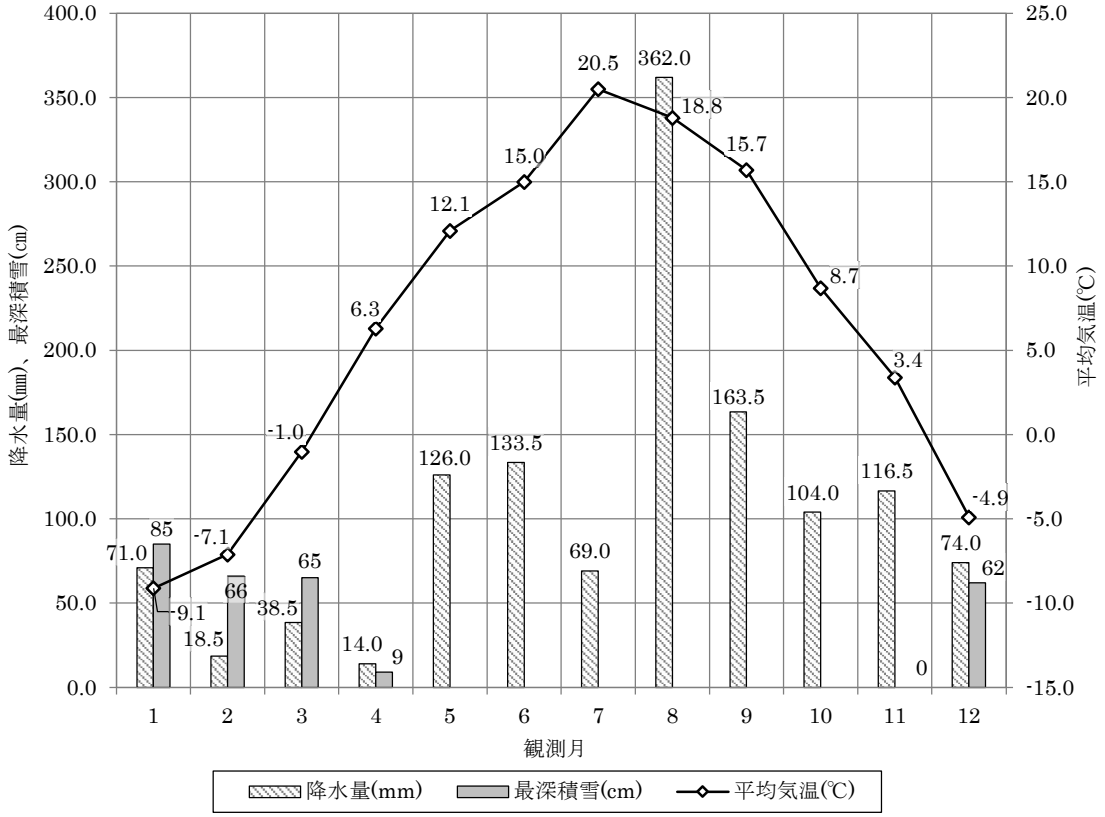

図 1.2.3.3　月別の気象概況(令和 4 年(2022 年)　幾寅観測所)

第 4 節　社会的環境

4-1. 人口・世帯の状況

国勢調査による本町の総人口は、昭和 40 年(1965 年)の 11,029 人をピークに令和 2 年(2020 年)では 2,376 人と減少傾向を示し、ピーク時の約 20%の割合です(2,376／11,029×100＝21.54)。

人口減少の主な要因としては、全国的な傾向である少子化による世帯人口の減少の他、地方都市にみられる若年層の転出などが考えられます。

世帯数については、昭和 40 年(1965 年)の 2,493 世帯に対して令和 2 年(2020 年)は 1,075 世帯と、ピーク時の約 43%の割合であり(1,075／2,493×100＝43.12≒43)、一世帯あたり人員も 2.2 人と最小値を更新する等、核家族が進行していることが伺えます。

表 1.2.4.1　行政人口及び世帯数の推移

(単位：世帯、人、人/世帯)

年　次	世帯数	人　口			一世帯あたり平均人員
	(世帯)	総数	男	女	
昭和 22 年 (1947)	1,576	8,237	4,229	4,008	5.2 人
昭和 25 年 (1950)	1,681	8,922	4,534	4,388	5.3 人
昭和 30 年 (1955)	1,856	9,615	4,950	4,665	5.2 人
昭和 35 年 (1960)	2,186	10,090	5,182	4,908	4.6 人
昭和 40 年 (1965)	2,493	11,029	6,440	4,589	4.4 人
昭和 45 年 (1970)	1,947	6,868	3,471	3,397	3.5 人
昭和 50 年 (1975)	1,646	5,136	2,579	2,557	3.1 人
昭和 55 年 (1980)	1,630	4,530	2,266	2,264	2.8 人
昭和 60 年 (1985)	1,481	3,976	1,992	1,984	2.7 人
平成 2 年 (1990)	1,436	3,650	1,841	1,809	2.5 人
平成 7 年 (1995)	1,348	3,331	1,663	1,668	2.5 人
平成 12 年 (2000)	1,323	3,236	1,632	1,604	2.4 人
平成 17 年 (2005)	1,220	2,947	1,513	1,434	2.4 人
平成 22 年 (2010)	1,199	2,814	1,401	1,413	2.3 人
平成 27 年 (2015)	1,132	2,555	1,273	1,282	2.3 人
令和 2 年 (2020)	1,075	2,376	1,228	1,148	2.2 人

出典：各年の国勢調査

図 1.2.4.1　人口及び世帯数、世帯人数の推移

4-2. 年齢階層別人口

本町の年齢階層別人口をみると、65 歳以上の高齢率が平成 12 年(2000 年)の 24.1%に対し、令和 2 年(2020 年)では約 1.3 倍の約 32.2%に達する一方、15 歳未満の若年者率は 14.0%から 10.5%に減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

表 1.2.4.2　年齢階層別人口(20 年間・平成 12 年(2000 年)／令和 2 年(2020 年))

(人口：人、構成比：%)

項　　目	平成 12 年(2000 年)		令和 2 年(2020 年)			
	人　口	構成比	総　　数		男　女　別	
			人　口	構成比	男	女
総　　数	3,236	100	2,376	100	1,228	1,148
15 歳未満	452	14.0	250	10.5	123	127
0～4	133	4.1	81	3.4	43	38
5～9	158	4.9	96	4.0	41	55
10～14	161	5.0	73	3.1	39	34
15～64 歳	2,004	61.9	1,355	57.2	772	583
15～19	136	4.2	92	3.9	52	40
20～24	158	4.9	75	3.2	53	22
25～29	218	6.7	115	4.8	67	48
30～34	218	6.7	124	5.2	66	58
35～39	187	5.8	140	5.9	71	69
40～44	197	6.1	135	5.7	88	47
45～49	210	6.5	171	7.2	104	67
50～54	244	7.5	192	8.1	100	92
55～59	216	6.7	146	6.1	83	63
60～64	220	6.8	165	6.9	88	77
65 歳以上	779	24.1	766	32.2	328	438
65～69	246	7.6	160	6.7	83	77
70～74	236	7.3	168	7.1	84	84
75～79	144	4.5	128	5.4	51	77
80～84	90	2.8	128	5.4	59	69
85～89	39	1.2	94	4.0	31	63
90～94	20	0.6	68	2.9	17	51
95～99	4	0.1	13	0.6	3	10
100 歳以上	－	－	7	0.3	－	7
不　詳	－	－	5	0.2	5	－

出典：各年の国勢調査

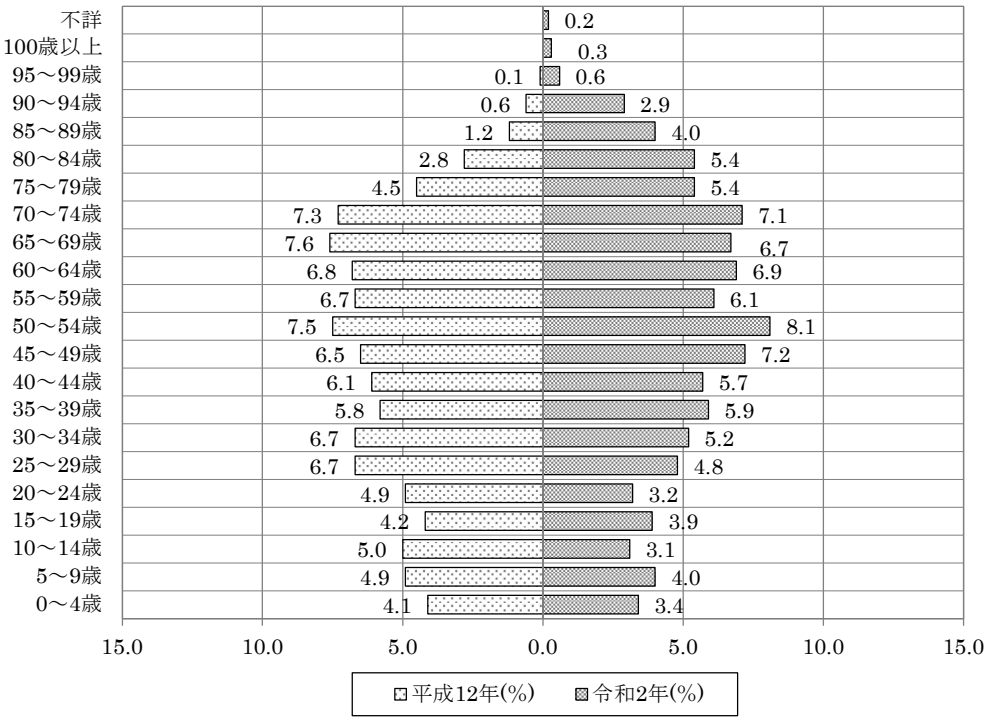

図 1.2.4.2　年齢階層別人口の割合(平成 12 年(2000 年)／令和 2 年(2020 年))

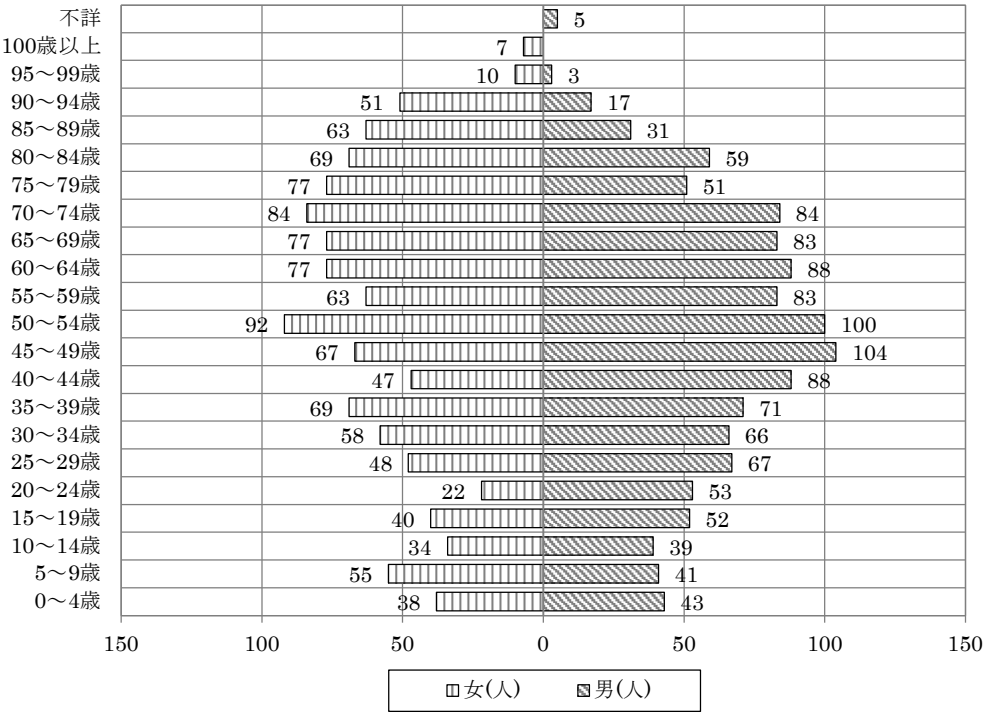

図 1.2.4.3　年齢階層別の男女人口(令和 2 年(2020 年))

4-3. 人口動態

本町の人口動態について、平成 25 年(2013 年)から令和 4 年(2022 年)の過去 10 年間における人口動態の実績・推移を下表に整理します。

自然動態では、経年的に死亡数が出生数を上回る状況にあります。

社会動態においては、令和 3 年(2021 年)までは平成 27 年(2015 年)を除いて、転出人口が転入人口を上回っていましたが、直近の令和 4 年(2022 年)は、転入数が転出数を上回っています。

表 1.2.4.3　人口動態の実績・推移

(単位：人)

年　次	自然動態			社会動態			職　権		
	出生	死亡	差	転入	転出	差	その他増	その他減	差
平成 25 年　(2013)	15	48	▲33	139	158	▲19	2	0	2
平成 26 年　(2014)	23	52	▲29	128	192	▲64	4	5	▲1
平成 27 年　(2015)	18	44	▲26	137	117	20	0	1	▲1
平成 28 年　(2016)	20	56	▲36	143	159	▲16	2	1	1
平成 29 年　(2017)	20	45	▲25	146	148	▲2	1	3	▲2
平成 30 年　(2018)	23	46	▲23	111	134	▲23	0	2	▲2
令和 1 年　(2019)	11	44	▲33	121	169	▲48	0	0	0
令和 2 年　(2020)	10	47	▲37	100	113	▲13	2	1	1
令和 3 年　(2021)	13	28	▲15	104	111	▲7	0	0	0
令和 4 年　(2022)	12	42	▲30	138	129	9	0	1	▲1

出典：北海道　計画局統計課

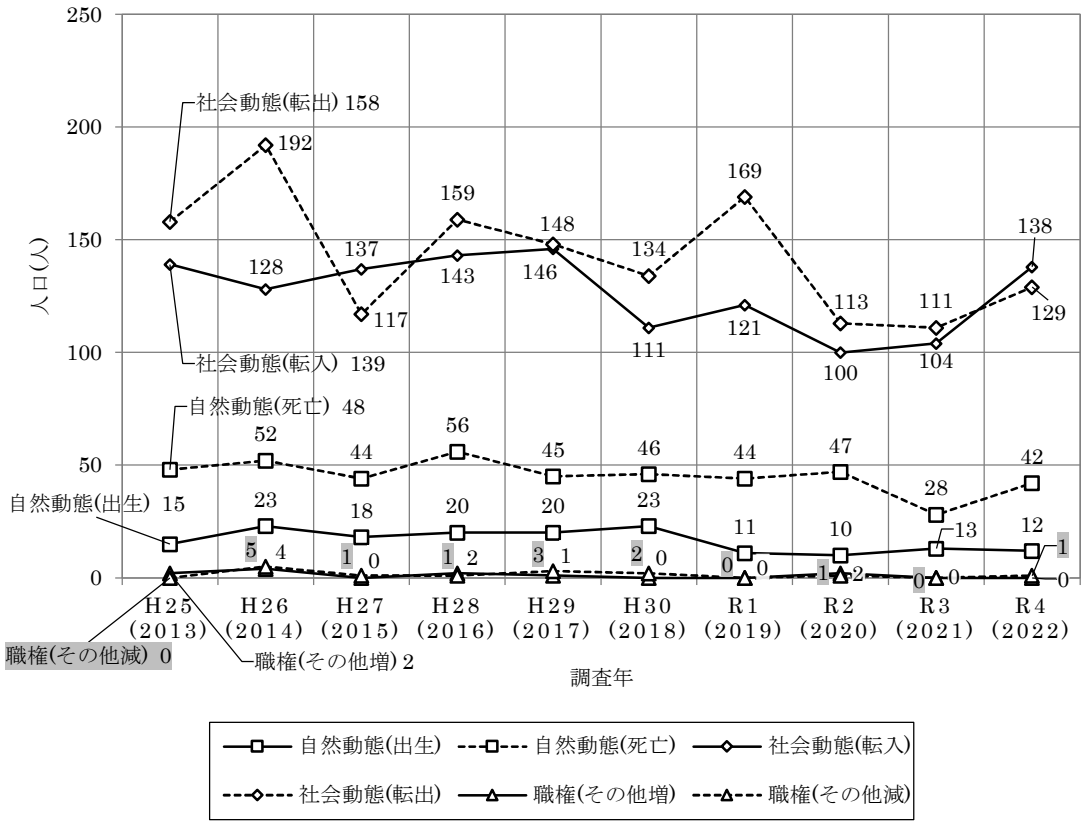

図 1.2.4.4　人口動態の推移

4-4. 外国人人口

本町の外国人人口について、平成 28 年(2016 年)から令和 4 年(2022 年)の過去 7 ヶ年における 3 ヵ月を区切りとした人口の実績・推移を下表に示します。

外国人人口は、経年的な微増傾向を示す中で、令和 3 年(2021 年)を境に急増し、令和 4 年(2022 年)12 月時点で 52 人と過去 7 ヶ年で最大を示します。

表 1.2.4.4　人口の実績・推移

単位：人、%

年　　度		人口総数	外国人	外国人割合
平成 28 年 (2016)	3 月	2,622	8	0.31%
	6 月	2,609	13	0.50%
	9 月	2,611	12	0.46%
	12 月	2,594	11	0.42%
平成 29 年 (2017)	3 月	2,560	11	0.43%
	6 月	2,592	15	0.58%
	9 月	2,584	17	0.66%
	12 月	2,562	14	0.55%
平成 30 年 (2018)	3 月	2,549	16	0.63%
	6 月	2,536	17	0.67%
	9 月	2,535	22	0.87%
	12 月	2,516	16	0.64%
令和 1 年 (2019)	3 月	2,465	15	0.61%
	6 月	2,477	18	0.73%
	9 月	2,453	21	0.86%
	12 月	2,435	14	0.57%
令和 2 年 (2020)	3 月	2,404	16	0.67%
	6 月	2,410	17	0.71%
	9 月	2,397	18	0.75%
	12 月	2,385	17	0.71%
令和 3 年 (2021)	3 月	2,357	17	0.72%
	6 月	2,359	22	0.93%
	9 月	2,363	32	1.35%
	12 月	2,363	36	1.52%
令和 4 年 (2022)	3 月	2,332	37	1.59%
	6 月	2,343	42	1.79%
	9 月	2,345	49	2.09%
	12 月	2,341	52	2.22%

出典：各年の住民基本台帳

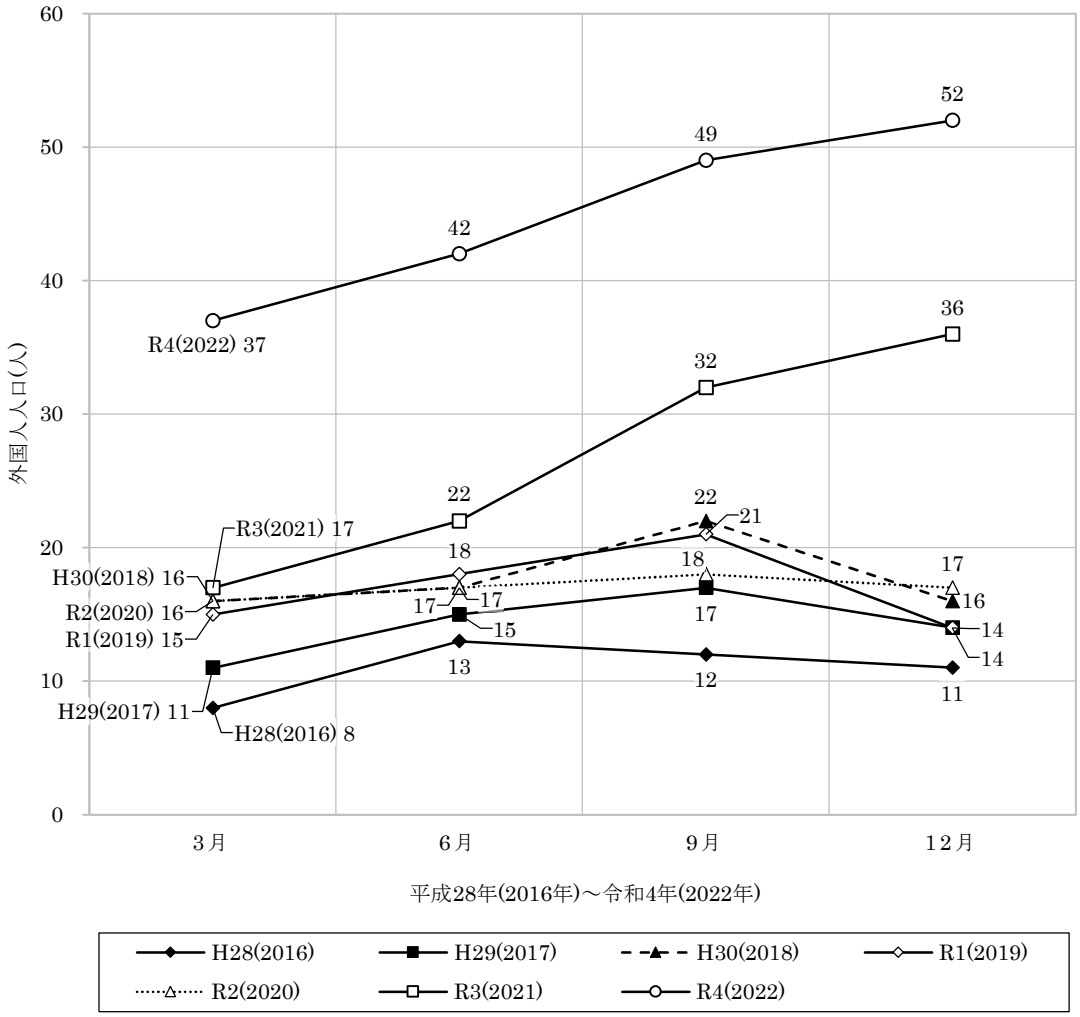

図 1.2.4.5　外国人人口の実績・推移

4-5. 就業人口

本町の就業人口について、平成 22 年(2010 年)、平成 27 年(2015 年)、令和 2 年(2020 年)による産業別 15 歳以上就業者数の実績・推移を下表に整理します。

就業人口の総数について、令和 2 年(2020 年)では 1,277 人と、10 年前である平成 22 年(2010 年)の 1,400 人に対して約 91%と減少傾向を示しましたが、5 年前である平成 27 年(2015 年)の 1,271 人に対しては 101%と微増傾向です。

産業別の割合・推移では、第一次産業が 22.9%・20.2%・20.7%、第二次産業が 17.7%、14.9%、16.3%、第三次産業が 59.4%、64.6%、62.0%と、比較的大きな変化がみられないことが伺えます。

表 1.2.4.5　産業別 15 歳以上就業者数の推移

区　　分	平成 22 年 (2010)		平成 27 年 (2015)		令和 2 年 (2020)	
	人	%	人	%	人	%
第一次産業	320	22.9	257	20.2	264	20.7
農　　業	320	22.9	219	17.2	209	16.4
林　　業			38	3.0	55	4.3
漁　　業	－	－	－	－	－	－
第二次産業	248	17.7	189	14.9	208	16.3
鉱　　業	21	1.5	37	2.9	35	2.7
建　設　業	49	3.5	48	3.8	54	4.2
製　造　業	178	12.7	104	8.2	119	9.3
第三次産業	832	59.4	821	64.6	792	62.0
電気・ガス・水道	4	0.3	1	0.1	7	0.5
情報通信業	3	0.2	2	0.2	－	－
運輸・通信(郵便)業	33	2.4	25	2.0	30	2.3
卸売・小売業、飲食店	76	5.4	81	6.4	76	6.0
金融・保険業	3	0.2	4	0.3	5	0.4
不動産業	2	0.1	4	0.3	3	0.2
学術研究、専門・技術サービス	6	0.4	4	0.3	4	0.3
宿泊業、飲食サービス業	111	7.9	91	7.2	106	8.3
生活関連サービス業・娯楽業	46	3.3	50	3.9	34	2.7
教育・学習支援業	64	4.6	60	4.7	75	5.9
医療・福祉	240	17.1	257	20.2	253	19.8
複合サービス業	26	1.9	36	2.8	23	1.8
サービス業(その他)	109	7.8	92	7.2	69	5.4
公務(他に分類されないもの)	109	7.8	114	9.0	107	8.4
分類不可能の産業	－	－	4	0.3	13	1.0
総　　数	1,400	100	1,271	100	1,277	100

出典：各年の国勢調査

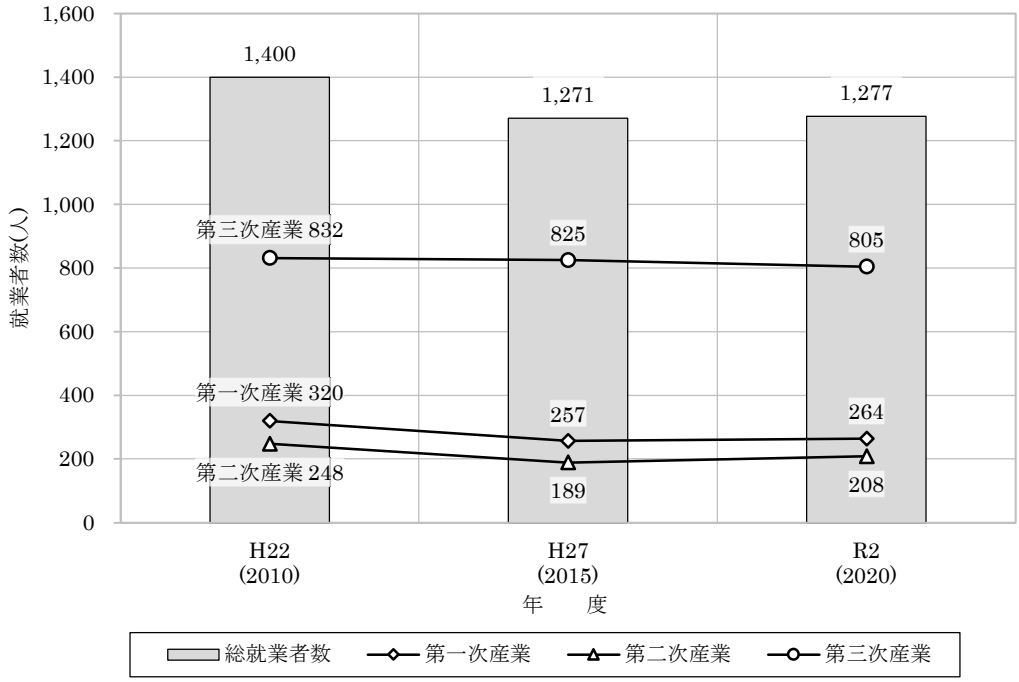

※上図では、「分類不可能の産業」の就業者数は、第三次産業に含めている。

図 1.2.4.6　産業別 15 歳以上就業者数の推移

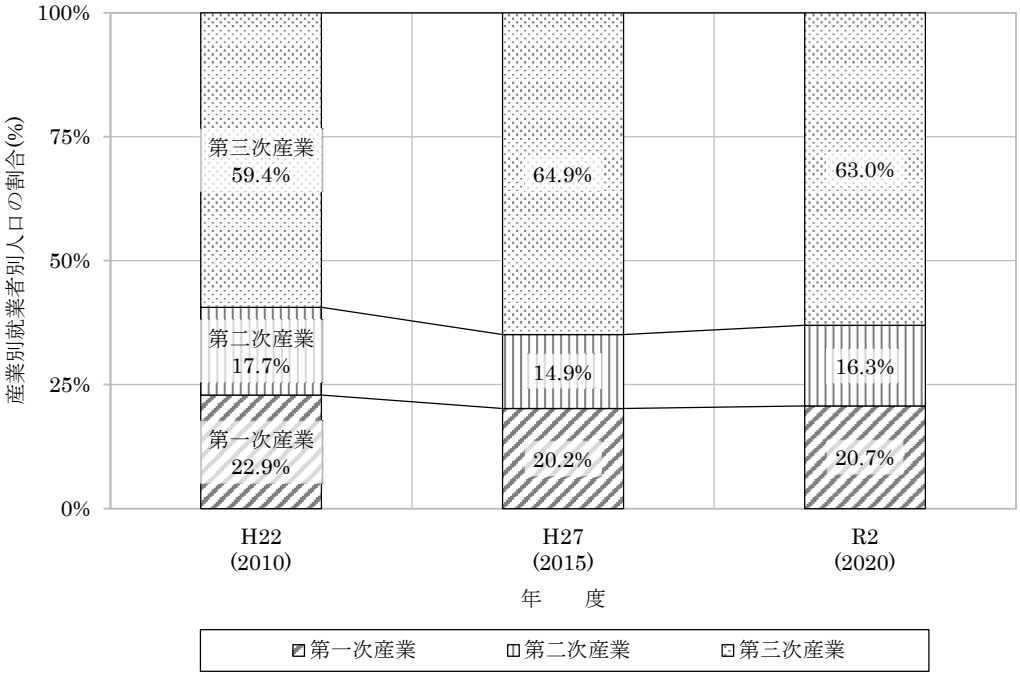

※上図では、「分類不可能の産業」の就業者数は、第三次産業に含めている。

図 1.2.4.7　産業別構成の推移

表 1.2.4.6　産業分類の推移

（単位：事業所，人）

区分	平成 26 年度 (2014)		平成 28 年度 (2016)		令和 3 年度 (2022)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	13	109	7	63	10	90
農林・漁業	13	109	7	63	10	90
第二次産業	25	205	22	171	18	160
鉱　業	1	26	2	44	1	28
建設業	13	86	12	77	13	120
製造業	11	93	8	50	4	12
第三次産業	127	869	101	643	83	550
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	1	3	－	－
情報通信業	－-	－	－	－	－	－
運輸・郵便業	4	23	4	21	6	27
卸売・小売業	31	135	26	117	13	68
金融・保険業	1	4	1	4	－	－
不動産業・物品賃貸業	3	5	3	2	3	4
学術研究、専門･技術サービス業	1	1	1	1	2	6
宿泊業、飲食サービス業	28	134	23	80	23	92
生活関連サービス業、娯楽業	15	60	12	43	10	34
教育、学習支援業	5	55	－	－	－	－
医療、福祉	17	347	9	226	10	239
複合サービス業	5	31	5	27	1	1
サービス業(*1)	16	71	16	79	15	79
総　　数	165	1,183	130	877	111	800

＊．サービス業(*1)：他に分類されないもの

出典：各年の経済センサス

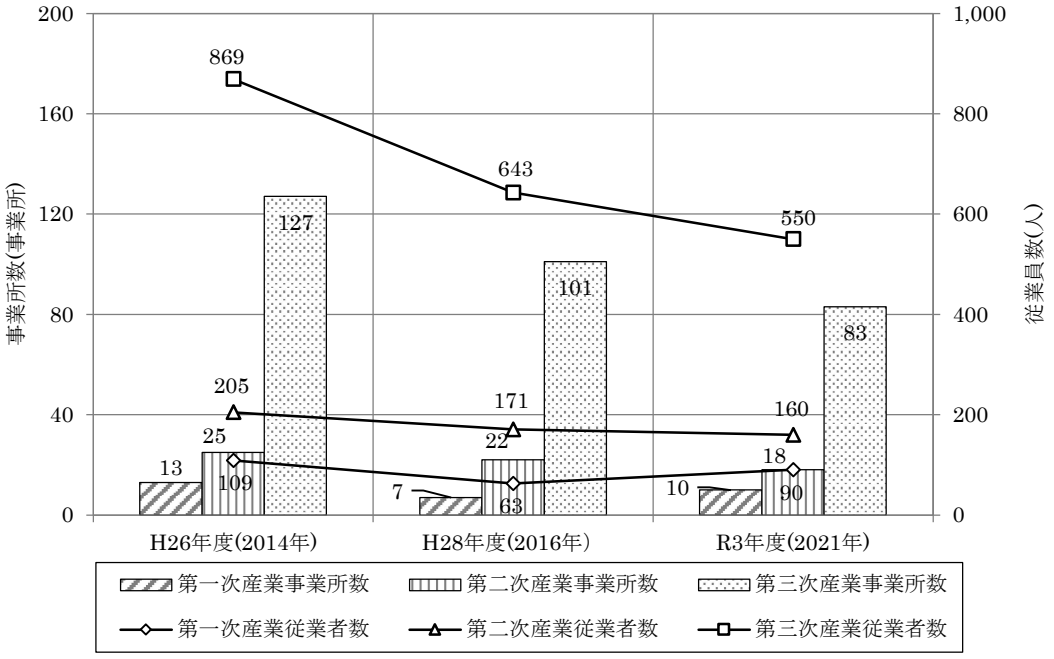

図 1.2.4.8　産業分類の推移

第 5 節　産業の状況

5-1. 産業構造における売上(収入)

本町の産業構造における売上(収入)額をみると、第三次産業が 51 億 2000 万円と、全体売上の 53.9%を占めています。次いで第二次産業が 32 億 2500 万円で 33.9%と続き、第一次産業については、10 億 3400 万円と、全体売上の 10.9%となります。

細分類別の売上(収入)では、鉱業が 18 億 5600 万円と最も高く、全体売上に対しの 19.8%もの割合を示します。

表 1.2.5.1　産業別売上(収入)額

業　種　別	売上(収入)額※ (百万円)	比　　率 (%)
総　　数	9,500	100.0
第一次産業	1,034	10.9
第二次産業	3,225	33.9
第三次産業	5,120	53.9

※:出典資料の一部金額プライバシー保護のため非公表の数値(X 表記)があります
そのため各業種の合計値と合計比率は一致していません

出典：経済センサス(令和 3 年度)

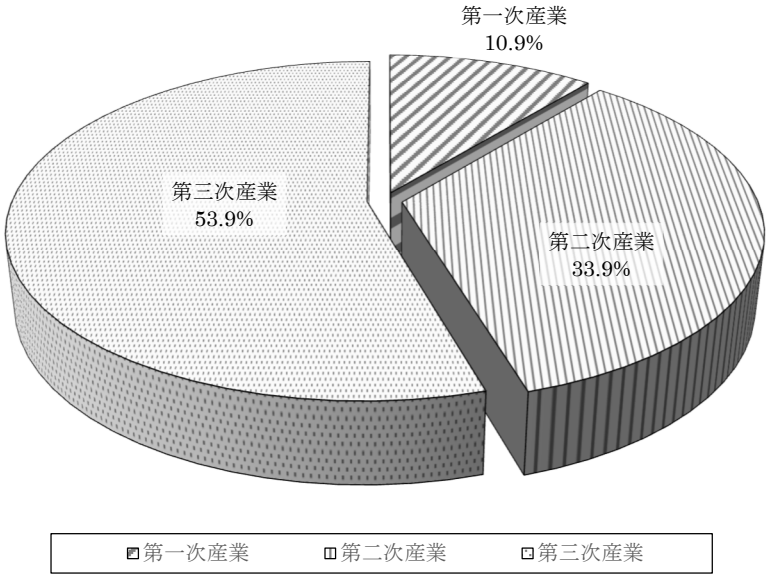

図 1.2.5.1　産業別売上(収入)額の割合

表 1.2.5.2　産業細分類別の売上(収入)額

区　　分		売上(収入)額 (百万円)	比　率 (%)
第一次産業		1,034	11.0
	農林・漁業	1,034	11.0
第二次産業		3,225	34.4
	鉱　業	1,856	19.8
	建設業	931	9.9
	製造業	438	4.7
第三次産業		5,120	54.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－
	情報通信業	－	－
	運輸・郵便業	147	1.6
	卸売・小売業	1,691	18.0
	金融・保険業	X※2	X※2
	不動産業・物品賃貸業	22	0.2
	学術研究、専門・技術サービス業	X※2	X※2
	宿泊業、飲食サービス業	224	2.4
	生活関連サービス業、娯楽業	104	1.1
	教育、学習支援業	－	－
	医療、福祉	1,671	17.8
	複合サービス業	566	6.0
	サービス業※1	675	7.2
全産業		9,500	100.0

※1：サービス業(他に分類されないもの)

※2：「X」は出典資料内の表記である(プライバシーを保護するため非公表)

出典：経済センサス(令和 3 年度)

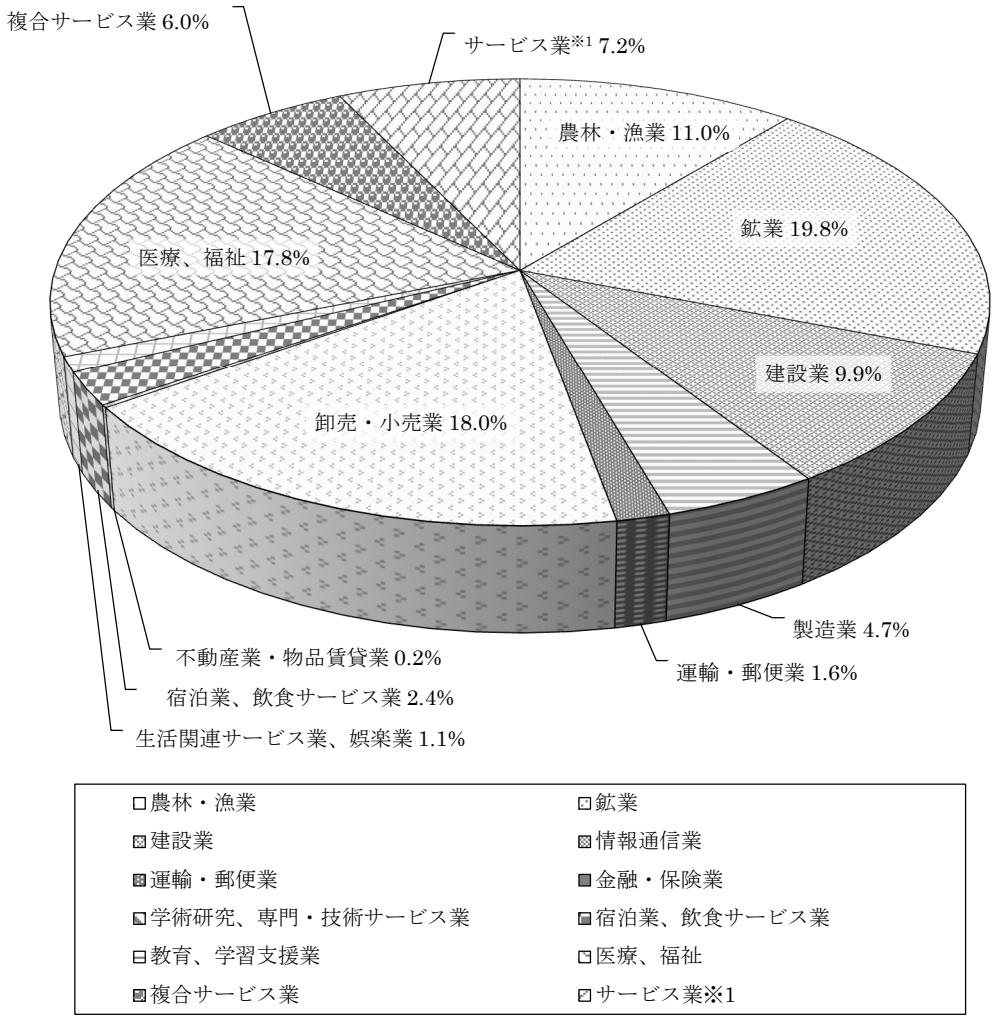

※1：サービス業(他に分類されないもの)

図 1.2.5.2　産業細分類別の売上(収入)額の割合

5-2. 産業別の就業者数

（１）第一次産業

本町の第一次産業の就業者数を下表に整理します。

農業が 209 人と最も多く、総数 264 人に対して約 79%と高い割合を示し、林業については 55 人と、約 21%の割合です。

漁業については該当者なしです。

表 1.2.5.3　第一次産業分類別就業者数

	就業者数(人)			割合(%)
	総　数	男	女	
農　　業	209	121	88	79.2%
林　　業	55	49	6	20.8%
漁　　業	－	－	－	－
計	264	170	94	100%

出典：国勢調査(令和 2 年度)

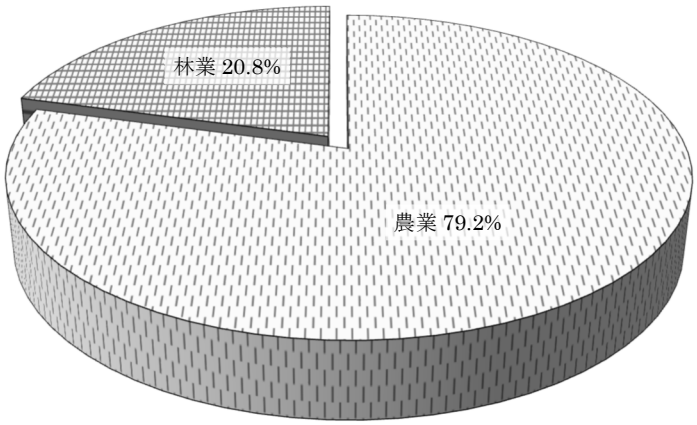

図 1.2.5.3　第一次産業における就業者数の割合

＜農　業＞

本町の平成 30 年度(2018 年度)の作物別耕地面積の種類・内訳を下表に整理します。

種類別では人参が 365ha と最も多く、耕地面積の合計 1,659ha に対して約 22.0%と高い割合を示し、次いで麦類が 340ha、20.5%、牧草が 302ha、18.2%であり、この 3 種類で約 60%と半分以上の割合を示します。

表 1.2.5.4　作物別耕地面積

種　類	耕地面積(ha)	割合(%)
水　稲	96	5.8%
麦　類	340	20.5%
馬鈴薯類	242	14.6%
人　参	365	22.0%
そ　ば	132	8.0%
スイートコーン	118	7.1%
甜　菜	64	3.9%
牧　草	302	18.2%
合　計	1,659	100%

出典：南富良野町　町勢要覧(平成 30 年度(2018 年度))

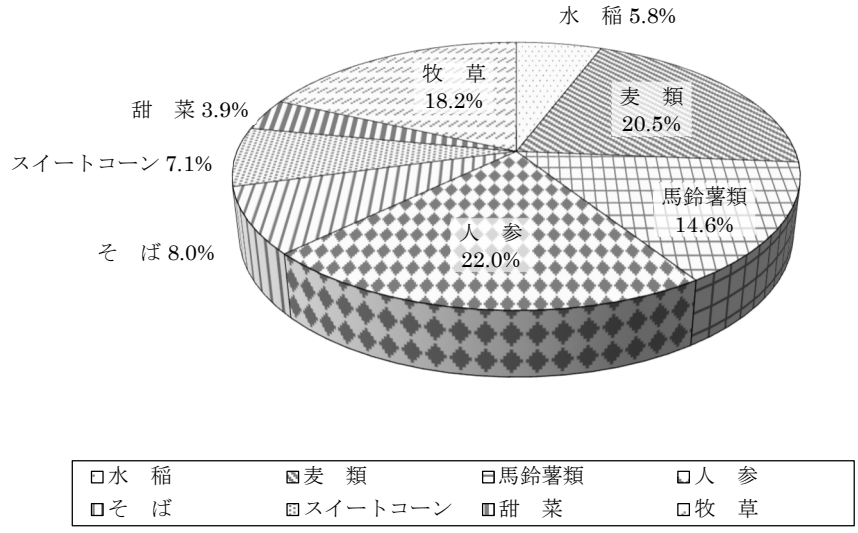

図 1.2.5.4　作物別経営耕地面積の割合

＜林　業＞

本町の森林面積・蓄積量の区分を下表に整理します。

森林面積では、国有林が 47,227ha と最も多く、森林面積の合計 59,005ha に対して約 80.0%と高い割合を示し(47,227／59,005×100＝80.03≒80.0)、私有林等が 7,016ha、11.9%の割合を示します(7,016／59,005×100＝11.89≒11.9)。

蓄積量は、針葉樹が 5,564 千 m^3 と広葉樹よりも多く、内訳では国有林の針葉樹が最も多く、全体の 39.0%を示します(3,763／9,641×100＝39.03≒39.0)。

表 1.2.5.5　森林面積・蓄積量の状況

区　分	森林面積(ha)					蓄積量(千 m^3)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
国有林	47,227	34,664	9,952	－	2,611	6,801	3,763	3,038
道有林	2,571	1,825	735	11	－	567	239	328
町有林	2,191	1,138	1,013	40	－	521	318	203
私有林等	7,016	4,226	2,590	201	－	1,752	1,244	508
合　計	59,005	41,852	14,290	252	2,611	9,641	5,564	4,077

出典：北海道林業統計(令和 3 年度(2021 年度))

（２）第二次産業

本町の第二次産業の就業者数を下表に整理します。

製造業が 119 人と最も多く、総数 208 人に対して約 57%と高い割合を示し、次いで建設業が 54 人、26.0%、鉱業、採石業、砂利採取業が 35 人、16.8%と続きます。

表 1.2.5.6　第二次分類別就業者数

	就業者数(人)			割合(%)
	総　数	男	女	
鉱業、採石業、砂利採取業	35	29	6	16.8%
建　設　業	54	46	8	26.0%
製　造　業	119	68	51	57.2%
計	208	143	65	100%

出典：国勢調査(令和 2 年度(2020 年度))

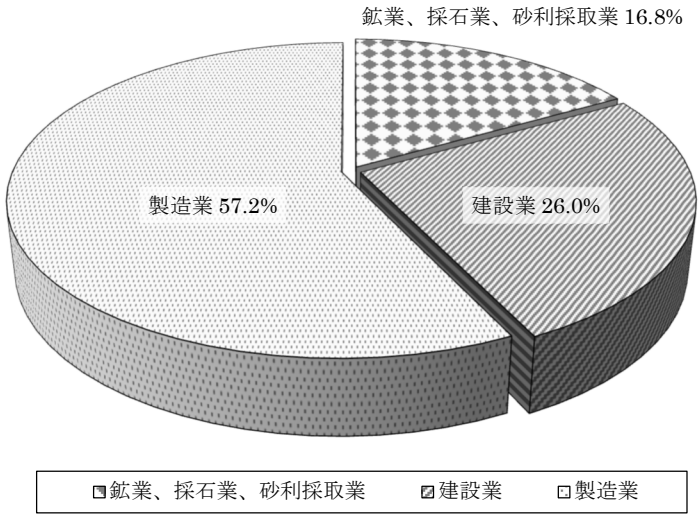

図 1.2.5.5　第二次産業における就業者数の割合

（３）第三次産業

本町の第三次産業の就業者数を下表に整理します。

医療、福祉が 253 人と最も多く、総数 792 人に対して約 32%と高い割合を示し、次いで公務が 107 人、13.5%、宿泊業、飲食サービス業が 106 人、13.4%であり、この 3 業種で約 59%と半分以上の割合を示します。

男女別の人数をみると、就業者数が最も多い医療、福祉の他、卸売業、小売業において、女性の数が男性を上回っていることが伺えます。

表 1.2.5.7　第三次産業分類別就業者数

	就業者数(人)			割合(%)
	総　数	男	女	
電気・ガス・熱供給・水道業	7	7	－	0.9%
情報通信業	－	－	－	－
運輸業、郵便業	30	24	6	3.8%
卸売業、小売業	76	29	47	9.6%
金融業、保険業	5	3	2	0.6%
不動産業、物品賃貸業	3	1	2	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	4	3	1	0.5%
宿泊業、飲食サービス業	106	56	50	13.4%
生活関連サービス業娯楽業	34	23	11	4.3%
教育、学習支援業	75	45	30	9.5%
医療、福祉	253	96	157	31.9%
複合サービス業	23	19	4	2.9%
サービス業※1	69	45	24	8.7%
公　　務	107	84	23	13.5%
計	792	435	357	100%

※1：サービス業(他に分類されないもの)

出典：国勢調査(令和 2 年度(2020 年度))

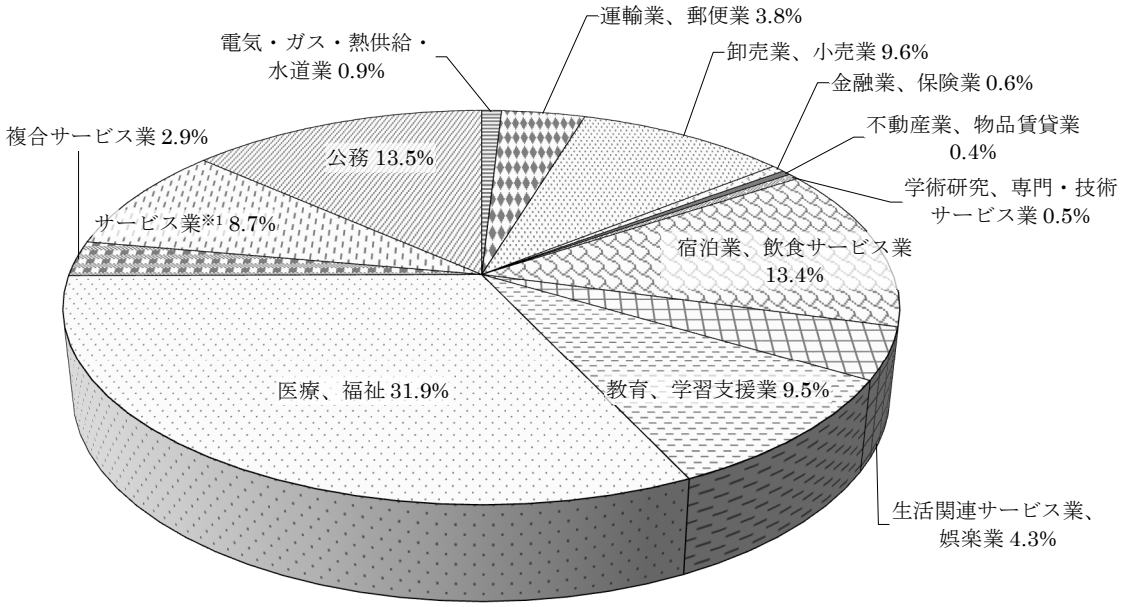

※1：サービス業(他に分類されないもの)

図 1.2.5.6　第三次産業における就業者数の割合

5-3. 観光の状況

本町の観光状況について、平成 25 年(2013 年)から令和 4 年(2022 年)の過去 10 年間における観光入込客数の実績・推移を下表に示します。

入込客数は、平成 27 年(2015 年)で 410,300 人と 40 万人を超え、令和元年(2019 年)まで約 38 万人～43 万人の間で推移していました。

令和 2 年(2020 年)は、世界的なコロナ感染症の流行により道内外の移動が規制される中、前年度と比較して約 66%と大幅に減少しています(269,100／408,900×100＝65.81≒66)。

令和 4 年(2022 年)は 370,200 人と、入込客数の回復傾向が伺えます。

表 1.2.5.8　観光入込客数の推移

(単位：人)

年　　度	入込客数合計	道外客	道内客
平成 25 年(2013)	387,200	85,100	302,100
平成 26 年(2014)	375,300	72,400	302,900
平成 27 年(2015)	410,300	88,500	321,800
平成 28 年(2016)	379,000	85,100	293,900
平成 29 年(2017)	429,400	96,300	333,100
平成 30 年(2018)	390,500	95,300	295,200
令和 1 年(2019)	408,900	96,800	312,100
令和 2 年(2020)	269,100	28,600	240,500
令和 3 年(2021)	259,700	30,700	229,000
令和 4 年(2022)	370,200	58,400	311,800

出典：北海道観光入込客数調査報告書

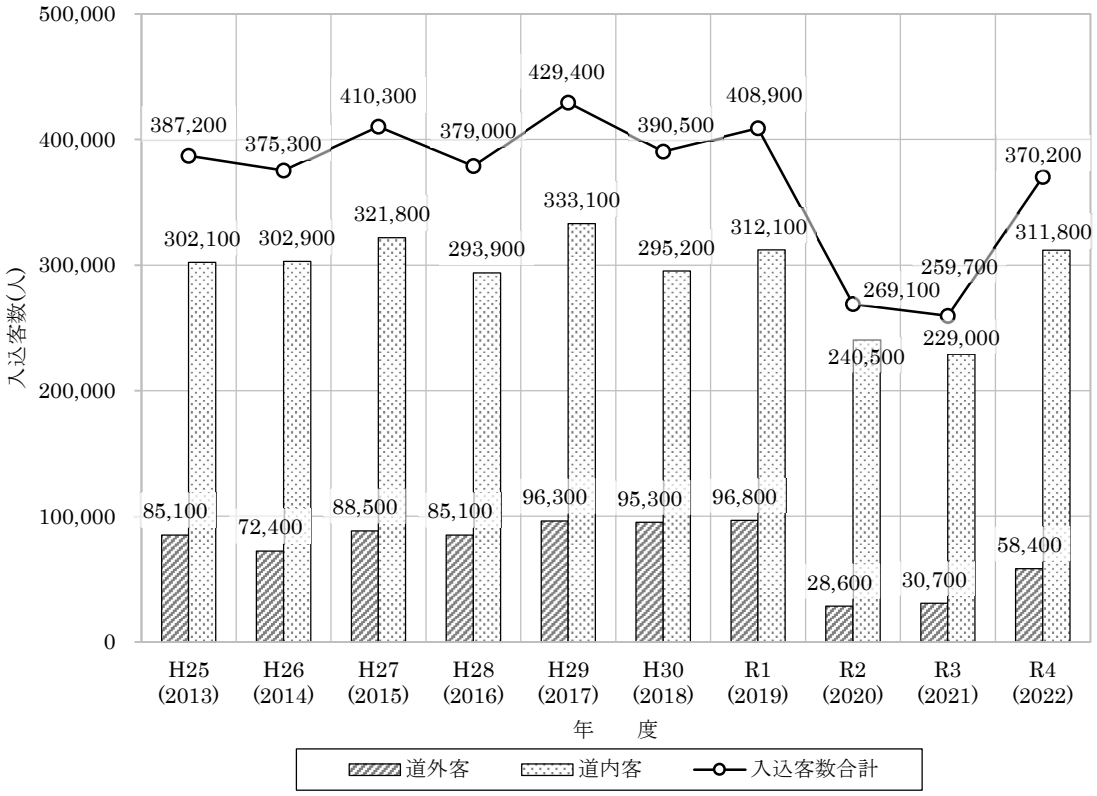

図 1.2.5.7　観光入込客数の推移

5-4. 産業指標

前項では、本町における人口や産業構造の他、観光の状況などを整理しました。本項では、同じ圏域に含まれる 4 市町村(富良野市・上富良野町・中富良野町・占冠村)との比較により、本町の産業構造等の特性を把握します。

本町の人口は 2,363 人であり、15 歳未満の人口割合は平均値 10.3%に対して 10.1%と少なく、65 歳以上は平均値 32.6%に対して 32.7%と若干高い状況です。

製造品出荷額等は 1,979 百万円、小売業年間商品販売額は 1,585 百万円、観光入込客数は 260 千人と比較的低く、また財政力指数は 0.13 と、平均値 0.26 を大きく下回る厳しい状況にあることが伺えます。

表 1.2.5.9　圏域 5 市町村における産業指標

市町村名	総面積 (km²)	人口 (人)	15 歳未満	65 歳以上	財政力指数※1	製造品出荷額等※2 (百万円)	小売業年間商品販売額 (百万円)	観光入込客数(入込総数) (千人)
	R4 年 (2022)	R4 年 1 月 1 日現在 (2022)			R2 年度 (2020)	R1 年 (2019)	H28 年 (2016)	R3 年度 (2021)
富良野市	601	20,617	10.4	34.3	0.37	7,042	30,119	1,127
上富良野町	237	10,342	11.1	32.7	0.30	5,088	6,583	291
中富良野町	109	4,796	11.8	36.3	0.24	874	5,971	412
南富良野町	666	2,363	10.1	32.7	0.13	1,979	1,585	260
占冠村	571	1,229	8.2	26.9	0.27	X※3	543	886
合　計	2,184	39,347	－	－	－	－	44,801	2,976
平均値	－	－	10.3	32.6	0.26	－	－	－

※1：財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標として用いらせる指数であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値である。

※2：製造品出荷額等は、従業員 4 人以上の事業所が対象。

※3：「X」は数字を秘匿したもの。

出典：北海道ハンドブック　2023 年度版(株式会社　日本政策投資銀行北海道支店)

第 6 節　土地利用と交通網の状況

6-1. 土地利用

本町の土地利用に関して、地目別の面積を下表に整理します。

地目別では山林が 589.61km² と最も多く、土地利用面積の合計 665.54km² に対して約 88.6%と高い割合を示し、次いでその他が 28.27km² で約 4.3%、畑が 25.13km² で約 3.8%、原野が 10.67km² で約 1.6%と続きます。

宅地の面積は 2.34km² で 0.4%と少ない割合を示します。

表 1.2.6.1　地目別土地利用面積表

(単位：km²、%)

地　目	面　積	割　合
田	2.79	0.42
畑	25.13	3.78
宅　地	2.34	0.35
鉱泉地	－	－
池　沼	0.00	0.00
山　林	589.61	88.59
牧　場	－	－
原　野	10.67	1.60
雑種地	6.73	1.01
その他	28.27	4.25
計	665.54	100

出典：北海道統計書(令和 4 年度(2022 年度))

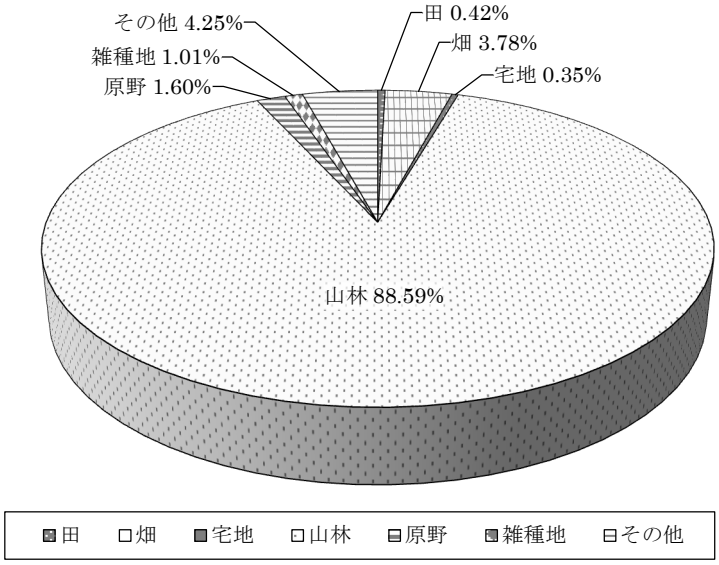

図 1.2.6.1　地目別土地面積割合

6-2. 交通網

本町における鉄道や道路など交通網を下図に示します。

主要道路は、帯広市と富良野市とを結ぶ国道 38 号線の他、占冠村・日高方面への国道 237 号線であり、市街地から各地域間へのアクセス路として重要な役割を担います。

町内には、下金山駅、金山駅、東鹿越駅、幾寅駅、落合駅と、JR 根室本線とアクセスする 5 つの鉄道駅がありますが、令和 5 年(2023 年)3 月に富良野から新得までの区間の廃止が決定しました。

当該区間においては、令和 6 年(2024 年)4 月からはバス転換による運用を予定しています。

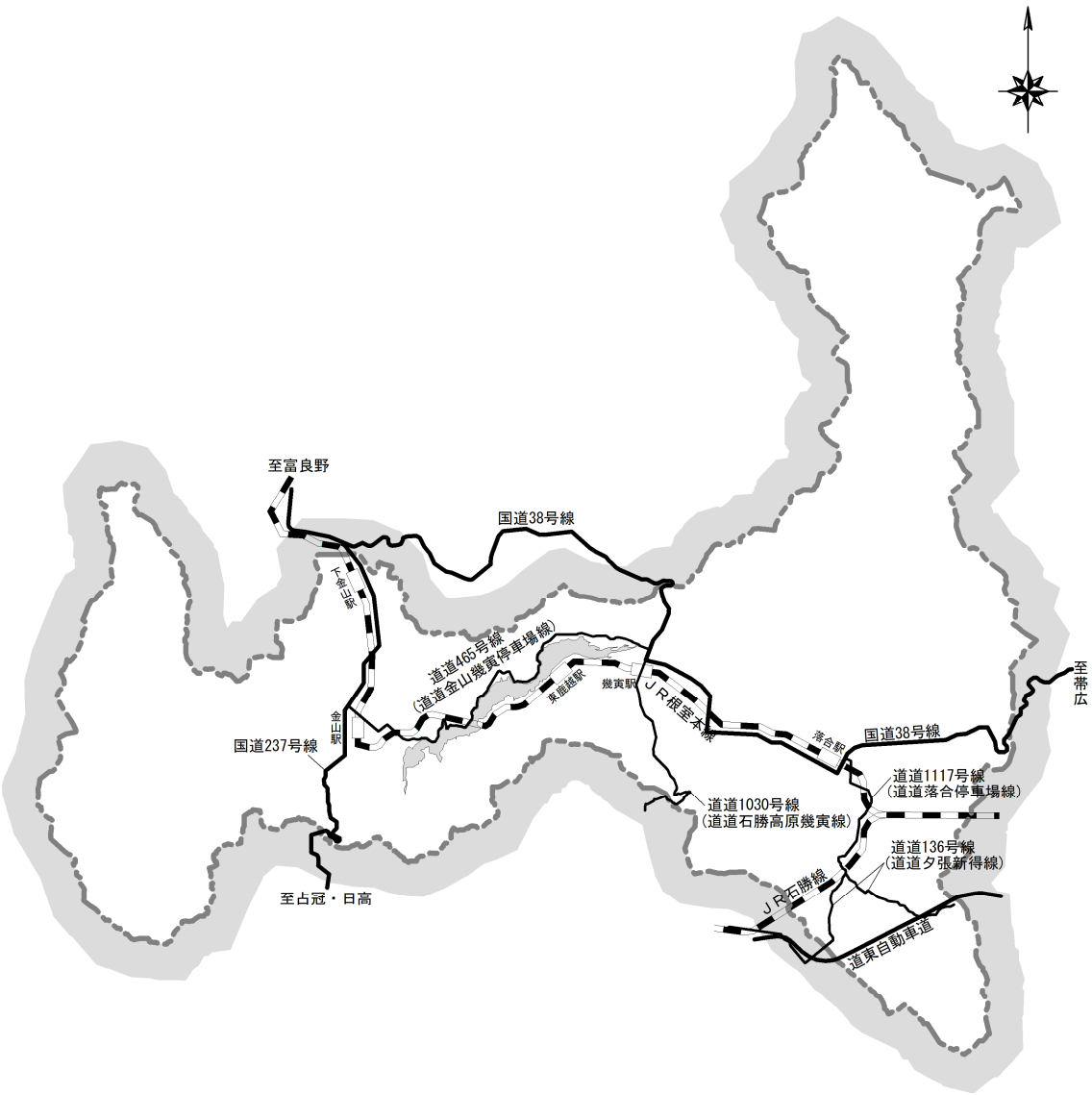

図 1.2.6.2　主要道路位置図

第 7 節　水環境・水質保全の状況

7-1. 水環境

空知川の最上流部は、シーソラプチ川と称され、その源を上ホロカメットク山（標高 1,920m）の南斜面に発し、峻険な山間を経てルーオマンソラプチ川を合流し空知川となります。

その後、金山ダムを経て北海道の中心部に位置する富良野盆地に入り、布部川、富良野川などを合流した後、山間部に入り滝里ダムや野花南ダム、芦別ダムを経て、我が国屈指の大河川である石狩川に合流します。

幹川流路延長 194.5km、流域面積 2,618km^2 を有し石狩川で最大の 1 次支川です。

空知川の河床勾配は、金山ダム上流が 1/200 程度、金山ダムから滝里ダム間が 1/200～1/500 程度、滝里ダムから石狩川合流点までが 1/500～1/800 程度です。

出典：石狩川水系空知川河川整備計画(北海道開発局札幌開発建設部)

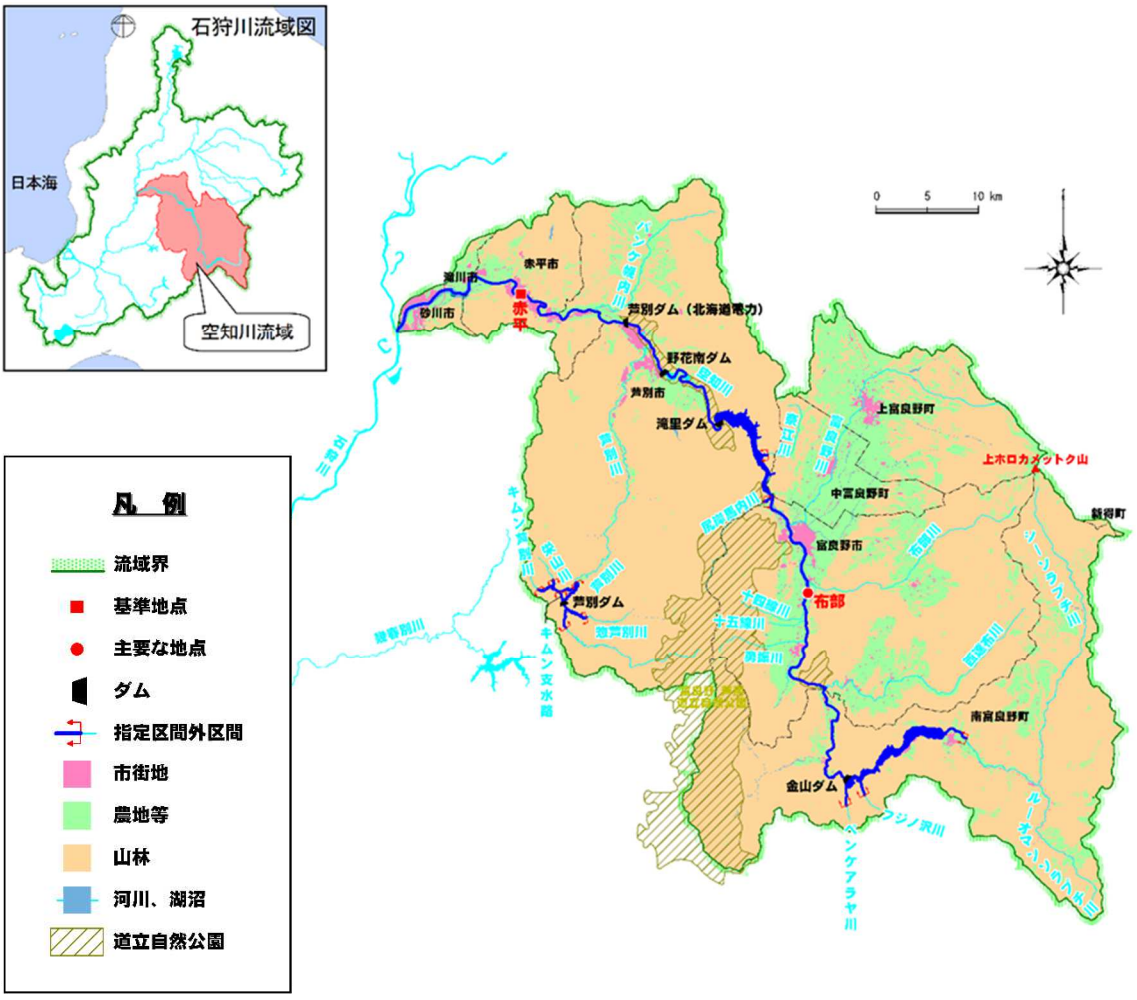

図 1.2.7.1　空知川流域の状況

出典：石狩川水系空知川河川整備計画(平成 30 年(2018 年))

7-2. 水質保全

空知川の水質汚濁に係る環境基準は、西達布川合流点から上流が AA 類型指定、西達布川合流点から芦別川合流点までが A 類型指定、芦別川合流点より下流が B 類型指定となっており、環境基準地点における BOD の経年変化は環境基準を満たしています(図 1.2.7.3～1.2.7.5 参照)。

滝里ダムの貯水池を水源とする上水道用水において、平成 14 年(2002 年)～平成 16(2004 年)年及び平成 27 年(2015 年)にカビ臭が発生し、関係機関に苦情が寄せられました。

北海道一級河川環境保全連絡協議会においては、平成 15 年(2003 年)に良好な水道原水を確保するために、「空知川水質分科会」を設立し、空知川流域における水質の保全及び改善に必要な対策について協議を行っています。

また、空知川において、油類の河川への流出などの水質事故が毎年数件発生しており、引き続き関係機関と連携し、水質の保全、水質事故発生の防止に努める必要があります。

出典：石狩川水系空知川河川整備計画(平成 30 年(2018 年))

表 1.2.7.1　環境基準の類型指定内容

類型	BOD	※環境基準 人の健康の保護、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(環境基本法 16 条)をいう。 ※BOD 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。
AA	1mg/L 以下	
A	2mg/L 以下	
B	3mg/L 以下	
C	5mg/L 以下	
D	8mg/L 以下	
E	10mg/L 以下	

出典：環境省　生活環境の保全に関する環境基準

表 1.2.7.2　生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

水域名	該当類型	達成期間	基準地点名	備考
空知川上流 (西達布川合流点から上流(西達布川を含む))	AA	イ※	下金山橋	S49.5.14 (道告示第 1573 号)
空知川中流 (西達布川合流点から芦別川合流点まで)	A	イ※	たいざん橋	
空知川下流 (芦別川合流点から下流(芦別川を含む))	B	イ※	空知大橋	

※：「達成期間」のイについては、類型指定後、直ちに達成することを示す。

出典：石狩川水系空知川河川整備計画(平成 30 年(2018 年))

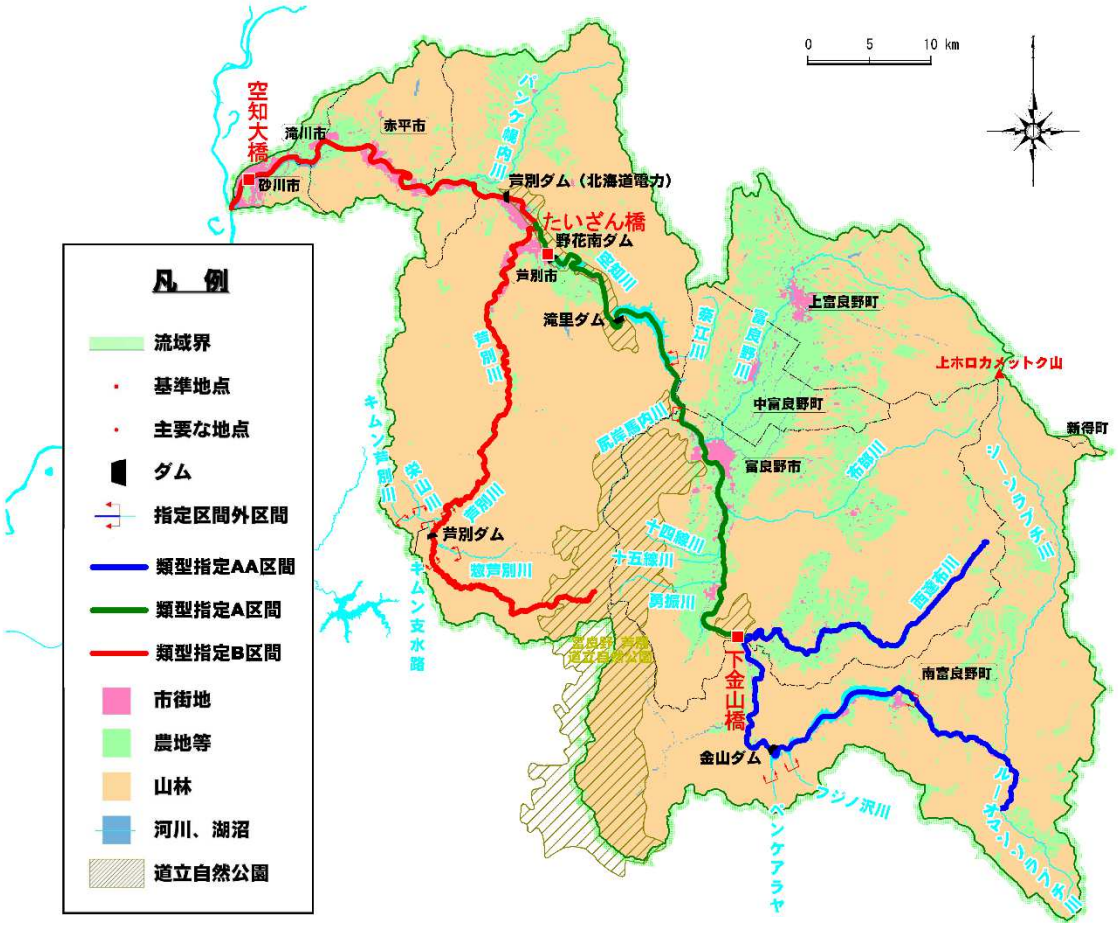

図 1.2.7.2　環境基準の類型指定位置

出典：石狩川水系空知川河川整備計画(北海道開発局札幌開発建設部)

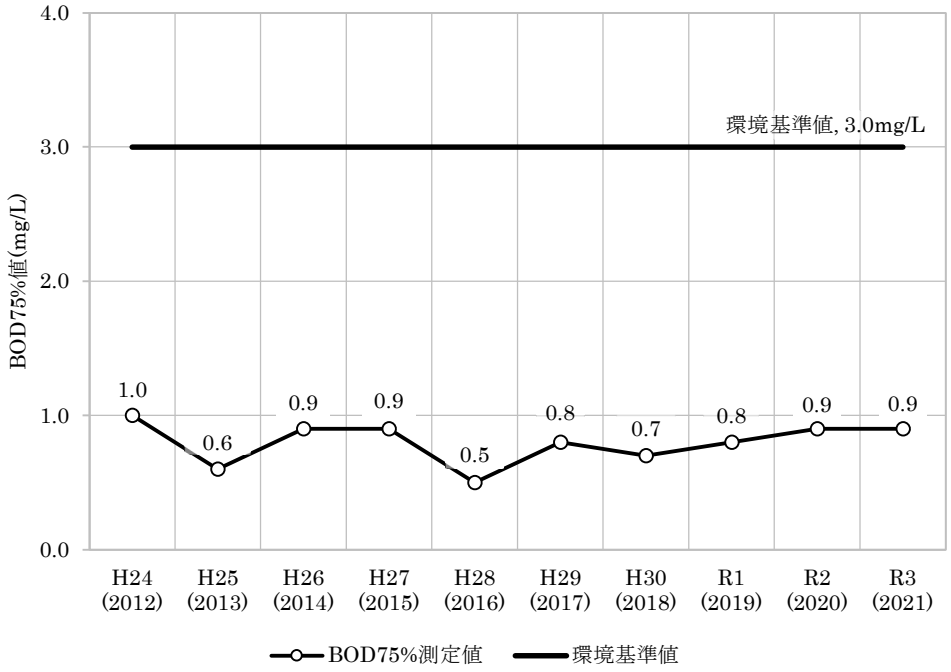

図 1.2.7.3　空知大橋における水質測定結果(BOD75%値)

出典：国土交通省ホームページ　全国一級河川の水質現況

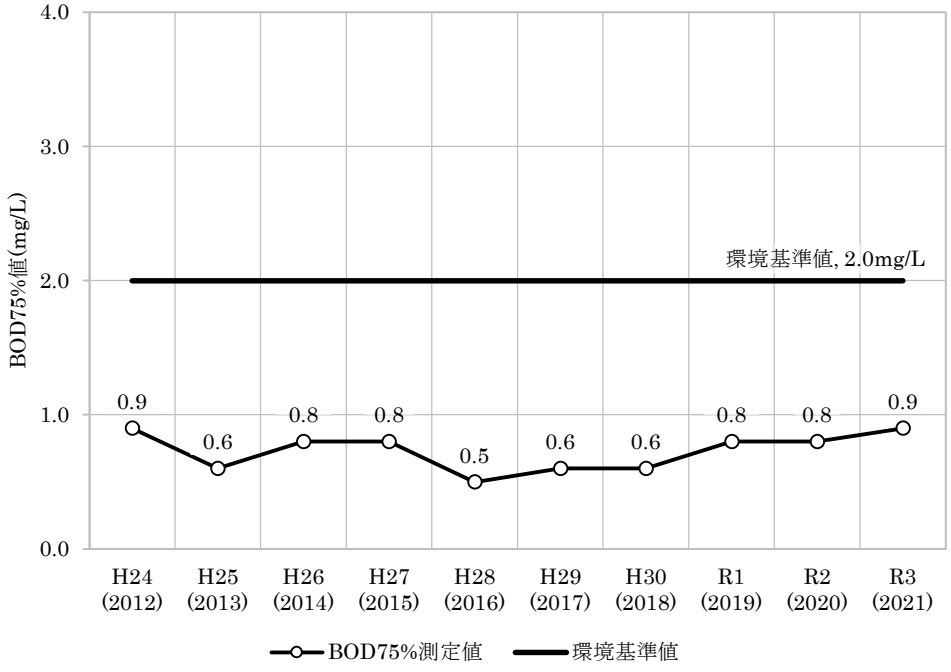

図 1.2.7.4　たいざん橋における水質測定結果(BOD75%値)

出典：国土交通省ホームページ　全国一級河川の水質現況

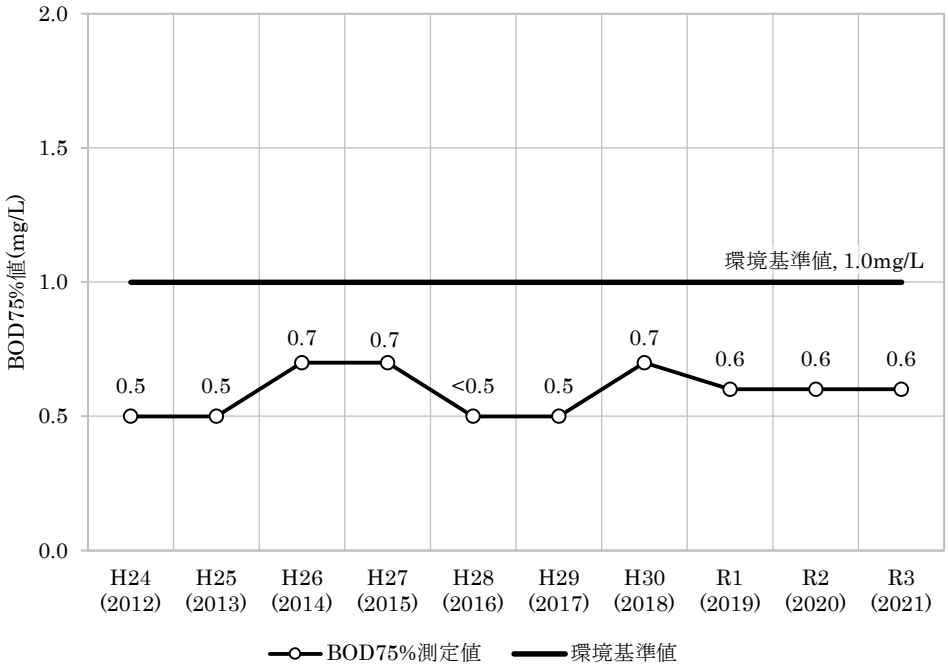

※　報告下限値を 0.5mg/ℓ として集計している。報告下限値を下回る地点は「<0.5」と表示している。

図 1.2.7.5　下金山橋における水質測定結果(BOD75%値)

出典：国土交通省ホームページ　全国一級河川の水質現況

また、これら河川に係る過去の水質事故原因を下図に整理します。

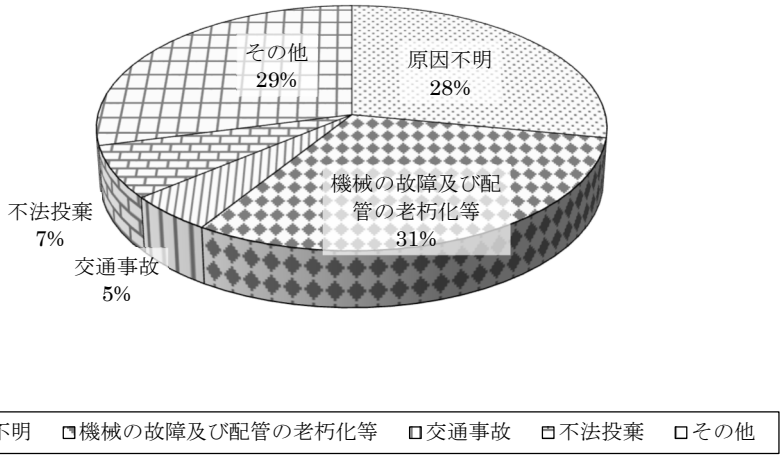

図 1.2.7.6　空知川水質事故原因(平成 18 年(2006 年)～28 年(2016 年))

出典：石狩川水系空知川河川整備計画(北海道開発局札幌開発建設部)

第２編　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の現状と課題

第１節　ごみ処理の広域化について

1-1. 広域化計画の策定状況

本町は、令和 4 年(2022 年)に策定された『北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画』に基づく、富良野生活圏(以下「本圏域」と称す)の圏域 5 市町村(富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村)に位置付けられます。

本圏域では、『富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画』を策定し、廃棄物の広域処理に向けた適切な役割分担と、関係市町村による連携・協力のもと廃棄物循環型社会の構築を目指しています。

平成 11 年(1999 年)の第一次計画では、1 市町村 1 施設を基本に、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみの処理を行う汚泥再生処理センター・富良野広域連合環境衛生センターを富良野市に建設し、プラスチック類・ペットボトル・空きびんを選別・保管する富良野生活圏資源回収センターを中富良野町に建設しました。

また本町には小動物焼却施設を建設し、粗大ごみ・衛生用品の広域分担処理については上富良野町で行うこと、更に占冠村における一般廃棄物最終処分場の広域利用等、ごみ処理関連施設の共同整備と既存施設の共同利用による広域処理を進めました。

一方、富良野市・中富良野町・南富良野町・占冠村のごみ焼却施設を廃止し、ダイオキシン類の排出削減を図っています。

平成 25 年(2013 年)の第二次計画では、前計画策定から 15 年を経過し、広域分担処理を行ってきた上富良野町クリーンセンター・焼却施設の老朽化など新たな課題が生じたことを背景に、ごみの排出抑制と資源化・リサイクルの更なる推進とごみ焼却量及び最終処分量の抑制を基本方針とし、ごみ処理関連施設の効率的な運営と、新たな資源化の取組みの方向性を定めています。

令和 5 年(2023 年)の第三次計画では、本圏域における現在のごみ処理の課題を把握し、廃棄物処理に係る国や北海道の動向、社会情勢の変化を踏まえ、「循環型社会」の構築に向けた今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにしました。

令和 14 年度(2032 年度)を目標年次とする本計画において、本町の小動物焼却施設は、稼働より 19 年が経過し、今後焼却炉の改修が見込まれていること。また一般廃棄物最終処分場については令和 10 年度(2028 年度)で満了となる予定で、次期最終処分場の整備を進めることが将来の施設展望として示されています。

表.2.1.1.1　富良野生活圏の諸元

	面積	人口
富良野市	601 km²	21,131 人
上富良野町	237 km²	10,348 人
中富良野町	109 km²	4,733 人
南富良野町	666 km²	2,376 人
占冠村	571 km²	1,306 人
合計	2,184 km²	39,894 人

出典：国勢調査(令和 2 年度(2020 年度))

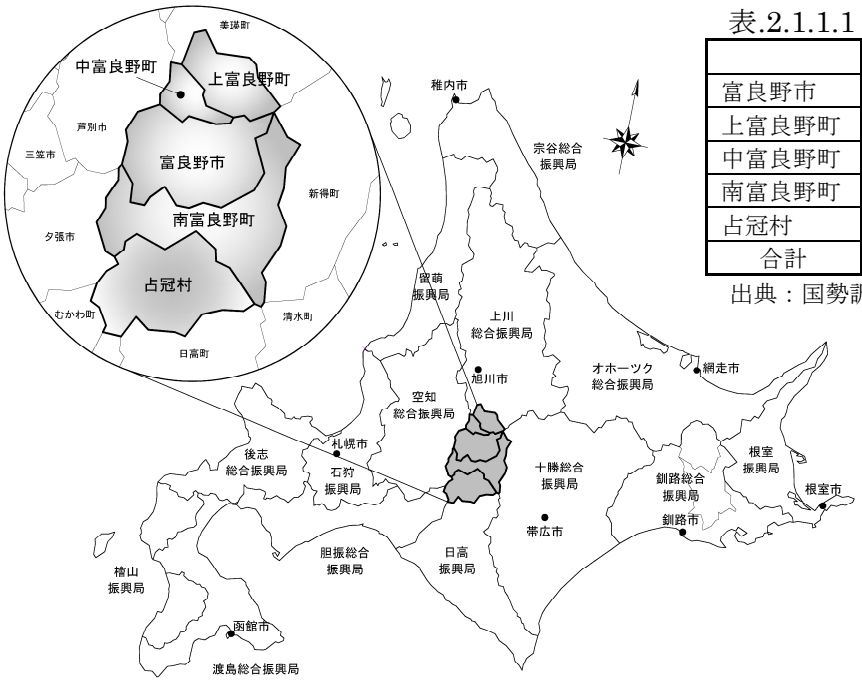

図 2.1.1.1　北海道における富良野生活圏、並びに南富良野町の位置

1-2. 広域化計画による処理施設の概要

（１）広域化施設の設置状況

本圏域における広域分担処理施設の設置一覧表を整理します。

本町内における広域分担処理施設としては、南富良野町小動物焼却施設が該当します。富良野市、中富良野町、南富良野町、占冠村からの小動物死体を焼却処理しています。

表 2.1.1.2　広域分担処理施設の設置状況

設置市町村	施設名称	処理品目
富良野市	富良野広域連合環境衛生センター	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥
上富良野町	上富良野町クリーンセンター	衛生用品、粗大ごみ
中富良野町	富良野生活圏資源回収センター	プラスチック類、ペットボトル、空きびん
南富良野町	南富良野町小動物焼却施設	動物死体
占冠村	占冠村一般廃棄物最終処分場	衛生センター不適物、動物死体焼却灰

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

（２）広域化施設の諸元

本圏域における広域分担処理施設の対象品目、処理能力・方式等の諸元を整理します。

①富良野広域連合環境衛生センター（富良野市）

富良野広域連合環境衛生センターでは、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村からのし尿・浄化槽汚泥と生ごみを受入れ、処理を行なっています。

施設概要を下表に、処理フローを下図に示します。

表 2.1.1.3　富良野広域連合環境衛生センターの概要

施設名称	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	富良野市字上五区
使用開始	平成 15 年(2002 年)4 月
処理対象品目	し尿・浄化槽汚泥・生ごみ
処理能力	し尿　46kL/日、浄化槽汚泥　14kL/日、生ごみ　22t/日
処理方式	水処理設備　標準脱窒素処理方式＋高度処理 堆肥化設備　高速堆肥化処理方式

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

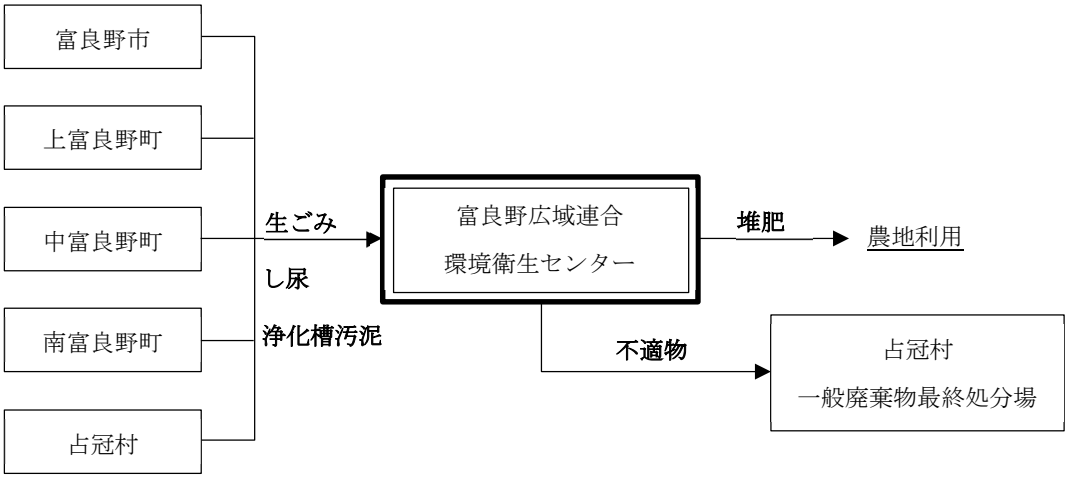

図 2.1.1.2　広域分担処理フロー

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

②上富良野町クリーンセンター(上富良野町)

上富良野町クリーンセンターでは、富良野市、中富良野町からの衛生用品、南富良野町からの一般ごみ(可燃)を受入れて焼却処理を行なっています。

また、中富良野町からの粗大ごみについて破砕処理を行なっています。

施設概要を下表に、処理フローを下図に示します。

表 2.1.1.4　上富良野町クリーンセンターの概要

施設名称	上富良野町クリーンセンター
所在地	上富良野町 1586 番地
使用開始	平成 11 年(1999 年)4 月
処理対象品目	可燃ごみ、不燃ごみ、空きかん、空きびん、ペットボトル、紙類、蛍光灯、乾電池、粗大ごみ
処理能力	焼却施設　15.0t/日（7.5t/日×2 炉） リサイクル施設　破砕設備　3.7t/5h、資源化設備　1.2t/5h

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

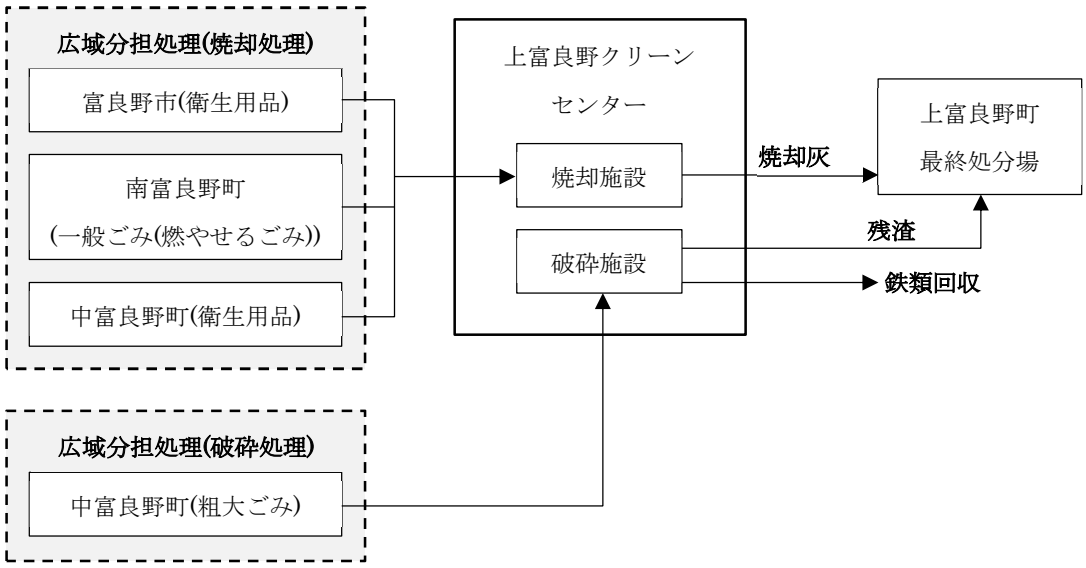

図 2.1.1.3　広域分担処理フロー

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

③富良野生活圏資源回収センター(中富良野町)

富良野生活圏資源回収センターでは、プラスチック、ペットボトル、びんを対象に収集処理を行なっています。

プラスチックは本圏域を構成するすべての自治体分を処理していますが、ペットボトルとびんについては、上富良野町以外の 4 市町村分を処理しています。

施設概要を下表に、処理フローを下図に示します。

表 2.1.1.5　富良野生活圏資源回収センターの概要

施設名称	富良野生活圏資源回収センター
所在地	中富良野町字中富良野吉井農場
使用開始	平成 15 年(2003 年)4 月
処理対象品目	プラスチック、ペットボトル、空きびん
処理能力	圧縮梱包設備 ペットボトル 300kg/h、プラスチック 760kg/h

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

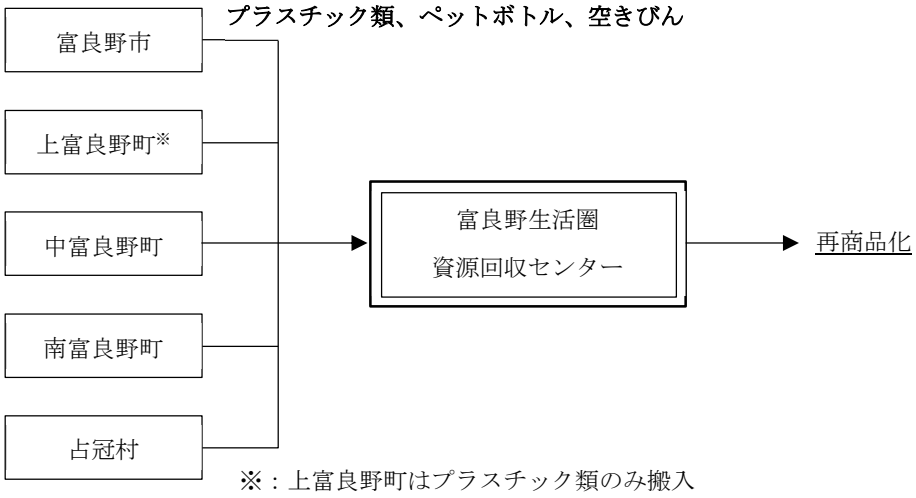

図 2.1.1.4　広域分担処理フロー

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

④南富良野町小動物焼却施設(南富良野町)

南富良野町小動物焼却施設では、富良野市、中富良野町、南富良野町、占冠村からの小動物死体を焼却処理しています。

施設概要を下表に、処理フローを下図に示します。

表 2.1.1.6　南富良野町小動物焼却施設の概要

施設名称	南富良野町小動物焼却施設
所在地	南富良野町字幾寅 3315 番地 1
使用開始	平成 16 年(2004 年)4 月
処理対象品目	小動物死体
処理能力	150kg/h
排ガス処理方式	再燃焼及び乾式集塵

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

図 2.1.1.5　広域分担処理フロー

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

⑤占冠村一般廃棄物最終処分場（占冠村）

占冠村一般廃棄物最終処分場では、富良野広域連合環境衛生センターからの不適物と南富良野町小動物焼却施設からの焼却灰を受入れ、埋立処分しています。

施設概要を下表に、処理フローを下図に示します。

表 2.1.1.7　占冠村一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	占冠村一般廃棄物最終処分場
所在地	占冠村字下トマム
埋立開始	平成 5 年度(1993 年度)
処理対象品目	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、衛生センター不適物、焼却残渣)
埋立容量	63,750m^3
浸出水処理施設	処理方式 回転円板＋凝集沈殿 処理能力 26m^3/日 放流水質 BOD 30mg/L 以下、SS 70mg/L 以下

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

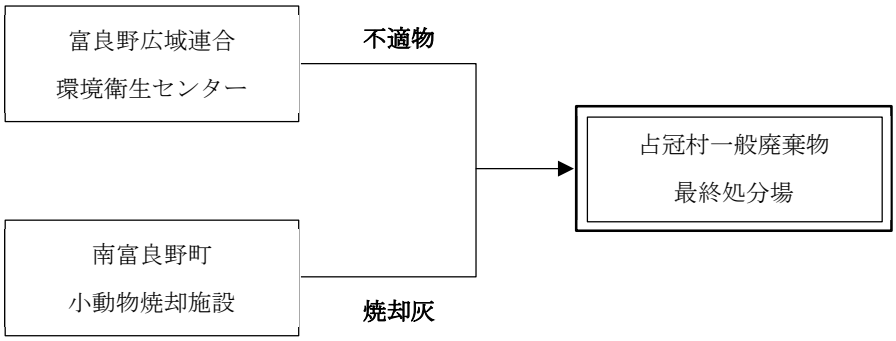

図 2.1.1.6　広域分担処理フロー

出典：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年(2023 年)2 月)

第 2 節　本町によるごみ処理等について

2-1. ごみ処理のフロー

本項では、広域施設の他、町単独の施設・利用によるごみ処理の流れを下図に示します。

町単独では、不燃ごみと粗大ごみの埋立処分として南富良野町一般廃棄物最終処分場を利用しており、また再生処理のうち古紙類、廃乾電池等の有害ごみ、あきかんについては、再生処理業者への委託処理を実施しています。

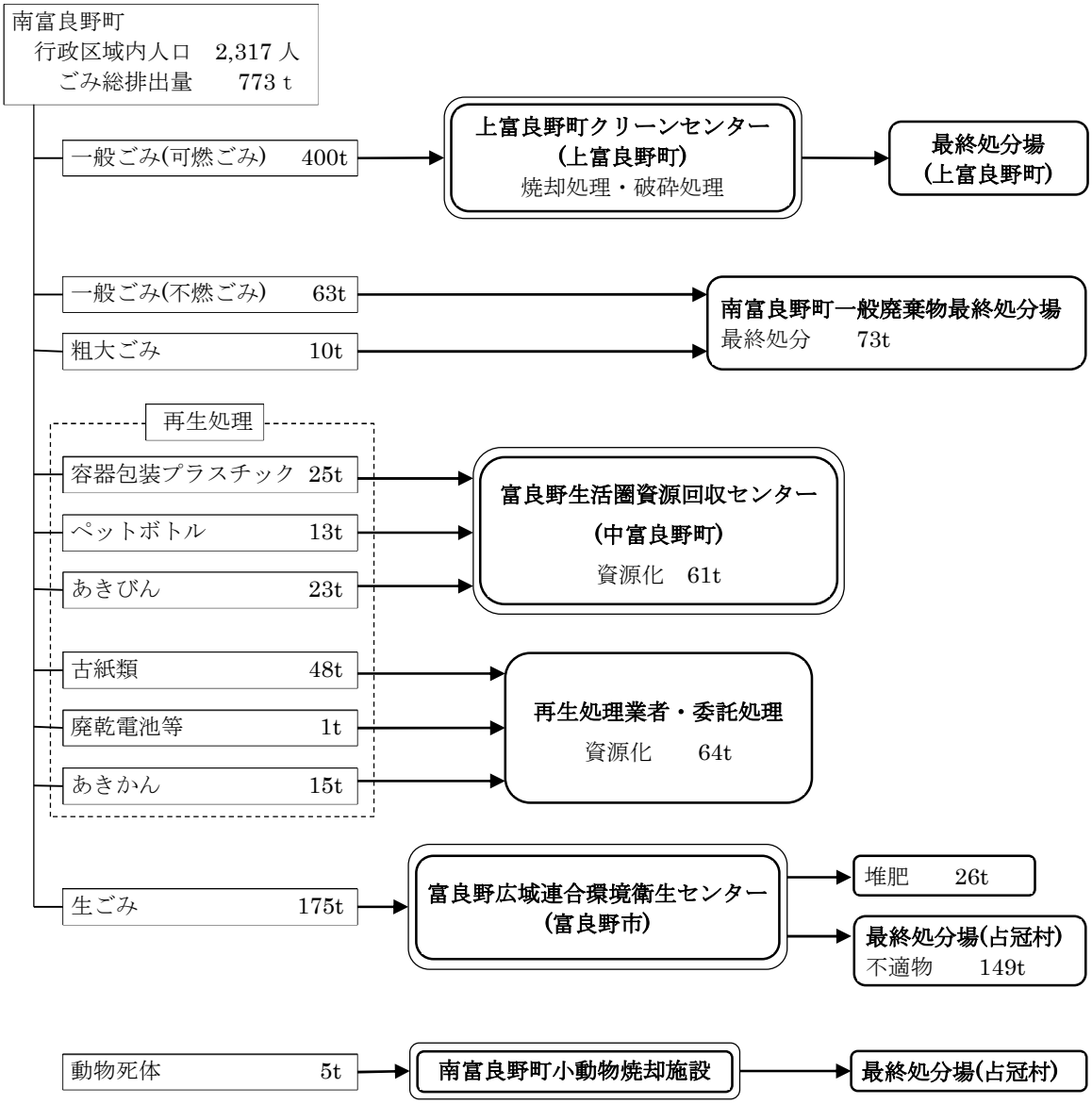

図 2.1.2.1　南富良野町におけるごみ処理フロー(令和 4 年度(2022 年度)実績値)

2-2. ごみの分別と最終処分

（１）ごみの分別・収集と直接搬入

本町のごみ収集の品目と分別は次頁の表に示すとおりです。

家庭からのごみの排出・収集は、町内指定ごみ袋に入れたステーション方式を基本としており、うち不燃ごみについては、町民を対象とした一般廃棄物最終処分場への直接持ち込み(以下、「直接搬入」と称す)による受け入れを実施しています。

令和 6 年(2024 年)4 月より一般ごみ(不燃ごみ)、あきかん、あきびん、ペットボトル、古紙類の収集頻度が 1 ヵ月に 1 回(年 12 回)に変更となります。

表 2.1.2.1　ごみの分別区分と排出・収集方法と収集頻度

分別区分	排出方法	収集方法	収集頻度
一般ごみ(可燃ごみ)	指定袋	ステーション	週 1 回
一般ごみ(不燃ごみ)	指定袋	ステーション	1 カ月に 1 回(年 12 回)
粗大ごみ	戸別収集		年 6 回
容器包装プラスチック	指定袋	ステーション	週 1 回
あきかん	指定袋	ステーション	1 カ月に 1 回(年 12 回)
あきびん	透明袋	ステーション	1 カ月に 1 回(年 12 回)
ペットボトル	指定袋	ステーション	1 カ月に 1 回(年 12 回)
古紙類	指定袋なし※	ステーション	1 カ月に 1 回(年 12 回)
生ごみ	指定袋	ステーション	週 1～2 回
廃乾電池等	回収ボックス		随時

※：「ひもで縛る」か「ひもで束ねる」

出典：南富良野町建設課環境衛生係

表 2.1.2.2　粗大ごみの料金区分

重　さ	大きさ	処理券(シール)の枚数
10kg 未満	長さ、または奥行きが 1m未満	1 枚(　500 円)
	長さ、または奥行きが 1m以上	2 枚(1,000 円)
10kg 以上	長さ、または奥行きが 1m未満	2 枚(1,000 円)
	長さ、または奥行きが 1m以上	3 枚(1,500 円)

出典：南富良野町建設課環境衛生係

表 2.1.2.3　ごみの分別区分と排出

素材		詳細・内容
可燃ごみ	紙類	○キッチンペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、紙くず、写真、アルバムなど
	布類、革製品	○衣類全般、雑巾、布くず、ぬいぐるみなど
	木製品	○指定袋に入る木くずや木製品（机、イス）などを解体した木くず
	草木類	○庭木の剪定枝、花壇の花の茎など
	衛生用品	○紙おむつ、尿パット、生理用品など
	プラスチック製品	○カード、テープ類、ストロー、ビニールひも、結束バンド、バラン（弁当の緑の飾り）、スプーン、フォーク、くし、ブラシ、コップ、歯ブラシ、写真フィルム、 窓付き封筒、冷凍保存パックなど ○納豆・味噌・レトルト食品、カップめんのスープなどのパックや袋 ○歯磨き粉、靴墨、白髪染、汚れが落ちないマヨネーズやケチャップなどのチューブ
	その他	○乾燥剤、タバコの吸殻など
不燃ごみ	金属との複合製品	○小型家電や電動式おもちゃ、カセットテープ、ビデオテープ、時計、電気ポット、電卓、髭剃り、ドライヤー、電話機、傘など
	陶器類	○せともの食器類、ガラス製食器類、花びんなどの装飾品
	プラスチック製品	○バケツ、ちりとり、ジョウロ、洗面器、ざる、おけ、脱衣かご、風呂用イス、ヘルメット、植木鉢、おもちゃ、哺乳瓶、ボールペン、サインペン、蛍光ペン、へら、花ござ、ハンガー、レジャーシート、風呂マット、玄関マット、浮輪、定規、フロッピーディスク、クリーニングの袋、ポリタンク、下敷き、湿布薬の台紙など
	ゴム製品	○長ぐつ、ホース、ビニール手袋など
	鉄類	○鋳物製品、鉄製食器類、鉄製装飾品など
	その他	スプレー缶、カートリッジ式ガス缶
粗大ごみ		○衣装ケース、タンス、ベット、照明器具など、指定ごみ袋に入らない大型ごみ
容器包装プラスチック	ポリ袋類	○野菜、そば、うどん、お菓子、パン、インスタント食品、冷凍食品などの袋 ○レジ袋、衣料品、薬品、化粧品、トイレットペーパーなどの袋
	パック カップ類	○豆腐・カレールー、海苔、お菓子、たまごケース、一口ゼリーなどのパック ○カップめん、ヨーグルト、アイスクリーム、プリン、弁当、惣菜などの容器 ○薬、化粧品、日用品（石鹸など）などのケース
	ボトル類	○たれ、つゆ、ドレッシング、みりん、しょうゆ、料理酒、乳酸菌飲料などのボトル ○洗剤、漂白剤、シャンプー、リンス、化粧水、乳液などのボトル ○うがい薬、目薬、飲み薬などのボトル ○マヨネーズやケチャップなどのチューブ
	ネット類	
	緩衝材	○果物や家電製品などを包んだ発泡スチロール
	その他	○ビン、ペットボトル、その他のボトル容器チューブなどのキャップ
あき缶		○スチール（鉄）及びアルミのあき缶
あきびん		○無色びん　○茶色びん　○その他びん
ペットボトル		○ペットボトル
古紙類		○ダンボール　○新聞紙・チラシ○雑誌・マンガ本・カタログ本　○紙パック
生ごみ		○残飯、料理くず、野菜くず、お菓子類、果物、漬物、観賞用の草花、とうきびの芯、果物など皮、たまごの殻、貝類の殻、魚の骨などの残渣 ○コーヒー豆、カレー粉、小麦粉等食品の残り物など
廃乾電池等		○乾電池　○蛍光管　○電球　○水銀体温計

出典：南富良野町建設課環境衛生係

（２）収集・受け入れできないごみ

本町で受入れできないごみの品目を下表に示します。

家電リサイクル対象品目※1、使用済自動車※2、並びに町では適正に処理できないもの※3は粗大ごみとしての収集、及び直接搬入による受け入れができない品目に該当します。

※1： 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年(1998 年)法律第 97 号)で指定されている品目(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機、ユニット形エアコンディショナー)については、町で処理を行わない。小売店に引き取り義務のないものについては、町で回収し株式会社マテック石狩支店に搬入する。

※2： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年(2002 年)7 月 12 日法律第 87 号)で指定されている自動車については、町で処理を行わない。

※3： 処理困難一般廃棄物に関する取扱基準(平成 20 年(2008 年) 3 月 14 日決定)に規定された物については、町で処理を行わない。

出典：南富良野町一般廃棄物処理実施計画(令和 4 年度(2022 年度))

表 2.1.2.4　町で受け入れできないごみの品目

品　目　名	処　理　先
□　家電リサイクル対象製品(液晶テレビ・ブラウン管テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)	購入先など
□　産業廃棄物(主に工場や店舗・作業現場で発生する廃棄物)	産業廃棄物処理業者へ
□　特別管理産業廃棄物(爆発性や毒性等があり、危険性があるもの)	産業廃棄物処理業者へ
□　ＰＣＢ使用製品(コンデンサー・安定器など)	産業廃棄物処理業者へ
□　家屋の解体材や廃材及び石膏ボードやグラスウールなど	産業廃棄物処理業者へ
□　自動車やオートバイ、農業用及び酪農作業用機械など	購入先や販売店へ
□　自動車やオートバイ、トラクターなどのタイヤやバッテリー	購入先や販売店へ
□　自動車部品(ハンドル・オーディオ・オイルエレメントなど)	購入先や販売店へ
□　消火器・プロパンガスボンベ	購入先や取扱店へ
□　農薬・劇薬	購入先や取扱店へ
□　ビニールハウス鉄骨・農業用廃ビニール	購入先や取扱店へ
□　ホームタンク・ドラム缶	購入先やガソリンスタンドへ
□　草刈機・チェーンソー・除雪機などエンジン付のもの	購入先や取扱店へ
□　医療用注射器や針などの医療廃棄物	処方を受けた病院へ
□　ピアノ	購入先や販売店へ

出典：南富良野町建設課環境衛生係

（３）中間処理

①焼却処理

可燃ごみは、上富良野町クリーンセンターで焼却処理し、焼却灰については上富良野町の最終処分場で埋立処分しています。

②再生処理（再資源化）

本町で再資源化を実施している一般廃棄物の種類と再資源化の方法を下表に示します。

空きびんのうちワンウェイビン、ペットボトル、プラスチック類は、中富良野町の富良野生活圏資源回収センターにて分別や圧縮・梱包後、日本容器包装リサイクル協会への委託による再生処理が実施されています。

空きかん、空きびんのうちリターナブルびん、古紙類、乾電池・蛍光灯等の有害ごみ、小型電子機器は、再生処理業者への委託処理を実施しています。

粗大ごみは、南富良野町一般廃棄物最終処分場にて中間処理後、スチールについては再生処理事業者に売却されます。

表 2.1.2.5　再資源化を実施している一般廃棄物の種類と方法

一般廃棄物の種類	再資源化の方法
□　空きかん	・　スチールとアルミを回収し、再資源化事業者へ売却
□　空きびん	・　富良野生活圏資源回収センターにてリターナブルびんについては再資源化事業者へ売却。 ・　ワンウェイびんは無色 ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別のうえ財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託
□　ペットボトル	・　富良野生活圏資源回収センターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託
□　プラスチック類	・　富良野生活圏資源回収センターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託
□　生ごみ	・　富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化処理
□　古紙類	・　段ボール、新聞紙、雑誌、紙パックを回収し、再生処理事業者へ売却
□　蛍光灯	・　南富良野町一般廃棄物最終処分場にて分別し、再生処理事業者に処理委託
□　乾電池	・　南富良野町一般廃棄物最終処分場にて分別し、再生処理事業者に処理委託
□　粗大ごみ	・　南富良野町一般廃棄物最終処分場にて中間処理後、スチールについては再生処理事業者へ売却
□　小型電子機器	・　南富良野町一般廃棄物最終処分場にて回収し、再生処理事業者へ売却

出典：南富良野町一般廃棄物処理実施計画(令和 4 年度(2022 年度))

③プラスチック類の資源化

上述したプラスチック類の再生処理について、容器包装プラスチック(以下、「容リプラ」と称す)は、容器包装リサイクル法に基づく分別・収集を行う一方、容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物(以下「製品プラ」と称す)については、不燃ごみとして収集し、埋立処分をしています。

製品プラについては、プラスチック資源循環法(令和 4 年(2022 年)4 月 1 日)の施行により、分別・収集と再商品化の対象となったことから、本町においても分別・収集の方向性を検討する必要があります。

④生ごみの堆肥化

生ごみは、富良野市の富良野広域連合環境衛生センターで堆肥処理され、農地利用などに還元されます。

堆肥処理の工程で発生した不適物は、占冠村一般廃棄物最終処分場で埋立処分されます。

（４）ごみの回収

町福祉協議会では衣類リサイクルの推進に向けて、町役場、保健福祉センターみなくる、各地区自治会館に回収ボックスを設置しています。

また乾電池や蛍光灯、電球や水銀体温計といった廃乾電池等の有害ごみについては、上述した施設に加えて幾寅郵便局と町内事業者にも回収ボックスを設置し、可燃ごみや不燃ごみに混在することのないよう、安全かつ適正なリサイクル処理を進めています。

表 2.1.2.6　町福祉協議会における衣類回収(ボックス)

項　　目	内　　容
□　回収可能な衣類	シャツ、T シャツ、ベビー服、タオル、バスタオル、ねまき、ジャージ、毛布、ジーパン、スーツ、スカート、コート、作業衣、防寒衣
□　回収不可の衣類	布団、枕、座布団、カーテン、ぬいぐるみ、下着

出典：南富良野町建設課環境衛生係

（５）集団資源回収

本町では、家庭から出る新聞や雑誌、ダンボールなどの資源物を集団回収する活動は実施されていません。

（６）最終処分

①最終処分場の概況

南富良野町一般廃棄物最終処分場では、本町からの不燃ごみを埋立処分しています。処分場の概要は下表のとおりです。

当該最終処分場は、廃棄物の飛散、及び臭気の拡散を防止するよう、埋立ごみ貯留槽の上を建屋(覆蓋)で覆うクローズドシステム型を採用しています(以下「被覆型最終処分場」と称す)。

閉鎖空間である被覆型最終処分場は、雨や降雪などの自然条件に影響のない埋立作業と、雨水による浸出水の発生がないこと、また人工的な散水を行い、汚濁成分の洗い出しをすることにより埋立ごみの早期安定化が期待できます。

浸出水(散水)については、処分場内の集水ピットに貯めて、年に 4 回程度の頻度で南富良野浄化センターに搬入・処理された後、普通河川の松井川に放流されます。

表 2.1.2.7　南富良野町一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	南富良野町一般廃棄物最終処分場
所在地	南富良野町字幾寅 3313 番地 1、3315 番地 1
埋立開始	平成 16 年度(2004 年度)
処理対象品目	中間処理後の不燃性残渣、不燃ごみ
全体容積	5,900 ㎥

出典：南富良野町一般廃棄物処理実施計画(令和 4 年度(2022 年度))

②最終処分場の残余年数

南富良野町一般廃棄物最終処分場は、供用開始の平成 16 年度(2004 年度)から約 18 年を経過した現在も引き続き利用中です。

令和 5 年(2023 年)6 月末に実施した測量調査によると、埋立残余容量は 1,676.2 ㎥であり、埋立終了時に必要な最終覆土厚 50cm の容量 561.5 ㎥を除いた廃棄物埋立可能容量は 1,114.7 ㎥です。

令和 4 年度(2022 年度)の年間埋立容量 247 ㎥が今後も続くと仮定した場合、満杯になるまでの残り期間は約 4.5 年の推計・結果となります(1,114.7÷247＝4.51)。

調査実施日である令和 5 年(2023 年)6 月 30 日から約 4.5 年後の令和 9 年(2027 年)12 月には埋立が完了すると予測されていることから、次期最終処分場の整備・検討を進める必要があります。

表 2.1.2.8　南富良野町一般廃棄物最終処分場の残余容量調査の結果

埋立残余容量 (調査年月日)		1,672.2 ㎥ (令和 5 年(2023 年)6 月 30 日)	
	最終覆土容量	561.5 ㎥	(最終覆土厚 50cm を想定)
	廃棄物埋立可能容量	1,114.7 ㎥	⇒年間埋立量 247 ㎥が今後も続いた場合、 約 4.5 年で満杯(1,114.7÷247＝4.51 年)

③最終処分場の維持管理

南富良野町一般廃棄物最終処分場では、地下水の汚染など周辺環境が悪化することのないよう、浸出水と地下水の水質調査を実施しています。

浸出水の水質基準値は、下表に示すとおり、pH で 5.0～9.0 の範囲、BOD で 600mg 未満、SS で 600mg 未満と設定され、当該水質調査の結果、基準値を超える異常等は発生していません。

表 2.1.2.9　南富良野町一般廃棄物最終処分場の浸出水の基準値

項目	基準値
ph：水素濃度指数	5.0～9.0
BOD：生物化学的酸素要求量	BOD 1 L につき 5 日間に 600mg 未満
SS：浮遊物質量	1 L につき 600mg 未満

出典：南富良野町一般廃棄物処理実施計画(令和 4 年度(2022 年度))

表 2.1.2.10　浸出水の水質検査の結果(令和 4 年度)

年	令和 4 年									令和 5 年		
採取月日	4/4	5/6	6/7	7/6	8/15	9/7	10/5	11/9	12/6	1/12	2/6	3/8
pH	7.3	7.4	7.3	7.2	7.2	7.2	7.4	7.1	7.0	7.4	7.3	7.4
BOD(mg/L)	39	44	54	46	50	39	38	35	46	47	148	54
SS(mg/L)	32	27	34	40	70	38	57	52	42	74	111	50

出典：南富良野町一般廃棄物最終処分場維持管理状況

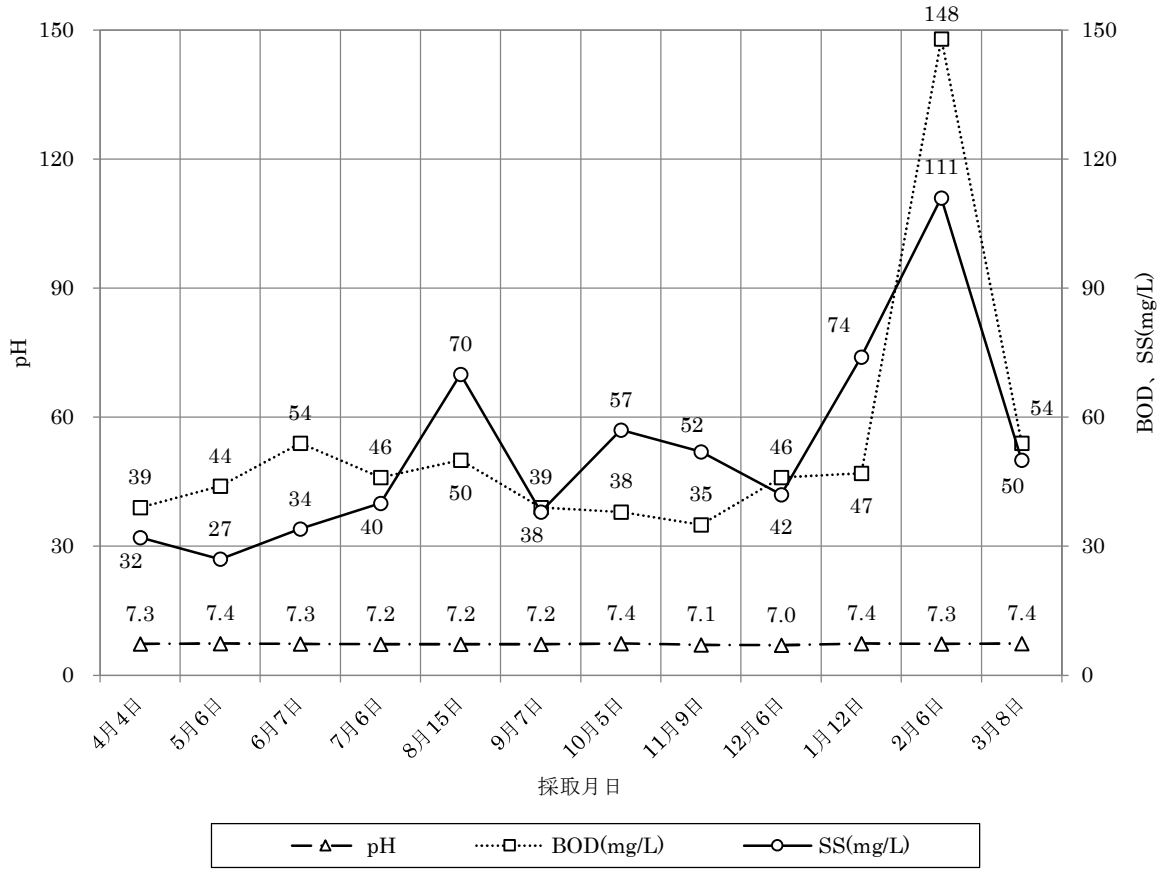

図 2.1.2.2　浸出水の水質検査の結果(令和 4 年度(2022 年度))

表 2.1.2.11　地下水の水質検査の結果(令和 4 年度(2022 年度))

年	令和 4 年									令和 5 年		
採取月日	4/4	5/6	6/7	7/6	8/15	9/7	10/5	11/9	12/6	1/12	2/6	3/8
電気伝導率(mS/m)	8.00	8.50	8.51	8.01	5.84	8.18	8.70	9.08	8.58	9.35	9.72	9.11
塩化物イオン(mg/L)	2.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0	3.0	3.0	2.0	3.0	2.0	2.0

出典：南富良野町一般廃棄物最終処分場維持管理状況

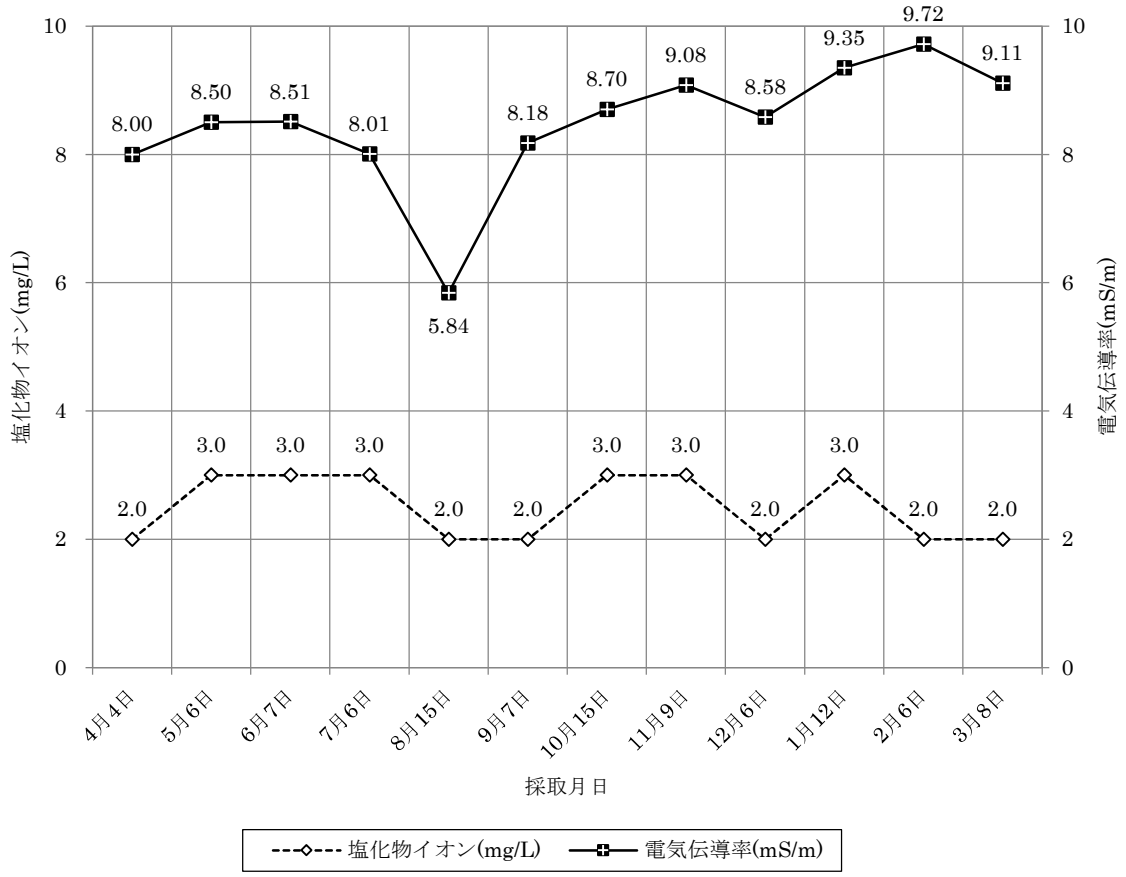

図 2.1.2.3　地下水の水質検査の結果(令和 4 年度(2022 年度))

第 3 節　ごみ排出量の実績

3-1. 全体ごみ排出量

（１）全体ごみ排出量の実績・推移

本町の全体ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します※。

全体ごみ排出量は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 773t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 83%(773÷932×100＝82.9%)と減少しています。

同年比による人口の減少率は約 86%(2,317÷2,694×100＝86.0%)であり、全体ごみ排出量はこれに近い減少傾向を示すことが伺えます。

※：ごみ排出量の実績値の合計(値)と内訳(値)について、小数点以下の四捨五入といった単数処理により、一部不適合が生じます(以下、共通)。

また本計画書における実績値について、平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)を前期 5 ヵ年、平成 30 年度(2018 年度)から令和 4 年度(2022 年度)を後期 5 ヵ年と表記します(以下、共通)。

表 2.1.3.1　全体ごみ排出量の実績・推移

（単位：人、t/年、%）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
家庭系ごみ排出量	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
可燃ごみ　収集	407	393	387	392	403	370	396	381	371	370
不燃ごみ	72	54	45	65	67	60	59	54	54	54
収集	49	45	43	44	59	50	48	49	46	47
直接搬入	23	9	2	21	8	10	11	5	8	7
粗大ごみ	8	7	9	9	9	8	10	8	7	8
収集	4	4	4	5	3	6	4	4	4	4
直接搬入	4	3	5	4	6	2	6	4	3	4
資源ごみ　収集	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
生ごみ　収集	171	165	164	149	152	148	147	128	123	132
有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
事業系ごみ排出量	114	126	109	108	106	111	84	93	83	84
可燃ごみ　許可	20	29	21	24	22	38	26	33	26	30
生ごみ　許可	66	65	68	67	72	53	51	50	44	43
不燃ごみ　直接搬入	15	28	16	14	11	15	5	8	10	9
粗大ごみ　直接搬入	13	4	4	3	1	5	2	2	3	2
全体(家庭系＋事業系)	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
可燃ごみ　収集・許可	427	422	408	416	425	408	422	414	397	400
不燃ごみ	87	82	61	79	78	75	64	62	64	63
収集・許可	49	45	43	44	59	50	48	49	46	47
直接搬入	38	37	18	35	19	25	16	13	18	16
粗大ごみ	21	11	13	12	10	13	12	10	10	10
収集・許可	4	4	4	5	3	6	4	4	4	4
直接搬入	17	7	9	7	7	7	8	6	6	6
資源ごみ　収集	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
生ごみ　収集	237	230	232	216	224	201	198	178	167	175
有害ごみ　収集	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1

出典：南富良野町建設課環境衛生係

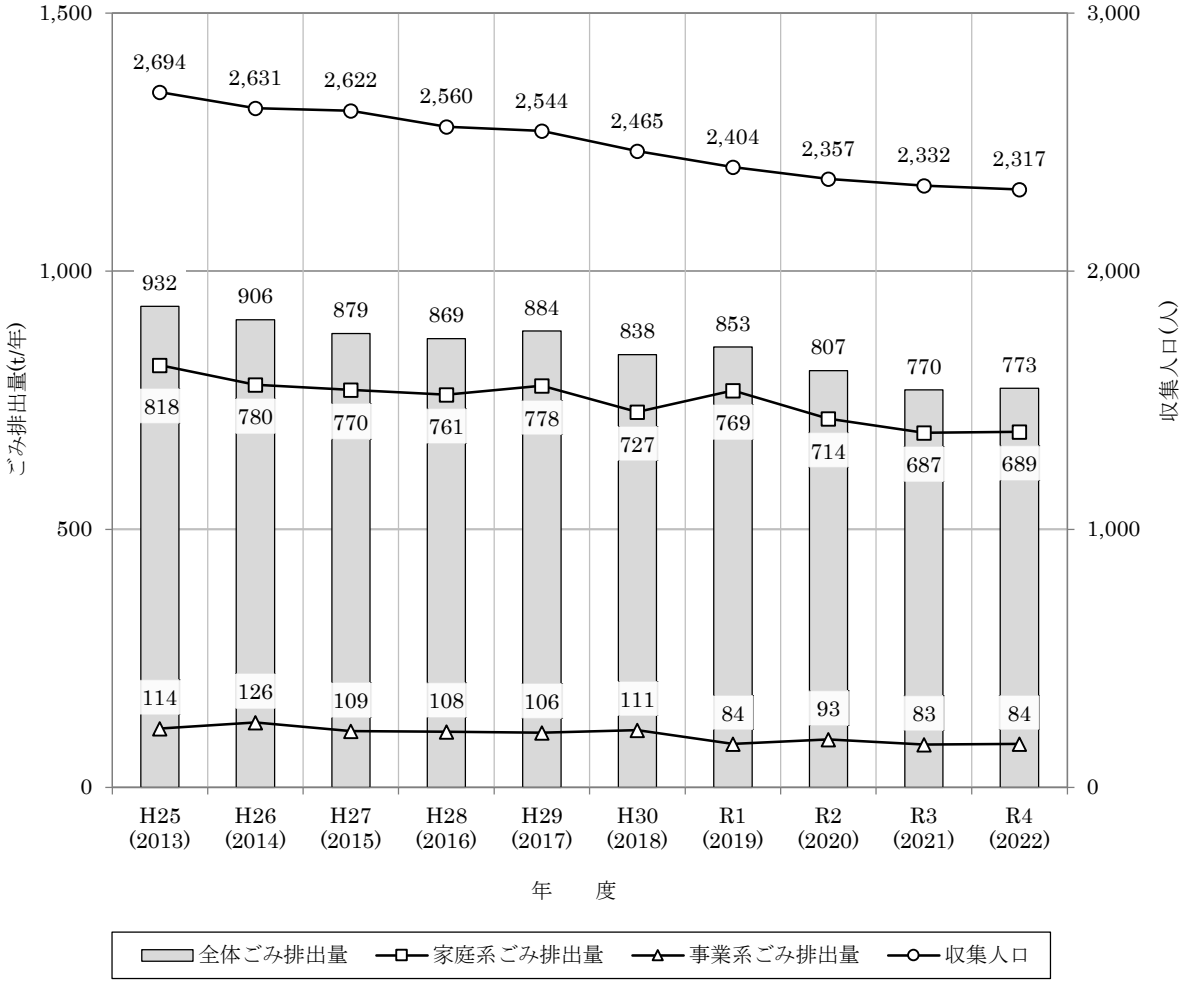

図 2.1.3.1　全体ごみ排出量の実績・推移

（２）家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の状況

本町の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

家庭系ごみ排出量は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 689t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 84%(689÷818×100＝84.2%)と減少しています。

また事業系ごみについても、同年比で約 74%(84÷114×100＝73.7%)の減少です。

多くを占める家庭系ごみ排出量の割合は、後期 5 ヵ年平均値で 88.7%と、前期 5 ヵ年平均値に対し、1.3 ポイント(88.7－87.4＝1.3 ポイント)の増加です。

また事業系ごみ排出量の割合は、同年比で 1.3 ポイント(11.3－12.6＝－1.3 ポイント)の減少と、比較的変化が少ないことが伺えます。

表 2.1.3.2　全体ごみ・家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全体ごみ排出量	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
家庭系ごみ排出量	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
割合	87.8	86.1	87.6	87.6	88.0	86.8	90.2	88.5	89.2	89.1
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：87.4%					後期 5 ヵ年平均値：88.7%				
	10 ヵ年平均値：88.1%									
事業系ごみ排出量	114	126	109	108	106	111	84	93	83	84
割合	12.2	13.9	12.4	12.4	12.0	13.2	9.8	11.5	10.8	10.9
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：12.6%					後期 5 ヵ年平均値：11.3%				
	10 ヵ年平均値：11.9%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

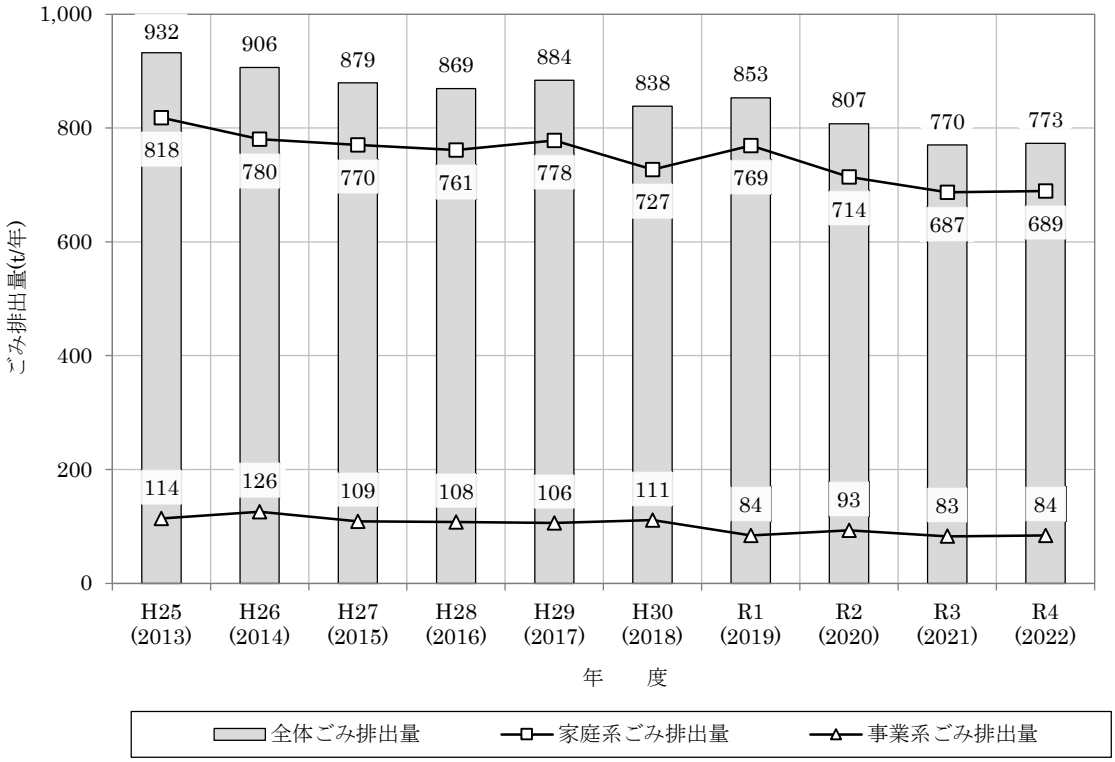

図 2.1.3.2　家庭系・事業系ごみ排出量の実績・推移

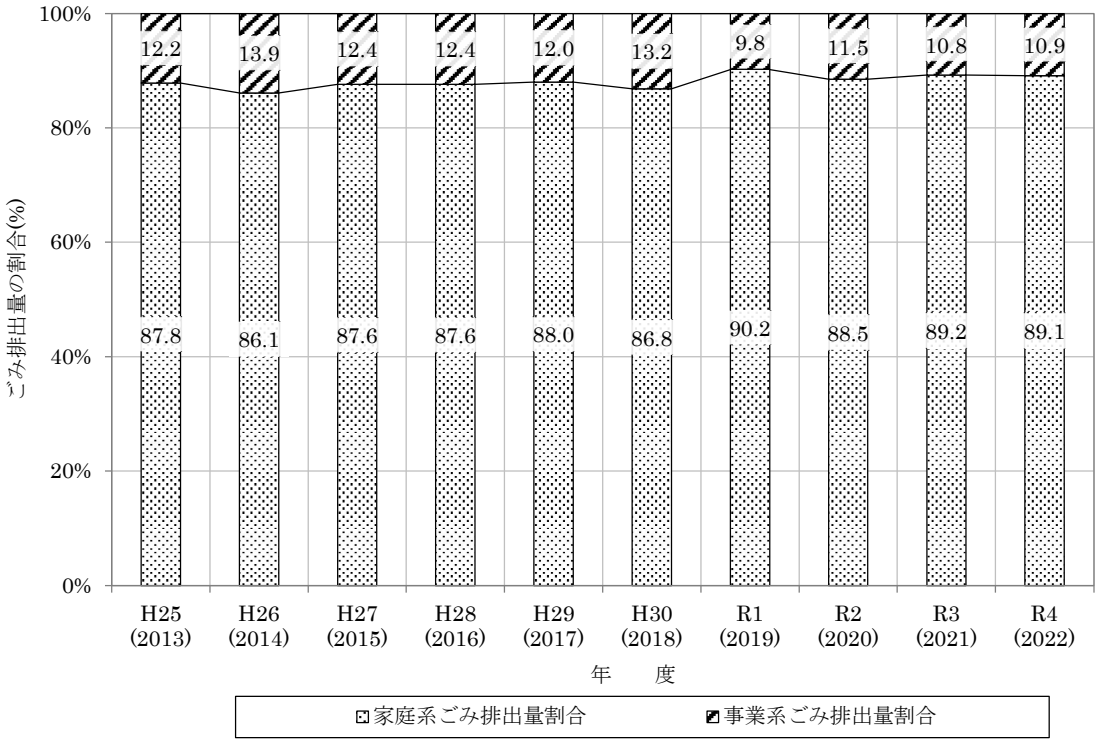

図 2.1.3.3　家庭系・事業系ごみ排出量の割合・推移

（３）収集・許可、直接ごみ排出量の状況

本町の収集・許可(委託・許可業者)、直接搬入ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

収集許可ごみ排出量は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 751t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 86%(751÷877×100＝85.6%)と減少しています。

直接搬入ごみ排出量は、同年比で 40%(22÷55×100＝40)と大きく減少しています。

多くを占める収集・許可ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 97.0%と、前期 5 ヵ年平均値に対し、1.3 ポイント(97.0－95.7＝1.3 ポイント)の増加です。

一方、直接搬入ごみの割合は、同年比で 1.3 ポイント(3.0－4.3＝－1.3 ポイント)の減少を示します。

表 2.1.3.3　収集・許可、直接搬入ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全体ごみ排出量	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
収集・許可ごみ排出量	877	862	852	827	858	806	829	788	746	751
割合	94.1	95.1	96.9	95.2	97.1	96.2	97.2	97.6	96.9	97.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：95.7%					後期 5 ヵ年平均値：97.0%				
	10 ヵ年平均値：96.3%									
直接搬入ごみ排出量	55	44	27	42	26	32	24	19	24	22
割合	5.9	4.9	3.1	4.8	2.9	3.8	2.8	2.4	3.1	2.8
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：4.3%					後期 5 ヵ年平均値：3.0%				
	10 ヵ年平均値：3.7%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

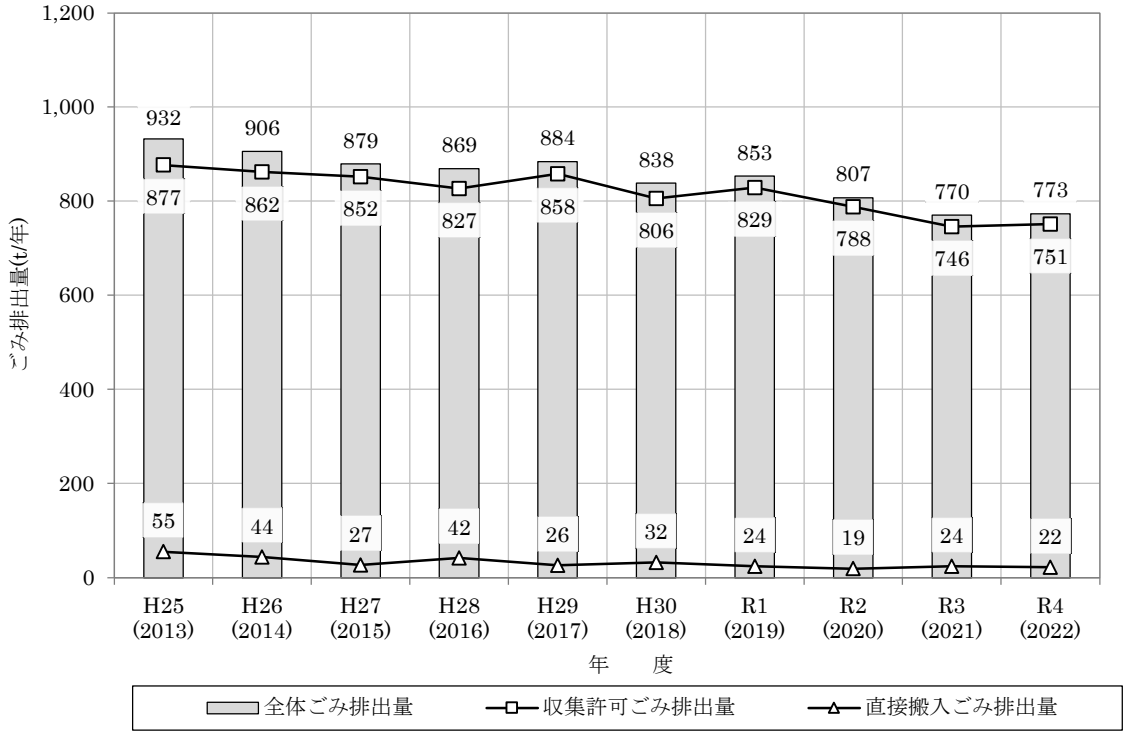

図 2.1.3.4　収集許可・直接搬入・資源ごみ排出量の実績・推移

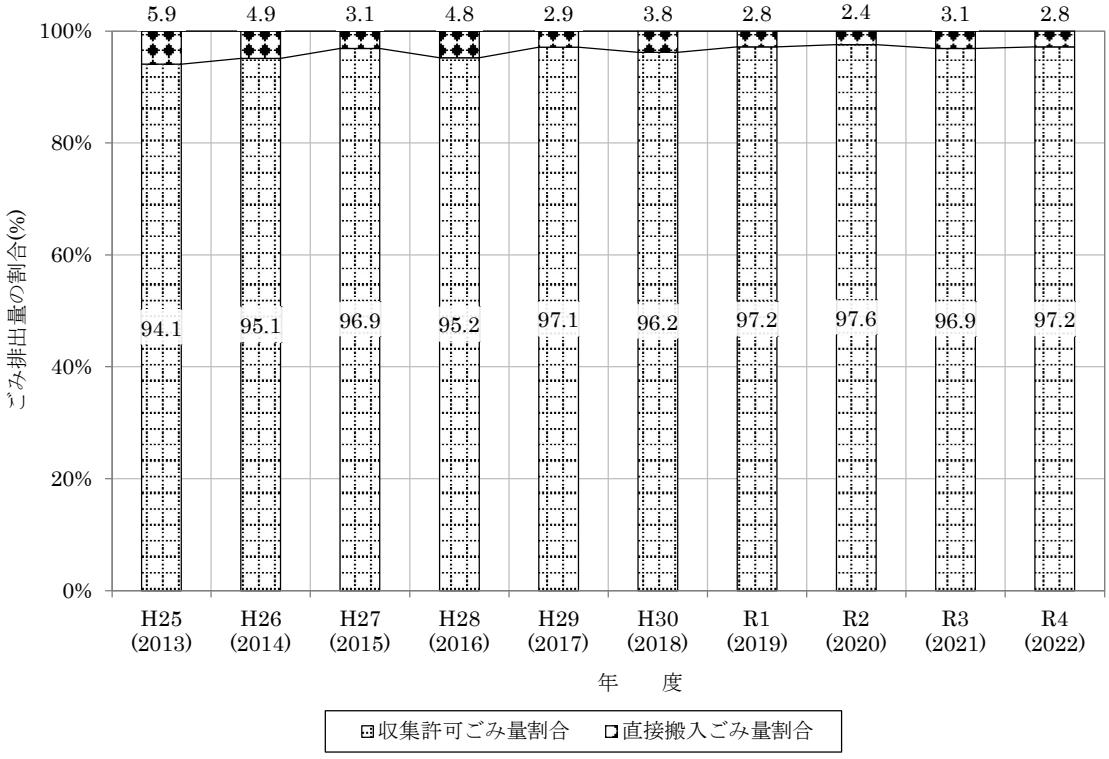

図 2.1.3.5　収集許可・直接搬入・資源ごみ排出量の割合・推移

（４）ごみの区分別排出量の状況

本町の区分別排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①可燃ごみ

可燃ごみは、直近の令和 4 年度(2022 年度)は 400t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 94%(400÷427×100＝93.7%)と減少しています。

可燃ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 50.6%と全体の約半分を占め、前期 5 ヵ年平均値に対して 3.6 ポイント(50.6－47.0＝3.6 ポイント)の増加です。

②不燃ごみ

不燃ごみは、同年比で約 72%(63÷87×100＝72.4%)と減少しています。

不燃ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 8.1%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 0.5 ポイント(8.1－8.6＝－0.5 ポイント)の減少です。

③粗大ごみ

粗大ごみは、同年比で約 48%(10÷21×100＝47.6%)と大きく減少しています。

粗大ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値 1.5%、前期 5 ヵ年平均値 1.4%と、大きな変化が無いことが伺えます。

④資源ごみ

資源ごみは、同年比で約 78%(124÷159×100＝78.0%)と減少しています。

資源ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 17.1%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 0.2 ポイント(17.1－17.3＝－0.2 ポイント)の減少です。

⑤生ごみ

生ごみは、同年比で約 74%(175÷237×100＝73.8%)と減少しています。

生ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 22.7%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 2.8 ポイント(22.7－25.5＝－2.8 ポイント)の減少です。

⑥有害ごみ

有害ごみは、1t～2t の範囲と、経年的な変化が少ない状況です。

有害ごみの割合についても 0.11%～0.24%の範囲であり、経年的な割合の変化は僅かであることが伺えます。

表 2.1.3.4　全体ごみの区分別排出量の実績と割合・推移

（単位：t/年、%）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全体ごみ排出量	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
可燃ごみ	427	422	408	416	425	408	422	414	397	400
割合	45.8	46.6	46.4	47.9	48.1	48.7	49.5	51.3	51.6	51.7
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：47.0%					後期 5 ヵ年平均値：50.6%				
	10 ヵ年平均値：48.8%									
不燃ごみ	87	82	61	79	78	75	64	62	64	63
割合	9.3	9.1	6.9	9.1	8.8	8.9	7.5	7.7	8.3	8.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：8.6%					後期 5 ヵ年平均値：8.1%				
	10 ヵ年平均値：8.4%									
粗大ごみ	21	11	13	12	10	13	12	10	10	10
割合	2.3	1.2	1.5	1.4	1.1	1.6	1.4	1.2	1.3	1.3
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：1.5%					後期 5 ヵ年平均値：1.4%				
	10 ヵ年平均値：1.4%									
資源ごみ	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
割合	17.1	17.7	18.7	16.7	16.4	16.6	18.3	17.6	17.0	16.0
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：17.3%					後期 5 ヵ年平均値：17.1%				
	10 ヵ年平均値：17.2%									
生ごみ	237	230	232	216	224	201	198	178	167	175
割合	25.4	25.4	26.4	24.9	25.3	24.0	23.2	22.1	21.7	22.6
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：25.5%					後期 5 ヵ年平均値：22.7%				
	10 ヵ年平均値：24.1%									
有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
割合	0.11	0.11	0.11	0.12	0.23	0.24	0.12	0.12	0.13	0.13
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：0.13%					後期 5 ヵ年平均値：0.15%				
	10 ヵ年平均値：0.14%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

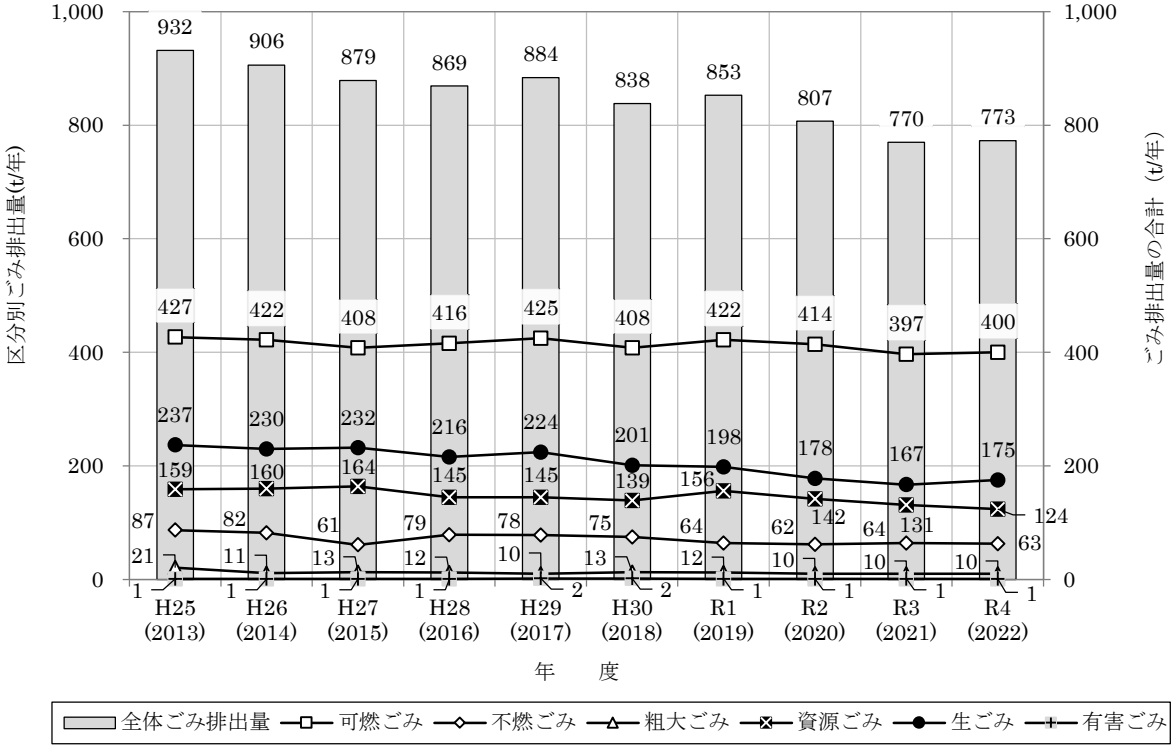

図 2.1.3.6　ごみの区分別排出量の実績・推移

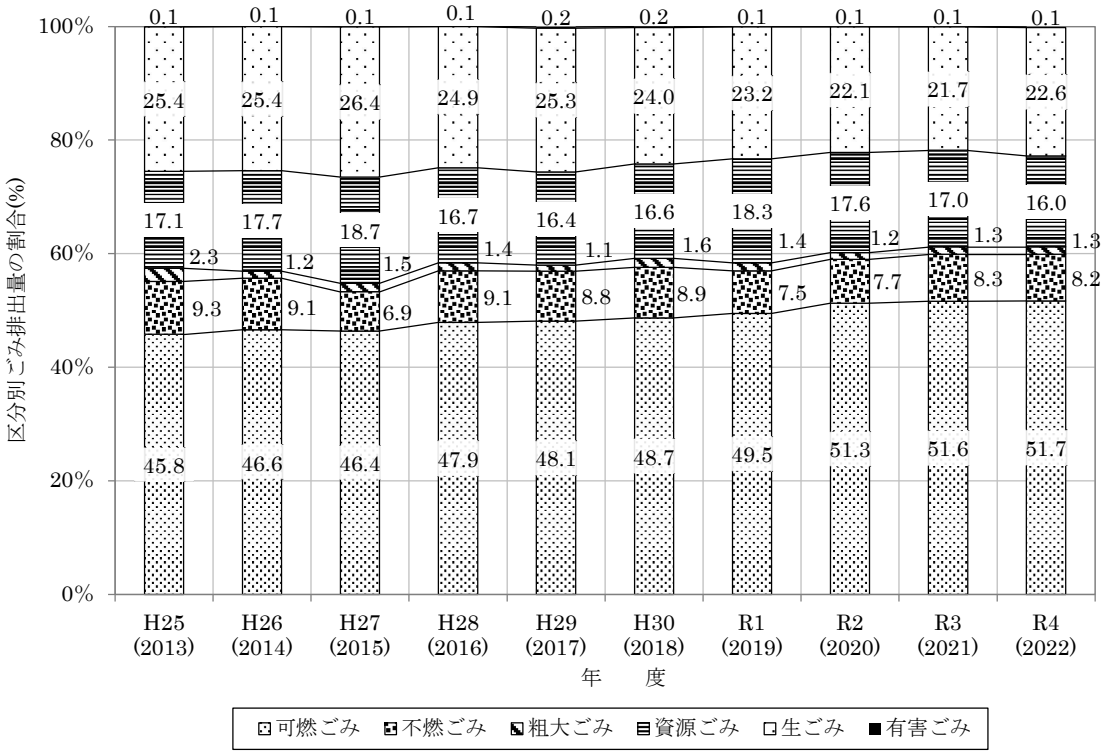

図 2.1.3.7　ごみの区分別排出量の割合・推移

（５）全体ごみ排出量の原単位

本町の全体ごみ排出量に対する１人１日当りの排出量(g/人・日。以下「原単位」と称する)について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を次頁に示します。

全体ごみの原単位は、前期 5 ヵ年平均値の 938g に対して後期 5 ヶ年平均値が 932g と微減であり経年的な変化は少ない状況です。

ごみ排出量原単位の北海道目標値は 900g 以下※となっており、当該目標値の達成に向けて、町民・事業者・行政が一体となりごみ減量化に努めていくことが望まれます。

※：北海道廃棄物処理計画[第 5 次](令和 2 年(2020 年)3 月)による令和 6 年度(2024 年度)目標値

表 2.1.3.5　全体ごみ排出量の原単位の実績・推移

（単位：人、t/年、g/人・日）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
全体ごみ排出量	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
〃　　の原単位	948	943	916	930	952	931	969	938	905	914
上記、原単位の平均値	前期 5 ヵ年平均値：938					後期 5 ヵ年平均値：932				
	10 ヵ年平均値：935									

※：原単位は年 365 日(平成 27 年度と令和元年度は 366 日)で算出したものです(以下、共通)。

出典：南富良野町建設課環境衛生係

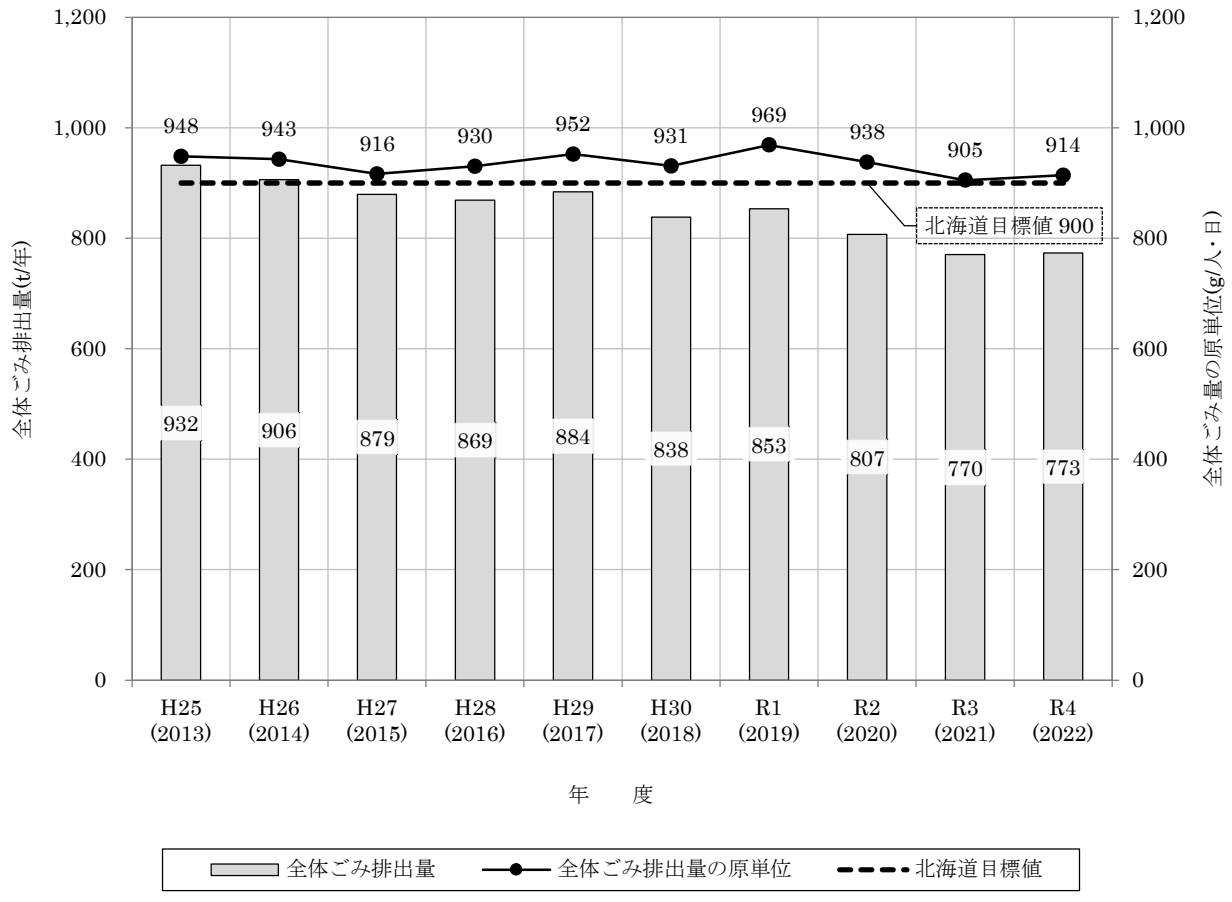

図 2.1.3.8　全体ごみ排出量の原単位の実績・推移

3-2. 家庭系ごみ排出量

（１）家庭系ごみ排出量の実績・推移

本町の家庭系ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

家庭系ごみ排出量は、直近の令和 4 年度(2022 年度)は 689t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 84%(689÷818×100＝84.2%)と減少しています。

表 2.1.3.6　家庭系ごみ排出量の実績・推移

(単位：人、t/年)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
家庭系ごみ排出量	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
可燃ごみ　収集	407	393	387	392	403	370	396	381	371	370
不燃ごみ	72	54	45	65	67	60	59	54	54	54
収集	49	45	43	44	59	50	48	49	46	47
直接搬入	23	9	2	21	8	10	11	5	8	7
粗大ごみ	8	7	9	9	9	8	10	8	7	8
収集	4	4	4	5	3	6	4	4	4	4
直接搬入	4	3	5	4	6	2	6	4	3	4
資源ごみ　収集	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
生ごみ　収集	171	165	164	149	152	148	147	128	123	132
有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1

出典：南富良野町建設課環境衛生係

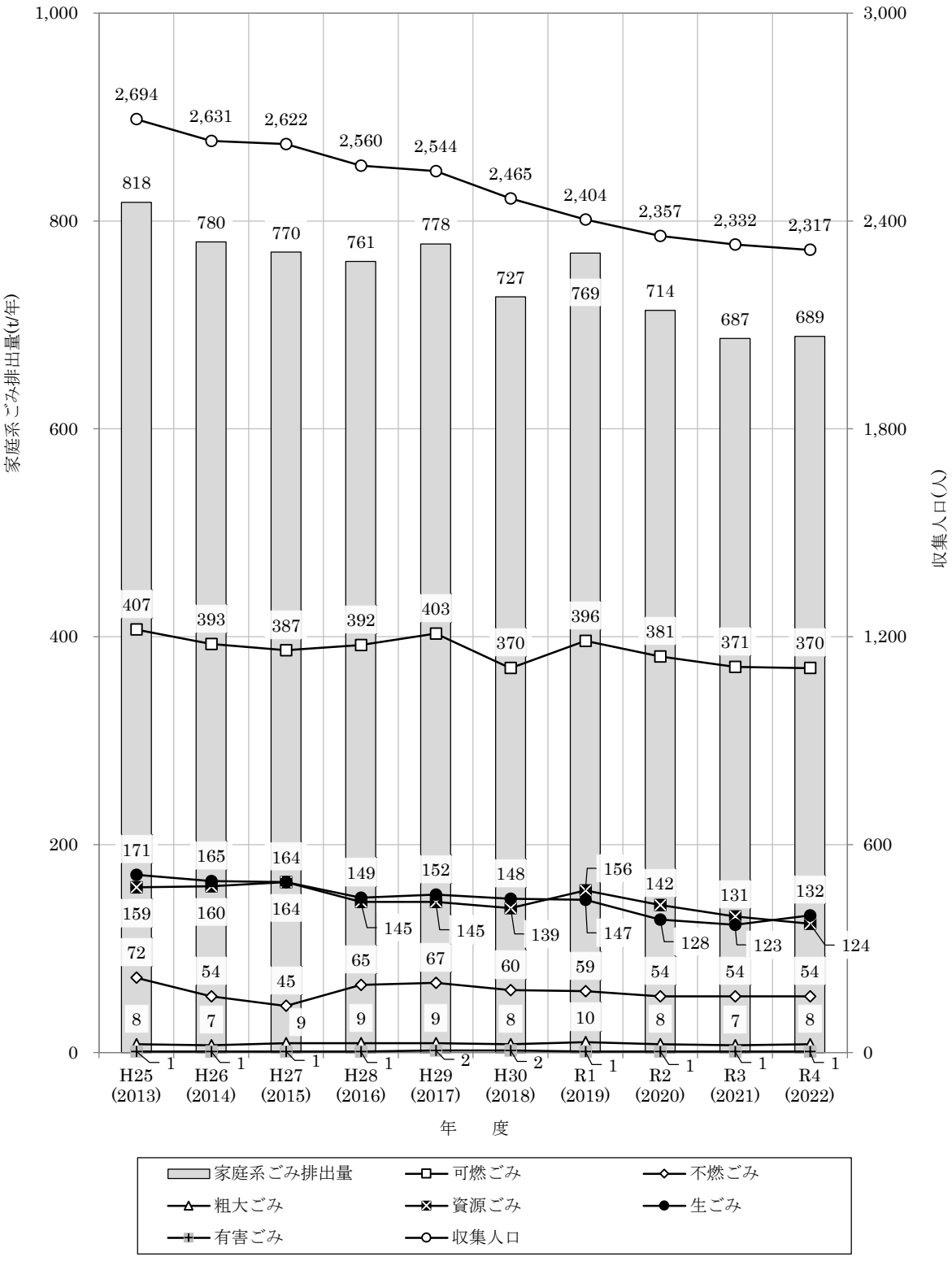

図 2.1.3.9　家庭系ごみ排出量の実績・推移

（２）家庭系の収集・直接搬入ごみ排出量の状況

本町の家庭系の収集(委託業者)･直接搬入ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

収集ごみは、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 678t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 86%(678÷791×100＝85.7%)と減少しています。

一方、直接搬入ごみは、同年比で約 41%(11÷27×100＝40.7%)と大きく減少しています。

多くを占める収集ごみの割合は、約 97%～99%の範囲です。

直接搬入ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 1.7%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 0.5 ポイント(1.7－2.2＝－0.5 ポイント)の減少です。

表 2.1.3.7　家庭系の収集・直接搬入ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位；t/年、%)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
家庭系ごみ排出量	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
収集ごみ排出量	791	768	763	736	764	715	752	705	676	678
割合	96.7	98.5	99.1	96.7	98.2	98.3	97.8	98.7	98.4	98.4
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：97.8%					後期 5 ヵ年平均値：98.3%				
	10 ヵ年平均値：98.1%									
直接搬入ごみ排出量	27	12	7	25	14	12	17	9	11	11
割合	3.3	1.5	0.9	3.3	1.8	1.7	2.2	1.3	1.6	1.6
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：2.2%					後期 5 ヵ年平均値：1.7%				
	10 ヵ年平均値：1.9%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

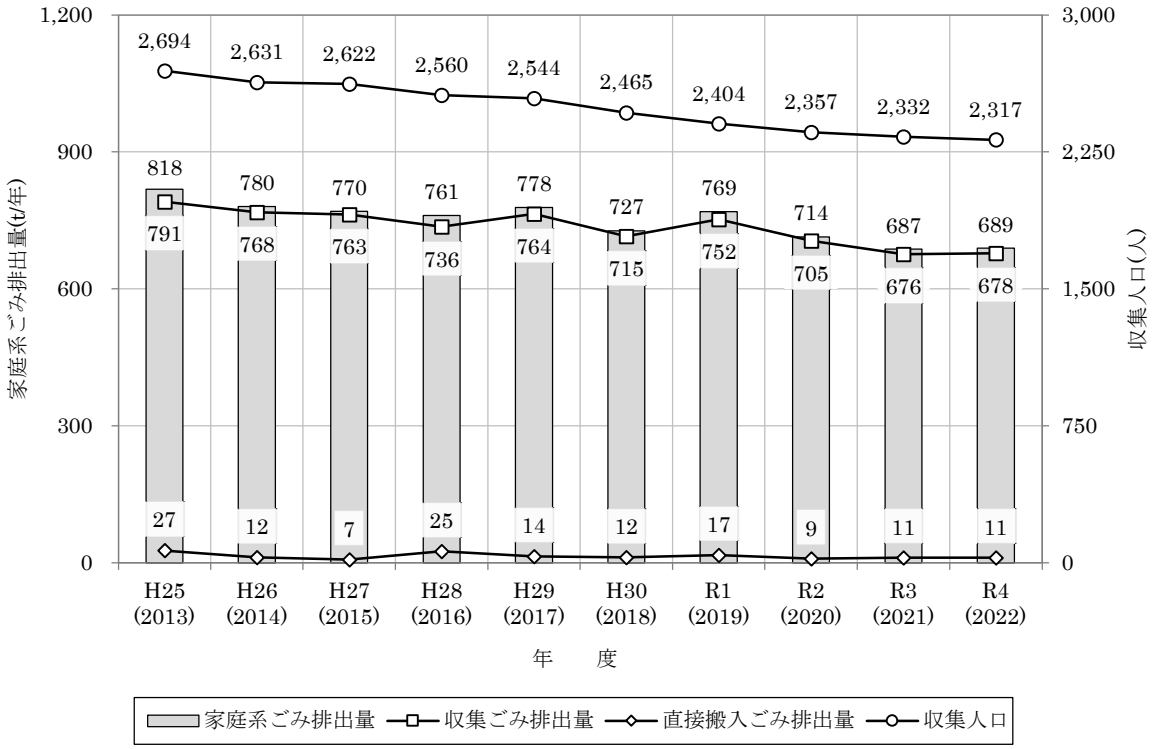

図 2.1.3.10　家庭系の収集・直接搬入・資源ごみ排出量の実績・推移

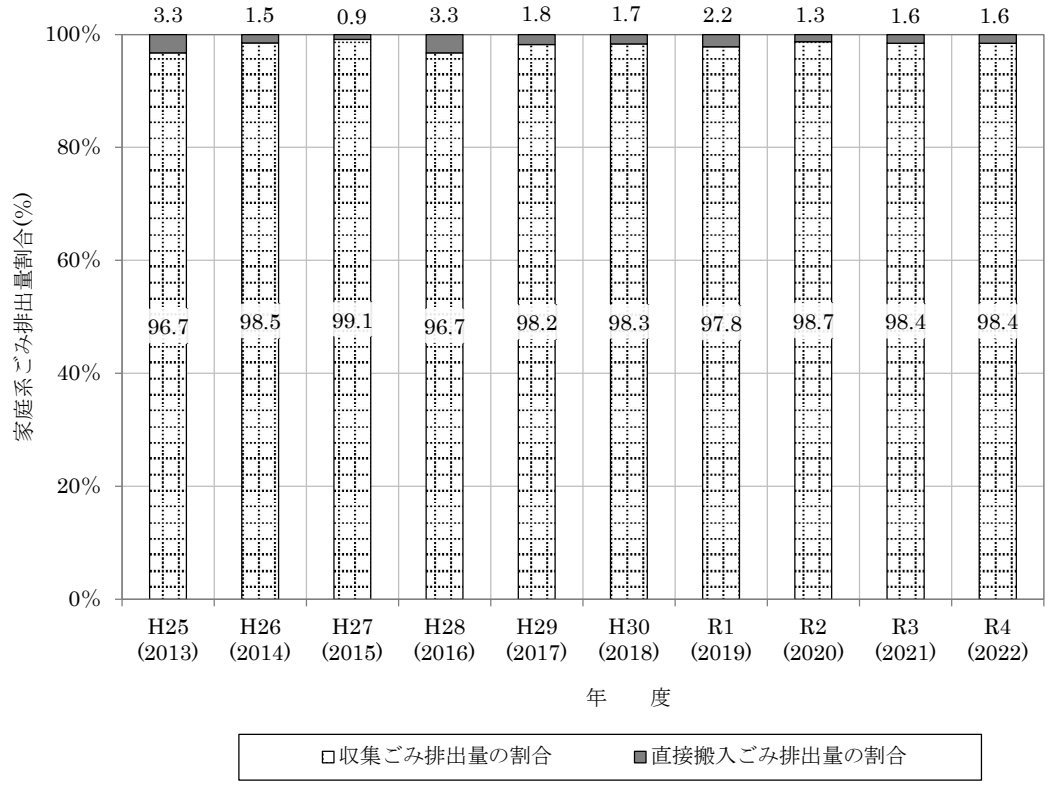

図 2.1.3.11　家庭系の収集・直接搬入・資源ごみ排出量の割合・推移

（３）家庭系ごみの区分別排出量の状況

本町の家庭系ごみの区分別排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①可燃ごみ

可燃ごみは、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 370t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 91%(370÷407×100＝90.9%)と減少しています。

可燃ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 52.7%と全体の約半分を占め、前期 5 ヵ年平均値に対して 2.0 ポイント(52.7－50.7＝2.0 ポイント)の増加です。

②不燃ごみ

不燃ごみは、同年比で約 75%(54÷72×100＝75%)と減少しています。

不燃ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 7.8%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 0.1 ポイント(7.8－7.7＝0.1 ポイント)の増加です。

③粗大ごみ

粗大ごみは、同年比でともに 8t と同数であり、経年では 7t～10t の範囲と大きな変化は無いです。

粗大ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値、並びに前期 5 ヵ年平均値ともに 1.1%と同数であり、変化が無いことが伺えます。

④資源ごみ

資源ごみは、同年比で約 78%(124÷159×100＝78.0%)と減少しています。

資源ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 19.3%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 0.5 ポイント(19.3－19.8＝－0.5 ポイント)の減少です。

⑤生ごみ

生ごみは、同年比で約 77%(132÷171×100＝77.2%)と減少しています。

生ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 18.9%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 1.6 ポイント(18.9－20.5＝－1.6 ポイント)の減少です。

⑥有害ごみ

有害ごみは、1t～2t と、経年的な変化が少ない状況です。

有害ごみの割合についても 0.12%～0.28%の範囲であり、経年的な割合の変化は僅かであることが伺えます。

表 2.1.3.8　家庭系ごみの区分別排出量の実績と割合・推移

（単位：t/年、%）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
家庭系ごみ排出量	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
可燃ごみ	407	393	387	392	403	370	396	381	371	370
割合	49.8	50.4	50.3	51.5	51.8	50.9	51.5	53.4	54.0	53.7
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：50.7%					後期 5 ヵ年平均値：52.7%				
	10 ヵ年平均値：51.7%									
不燃ごみ	72	54	45	65	67	60	59	54	54	54
割合	8.8	6.9	5.8	8.5	8.6	8.3	7.7	7.6	7.9	7.8
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：7.7%					後期 5 ヵ年平均値：7.8%				
	10 ヵ年平均値：7.8%									
粗大ごみ	8	7	9	9	9	8	10	8	7	8
割合	1.0	0.9	1.2	1.2	1.2	1.1	1.3	1.1	1.0	1.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：1.1%					後期 5 ヵ年平均値：1.1%				
	10 ヵ年平均値：1.1%									
資源ごみ	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
割合	19.4	20.5	21.3	19.1	18.6	19.1	20.3	19.9	19.1	18.0
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：19.8%					後期 5 ヵ年平均値：19.3%				
	10 ヵ年平均値：19.5%									
生ごみ	171	165	164	149	152	148	147	128	123	132
割合	20.9	21.2	21.3	19.6	19.5	20.4	19.1	17.9	17.9	19.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：20.5%					後期 5 ヵ年平均値：18.9 %				
	10 ヵ年平均値：19.7%									
有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
割合	0.12	0.13	0.13	0.13	0.26	0.28	0.13	0.14	0.15	0.15
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：0.15%					後期 5 ヵ年平均値：0.17%				
	10 ヵ年平均値：0.16%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

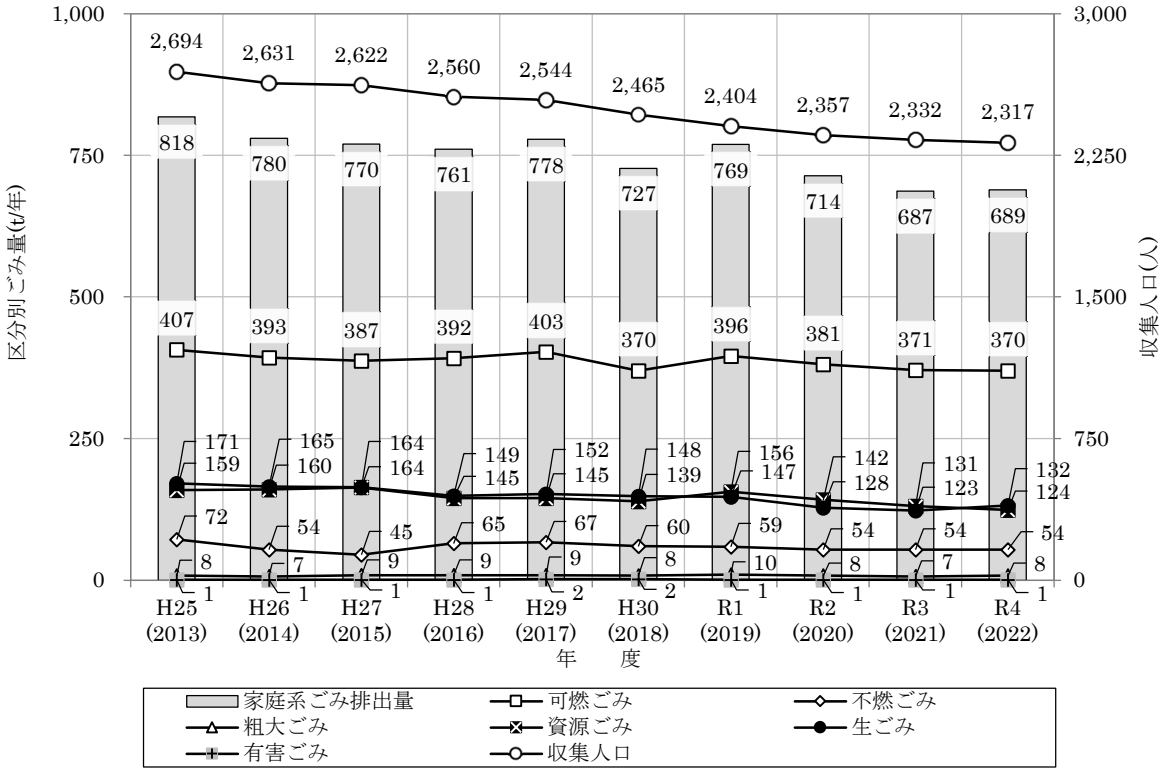

図 2.1.3.12　家庭系ごみの区分別排出量の実績・推移

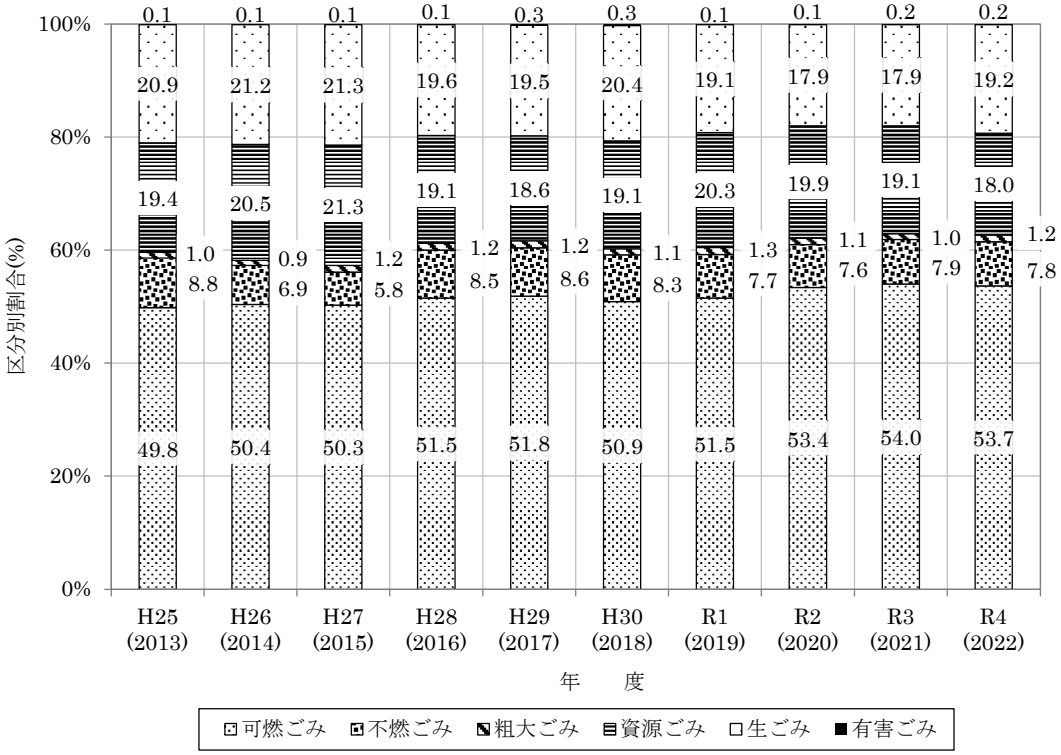

図 2.1.3.13　家庭系ごみの区分別排出量の割合・推移

（４）家庭系ごみ排出量の原単位

本町の家庭系ごみ排出量に対する 1 人 1 日当りの排出量(g/人・日。以下「原単位」と称する)について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①家庭系ごみ排出量の原単位

原単位は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 815g と、最大である令和元年度(2019 年度)に対して約 93%(815÷876×100＝93.0%)と減少傾向を示します。

後期 5 ヵ年平均値が 827g と、前期 5 ヵ年平均値から 7g (827－820＝7g)の増加であり、北海道目標値である 550g 以下※を達成するのは困難な状況です。

内訳をみると、可燃ごみの原単位が 9 年前の 414g に対して 438g と増加傾向を示しています。

※：北海道廃棄物処理計画[第 5 次](令和 2 年(2020 年)3 月)による令和 6 年度(2024 年度)目標値

②家庭系ごみ排出量の原単位（資源ごみ、生ごみ、有害ごみを除く）

資源ごみ、生ごみ、有害ごみを除く(以下、「資源ごみ等除く」と称する)家庭系ごみ排出量の原単位について、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 511g と、10 ヵ年平均値より 12g(511－499＝12g)多い状況です。

後期 5 ヵ年平均値が 510g と、前期 5 ヵ年平均値から 21g の増加(510－489＝22g)であり、北海道目標値である 440g 以下※を達成するのは困難な状況です。

※：北海道廃棄物処理計画[第 5 次](令和 2 年(2020 年)3 月)による令和 7 年度(2025 年度)目標値

表 2.1.3.9　家庭系ごみ排出量の原単位の実績・推移

（単位：人、t/年、g/人・日）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
家庭系ごみ排出量	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
〃　の原単位	832	812	802	814	838	808	874	830	807	815
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：820					後期 5 ヵ年平均値：827				
	10 ヵ年平均値：823									
収集ごみの原単位	804	800	795	788	823	795	855	819	794	802
直接搬入ごみ〃	27	12	7	27	15	13	19	10	13	13
可燃ごみ〃	414	409	403	420	434	411	450	443	436	438
不燃ごみ〃	73	56	47	70	72	67	67	63	63	64
粗大ごみ〃	8	7	9	10	10	9	11	9	8	9
資源ごみ〃	162	167	171	155	156	154	177	165	154	147
生ごみ〃	174	172	171	159	164	164	167	149	145	156
有害ごみ〃	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
家庭系資源ごみ等を除く排出量※	487	454	441	466	479	438	465	443	432	432
〃　の原単位	495	473	460	499	516	487	528	515	508	511
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：489					後期 5 ヵ年平均値：510				
	10 ヵ年平均値：499									

※：家庭系ごみ排出量の内、資源ごみ、生ごみ、有害ごみを除く(以下、共通)

出典：南富良野町建設課環境衛生係

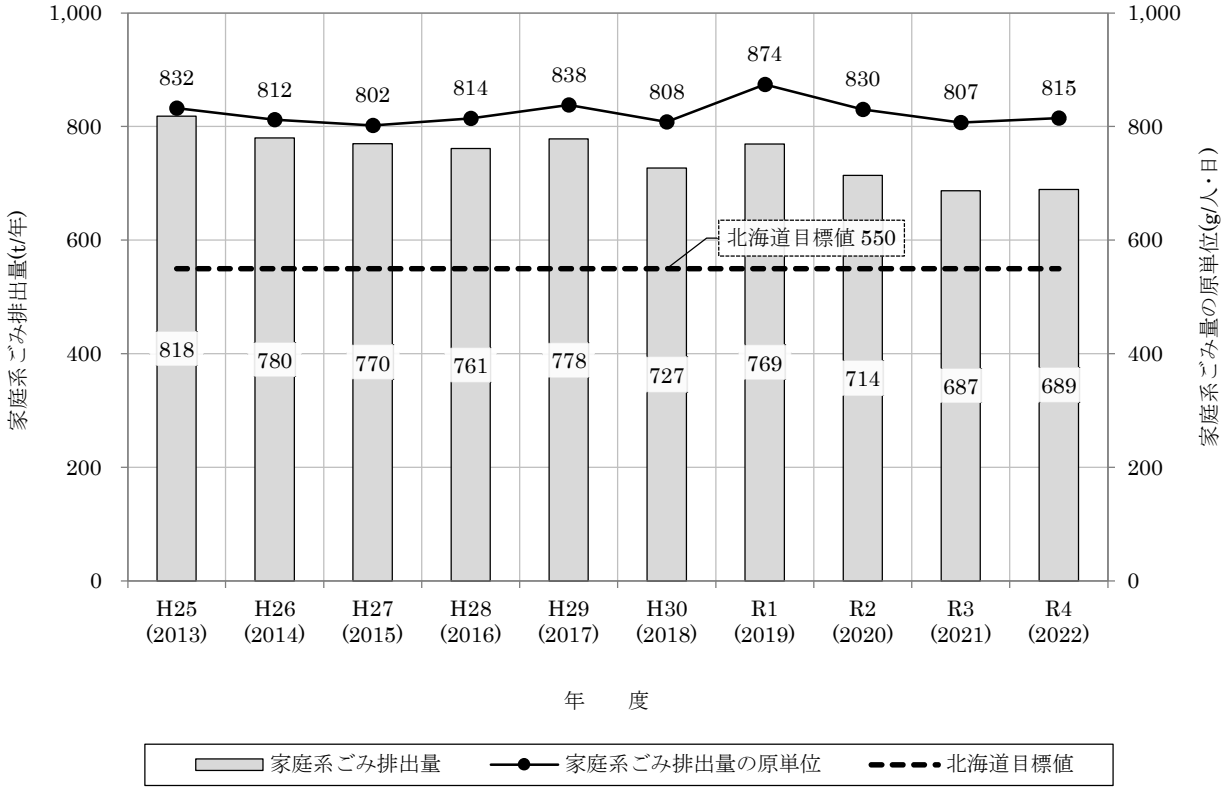

図 2.1.3.14　家庭系ごみ排出量の原単位の実績・推移

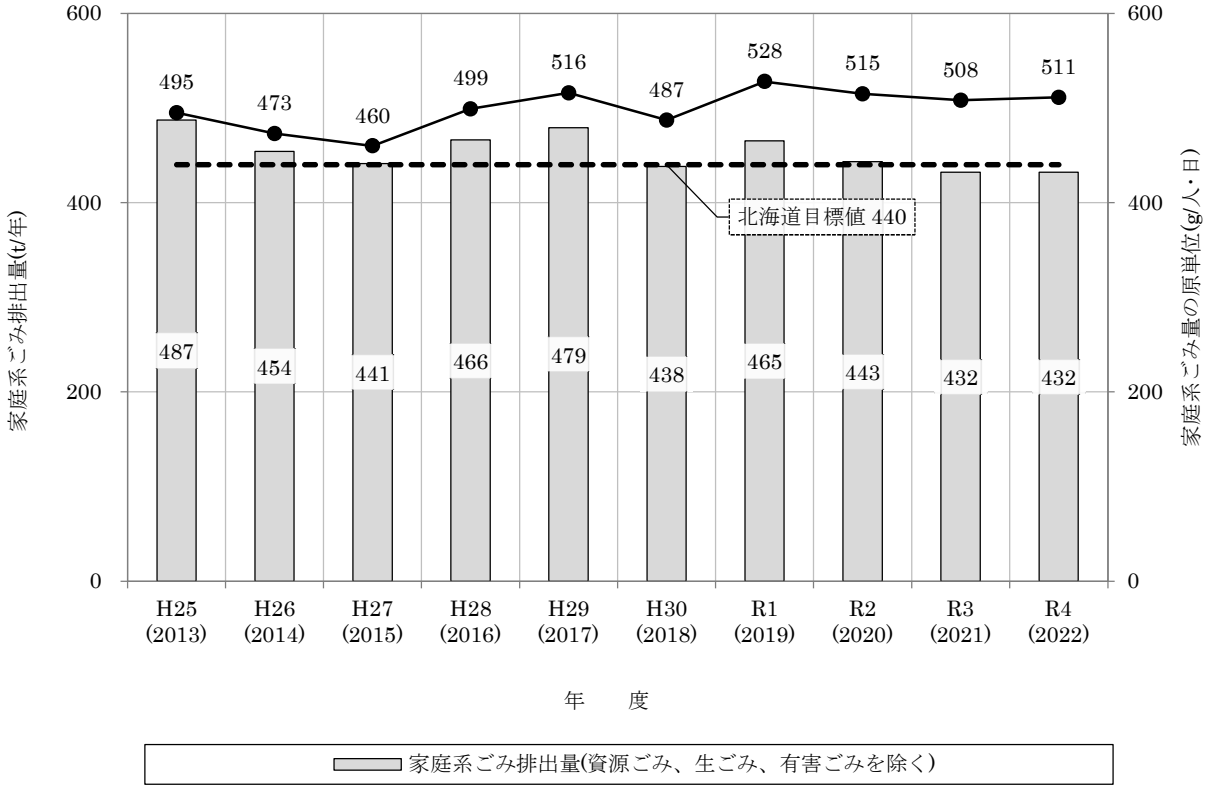

図 2.1.3.15　家庭系ごみ排出量(資源ごみ等を除く)の原単位の実績・推移

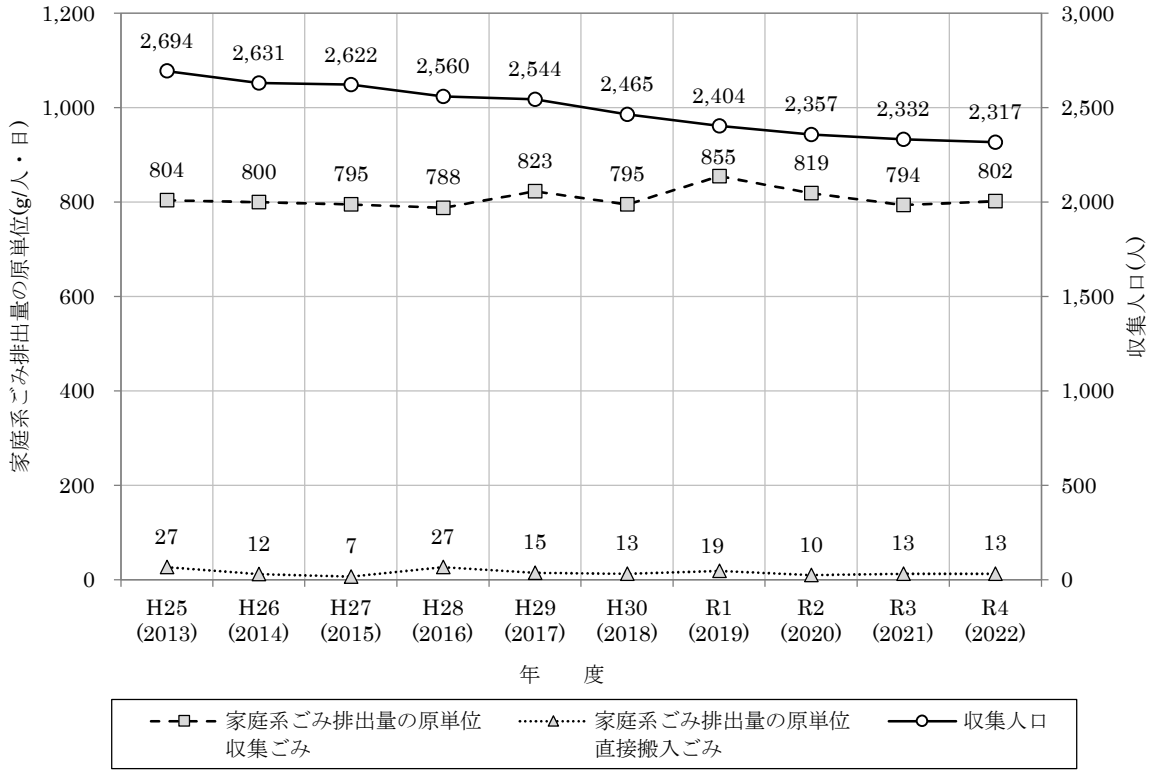

図 2.1.3.16　家庭系ごみ排出量の原単位(収集、直接搬入)の実績・推移

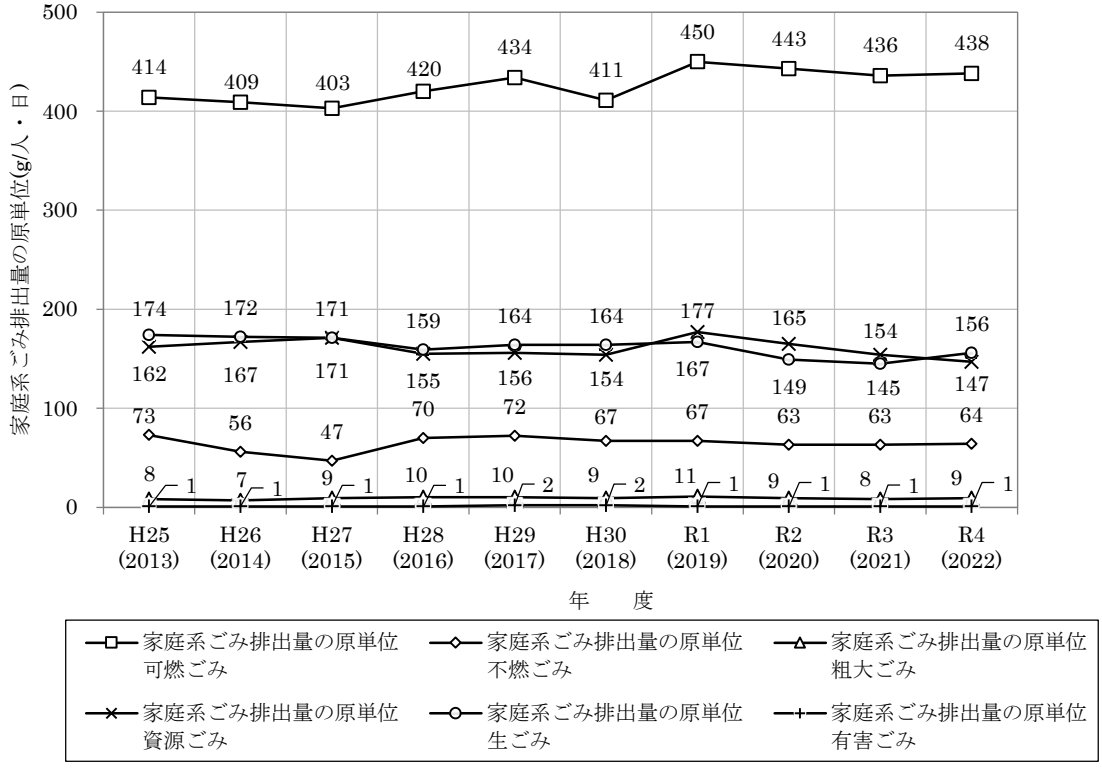

図 2.1.3.17　家庭系ごみ排出量の原単位(ごみ区分等)の実績・推移

3-3. 事業系ごみ排出量

（１）事業系ごみ排出量の実績・推移

本町の事業系ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

事業系ごみ排出量は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 84t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 74%(84÷114×100＝73.7%)と減少しています。

後期 5 ヵ年平均値が 91t と、前期 5 ヵ年平均値の約 81%(91÷113×100＝80.5%)と減少しており、令和元年度(2019 年度)末からのコロナ禍による観光客数の減少等が影響していると考えられます。

表 2.1.3.10　事業系ごみ排出量の実績・推移

(単位：人、t/年)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
事業系ごみ排出量	114	126	109	108	106	111	84	93	83	84
可燃ごみ　許可	20	29	21	24	22	38	26	33	26	30
生ごみ　許可	66	65	68	67	72	53	51	50	44	43
不燃ごみ　直接搬入	15	28	16	14	11	15	5	8	10	9
粗大ごみ　直接搬入	13	4	4	3	1	5	2	2	3	2
上記、排出量の平均値	前期 5 ヵ年平均値：113					後期 5 ヵ年平均値：91				
	10 ヵ年平均値：102									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

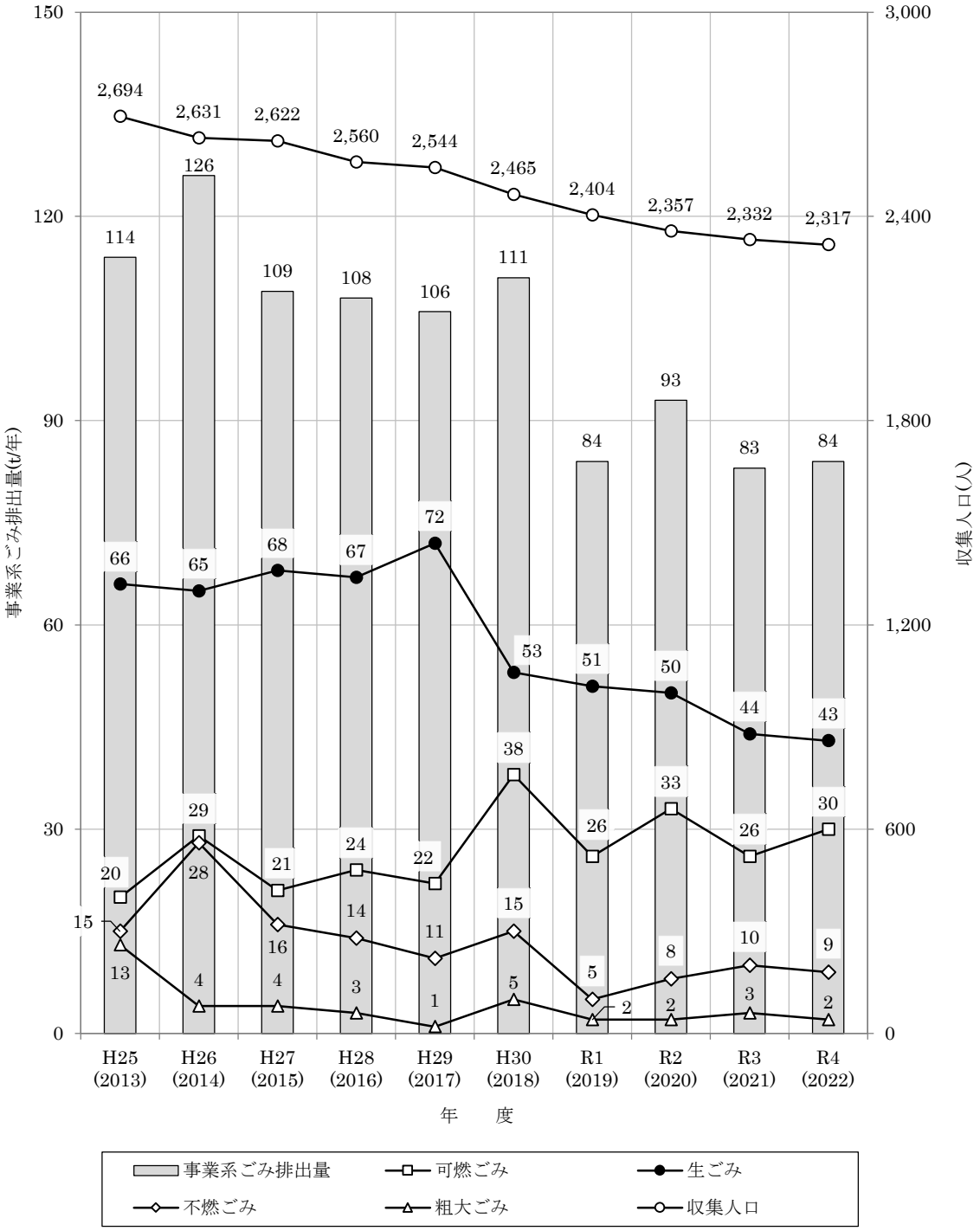

図 2.1.3.18　事業系ごみ排出量の実績・推移

（２）事業系の許可・直接搬入ごみ排出量の状況

本町の事業系の許可・直接搬入ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

許可ごみは、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 73t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 85%(73÷86×100＝84.9%)と減少しています。

一方、直接搬入ごみは、同年比で約 39%(11÷28×100＝39.3%)と大きく減少しています。

多くを占める許可ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 86.8%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 5.9 ポイント(86.8－80.9＝5.9 ポイント)の増加です。

一方、直接搬入ごみの割合は、同年比で 5.9 ポイント(13.2－19.1＝－5.9 ポイント)の減少です。

表 2.1.3.11　事業系の許可・直接搬入ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
事業系ごみ排出量	114	126	109	108	106	111	84	93	83	84
許可ごみ排出量	86	94	89	91	94	91	77	83	70	73
割合	75.4	74.6	81.7	84.3	88.7	82.0	91.7	89.2	84.3	86.9
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：80.9%					後期 5 ヵ年平均値：86.8%				
	10 ヵ年平均値：83.9%									
直接搬入ごみ排出量	28	32	20	17	12	20	7	10	13	11
割合	24.6	25.4	18.3	15.7	11.3	18.0	8.3	10.8	15.7	13.1
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：19.1%					後期 5 ヵ年平均値：13.2%				
	10 ヵ年平均値：16.1%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

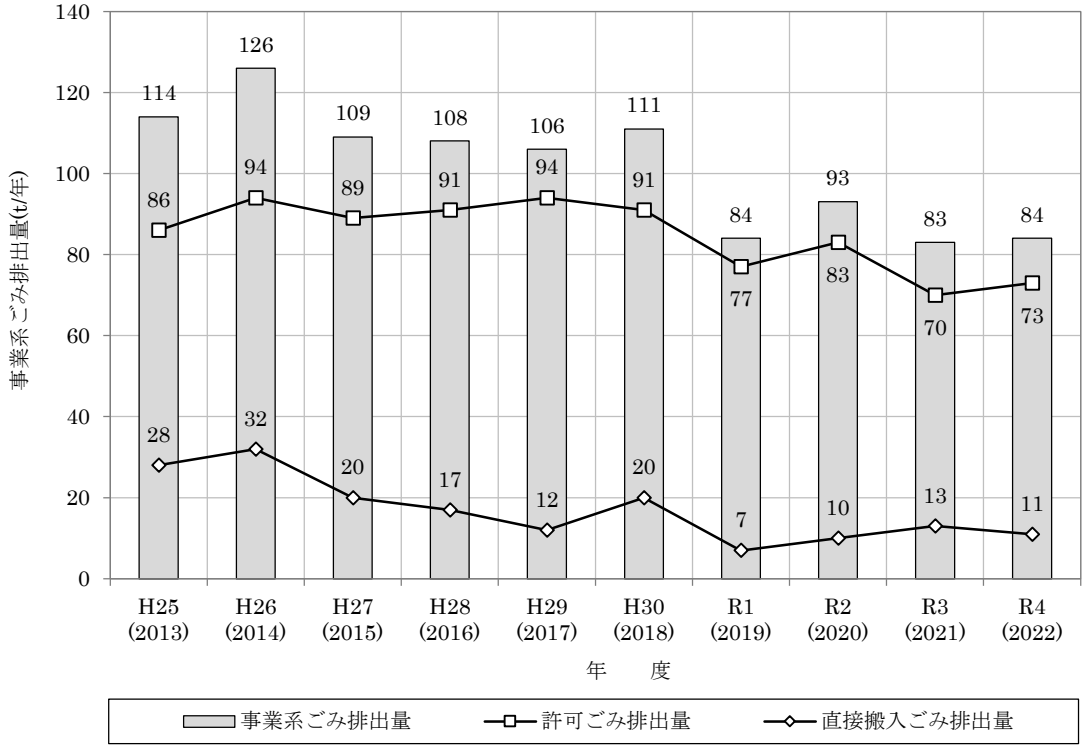

図 2.1.3.19　事業系ごみ排出量における許可、直接搬入の実績・推移

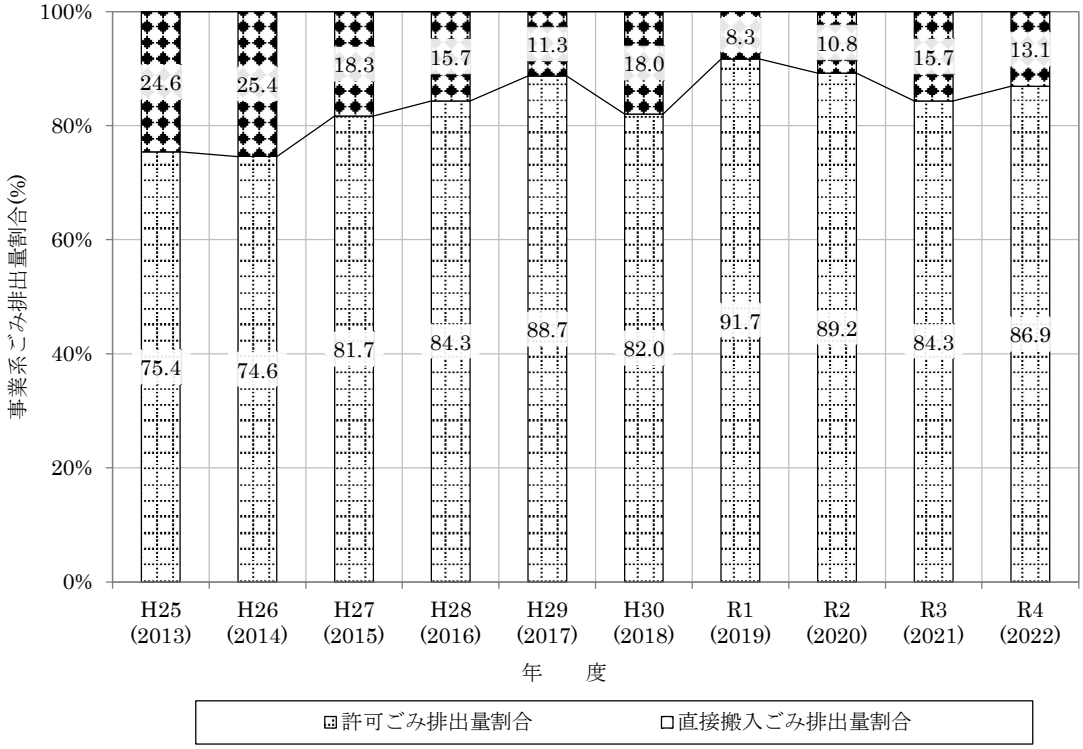

図 2.1.3.20　事業系ごみ排出量における許可、直接搬入の割合・推移

（３）事業系の区分ごみ排出量の状況

本町の事業系の区分ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①可燃ごみ

可燃ごみは、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 30t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して 1.5 倍(30÷20＝1.5 倍)の増加です。

可燃ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 33.5%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 12.9 ポイント(33.5－20.6＝12.9 ポイント)の増加です。

直近の令和 4 年度(2022 年度)は 35.7%と、最も高い割合を示します。

②不燃ごみ

不燃ごみは、同年比で 60%(9÷15×100＝60%)と減少しています。

不燃ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 10.2%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 4.5 ポイント(10.2－14.7＝－4.5 ポイント)の減少です。

③粗大ごみ

粗大ごみは、同年比で約 15%(2÷13×100＝15.4%)と大きく減少しています。

粗大ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 3.0%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 1.4 ポイント(3.0－4.4＝－1.4 ポイント)の減少です。

④生ごみ

生ごみは、同年比で約 65%(43÷66×100＝65.2%)と減少しています。

生ごみの割合は、後期 5 ヵ年平均値で 53.3%と全体の約半分を占め、前期 5 ヵ年平均値に対して 7.1 ポイント(53.3－60.4＝－7.1 ポイント)の減少です。

直近の令和 4 年度(2022 年度)は 51.2%と、平成 30 年度(2018 年度)の 47.7%に次いで低い割合です。

表 2.1.3.12　事業系の区分別ごみ排出量の実績と割合・推移

（単位：t/年、%）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
事業系ごみ排出量	114	126	109	108	106	111	84	93	83	84
可燃ごみ	20	29	21	24	22	38	26	33	26	30
割合	17.5	23.0	19.3	22.2	20.8	34.2	31.0	35.5	31.3	35.7
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：20.6%					後期 5 ヵ年平均値：33.5%				
	10 ヵ年平均値：27.1%									
不燃ごみ	15	28	16	14	11	15	5	8	10	9
割合	13.2	22.2	14.7	13.0	10.4	13.5	6.0	8.6	12.0	10.7
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：14.7%					後期 5 ヵ年平均値：10.2%				
	10 ヵ年平均値：12.4%									
粗大ごみ	13	4	4	3	1	5	2	2	3	2
割合	11.4	3.2	3.7	2.8	0.9	4.5	2.4	2.2	3.6	2.4
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：4.4%					後期 5 ヵ年平均値：3.0%				
	10 ヵ年平均値：3.7%									
生ごみ	66	65	68	67	72	53	51	50	44	43
割合	57.9	51.6	62.4	62.0	67.9	47.7	60.7	53.8	53.0	51.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：60.4%					後期 5 ヵ年平均値：53.3%				
	10 ヵ年平均値：56.8%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

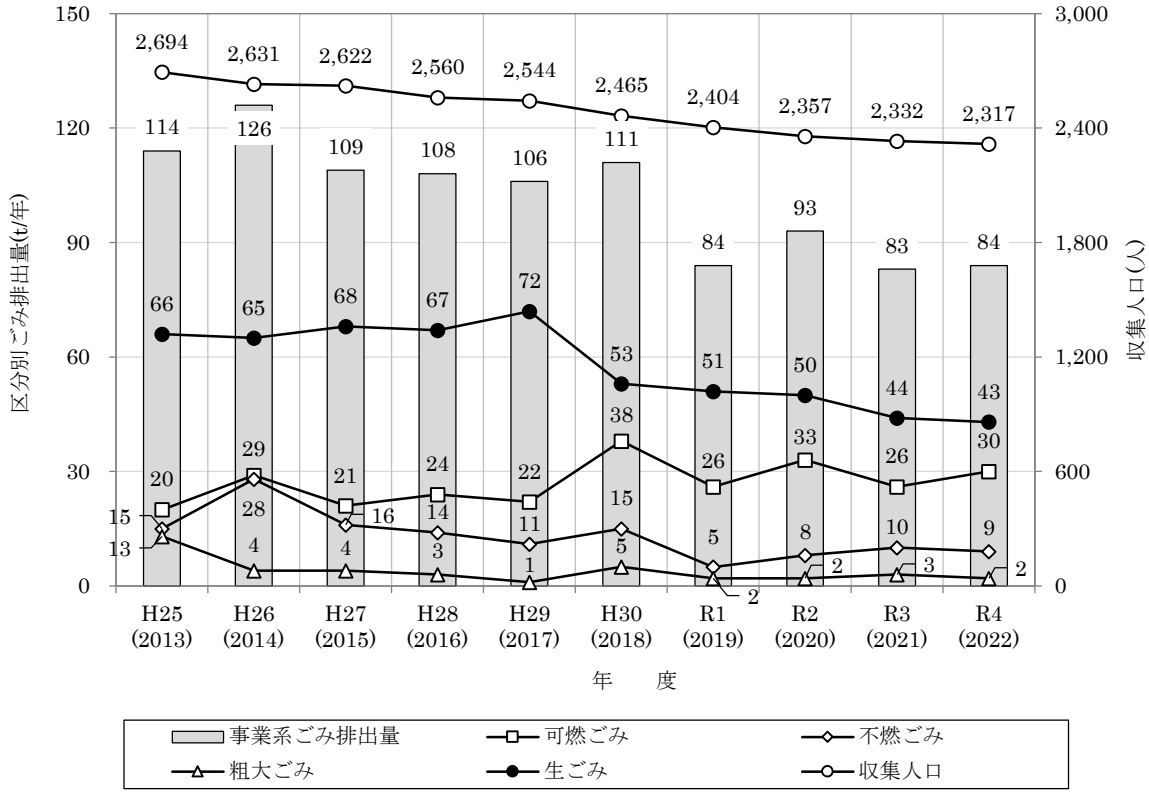

図 2.1.3.21　事業系ごみの区分別排出量の実績・推移

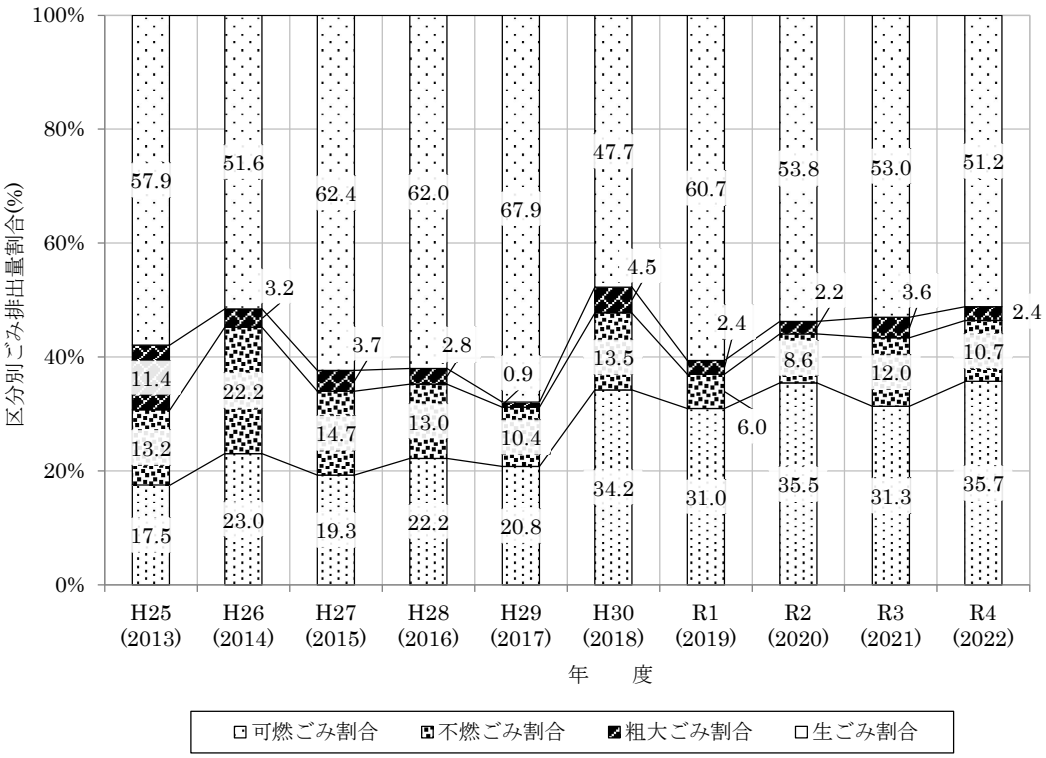

図 2.1.3.22　事業系ごみの区分別排出量の割合・推移

（４）事業系ごみ排出量の原単位

本町の事業系ごみ排出量の原単位について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

原単位は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 99g と、最大である平成 26 年度(2014 年度)に対して約 76%(99÷131×100＝75.6%)と減少傾向を示します。

後期 5 ヵ年平均値が 105g と、前期 5 ヵ年平均値から 13g の減少(118－105＝13g)であり、減量化が着実に進んでいることが伺えます。

内訳をみると、可燃ごみの原単位が 9 年前の 20g に対して 35g と増加傾向であり、生ごみは 67g に対して 51g と減少傾向を示します。

表 2.1.3.13　事業系ごみ排出量の原単位の実績・推移

（単位：人、t/年、g/人・日）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
事業系ごみ排出量	114	126	109	108	106	111	84	93	83	84
〃　の原単位	116	131	114	116	114	123	95	108	98	99
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：118					後期 5 ヵ年平均値：105				
	10 ヵ年平均値：111									
許可ごみ　の原単位	87	98	93	97	101	101	88	96	82	86
直接搬入ごみ〃	28	33	21	18	13	22	8	12	15	13
可燃ごみ〃	20	30	22	26	24	42	30	38	31	35
不燃ごみ〃	15	29	17	15	12	17	6	9	12	11
粗大ごみ〃	13	4	4	3	1	6	2	2	4	2
生ごみ〃	67	68	71	72	78	59	58	58	52	51

出典：南富良野町建設課環境衛生係

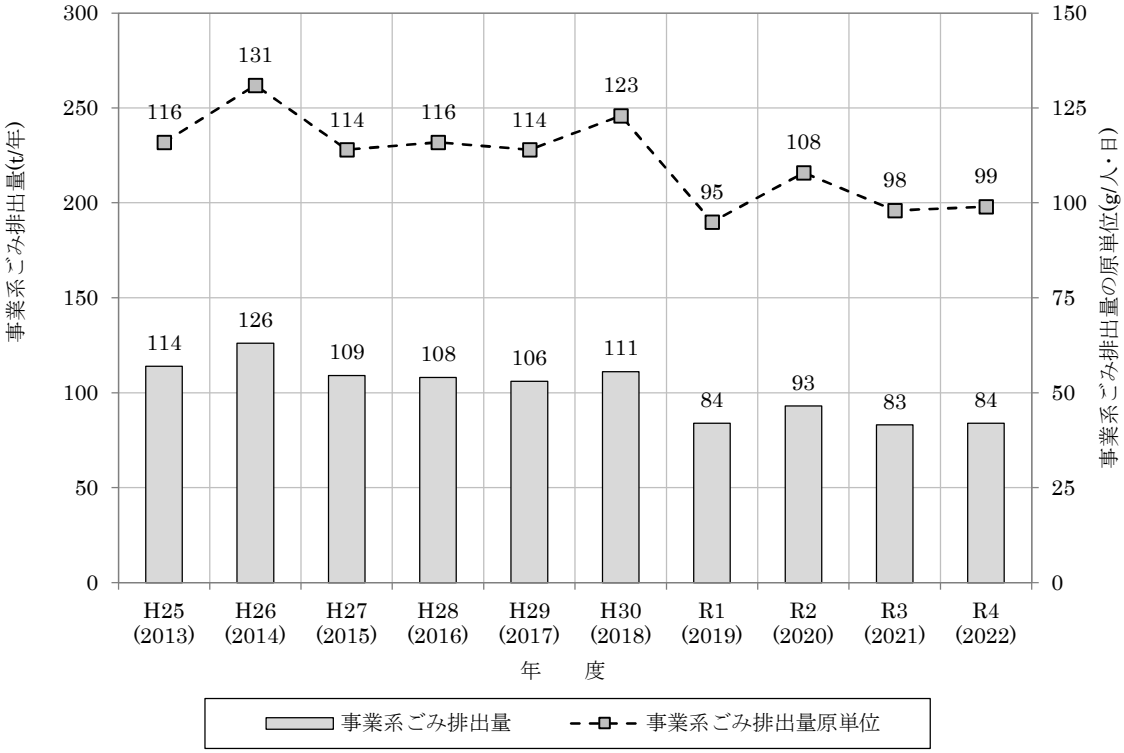

図 2.1.3.23　事業系ごみ排出量の原単位の実績・推移

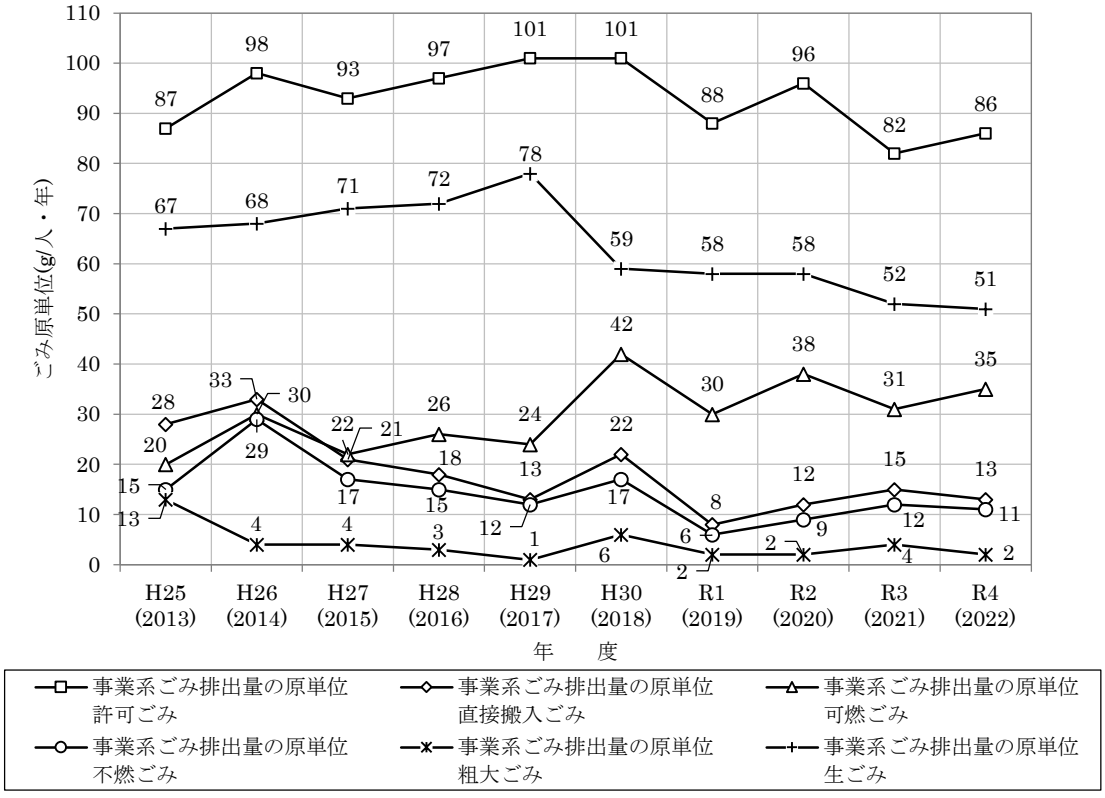

図 2.1.3.24　事業系ごみ排出量の原単位の実績・推移

3-4. 再生処理量とリサイクル率

（１）再生処理量とリサイクル率の実績・推移

本町の再生処理量とリサイクル率について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績推移を下表に示します。

再生処理量は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 151t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 80%(151÷189×100＝79.9 %)と減少しています。

内訳として、同年比で資源ごみが約 78%(124÷159×100＝78.0%)、と減少しています。

また生ごみ堆肥化量は同年比で約 90%(26÷29×100＝89.7%)と大きな差はなく、堆肥化率は後期 5 ヵ年平均値で 13.3%と、前期 5 ヵ年平均値から 3.3 ポイント(13.3－10.0＝3.3 ポイント)の増加です。

再生処理量におけるリサイクル率は、後期 5 ヵ年平均値で 20.3%と、前期 5 ヵ年平均値から 0.3 ポイント(20.3－20.0＝0.3 ポイント)の微増です。

表 2.1.3.14　再生処理量とリサイクル率の実績・推移

(単位：人、t/年、%)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
全体(家庭系＋事業系)	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
再生処理量※1	189	186	188	165	166	164	187	166	152	151
資源ごみ　収集	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
有害ごみ　収集	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
生ごみ堆肥化量※2	29	25	23	18	19	24	29	23	20	26
(生ごみ収集に対する割合)	12.2	10.9	9.9	8.3	8.5	11.9	14.6	12.9	12.0	14.9
上記、生ごみ堆肥化率の平均値	10.0%					13.3%				
	11.6%									
リサイクル率	20.3	20.5	21.4	18.9	18.8	19.6	21.9	20.6	19.7	19.6
上記、リサイクル率の平均値	前期 5 ヵ年平均値：20.0					後期 5 ヵ年平均値：20.3				
	10 ヵ年平均値：20.1									

※1：リサイクル率は全体ごみ排出量に対する再生使用量の割合。

※2：生ごみは富良野広域連合環境衛生センターで堆肥化しているため、生ごみ排出量の内資源化分のみを再生利用量に計上。

出典：南富良野町建設課環境衛生係

（２）再生処理量の内訳・実績推移の状況

本町の再生処理量の内訳である①あきかん、②あきびん、③ペットボトル、④プラスチック、⑤古紙類について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①あきかん

あきかんは、平成 26 年(2014 年)の 19t が最大であり、令和 2 年度(2020 年度)以降は 15t と安定した数量を示します。

②あきびん

あきびんは、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 23t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 74%(23÷31×100＝74.2%)と減少しています。

後期 5 ヵ年平均値は 24t と、前期 5 ヵ年平均値から 6t(24－30＝－6t)の減少です。

同年比による内訳では、無色が約 73%(8÷11×100＝72.7%)、茶色が約 69%(9÷13×100＝69.2%)、その他が約 71%(5÷7×100＝71.4%)と、ほぼ同じ割合で減少していることが伺えます。

③ペットボトル

ペットボトルは、令和 2 年度(2020 年度)の 20t が最大であり、他の年度については 13t～14t の範囲と、比較的安定していることが伺えます。

④プラスチック

プラスチックは、後期 5 ヵ年平均値が 26t と、前期 5 ヵ年平均値から 1t(26－25＝1t)の微増であり、比較的安定していることが伺えます。

⑤古紙類

古紙類は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 48t と最も少なく、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 65%(48÷74×100＝64.9%)と減少しています。

表 2.1.3.15　再生処理量 資源ごみの実績・推移【1/2】

(単位：人、t/年)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
再生処理量(資源ごみ)	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
あきかん	17	19	18	14	15	12	14	15	15	15
スチール	11	12	11	9	10	8	9	9	9	10
アルミ	6	7	6	5	5	4	5	5	5	5
平均値	前期 5 ヵ年平均値：16					後期 5 ヵ年平均値：14				
あきびん	31	30	31	28	27	27	25	22	23	23
無色	11	12	11	10	10	10	9	8	8	8
茶色	13	11	13	12	11	11	10	9	9	9
その他	7	8	7	6	6	6	6	5	5	5
平均値	前期 5 ヵ年平均値：30						後期 5 ヵ年平均値：24			
ペットボトル	13	13	13	14	14	14	13	20	14	13
平均値	前期 5 ヵ年平均値：13					後期 5 ヵ年平均値：15				
プラスチック	24	23	27	25	26	27	27	26	26	25
平均値	前期 5 ヵ年平均値：25					後期 5 ヵ年平均値：26				
古紙類	74	75	74	65	63	57	78	59	53	48
ダンボール	13	15	15	13	13	12	16	11	10	8
紙パック	0.81	0.68	0.73	0.58	0.42	0.28	0.32	0.38	0.34	0.30
雑誌	22	22	19	20	16	16	19	18	15	12
新聞	38	37	40	30	34	30	43	30	29	27
平均値	前期 5 ヵ年平均値：70					後期 5 ヵ年平均値：59				

出典：南富良野町建設課環境衛生係

本町の再生処理量の内訳である⑥生ごみ、⑦有害ごみについて、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年(2022 年度)における過去 10 年間の実績推移を次頁の表に示します。

⑥生ごみ堆肥化量

生ごみ堆肥化量は、後期 5 ヵ年平均値で 24t と、前期 5 ヵ年平均値から 1t(24－23＝1t)の微増です。

⑦有害ごみ

有害ごみは、前期・後期 5 ヵ年平均値ともに 1t と経年的な変化はなく、比較的安定していることが伺えます。

表 2.1.3.16　再生処理量 有害ごみ・生ごみ堆肥化量の実績・推移【2/2】

(単位：人、t/年)

区分＼年度		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3 月末)		2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
再生処理量(有害ごみ堆肥化)		30	26	24	19	21	26	30	24	21	27
有害ごみ		1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
	乾電池	0.52	0.88	0.73	0.69	0.99	0.99	0.71	0.94	0.74	0.99
	蛍光管等	0.52	0.59	0.52	0.49	0.67	0.67	0.53	0.47	0.36	0.43
	平均値	前期 5 ヵ年平均値：1					後期 5 ヵ年平均値：1				
生ごみ堆肥化量		29	25	23	18	19	24	29	23	20	26
	平均値	前期 5 ヵ年平均値：23					後期 5 ヵ年平均値：24				

出典：南富良野町建設課環境衛生係

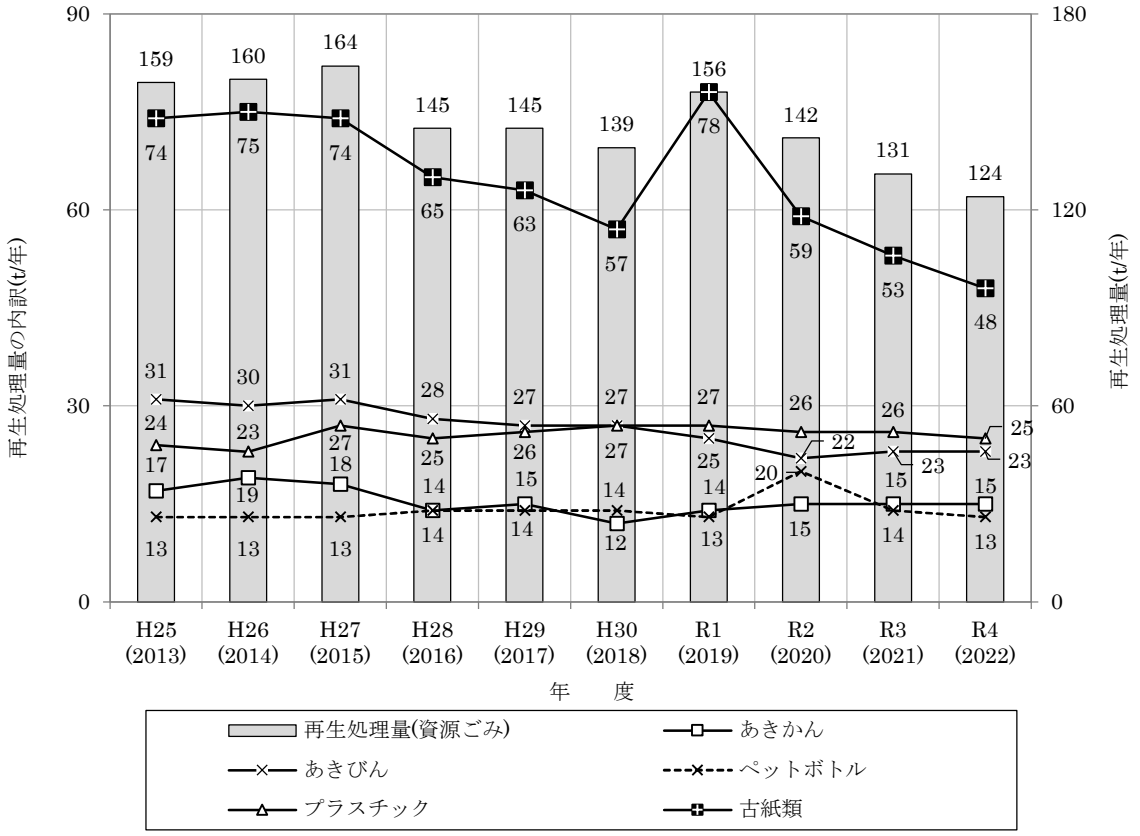

図 2.1.3.25　再生処理量 資源ごみの実績・推移【1/2】

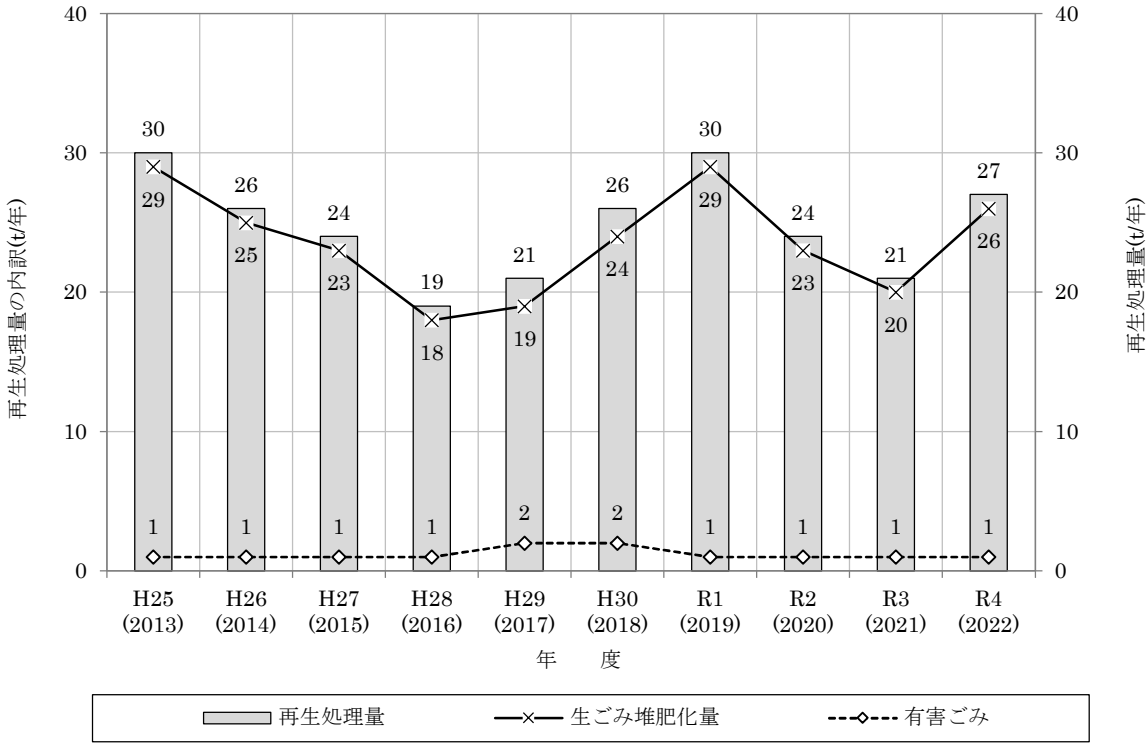

図 2.1.3.26　再生処理量 有害ごみ・生ごみ堆肥化量の実績・推移【2/2】

（３）リサイクル率の実績推移の状況

本町の①リサイクル率、②リサイクル率(資源ごみ)、③リサイクル率(家庭系)について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①リサイクル率

リサイクル率は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 19.6%と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して 0.7 ポイント(19.6－20.3＝－0.7)の微減です。

後期 5 ヵ年平均値は 20.3%と、前期 5 ヵ年平均値から 0.3 ポイント(20.3－20.0＝0.3 ポイント)の微増であり、経年的に大きな変化が無く、ほぼ一貫した傾向を示すことが伺えます。

北海道目標値であるリサイクル率 30.0%以上※に対しては、約 10%程度の開きがあり、達成が困難な状況です。

※：北海道廃棄物処理計画[第 5 次](令和 2 年(2020 年)3 月)による令和 6 年度(2024 年度)目標値

②リサイクル率(資源ごみ)

あきかん、あきびん、ペットボトル、プラスチック、古紙類による資源ごみを対象としたリサイクル率は、7 年前の平成 27 年度(2015 年度)で 18.6%と最大であり、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 16.0%と最小です。

③家庭系リサイクル率(資源ごみ)

家庭系ごみ排出量に対する資源ごみを対象としたリサイクル率は、後期 5 ヵ年平均値が 19.2%と、前期 5 ヵ年平均値に対して 0.6 ポイント(19.2－19.8＝－0.6 ポイント)の減少です。

表 2.1.3.17　リサイクル率の実績・推移

（単位：t/年、%）

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
再生処理量　A	189	186	188	165	166	164	187	166	152	151
資源ごみ　C	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
生ごみ堆肥化量	29	25	23	18	19	24	29	23	20	26
全体ごみ量　B	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
①リサイクル率　A/B	20.3	20.5	21.4	18.9	18.8	19.6	21.9	20.6	19.7	19.6
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：20.0					後期 5 ヵ年平均値：20.3				
	10 ヵ年平均値：20.1									
②リサイクル率 (資源ごみ)C/B	17.1	17.6	18.6	16.7	16.4	16.5	18.3	17.5	17.0	16.0
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：17.3					後期 5 ヵ年平均値：17.1				
	10 ヵ年平均値：17.2									
家庭系ごみ量　D	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
③家庭系リサイクル率 (資源ごみ)C/D	19.5	20.5	21.3	19.1	18.7	19.1	20.3	19.8	19.0	18.0
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：19.8					後期 5 ヵ年平均値：19.2				
	10 ヵ年平均値：19.5									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

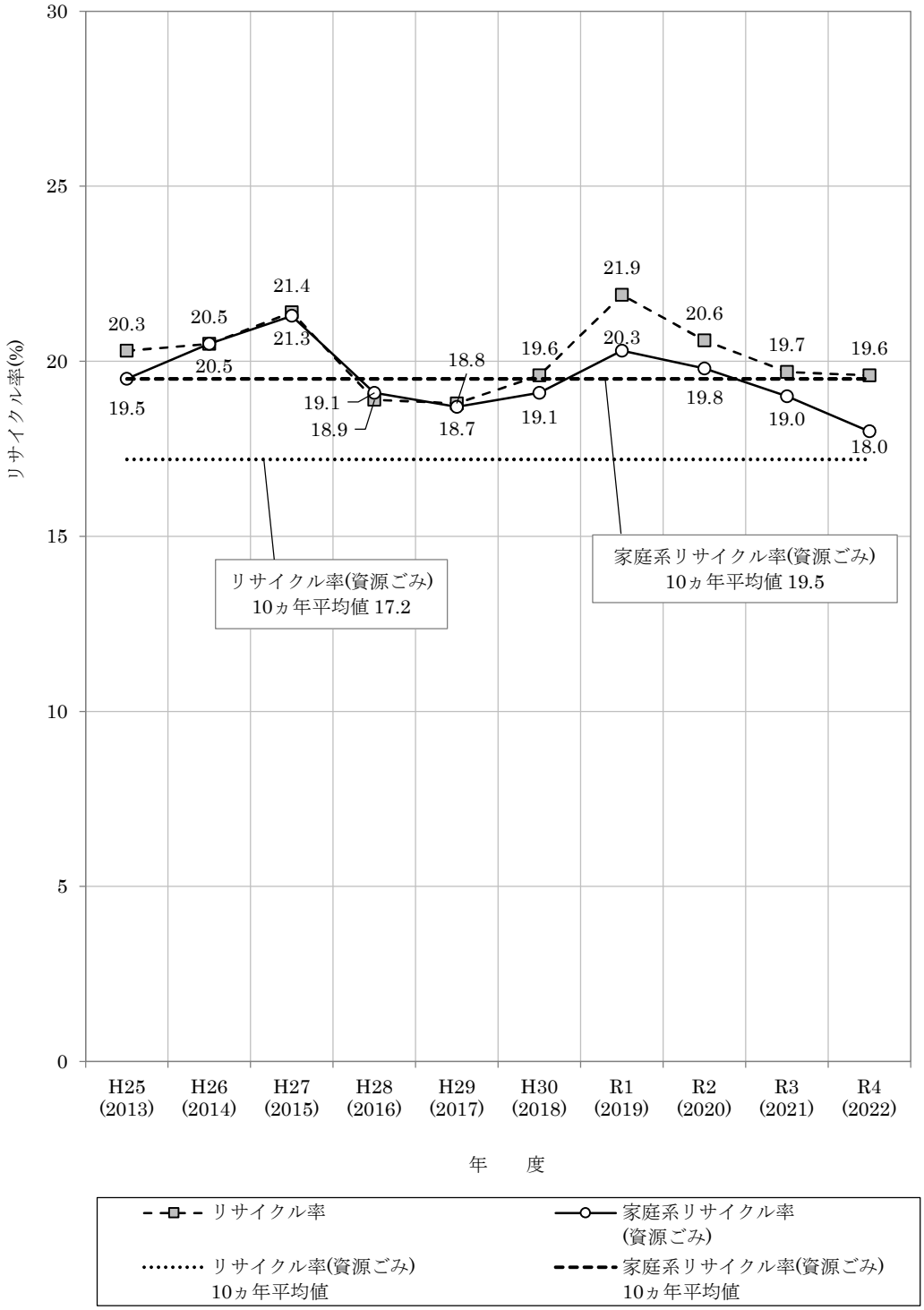

図 2.1.3.27　リサイクル率の実績・推移

（４）生ごみ堆肥化率の実績推移の状況

本町の生ごみ全体量と、富良野広域連合環境衛生センターにおける生ごみの堆肥化量並びに生ごみ全体量に対する割合について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

生ごみ堆肥化量の割合は、後期 5 ヵ年ではいずれも 10%以上を達成しており、平均値は 13.3%と、前期 5 ヵ年平均値から 3.3 ポイント(13.3－10.0＝3.3 ポイント)の増加です。

表 2.1.3.18　生ごみ堆肥化量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

区分＼年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
生ごみ全体量	237	230	232	216	224	201	198	178	167	175
生ごみ堆肥化量	29	25	23	18	19	24	29	23	20	26
全体に対する割合	12.2	10.9	9.9	8.3	8.5	11.9	14.6	12.9	12.0	14.9
上記、割合の平均値	前期 5 ヵ年平均値：10.0%					後期 5 ヵ年平均値：13.3%				
	10 ヵ年平均値：11.6%									

出典：南富良野町建設課環境衛生係

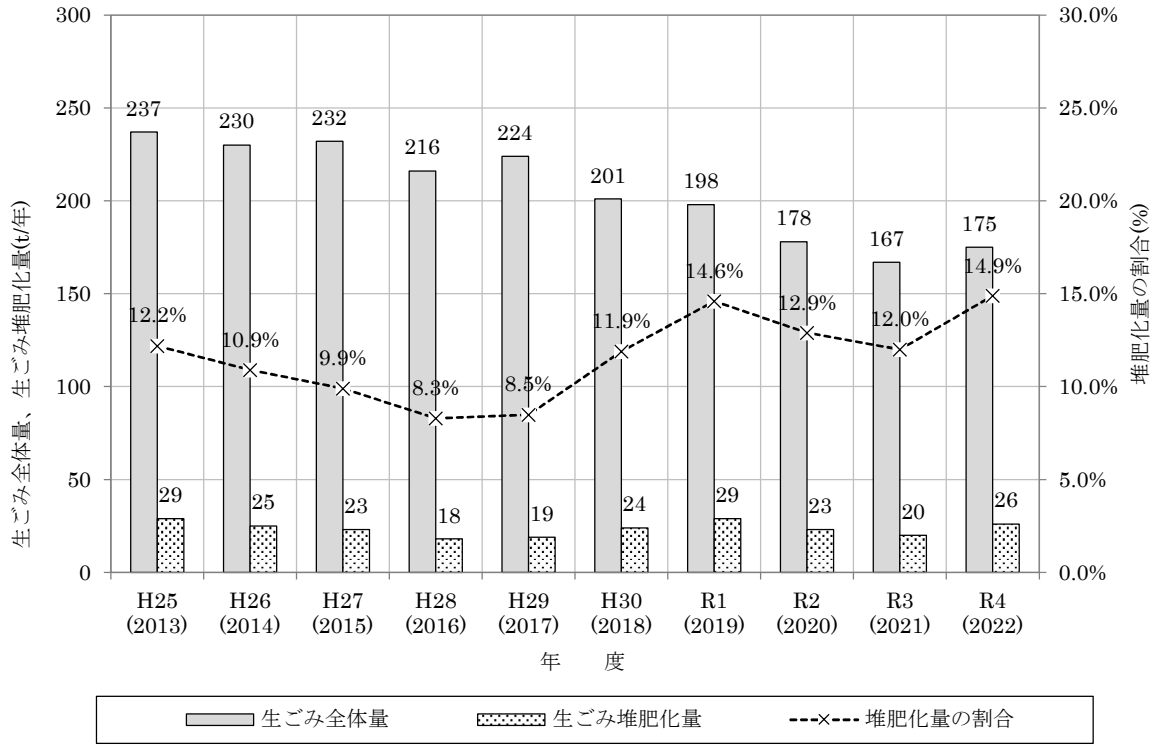

図 2.1.3.28　生ごみ堆肥化量の実績と割合・推移

3-5. 埋立処分量

埋立処分量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)の過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

埋立処分量は、直近の令和 4 年度(2022 年度)で 63t と、9 年前の平成 25 年度(2013 年度)に対して約 73%(63÷86×100＝73.3%)と減少しています。

内訳では収集ごみが最も多く、同年比で約 96%(47÷49×100＝95.9%)と、大きな変化が無いことが伺えます。

なお平成 28 年度(2016 年度)については、同年 8 月の台風による被災の影響により、事業系直接搬入が 742t と埋立処分量が大きく増加しています。

表 2.1.3.19　埋立処分量の実績・推移

(単位：t)

区分＼年次	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
埋立処分量	86	82	61	807	79	74	64	62	64	63
収集ごみ	49	45	43	44	59	50	48	49	46	47
家庭系直接搬入	23	9	2	21	8	10	11	5	8	7
事業系直接搬入	15	28	16	742	11	15	5	8	10	9

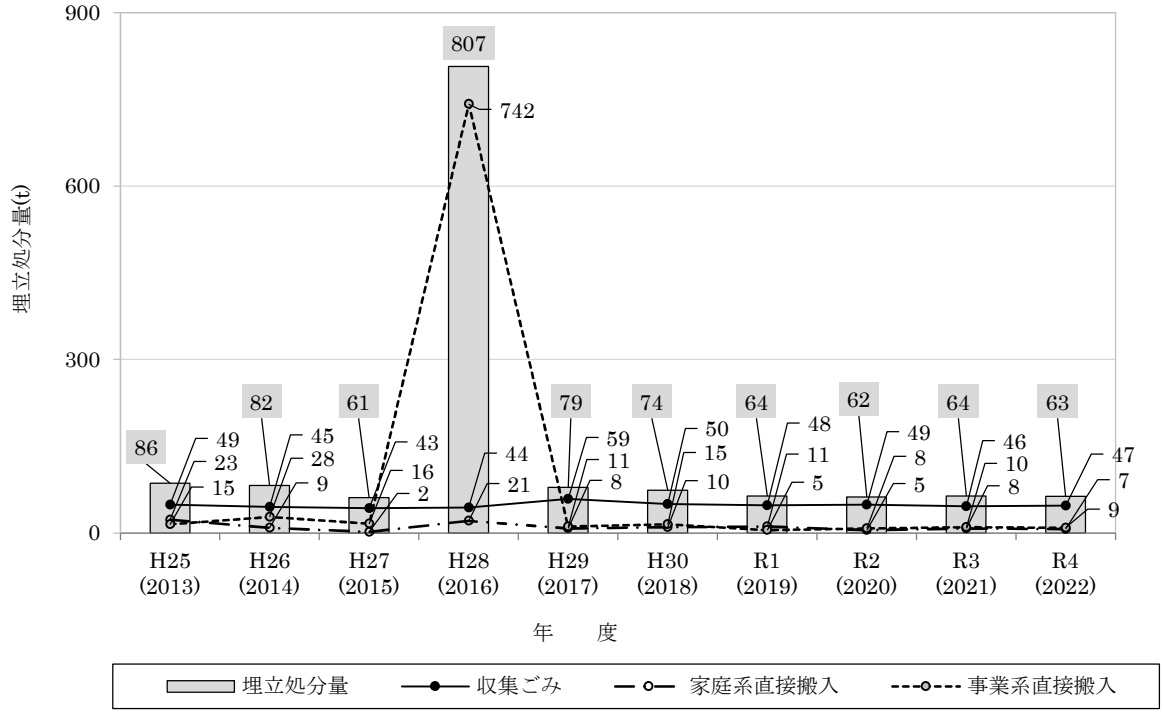

図 2.1.3.29　埋立処分量の実績・推移

第 4 節　ごみ処理の評価

4-1. ごみ処理評価の基準について

本町の他、富良野市、上富良野町、中富良野町、占冠村の各市町村におけるごみ処理の実態について北海道の平均値を基準に評価します。

評価指標については、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成 25 年(2013 年)4 月に一部改訂)の 3 つのガイドラインより、各市町村で評価可能なものとして下表に示す項目を抽出しました。

また評価基準となる年度は、国・北海道による最新の公表値(環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」)である令和 3 年度(2021 年度)のデータを採用しています。

表 2.1.4.1　評価指標の項目と算出方法

評価指標の項目※ (単位を示す)	算出方法
①1 人 1 日当りごみ排出量 (g/人・日)	□　ごみ総排出量(計画収集＋直接搬入量＋集団回収量)÷計画収集人口÷365 日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	□　(資源化量－RDF 資源化量(及びその他エネルギー利用を主目的とした生成物量))÷ごみ総排出量×100
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	□　最終処分量÷ごみ総排出量
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	□　廃棄物処理に要する総費用×(経常費用－経常収益)÷計画収集人口
⑤減量率　(%)	□　(直接資源化量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量)÷ごみ処理量×100
⑥リサイクル率 (%)	□　(直接資源化量＋中間処理後再生利用＋集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)×100

※：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

4-2. ごみ処理評価の結果

（１）南富良野町ごみ処理評価の結果

南富良野町では、1 人 1 日当りのごみ排出量が 905g と北海道平均の 942g よりも少ない状況です。

廃棄物からの資源回収率並びにリサイクル率はともに 19.7%と、北海道平均の 23.5%を若干下回る一方、廃棄物からの最終処分量の割合は 22.5%と北海道平均の 15.9%を上回ります。

また 1 人当りの年間処理経費は 29,457 円と、北海道平均の 19,695 円の約 1.5 倍であり(29,457÷19,695＝1.50 倍)、評価指標は 66.9 と低い状況です(19,695÷29,457×100＝66.86)。

表 2.1.4.2　南富良野町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目(単位を示す)	道平均(A)※1	南富良野町の評価(北海道との比較)	
		数値(B)※1	評価指標※2
①1 人 1 日当り排出量(g/人・日)	942	905	△ 104.1
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	19.7	▼ 83.9
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	22.5	▼ 70.7
④1 人当り年間処理経費(円/人・年)	19,695	29,457	▼ 66.9
⑤減量率(%)	92.8	91.7	▼ 98.8
⑥リサイクル率(%)	23.5	19.7	▼ 84.0

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和 3 年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100 で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100 で算出。

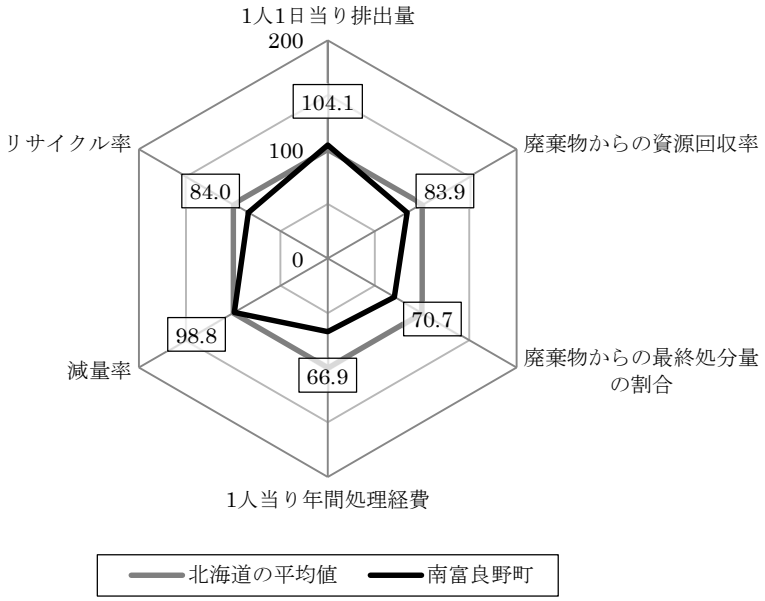

図 2.1.4.1　南富良野町のごみ処理評価の結果

（２）富良野市ごみ処理評価の結果

富良野市では、1 人 1 日当りのごみ排出量が 893g と、北海道平均の 942g よりも少ない状況です。

廃棄物からの資源回収率は 59.5%、リサイクル率は 60.5%と、北海道平均の 23.5%を大きく上回ります。

廃棄物からの最終処分量の割合は 1.7%と北海道平均の 15.9%を大きく下回り、評価指標は 935.3 と高い状況です(15.9÷1.7×100＝935.29)。

また 1 人当りの年間処理経費は 16,300 円と、北海道平均の 19,695 円を下回り、評価指標は 120.8 と高い状況です(19,695÷16,300×100＝120.82)。

表 2.1.4.3　富良野市の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目(単位を示す)	道平均(A)※1	富良野市の評価(北海道との比較)	
		数値(B)※1	評価指標※2
①1 人 1 日当り排出量(g/人・日)	942	893	△ 105.5
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	59.5	△ 252.8
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	1.7	△ 935.3
④1 人当り年間処理経費(円/人・年)	19,695	16,300	△ 120.8
⑤減量率(%)	92.8	100.0	△ 107.7
⑥リサイクル率(%)	23.5	60.5	△ 257.5

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和 3 年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100 で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100 で算出。

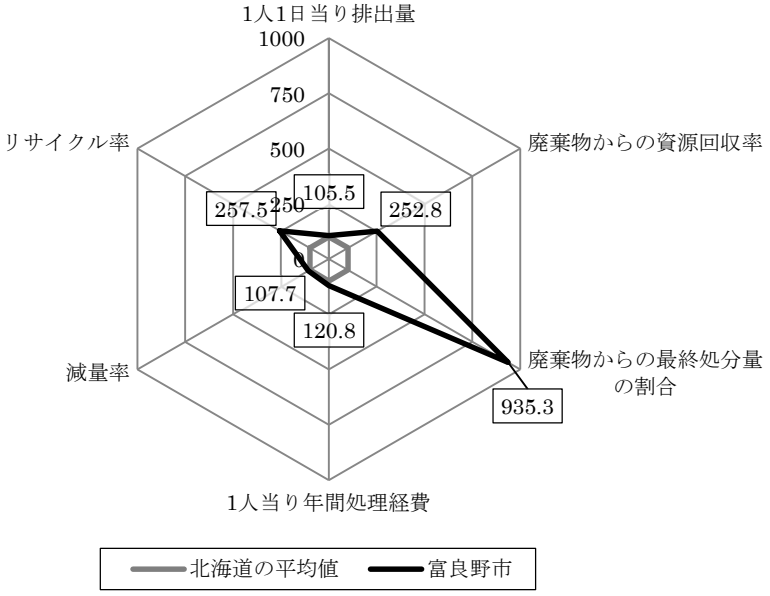

図 2.1.4.2　富良野市のごみ処理評価の結果

（３）上富良野町ごみ処理評価の結果

上富良野町では、1 人 1 日当りのごみ排出量が 838g と北海道平均の 942g よりも少ない状況です。

廃棄物からの資源回収率は 20.8%、リサイクル率は 20.6%と、北海道平均の 23.5%を若干下回り、廃棄物からの最終処分量の割合は 14.8%と北海道平均の 15.9%を下回ります。

1 人当りの年間処理経費は 25,948 円と、北海道平均の約 1.3 倍であり(25,948÷19,695＝1.32 倍)、評価指標は 75.9 と低いです(19,695÷25,948×100＝75.90)。

表 2.1.4.4　上富良野町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目(単位を示す)	道平均(A)※1	上富良野町の評価(北海道との比較)	
		数値(B)※1	評価指標※2
①1 人 1 日当り排出量(g/人・日)	942	838	△ 112.4
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	20.8	▼ 88.3
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	14.8	△ 107.6
④1 人当り年間処理経費(円/人・年)	19,695	25,948	▼ 75.9
⑤減量率(%)	92.8	91.9	▼ 99.1
⑥リサイクル率(%)	23.5	20.6	▼ 87.7

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和 3 年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100 で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100 で算出。

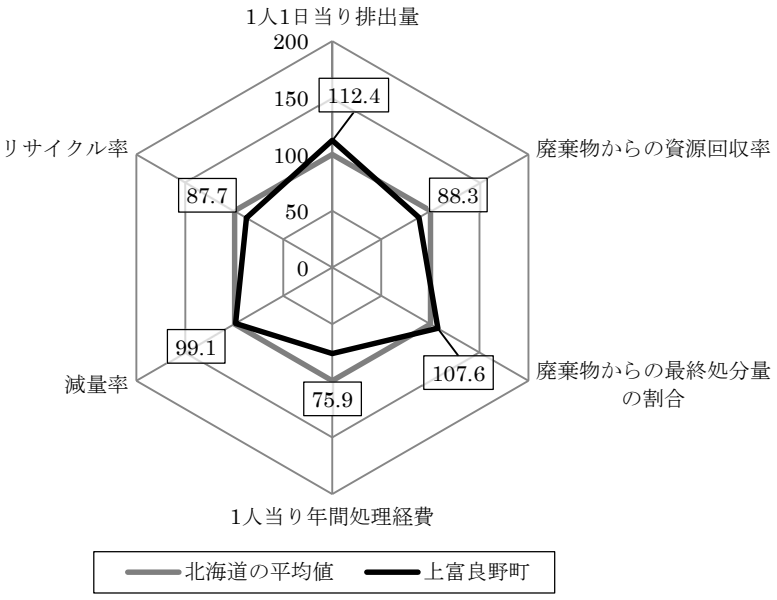

図 2.1.4.3　上富良野町のごみ処理評価の結果

（４）中富良野町ごみ処理評価の結果

中富良野町では、１人１日当りのごみ排出量が 690g と北海道平均の 942g よりも少ない状況です。

廃棄物からの資源回収率並びにリサイクル率はともに 44.0%と、北海道平均の 23.5%を大きく上回ります。

一方、廃棄物からの最終処分量の割合は 45.9%と北海道平均の 15.9%を大きく上回り、最終処分に依存していることが伺えます。

また１人当りの年間処理経費は18,085円と、北海道平均の約0.9倍であり(18,085÷19,695＝0.91 倍)、評価指標は 108.9 と高いです(19,695÷18,085×100＝108.90)。

表 2.1.4.5　中富良野町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目(単位を示す)	道平均(A)※1	中富良野町の評価(北海道との比較)	
		数値(B)※1	評価指標※2
①1 人 1 日当り排出量(g/人・日)	942	690	△ 136.5
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	44.4	△ 188.7
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	45.9	▼ 34.6
④1 人当り年間処理経費(円/人・年)	19,695	18,085	△ 108.9
⑤減量率(%)	92.8	55.9	▼ 60.3
⑥リサイクル率(%)	23.5	44.4	△ 188.9

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和 3 年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100 で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100 で算出。

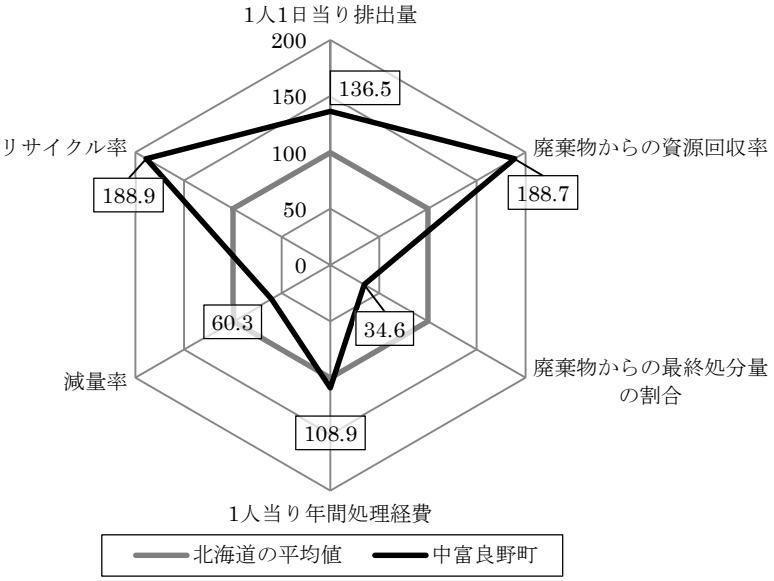

図 2.1.4.4　中富良野町のごみ処理評価の結果

（５）占冠村ごみ処理評価の結果

占冠村では、1 人 1 日当りのごみ排出量が 3,363g と北海道平均の 942g を大きく上回り、評価指標は 28.0 と低い状況です(942÷3,363×100＝28.01)。

廃棄物からの資源回収率並びにリサイクル率はともに 9.8%と、北海道平均の 23.5%を大きく下回ります。

また、廃棄物からの最終処分量の割合は 84.6%と北海道平均の 15.9%を大きく上回り、最終処分に依存していることが伺えます。

また 1 人当りの年間処理経費についても 279,148 円と、北海道平均の 19,695 円を大きく上回り、評価指標は 7.1 と低い状況です(19,695÷279,148×100＝7.06)。

表 2.1.4.6　占冠村の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目(単位を示す)	道平均(A)※1	占冠村の評価(北海道との比較)	
		数値(B)※1	評価指標※2
①1 人 1 日当り排出量(g/人・日)	942	3,363	▼ 28.0
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	9.8	▼ 41.5
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	84.6	▼ 18.8
④1 人当り年間処理経費(円/人・年)	19,695	279,148	▼ 7.1
⑤減量率(%)	92.8	24.7	▼ 26.6
⑥リサイクル率(%)	23.5	9.8	▼ 41.6

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和 3 年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100 で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100 で算出。

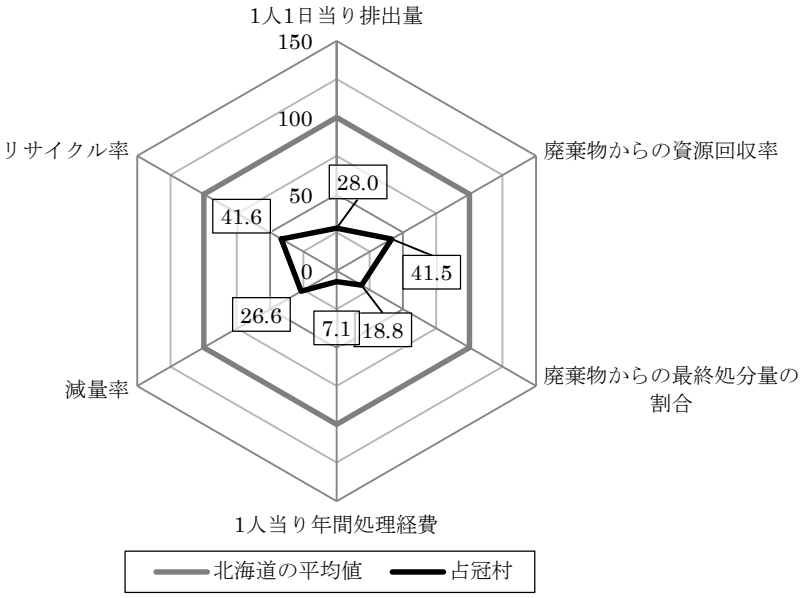

図 2.1.4.5　占冠村のごみ処理評価の結果

（６）総論～南富良野町のごみ処理評価

各市町村の評価の結果を次頁の表に示します。

南富良野町のごみ処理行政に関する評価は以下のとおりです。

①1 人 1 日当りごみ排出量

905g と、中富良野町の 690g、上富良野町の 838g、富良野市の 893g に次ぐ数値で、北海道平均である 942g を下回り、評価指標は 104.1 とプラス評価です。

②廃棄物からの資源回収率

19.7%と、富良野市の 59.5%、中富良野町の 44.4%、上富良野町の 20.8%に次ぐ数値で、北海道平均の 23.5%を下回り、評価指標は 83.9 とマイナス評価です。

③廃棄物からの最終処分量の割合

22.5%と、富良野市の 1.7%、上富良野町の 14.8%に次ぐ数値で、北海道平均の 15.9%を上回り、評価指標は 70.7 とマイナス評価です。

占冠村の 84.6%、中富良野町の 45.9%よりは低い数値ですが、全道と比較した中で最終処分への依存が比較的高いことが伺えます。

④1 人当り年間処理経費

29,457 円と、占冠村の 279,148 円に次いで高く、北海道平均の 19,695 円、富良野市の 16,300 円を上回り、評価指標は 66.9 とマイナス評価です。

⑤減量率

ごみ処理量に対する直接資源化量、直接焼却量などの中間処理量の割合を示す減量率は 91.7%と、富良野市の 100.0%、上富良野町の 91.9%に次ぐ数値で、評価指標は 98.8 とマイナス評価です。

⑥リサイクル率

19.7%と、富良野市の 60.5%、中富良野町の 44.4%、上富良野町の 20.6%に次ぐ数値で、北海道平均値の 23.5%を下回り、評価指標 84.0 とマイナス評価です。

以上より南富良野町では、1 人 1 日当りごみ排出量が少なく評価が高い一方、その他の項目については評価が低いです。

特に、1 人当りの年間処理経費が北海道平均値を大きく上回り、コストを如何に抑制するかが課題です。

表 2.1.4.7　評価指標の算出結果のまとめ

（△：道平均を上回る、▼：平均値を下回る）

評価指標の項目 (単位を示す)	道平均※1	北海道との比較評価 (上段は数値※1、下段は評価指標※2を示す。)				
		南富良野町	富良野市	上富良野町	中富良野町	占冠村
①1 人 1 日当りごみ排出量 (g/人・日)	942 100.0	905 △ 104.1	893 △ 105.5	838 △ 112.4	690 △ 136.5	3,363 ▼ 28.0
②廃棄物からの資源回収率 (%)	23.5 100.0	19.7 ▼ 83.9	59.5 △ 252.8	20.8 ▼ 88.3	44.4 △ 188.7	9.8 ▼ 41.5
③廃棄物からの最終処分量 の割合　(%)	15.9 100.0	22.5 ▼ 70.7	1.7 △ 935.3	14.8 △ 107.6	45.9 ▼ 34.6	84.6 ▼ 18.8
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	19,695 100.0	29,457 ▼ 66.9	16,300 △ 120.8	25,948 ▼ 75.9	18,085 △ 108.9	279,148 ▼ 7.1
⑤減量率　(%)	92.8 100.0	91.7 ▼ 98.8	100.0 △ 107.7	91.9 ▼ 99.1	55.9 ▼ 60.3	24.7 ▼ 26.6
⑥リサイクル率　(%)	23.5 100.0	19.7 ▼ 84.0	60.5 △ 257.5	20.6 ▼ 87.7	44.4 △ 188.9	9.8 ▼ 41.6

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和 3 年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100 で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100 で算出。

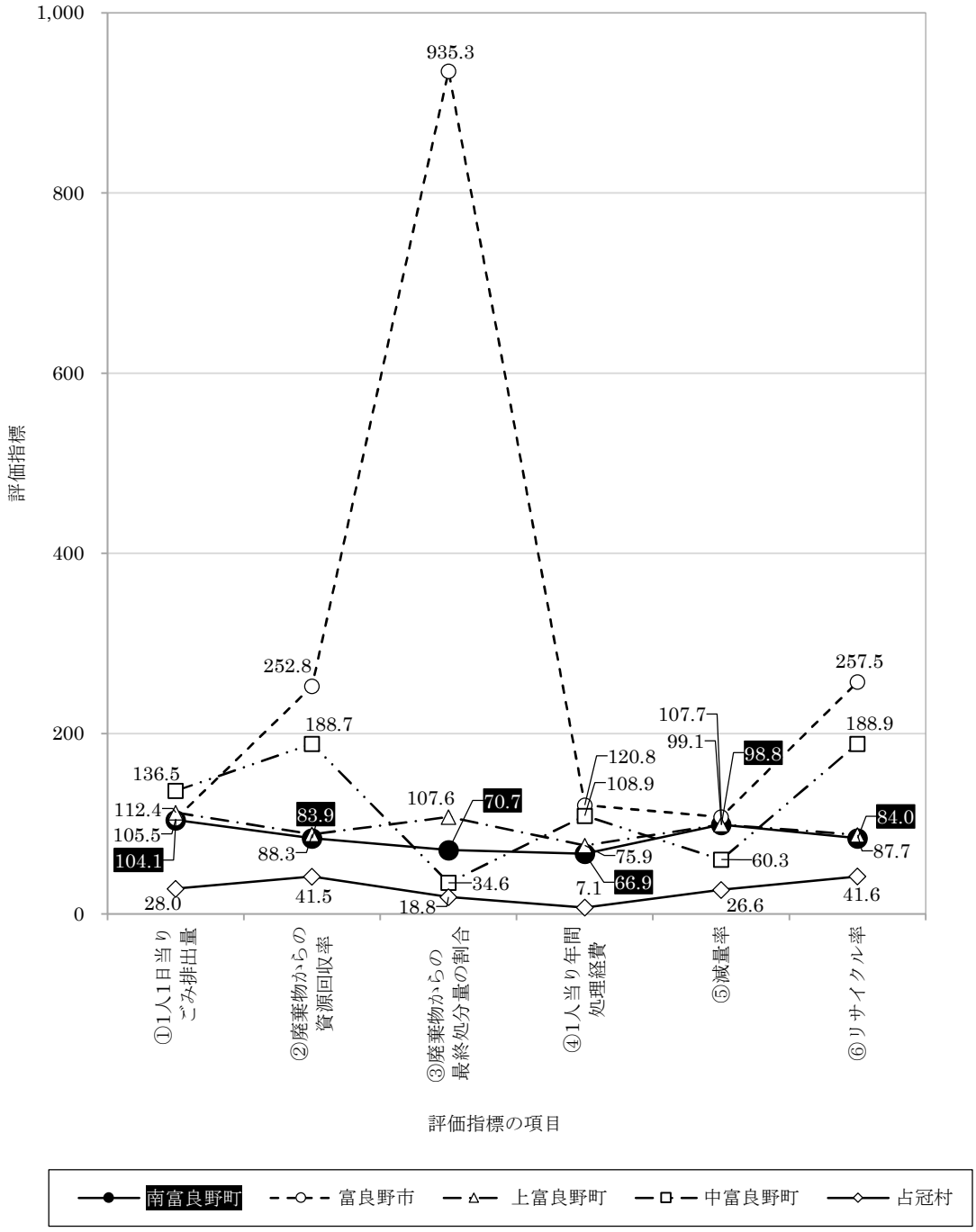

図 2.1.4.6　評価指標の算出結果のまとめ

【評価指標の算出】

〈北海道〉 令和 3 年度(2021 年度)

①1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	＝ 1,781,315t/年÷5,183,150 人÷365 日×1,000,000 ＝ 942g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	＝ 419,070t/年÷1,781,315t/年×100 ＝ 23.5%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	＝ 283,015t/年÷1,781,315t/年×100 ＝ 15.9%
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	＝ (14,528,089＋82,377,953＋5,177,683)円/年 ×1000÷5,183,150 人 ＝ 19,695 円/人・年
⑤減量率 (%)	＝ (32,719＋1,078,253＋443,220)t/年 ÷1,674,500t/年×100 ＝ 92.8%
⑥リサイクル率 (%)	＝ (108,636＋32,719＋277,715)t/年 ÷(1,674,500+108,636)t/年×100 ＝ 23.5%

〈南富良野町〉 令和 3 年度(2021 年度)

①1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	＝ 770t/年÷2,332 人÷365 日×1,000,000 ＝ 905g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	＝ (0+152+0)t/年÷770t/年×100 ＝ 19.7%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	＝ 173t/年÷770t/年×100 ＝ 22.5%
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	＝ (0+68,693+0)円/年÷2,332 人×1000 ＝ 29,457 円/人・年
⑤減量率 (%)	＝ (0+397+309)t/年÷770t/年×100 ＝ 91.7%
⑥リサイクル率 (%)	＝ (0+152+0)t/年÷(770+0)t/年×100 ＝ 19.7%

① 1 人 1 日当り排出量(g/人・日)

＝ごみ総排出量÷計画収集人口÷365 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷ごみ総排出量

＝総資源化量÷ごみ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%)＝最終処分量÷ごみ総排出量

④ 1 人当り年間処理経費(円/人・年)

＝(建設改良費＋処理及び維持管理費＋その他)÷計画収集人口

⑤ 減量率(%)＝(直接資源化量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量)÷ごみ処理量

⑥ リサイクル率(%)

＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷(ごみ処理量＋集団回収量)

【評価指標の算出】

〈富良野市〉 令和 3 年度(2021 年度)

①1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	＝ 6,617t/年÷20,293 人÷365 日×1,000,000 ＝ 893g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	＝ (0+3,936+0)t/年÷6,617t/年×100 ＝ 59.5%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	＝ 113t/年÷6,617t/年×100 ＝ 1.7%
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	＝ (0+328,138+2,645)円/年÷20,293 人×1000 ＝ 16,300 円/人・年
⑤減量率 (%)	＝ (0+490+6,014)/年÷6,504t/年×100 ＝ 100.0%
⑥リサイクル率 (%)	＝ (0+3,936+0)t/年÷(6,504+0)t/年×100 ＝ 60.5%

〈上富良野町〉 令和 3 年度(2021 年度)

①1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	＝ 3,115t/年÷10,188 人÷365 日×1,000,000 ＝ 838g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	＝ (238+409+0)t/年÷3,115t/年×100 ＝ 20.8%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	＝ 460t/年÷3,115t/年×100 ＝ 14.8%
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	＝ (0+264,356+0)円/年÷10,188 人×1000 ＝ 25,948 円/人・年
⑤減量率 (%)	＝ (238+1,701+947)t/年÷3,139t/年×100 ＝ 91.9%
⑥リサイクル率 (%)	＝ (238+409+0)t/年÷(3,139+0)t/年×100 ＝ 20.6%

① 1 人 1 日当り排出量(g/人・日)

＝ごみ総排出量÷計画収集人口÷365 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷ごみ総排出量

＝総資源化量÷ごみ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%)＝最終処分量÷ごみ総排出量

④ 1 人当り年間処理経費(円/人・年)

＝(建設改良費＋処理及び維持管理費＋その他)÷計画収集人口

⑤ 減量率(%)＝(直接資源化量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量)÷ごみ処理量

⑥ リサイクル率(%)

＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷(ごみ処理量＋集団回収量)

【評価指標の算出】

〈中富良野町〉 令和 3 年度(2021 年度)

①1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	＝ 1,205t/年÷4,787 人÷365 日×1,000,000 ＝ 690g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	＝ (0+535+0)t/年÷1,205t/年×100 ＝ 44.4%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	＝ 553t/年÷1,205t/年×100 ＝ 45.9%
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	＝ (7,425+79,148+0)円/年÷4,787 人×1000 ＝ 18,085 円/人・年
⑤減量率 (%)	＝ (0+103+571)t/年÷1,205t/年×100 ＝ 55.9%
⑥リサイクル率 (%)	＝ (0+535+0)t/年÷(1,205+0)t/年×100 ＝ 44.4%

〈占冠村〉 令和 3 年度(2021 年度)

①1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	＝ 1,463t/年÷1,192 人÷365 日×1,000,000 ＝ 3,363g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	＝ (7+136+0)t/年÷1,463t/年×100 ＝ 9.8%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	＝ 1,237t/年÷1,463t/年×100 ＝ 84.6%
④1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	＝ (296,780+35,452+513)円/年÷1,192 人×1000 ＝ 279,148 円/人・年
⑤減量率 (%)	＝ (7+0+354)t/年÷1,463t/年×100 ＝ 24.7%
⑥リサイクル率 (%)	＝ (7+136+0)t/年÷(1,463+0)t/年×100 ＝ 9.8%

① 1 人 1 日当り排出量(g/人・日)

＝ごみ総排出量÷計画収集人口÷365 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷ごみ総排出量

＝総資源化量÷ごみ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%)＝最終処分量÷ごみ総排出量

④ 1 人当り年間処理経費(円/人・年)

＝(建設改良費＋処理及び維持管理費＋その他)÷計画収集人口

⑤ 減量率(%)＝(直接資源化量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量)÷ごみ処理量

⑥ リサイクル率(%)

＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷(ごみ処理量＋集団回収量)

第 5 節　廃棄物処理経費

5-1. 廃棄物の処理経費について

前節では、南富良野町の 1 人当り年間処理経費が北海道平均値よりも高額であることを示しました。

本節では、平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)の過去 5 ヵ年における処理経費の内訳に関する推移を次頁の表に示し、本町の特性を整理します。

表 2.1.5.1　年度別廃棄物処理経費の推移

		取扱量当り処理経費(建設費を除く)			過程別人口 1 人当り年間処理経費		
		1t 当り年間収集経費 (円/t・年)	1t 当り年間中間処理経費 (円/t・年)	1t 当り年間最終処分経費 (円/t・年)	1 人当り年間収集経費 (円/人・年)	1 人当り年間中間処理経費 (円/人･年)	1 人当り年間最終処分経費 (円/人･年)
南富良野町	H29	37,782	2,749	156,576	9,139	864	10,422
	H30	42,665	2,594	192,336	9,507	779	10,850
	R1	40,045	2,829	156,742	9,876	910	11,629
	R2	48,918	3,479	281,183	11,776	1,068	20,294
	R3	52,219	4,662	211,121	12,221	1,393	15,457
富良野市	H29	25,444	22,155	23,468	5,548	7,148	273
	H30	26,080	22,945	24,745	5,648	7,499	310
	R1	26,104	23,404	53,043	5,697	7,609	315
	R2	27,809	29,727	71,146	6,225	9,334	263
	R3	28,816	29,542	38,110	6,489	9,468	212
上富良野町	H29	34,758	49,721	31,239	5,674	13,769	1,475
	H30	35,133	60,821	33,229	5,769	16,727	1,524
	R1	35,033	61,577	33,291	5,995	17,230	1,570
	R2	35,123	54,323	34,122	6,118	14,931	1,423
	R3	42,731	58,730	40,314	7,491	16,637	1,820
中富良野町	H29	23,164	3,339	79,090	4,502	516	6,775
	H30	18,328	22,096	50,232	3,690	2,960	5,970
	R1	17,976	25,452	50,834	3,756	3,445	6,416
	R2	18,360	26,613	61,434	3,892	3,646	7,331
	R3	22,611	32,764	63,163	4,624	4,613	7,297
占冠村	H29	17,503	4,919	8,082	13,839	1,679	10,499
	H30	22,097	5,676	6,757	11,885	1,681	8,906
	R1	20,397	6,723	56,873	11,549	1,889	8,808
	R2	13,655	13,167	15,712	8,398	2,900	15,571
	R3	14,104	16,465	15,531	8,638	4,987	16,117

出典：環境省　市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

(平成 29 年度(2017 年度)～令和 3 年度(2021 年度))

5-2. 南富良野町の廃棄物処理経費の推移

（１）取扱量当り処理経費

①1t 当り年間収集経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の 1t 当り年間収集経費の実績・推移を下図に示します。

南富良野町では、令和元年度(2019 年度)以降、一貫した増加傾向であり、令和 3 年度(2021 年度)は 52,219 円/t と、平成 29 年度(2017 年度)の 37,782 円/t に対して約 1.4 倍の増加です(52,219÷37,782＝1.38)。

他の自治体と比較した中で最も高額であり、最も低い占冠村の約 3.7 倍と高額になっています(52,219÷14,104＝3.70)。

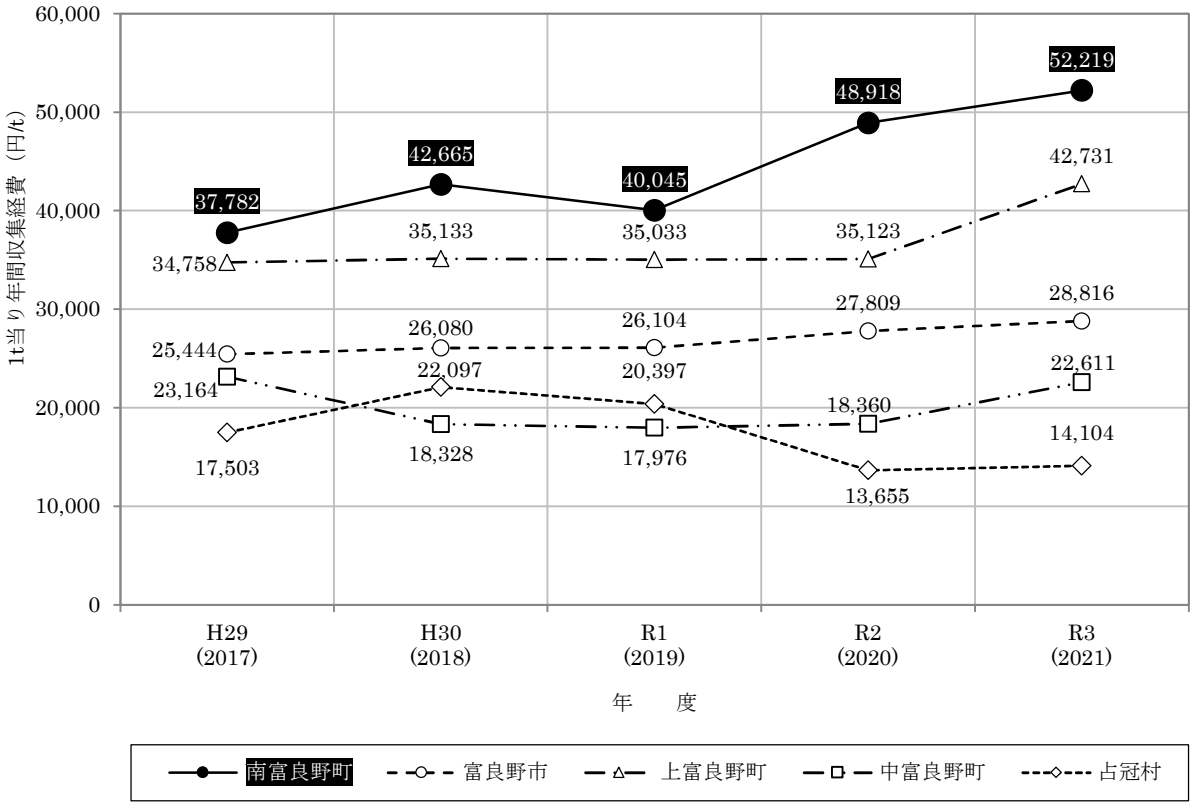

図 2.1.5.1　1t 当り年間収集経費の推移

②1t 当り年間中間処理経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の 1t 当り年間中間処理経費の実績・推移を下図に示します。

南富良野町では、平成 30 年度(2018 年度)以降、一貫した増加傾向であり、令和 3 年度(2021 年度)は 4,662 円/t と、平成 29 年度(2017 年度)の 2,749 円/t に対して約 1.7 倍の増加です(4,662÷2,749＝1.70)。

他の自治体と比較した中で最も低額であり、最も高い上富良野町の約 7.9%の金額となっています(4,662÷58,730×100＝7.94%)。

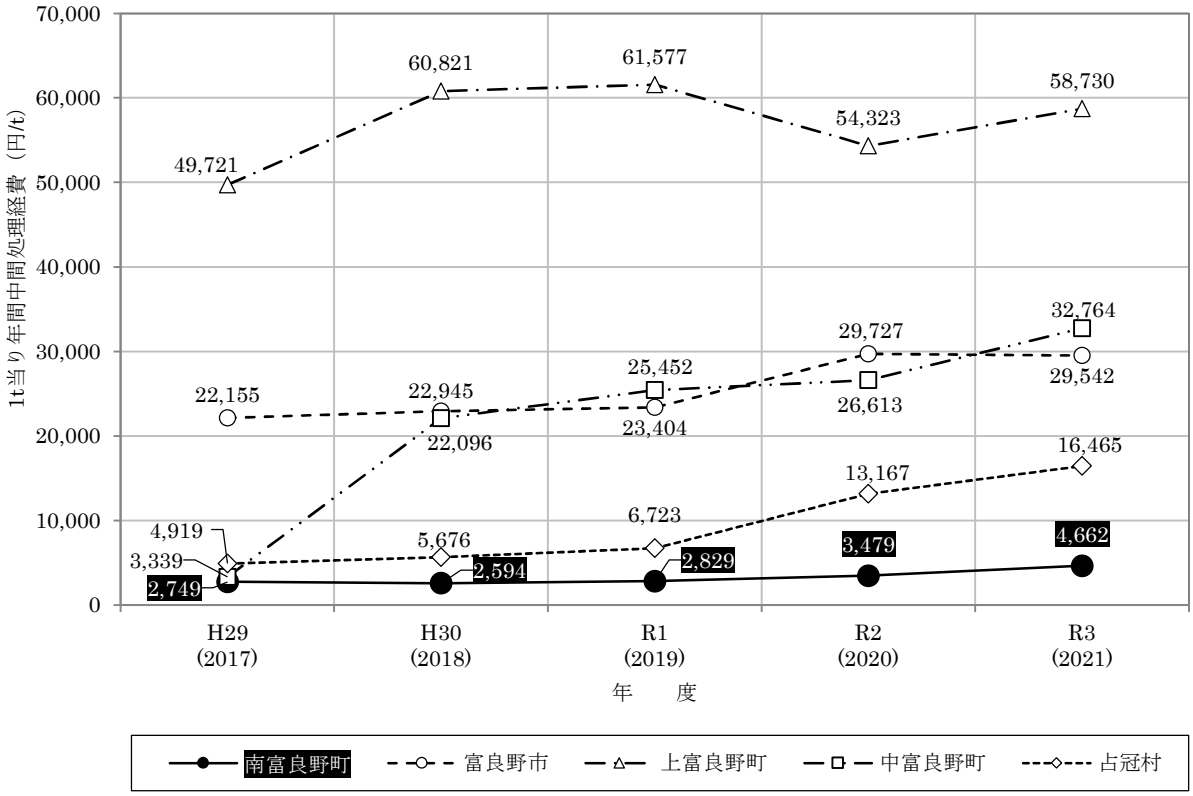

図 2.1.5.2　1t 当り年間中間処理経費の推移

③1t 当り年間最終処分経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の 1t 当り年間最終処分経費の実績・推移を下図に示します。

南富良野町では、令和 2 年度(2022 年度)の 281,183 円/t が最も高額であり、令和 3 年度(2021 年度)は 211,121 円/t と、平成 29 年度(2017 年度)の 156,576 円/t に対して約 1.4 倍の増加です(211,121÷156,576＝1.35)。

他の自治体と比較した中でも突出して高く、最も低い占冠村の約 13.6 倍と高額になっています(211,121÷15,531＝13.59)。

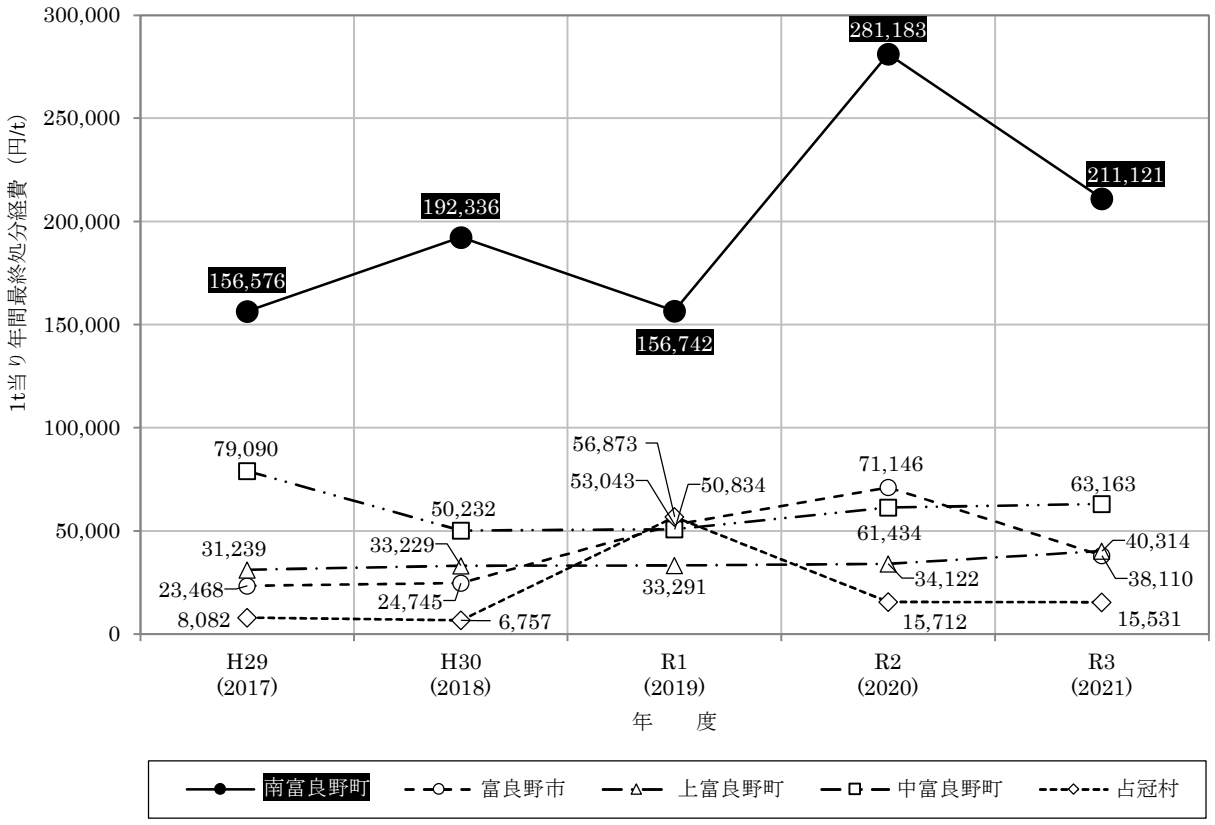

図 2.1.5.3　1t 当り年間最終処分経費の推移

（２）過程別人口１日当り年間処理経費

①1 人当り年間収集経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の人口 1 人当り年間収集経費の実績・推移を下図に示します。

南富良野町では、平成 29 年度(2017 年度)以降、一貫した増加傾向であり、令和 3 年度(2021 年度)は 12,221 円/人と、平成 29 年度(2017 年度)の 9,139 円/人に対して約 1.3 倍の増加です(12,221÷9,139＝1.34)。

他の自治体と比較した中で最も高額であり、最も低い中富良野町の約 2.6 倍と高額になっています(12,221÷4,624＝2.64)。

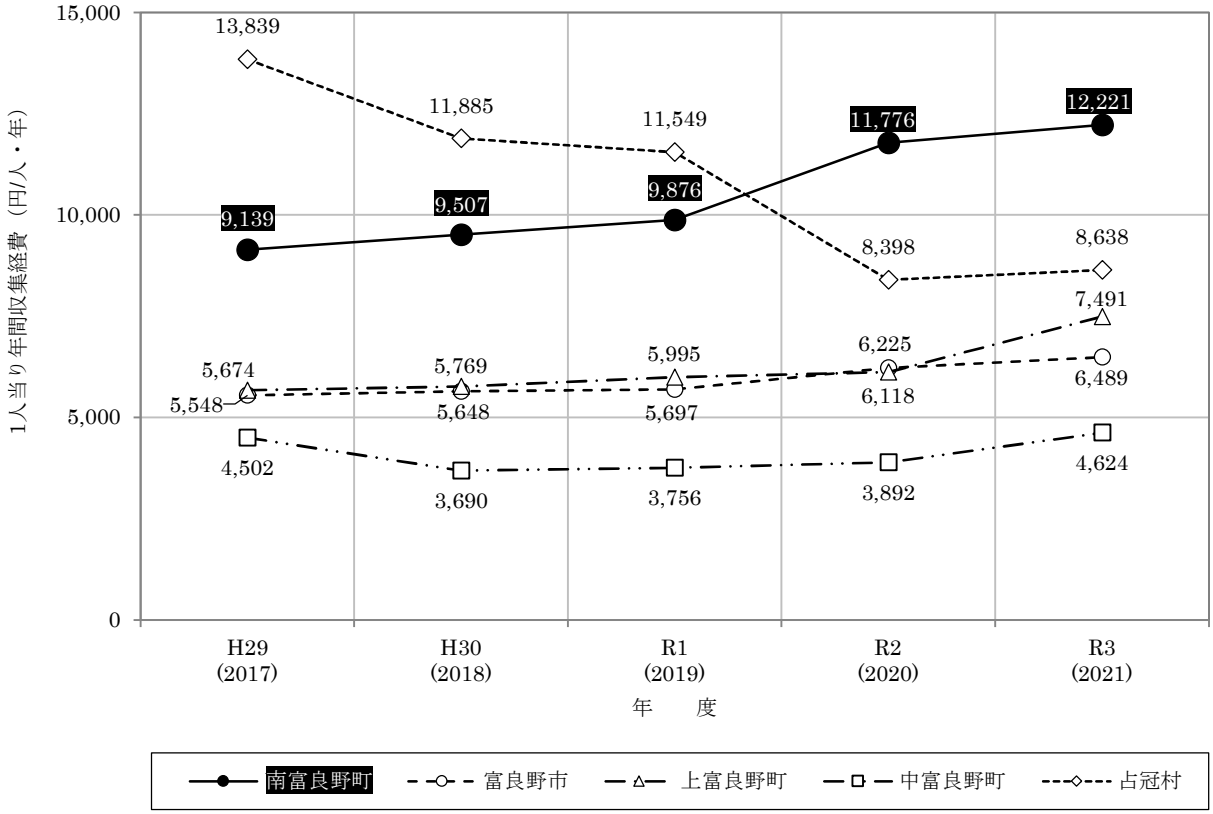

図 2.1.5.4　1 人当り年間収集経費の推移

②1 人当り年間中間処理経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の人口 1 人当り年間中間処理経費の実績・推移を下図に示します。

南富良野町では、平成 30 年度(2018 年度)以降、一貫した増加傾向であり、令和 3 年度(2021 年度)は 1,393 円/人と、平成 29 年度(2017 年度)の 864 円/人に対して約 1.6 倍の増加です(1,393÷864＝1.61)。

他の自治体と比較した中で最も低額であり、最も高い上富良野町の約 8.4%の金額となっています(1,393÷16,637×100＝8.37%)。

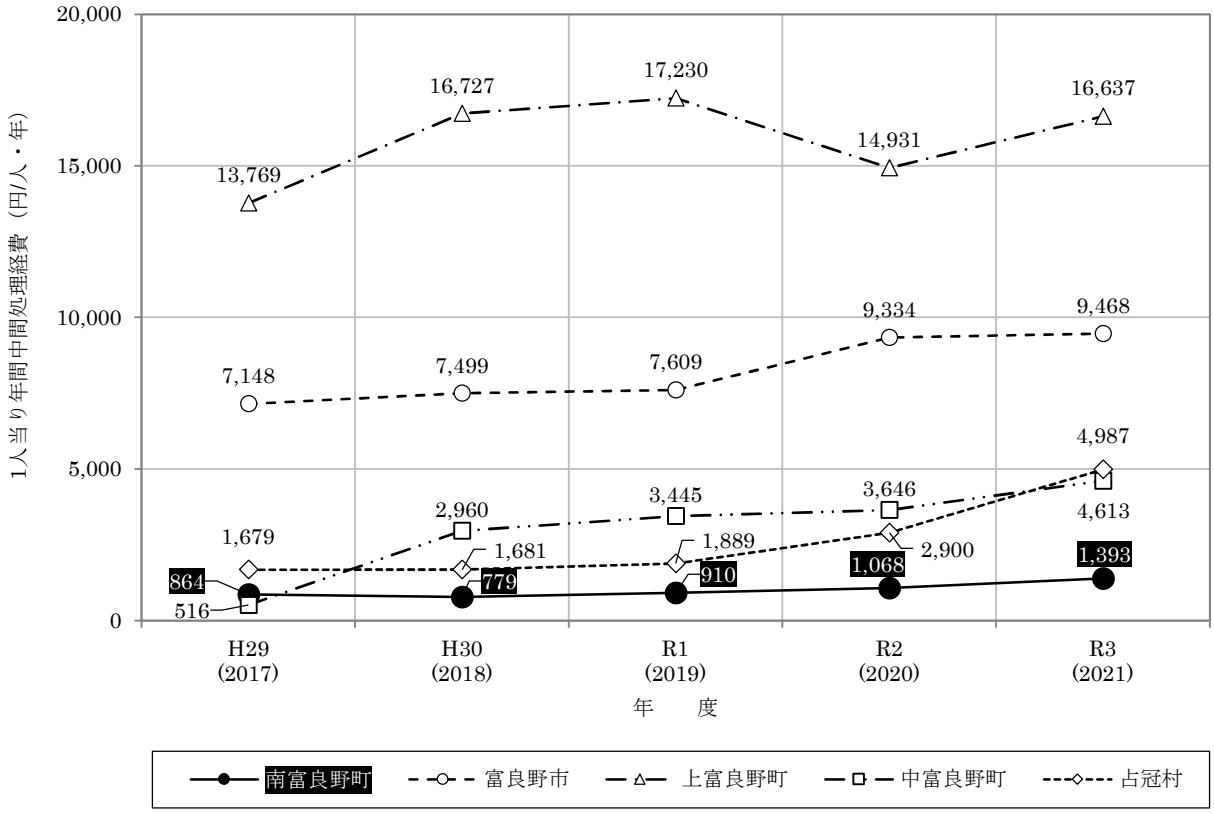

図 2.1.5.5　1 人当り年間中間処理経費の推移

③1 人当り年間最終処分経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の人口 1 人当り年間最終処分経費の実績・推移を下図に示します。

南富良野町では、令和 2 年度(2022 年度)の 20,294 円/人が最も高額であり、令和 3 年度(2021 年度)は 15,457 円/人と、平成 29 年度(2017 年度)の 10,499 円/人に対して約 1.5 倍の増加です(15,457÷10,499＝1.47)。

他の自治体と比較した中でも占冠村に次いで高く、最も低い富良野市の約 72.9 倍と高額にとなっています(15,457÷212＝72.91)。

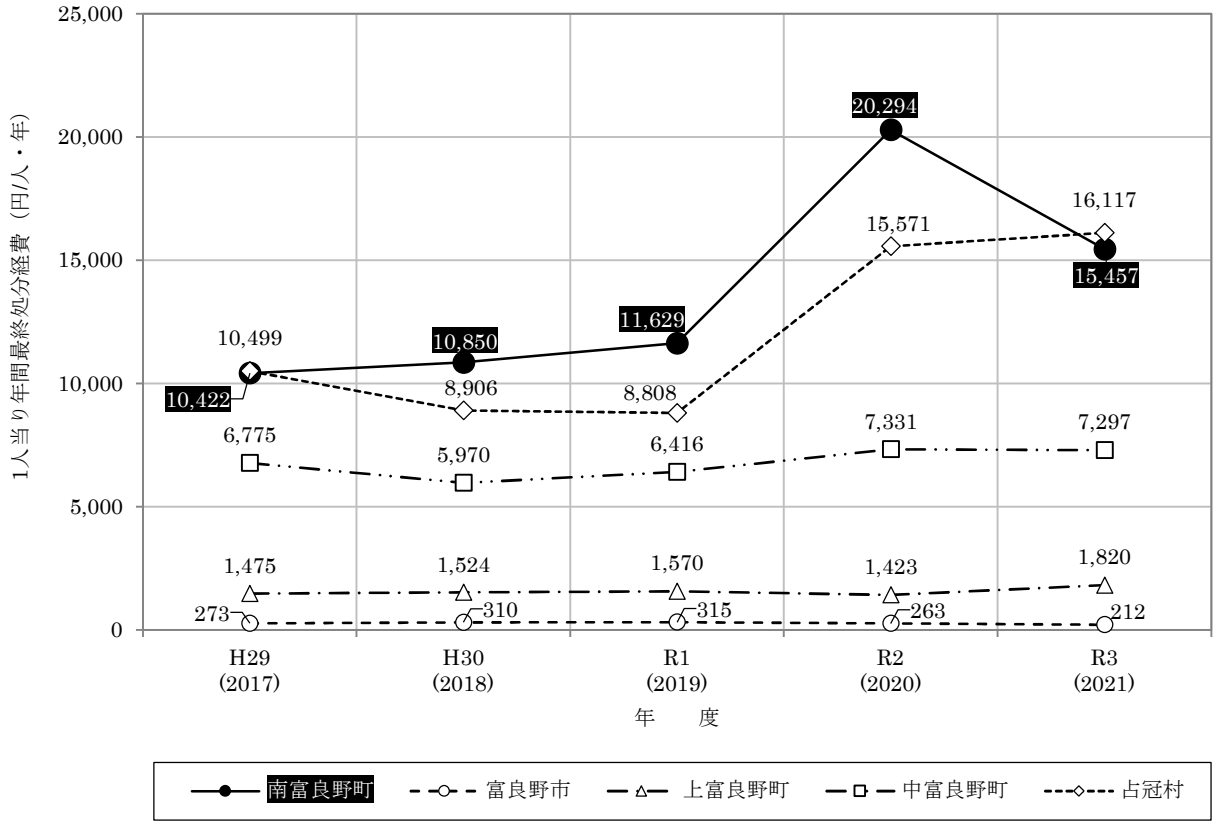

図 2.1.5.6　1 人当り年間最終処分経費の推移

第 6 節　ごみ処理の課題

前述したごみ排出量の実績や、北海道廃棄物処理計画の目標値に対する評価、北海道の平均値を基準にした評価等を踏まえ、本町のごみ処理に関する問題・課題を整理します。

6-1. ごみ減量化に関する課題

（１）ごみ排出量の発生・抑制

全体ごみ排出量は令和 4 年度(2023 年度)で 773t と平成 25 年度(2013 年度)に対して約 83%であり、計画収集人口における同年比の約 86%よりも約 3 ポイント低いことから着実に減少していることが伺えます。

今後も引き続き、町民、事業者、行政が一体となった 3R 運動を推進し、排出量そのものの抑制に努めることが求められます。

（２）可燃ごみ排出量の割合の抑制

全体ごみ排出量が着実に減少する中で、その内訳をみると、可燃ごみの割合が増加しており、令和 2 年度(2020 年度)以降、全体の約半分以上を占めています。

ごみ排出量の発生・抑制に向けては、その多くの割合を占める可燃ごみの適正な分別・収集と減量化を如何に進めるかが課題です。

（３）町民１人１日当りの家庭系ごみ排出量の発生・抑制

全体ごみ発生量の原単位は、令和 4 年度(2023 年度)で 914g と、北海道目標値である 900g 以下の達成まであと 14g と僅かです。

一方、家庭系ごみ排出量の原単位は、同年度で 815g と、北海道目標値である 550g 以下の約 1.5 倍であり(815÷550＝1.48 倍)、達成することが困難な状況です。

また、資源ごみ等除く家庭系ごみ排出量の原単位についても同年度で 511g と、北海道目標値である 440g 以下の約 1.2 倍であり(511÷440＝1.16 倍)、削減に向けた町民１人１人の努力がより一層求められています。

6-2. 分別・収集に関する課題

（１）リサイクル体制の強化

全体ごみ排出量に対する再生使用量を示すリサイクル率は、後期 5 ヵ年平均値で 20.3%と、富良野市(60.5%)や中富良野町(44.4%)、そして北海道平均値(23.5%)よりも低く、前期 5 ヵ年平均値の 20.0%からほぼ横ばいの状況です。

北海道目標値である 30.0%以上の達成に向けて、資源ごみの分別・収集を徹底する必要があります。

また生ごみ全体量に対する堆肥化量の割合は、令和 4 年度(2022 年度)で 14.9%と、過去 10 年間で最大値を示しており、引き続き適正な分別・収集による堆肥割合の維持・向上が求められます。

（２）効率的な分別・収集の実施

本町における年間処理経費は、1t 当り及び 1 人当りともに富良野生活圏における 5 市町村の中で最も高額であり、近年、増加傾向を示しています。

効率的で経済的な分別・収集の実施に向けて、地域との連携による集団回収の実施や回収ボックスの設置を検討すること、また将来における人口減少や高齢者人口の増加を見据え、収集回数や収集ルートの見直し等を検討する必要があります。

6-3. 中間処理に関する課題

（１）広域分担による中間処理施設の長期的な利用

富良野生活圏の 5 市町村は、廃棄物の広域処理に向けて適切な役割分担と関係市町村の連携・協力のもと廃棄物循環型社会の構築を目指し、様々な取組を推進しています。

今後も関係市町村との連携・協力による広域分担の継続、ごみ処理施設の効率的な運営、新たな資源化の推進等について検討していく必要があります。

特にごみの分別は、最終処分量の削減やリサイクル率の向上にも寄与することから、広域圏内の分別品目の統一を検討する必要があります。

（２）町の中間処理施設の計画的な維持・補修など

広域分担処理施設である南富良野町小動物焼却施設は、富良野生活圏の 5 市町村からの小動物死体を焼却する施設であり、平成 16 年(2004 年)の供用開始から約 18 年を経過し、施設機器の老朽化が懸念されるところです。

施設の長寿命化に向けた設備・機器の維持補修や更新を計画的に実施する必要があります。また処理施設の稼働に際し、維持管理費、修繕費、改修工事費の運営資金が高騰しており、処理経費を如何に抑制するかが課題です。

6-4. 最終処分に関する課題

（１）最終処分場の長期的な利用の推進

南富良野町一般廃棄物最終処分場は、供用開始の平成 16 年度(2004 年度)から約 18 年を経過し、現在も利用中です。

令和 5 年(2023 年)6 月末に実施した測量調査の結果、満杯になるまでの残り期間は約 4.5 年で、令和 9 年(2027 年)12 月には埋立が完了すると予測されます。

埋立処理対象である不燃ごみの削減と資源ごみの分別・徹底による既存の最終処分場の長期延命化と合わせて、次期最終処分場の整備・検討を進める必要があります。

（２）最終処分場の適正な管理

最終処分場の利用にあたっては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(厚生省)に基づき、廃棄物を飛散及び流出させず、悪臭を発散させず、また、地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる必要があります。

南富良野町一般廃棄物最終処分場の長期的な利用に向けて、その影響が周辺地域に及んでいないことを確認するよう、今後も最終処分場の適正な維持管理に努める必要があります。

（３）効率的な最終処分の実施

本町における年間最終処分経費は、1t 当りでは富良野生活圏の中で最も高額であり、また 1 人当りでは占冠村に次いで高く、富良野市の約 72.9 倍の経費となっています。

効率的で経済的な最終処分の実施は、既存の最終処分場の維持管理と、次期最終処分場の整備に向けても大きな課題です。

6-5. その他の課題

（１）製品プラの分別・収集と再商品化の検討

製品プラについては、プラスチック資源循環法の施行により、分別・収集と再商品化の対象となりました。

現在、本町では製品プラを不燃ごみとして収集し、埋立処分しています。

既存の最終処分場や次期最終処分場の整備計画における埋立ごみの減容化に向けて、本町においても分別・収集と再商品化を検討する必要があります。

（２）不適正なごみの排出・抑制

ごみステーションでは、指定収集日の前日のごみ出しや、適正な分別がされていない場合があり、周辺環境の悪化や収集作業が滞るといった問題がみられます。

ごみ出しに関するルールの周知・徹底の他、警告シールを貼り収集しないといった具体的な対策を今後も維持・継続する必要があります。

また本町では、7 月の「かなやま湖湖水まつり」の開催など、多くの観光客が訪れます。不法投棄やポイ捨てを未然に防止するよう、警察機関と行政、町民、事業者の連携･協働による監視､パトロール体制の強化などを検討する必要があります。

（３）災害廃棄物への対応・検討

環境省では、廃棄物処理法、災害対策基本法に基づく防災基本計画及び環境省防災業務計画に基づき、災害廃棄物対策指針(改訂版 平成 30 年(2018 年)3 月)を策定しています。

また北海道では、上記の対策指針や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」に基づき、平成 30 年(2018 年)3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」を策定しています。

本町においても、令和 4 年度(2022 年度)に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集・運搬と適正な処理・処分を進める必要があります。

第 2 章　ごみ処理基本計画

第 1 節　基本理念と基本方針

1-1. 基本理念

南富良野町は上川地方の南部に位置し、総面積の約 90%が山林に区分され、大雪山系を源流とする空知川をはじめ豊かな川の流れが、広大な森林と相まって多様な自然環境を形成しています。

また大雪、夕張、日高と北海道を代表する山塊が交差、合流するという稀有な地理的特徴を有し、このような恵まれた自然環境のなかで多様な森林が育まれてきました。

地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、地域で育まれた豊かな自然環境を後世に残すこと、そして資源を大量消費する生活様式を見直し、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。

この実現に向けて、本町においても、3R 運動「抑制：リデュース・再使用：リユース・再生利用： リサイクル」の取組を推進し、ごみの分別収集の推進や資源ごみ以外のごみや、粗大ごみ、事業所ごみの有料化により、ごみ資源の再資源化や減量化を図ってきました。

本計画では、町民、事業者、町(行政)が協力・連携し、3R 運動に基づく施策を展開することにより、総合的な廃棄物処理行政を推進していきます。

また、本計画の策定によるごみ処理施策の推進は、国際社会全体で取組む持続可能な開発目標【SDGs】“Sustainable Development Goals”サステナブルな社会の実現の理念の達成に向けた地域の指針になることが期待されます。

【SDGs】の 17 のゴールと 169 のターゲットについて、本計画と結び付きの深いものを下表に示します。

表 2.2.1.1　ＳＤＧｓとの関連項目

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		
目　標（Goals）		ターゲット（原文の一部を抜粋）
	11.住み続けられるまちづくりを	□　廃棄物の管理に特別な注意を払うことによりものを含め、都市の一人当たの環境上の悪影響を軽減。
	12.つくる責任つかう責任	□　廃棄物の発生抑制、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に抑制。

1-2. 基本方針

南富良野町第 6 次総合計画では、まちの将来像を『地域の自然を活かし 協働と共創で築くまち 南富良野』と掲げています。

本計画の基本方針については、環境衛生部門が目指す『廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する環境への負荷の少ない循環型社会の形成』の実現に向けて、以下の項目・内容を設定します。

（１）適正なごみ処理の推進

発生したごみについては、町民、事業者、そして町(行政)が責任をもって①排出抑制(リデュース)に努めること、また資源化に向けて②再使用(リユース)・③再生利用(リサイクル)に取り組むなど、町民、事業者、町(行政)の連携・協働による適正なごみ処理の推進に努めます。

（２）ごみ排出の抑制と資源化の推進

ごみになるような不要なものは「買わない・売らない・作らない」を基本にごみの発生を抑制し、生産段階からごみを出さないようにします。

またリサイクル率の向上に向けて、資源ごみを効率的に回収するよう、行政によるステーション回収の他、学校による集団回収など、町民や事業者との連携・協働による資源化を推進します。

（３）広域的共同処理の推進

富良野広域連合環境衛生センターや上富良野町クリーンセンター、富良野生活圏資源回収センターなどの広域分担処理施設の効率的な運営に向けて、処理困難なごみが搬入されることのないよう、分別収集やごみ出しのルールに関する指導を徹底します。

（４）効率的なごみ処理の実現

快適で安全な生活環境を保全すると共に、質の高い行政サービスとコスト抑制に向けた効率的なごみの収集・運搬・処理を実現するよう、必要に応じて、ごみ出しのルールの他、ステーションによる収集回数や収集ルート等の見直しを検討します。

（５）最終処分量の削減と最終処分場の適正管理

南富良野町一般廃棄物最終処分場は、令和 9 年(2027 年)12 月には埋立が完了すると予測されます。

埋立処理対象である不燃ごみの削減と資源ごみの分別・徹底による長期延命化と合わせて、次期最終処分場の整備・検討を進めます。

第 2 節　ごみの発生量及び処理量の見込み

2-1. ごみ処理計画の目標

目標年度は通常、概ね 10 年から 15 年先において設定することとされているため、本計画では令和 6 年度(2024 年度)から令和 15 年度(2033 年度)までの 10 年間を計画期間とし、計画策定から 5 年後の令和 10 年度(2028 年度)を中間目標年度に設定します。

2-2. 人口の将来予測

（１）目標年度における将来人口（計画収集人口）

将来における計画収集人口は、南富良野町第 6 次総合計画の策定にあたって実施した将来行政人口の推計である『南富良野町独自推計』の結果を反映します。

『南富良野町独自推計』は、過去の国勢調査を基準とした『南富良野町人口ビジョン』、『国立社会保障・人口問題研究所の推計(以下、「社人研推計値」と称す)』に対し、令和 2 年度(2020 年度)による最新の国勢調査を基準に、町の施策や合計特殊出生率、並びに社会増減の方向性などを総合的に検討した中で推計した結果です。

よって、本計画の計画目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の計画収集人口については、**【2,109 人】**と設定します。

表 2.2.2.1　将来における計画収集人口の設定

(単位：人)

年　　度	計画収集人口	備　　考
令和 4 年度　(2022)	2,317	現状
令和 5 年度　(2023)	2,314	計画策定年度
令和 10 年度　(2028)	2,225	中間目標年度
令和 15 年度　(2033)	2,109	目 標 年 度

※：令和 4 年度(2022 年度)の現状人口は、住民基本台帳による当該年度の 3 月末現在

※：令和 5 年度(2023 年度)、令和 10 年度(2028 年度)、令和 15 年度(2033 年度)の計画収集人口は、南富良野町独自推計による公表値を比例按分した数値である。

表 2.2.2.2　将来における年度別の計画収集人口の設定

(単位：人)

年　　度	計画収集人口	備　　考
令和 4 年度　(2022)	2,317	現状
令和 5 年度　(2023)	2,314	計画策定年度
令和 6 年度　(2024)	2,293	
令和 7 年度　(2025)	2,272	
令和 8 年度　(2026)	2,261	
令和 9 年度　(2027)	2,250	
令和 10 年度　(2028)	2,225	中間目標年度
令和 11 年度　(2029)	2,199	
令和 12 年度　(2030)	2,174	
令和 13 年度　(2031)	2,152	
令和 14 年度　(2032)	2,130	
令和 15 年度　(2033)	2,109	目標年度

※：令和 4 年度(2022 年度)の現状人口は、住民基本台帳による当該年度の 3 月末現在

※:計画収集人口は、南富良野町独自推計による公表値を比例按分した数値である。

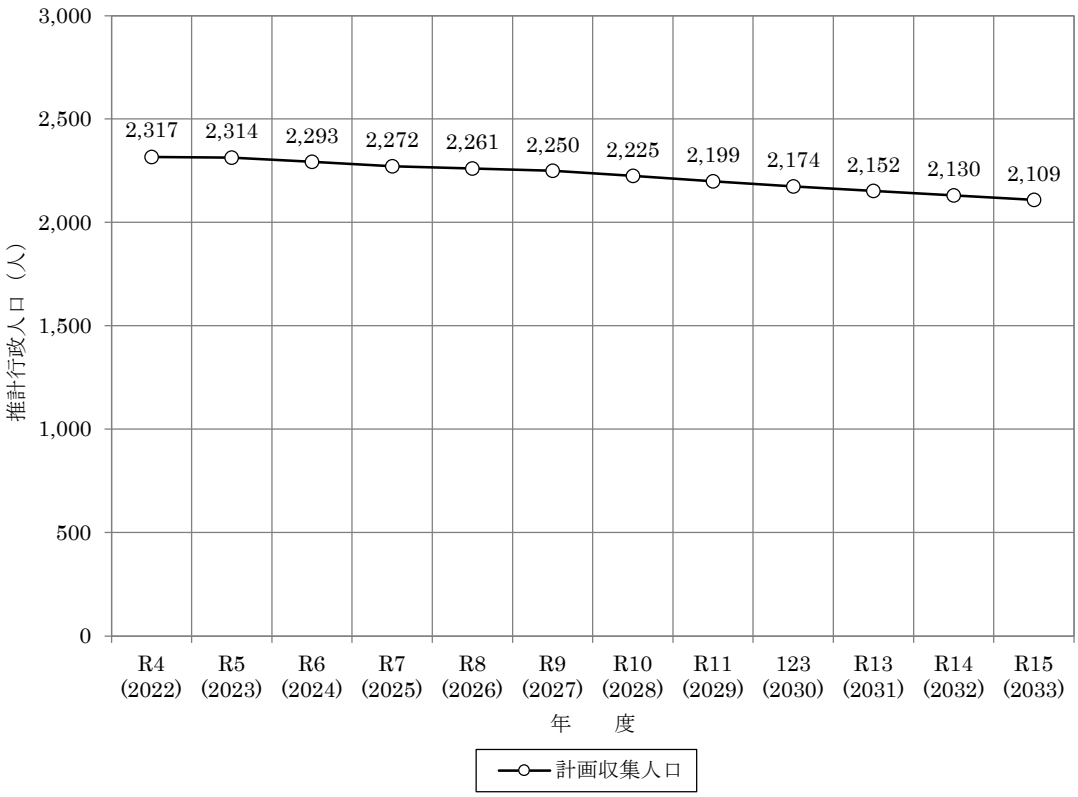

図 2.2.2.1　将来における年度別の計画収集人口の設定

（２）住民基本台帳による将来人口推計

住民基本台帳による人口推計について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における各年度 3 月末の行政人口に基づき推計した結果を以下の表に整理します。

表 2.2.2.3　住民基本台帳による行政人口

(単位：人)

年　　度	行政人口	年　　度	行政人口
平成 25 年度　(2013)	2,694	平成 30 年度　(2018)	2,465
平成 26 年度　(2014)	2,631	令和元年度　(2019)	2,404
平成 27 年度　(2015)	2,622	令和 2 年度　(2020)	2,357
平成 28 年度　(2016)	2,560	令和 3 年度　(2021)	2,332
平成 29 年度　(2017)	2,544	令和 4 年度　(2022)	2,317

※：住民基本台帳による当該年度の 3 月末現在

表 2.2.2.4　住民基本台帳による行政人口の推計結果

(単位：人)

トレンド推計式	回帰係数と式形	相関係数	推計値 令和 15 年度 (2033 年度)
1.直線式	$y= -44.593939\chi +2737.86666$	0.9904	1,801
2.分数式	$y= 392.049015(1/\chi)+2377.77008$	0.7973	2,396
3.ルート式	$y= -188.51885\times\chi^{(1/2)}+2916.1694$	0.9797	2,052
4.対数式	$y= -175.10381LN(\chi)+2757.08403$	0.9415	2,224
5.べき乗式	$y= 2766.39879\chi^{-0.0698918}$	0.9360	2,236
6.指数式	$y= 2746.83846\times0.98225536^{x}$	0.9903	1,886
【採用値】	直　線　式	0.9904	1,801

※：最も相関係数の高い「直線式」における値を採用

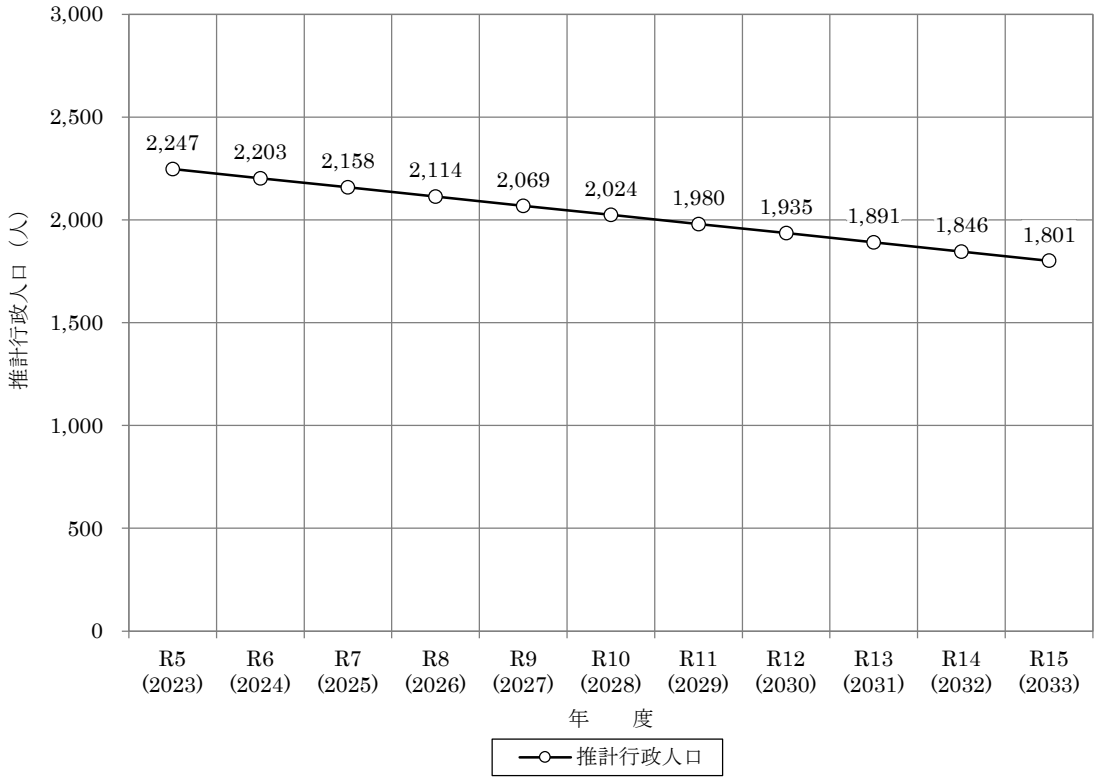

図 2.2.2.2　住民基本台帳による行政人口の推計

※：最も相関係数の高い「直線式」における値を採用

（３）各種推計結果の整理

住民基本台帳による人口推計について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における各年度 3 月末の行政人口に基づき推計した結果を以下の表に整理します。

将来人口の推計について、計画収集人口として設定した『南富良野町独自推計』の他、『南富良野町人口ビジョン』、『社人研推計値』、そして前項で提示した『行政人口推計』も含めた推計結果を以下の図表に整理します。

表 2.2.2.5　各推計による行政人口の結果

(単位：人)

年　　度	南富良野町 独自推計値	南富良野町 人口ビジョン	社人研 推計値	住民基本 台帳推計値	備考
令和 4 年度　(2022)	2,334	2,350	2,313	2,317	
令和 5 年度　(2023)	2,314	2,317	2,281	2,247	計画策定
令和 6 年度　(2024)	2,293	2,283	2,250	2,203	
令和 7 年度　(2025)	2,272	2,250	2,218	2,158	
令和 8 年度　(2026)	2,261	2,219	2,188	2,114	
令和 9 年度　(2027)	2,250	2,188	2,158	2,069	
令和 10 年度　(2028)	2,225	2,158	2,127	2,024	中間目標
令和 11 年度　(2029)	2,199	2,127	2,097	1,980	
令和 12 年度　(2030)	2,174	2,096	2,067	1,935	
令和 13 年度　(2031)	2,152	2,067	2,036	1,891	
令和 14 年度　(2032)	2,130	2,039	2,005	1,846	
令和 15 年度　(2033)	2,109	2,010	1,975	1,801	目標年度
基準値	国勢調査 R2	国勢調査 H22	国勢調査 R2	H25－R4	
合計特殊出生率 の考え	過去実績の 1.35 で固定	国民希望出生率 1.80 まで上昇	1.36(長期的投 影水準)	相関係数が最 も高い直線式 を採用してい る。	
社会増減等の考え	H27～R2 の純 移動率で固定	H7～H22 の純移 動率で、20～24 歳毎年 6 人の雇 用増(人口増)	総人口は 50 年 後に現在の 7 割 に減少する。		

※：『南富良野町独自推計』、『南富良野町人口ビジョン』、『社人研推計値』は、公表推計値を比例按分した数値である。

※：『住民基本台帳推計値』は、H25～R4 の住民基本台帳(各年度 3 月末)人口に基づく将来人口推計値であり、推計式の内で最も相関係数が高い直線式を採用した。

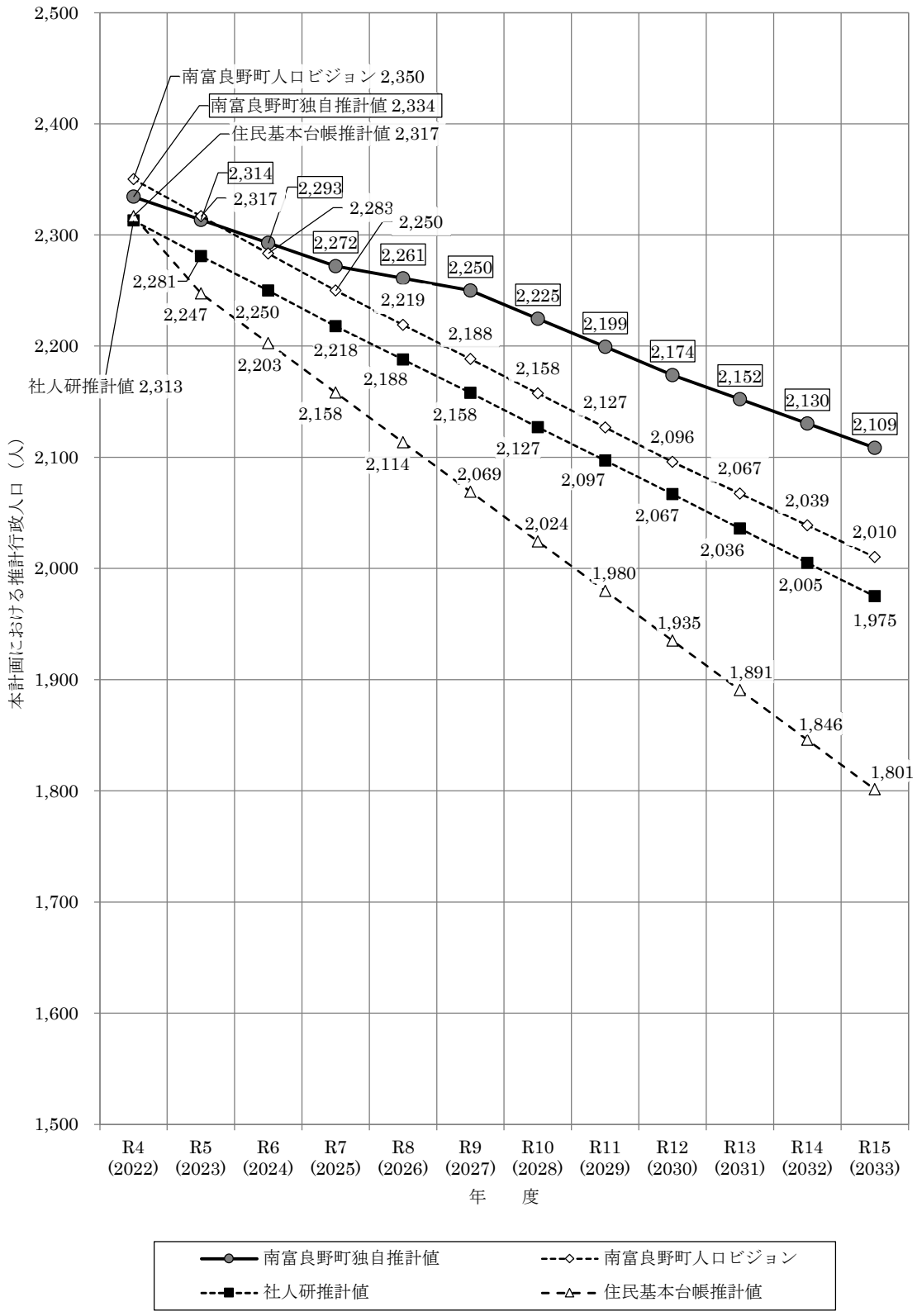

図 2.2.2.3　各推計による行政人口の結果

2-3. ごみ発生量の将来予測

本項では、計画目標値の検討に向けて、「全体ごみ排出量の原単位(町民一人一日当りのごみ量)」、「家庭系ごみ排出量の原単位」、「家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)の原単位」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」等について、目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の将来予測を行います。

将来予測については、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)の 10 ヵ年実績からのトレンド(推計)法として、直線式、分数式、ルート式、対数式、べき乗式、指数式(以下、「6 つの推計式」という。)による数学的・回帰予測を行います。

(1) 全体ごみ排出量の原単位(町民1人1日当りのごみ量)の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における全体ごみ排出量の原単位は、6 つの推計式において最も相関係数の高い指数式で 900g と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 911g と予測されます。

表 2.2.2.6　全体ごみ排出量の原単位の推計結果

(単位：g/日・人)

推計式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直線式	$y= -2.2181818\chi+946.8$	0.3441	922	911	900
分数式	$y= 18.9633384(1/\chi)+929.045698$	0.2694	931	930	930
ルート式	$y= -8.7124445\times\chi^{(1/2)}+954.175362$	0.3163	925	919	914
対数式	$y= -7.8364702LN(\chi)+946.436527$	0.2943	928	925	923
べき乗式	$y= 946.499850\chi^{-0.0085062}$	0.2988	927	924	922
指数式	$y= 946.865475\times0.99759663^{\chi}$	0.3492	922	911	900
【採用値】	指　数　式	0.3492	922	911	900

※：最も相関係数の高い「指数式」における値を採用します。

（２）家庭系ごみ排出量の原単位の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における家庭系ごみ排出量の原単位は、6 つの推計式において最も相関係数の高いルート式で 830g と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では、828g と予測されます。

表 2.2.2.7　家庭系ごみ排出量原単位の推計結果

(単位：g/日・人)

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= 0.61818181\chi +819.8$	0.0872	827	830	833
分 数 式	$y= -0.36546261(1/\chi)+823.307042$	0.0047	823	823	823
ルート式	$y= 2.83547733\times \chi^{(1/2)}+816.82917$	0.0936	826	828	830
対 数 式	$y= 2.33531817LN(\chi)+819.672639$	0.0798	825	826	827
べき乗式	$y= 819.625859\chi^{0.00268266}$	0.0767	825	826	826
指 数 式	$y= 819.683412\times 1.00072422^{\chi}$	0.0855	826	829	832
【採用値】	ルート式	0.0936	826	828	830

※：最も相関係数の高い「ルート式」における値を採用します。

（３）家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)の原単位の将来予測

令和15年度(2033年度)における家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)の原単位は、6つの推計式において最も相関係数の高い直線式で 567g と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 545g と予測されます。

表 2.2.2.8　家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみ等除く)の推計結果

(単位：g/日・人)

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= 4.37575757\chi +475.133333$	0.6310	523	545	567
分 数 式	$y= -30.124977(1/\chi)+508.02351$	0.3978	505	506	507
ルート式	$y= 18.3137445\times \chi^{(1/2)}+458.052169$	0.6180	519	531	542
対 数 式	$y= 16.3524853LN(\chi)+474.500531$	0.5709	514	520	524
べき乗式	$y= 474.551019\chi^{0.03298900}$	0.5676	514	520	525
指 数 式	$y= 475.065389\times 1.00890204^{\chi}$	0.6298	524	547	572
【採用値】	直　線　式	0.6310	523	545	567

※：最も相関係数の高い「直線式」における値を採用します。

（４）家庭系資源ごみ排出量の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における家庭系資源ごみ排出量は、6 つの推計式において最も相関係数の高い指数式で 99t と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 112t と予測されます。

表 2.2.2.9　家庭系資源ごみ排出量の推計結果

(単位：t)

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= -3.6424242\chi+166.533333$	0.8370	126	108	90
分 数 式	$y= 28.8788368(1/\chi)+138.04148$	0.6077	141	140	139
ルート式	$y= -15.066920\times\chi^{(1/2)}+180.352775$	0.8102	130	120	111
対 数 式	$y= -13.665473LN(\chi)+167.140894$	0.7602	134	129	126
べき乗式	$y= 168.296606\chi^{-0.0942924}$	0.7558	134	130	126
指 数 式	$y= 167.780361\times0.97498173^{\chi}$	0.8388	127	112	99
【採用値】	指　数　式	0.8388	127	112	99

※：最も相関係数の高い「指数式」における値を採用します。

（５）家庭系生ごみ排出量の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における家庭系生ごみ排出量は、6 つの推計式において最も相関係数の高い直線式で 69t と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 95t と予測されます。

表 2.2.2.10　家庭系生ごみ排出量の推計結果

(単位：t)

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= -5.0606060\chi+175.733333$	0.9436	120	95	69
分 数 式	$y= 45.0302002(1/\chi)+134.710797$	0.7689	139	138	137
ルート式	$y= -21.441511\times\chi^{(1/2)}+196.075385$	0.9356	125	110	98
対 数 式	$y= -19.977793LN(\chi)+178.075284$	0.9019	130	123	117
べき乗式	$y= 180.235169\times\chi^{-0.1345740}$	0.8841	131	124	120
指 数 式	$y= 177.815315\times0.96608849^{\chi}$	0.9362	122	102	86
【採用値】	直　線　式	0.9436	120	95	69

※：最も相関係数の高い「直線式」における値を採用します。

（６）家庭系有害ごみ排出量の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における家庭系有害ごみ排出量は、6 つの推計式において最も相関係数の高い分数式で 1t と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)においても 1t と予測されます。

表 2.2.2.11　家庭系有害ごみ排出量の推計結果

(単位：t)

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= 0\chi +1.2$	0.0000	1	1	1
分 数 式	$y= -0.3167113(1/\chi)+1.29276376$	0.2083	1	1	1
ルート式	$y= 0.04247832\times \chi^{(1/2)}+1.10455852$	0.0714	1	1	1
対 数 式	$y= 0.07864381LN(\chi)+1.08121313$	0.1367	1	1	1
べき乗式	$y= 1.05790724\times \chi^{0.05451173}$	0.1367	1	1	1
指 数 式	$y= 1.14869835\times 1^{\chi}$	－	1	1	1
【採用値】	分　数　式	0.2083	1	1	1

※：最も相関係数の高い「分数式」における値を採用します。

（７）事業系ごみ排出量の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における事業系ごみ排出量は、6 つの推計式において最も相関係数の高い指数式で 51t と予測されます。

中間目標年度である令和 10 年度(2028 年度)で 64t と予測されます。

表 2.2.2.12　事業系ごみ排出量の推計結果

(単位：t)

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= -4.3515151\chi +125.733333$	0.8857	78	56	34
分 数 式	$y= 33.4039325(1/\chi)+92.0160941$	0.6226	95	94	94
ルート式	$y= -18.029637\times \chi^{(1/2)}+142.309491$	0.8587	83	70	60
対 数 式	$y= -16.275531LN(\chi)+126.383234$	0.8020	87	81	77
べき乗式	$y= 128.615643\times \chi^{-0.1612960}$	0.7964	87	82	79
指 数 式	$y= 128.030798\times 0.95746378^{\chi}$	0.8865	79	64	51
【採用値】	指　数　式	0.8865	79	64	51

※：最も相関係数の高い「指数式」における値を採用します。

（８）リサイクル率の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)におけるリサイクル率は、6 つの推計式において最も相関係数の高いべき乗式で 19.8%と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)においても 19.8%と予測されます。

表 2.2.2.13　リサイクル率の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= -0.0004363\chi +0.2036$	0.1333	19.9%	19.7%	19.4%
分 数 式	$y= 0.00504421(1/\chi)+0.19972256$	0.1412	20.0%	20.0%	20.0%
ルート式	$y= -0.0020012\times \chi^{(1/2)}+0.20569636$	0.1431	19.9%	19.8%	19.7%
対 数 式	$y= -0.0020302LN(\chi)+0.20426663$	0.1502	19.9%	19.9%	19.8%
べき乗式	$y= 0.20414393\times \chi^{-0.0103343}$	0.1546	19.9%	19.8%	19.8%
指 数 式	$y= 0.20338127\times 0.99784478^{\chi}$	0.1334	19.9%	19.7%	19.4%
【採用値】	べ き 乗 式	0.1546	19.9%	19.8%	19.8%

※：最も相関係数の高い「べき乗式」における値を採用します。

（９）生ごみ堆肥化率の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における生ごみ堆肥化率は、6 つの推計式において最も相関係数の高い直線式で 18.1%と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 16.0%と予測されます。

表 2.2.2.14　生ごみ堆肥化率の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= 0.0042\chi +0.093$	0.5620	13.9%	16.0%	18.1%
分 数 式	$y= -0.0112076(1/\chi)+0.11938269$	0.1373	11.8%	11.9%	11.9%
ルート式	$y= 0.01525936\times \chi^{(1/2)}+0.08181483$	0.4778	13.2%	14.3%	15.2%
対 数 式	$y= 0.01134849LN(\chi)+0.09895876$	0.3677	12.6%	13.0%	13.4%
べき乗式	$y= 0.09939760\times \chi^{0.09101188}$	0.3308	12.4%	12.8%	13.1%
指 数 式	$y= 0.09391378\times 1.03594342^{\chi}$	0.5308	13.9%	16.5%	19.7%
【採用値】	直 線 式	0.5620	13.9%	16.0%	18.1%

※：最も相関係数の高い「直線式」における値を採用します。

(10) 埋立処分量の将来予測

令和 15 年度(2033 年度)における埋立処分量は、6 つの推計式において最も相関係数の高い対数式で 56t と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)は 59t と予測されます。

なお平成 28 年度(2016 年度)については、同年 8 月の台風による被災の影響により、事業系直接搬入が 742t と他の年度と比較して埋立処分量が突出して多くなりました。

10 ヵ年実績の中で不規則な変動であった当該年度については、その前年度と後年度による平均値でトレンド(推計)法を行っています。

表 2.2.2.15　埋立処分量の推計結果

(単位：t)

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値		
			R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)
直 線 式	$y= -2.1272727\chi+82.2$	0.7006	59	48	38
分 数 式	$y= 24.2503309(1/\chi)+63.397155$	0.7314	66	65	65
ルート式	$y= -9.4224551\times\chi^{(1/2)}+91.6706343$	0.7262	60	54	48
対 数 式	$y= -9.3224135LN(\chi)+84.580958$	0.7434	62	59	56
べき乗式	$y= 84.6415733\chi^{-0.1259414}$	0.7249	63	60	58
指 数 式	$y= 82.0904059\times0.97139478^{\chi}$	0.6900	60	52	45
【採用値】	対　数　式	0.7434	62	59	56

※：最も相関係数の高い「対数式」における値を採用します。

2-4. ごみ排出量の将来目標

前項では、10 ヵ年実績からのトレンド(推計)法により、目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の将来予測を行いました。

本項ではトレンド(推計)法の結果並びに北海道廃棄物処理計画〔第 5 次〕の目標値(以下、「道目標値」という。)等を踏まえ、本町のごみ処理に関する将来目標値を設定します。

（１）全体ごみ排出量の目標値

①原単位の設定について

全体ごみ排出量の原単位に関するトレンド(推計)法の結果、目標年度で 900g と予測されます。

実績である後期 5 ヵ年平均値 932g から直近、令和 4 年度(2022 年度)の 914g、そして令和 6 年度(2024 年度)の道目標値 900g 以下の達成と、将来に向けて更なる削減を目指すものとし、目標年度の原単位は推計値 900g の 12%の削減を努力目標値とした 792 g※と設定します。

※：12%削減の努力目標値は、後述する家庭系ごみ原単位 660g と事業系ごみ原単位 133g の合計値と合致する値です。

②全体ごみ排出量の推計

全体ごみ排出量の原単位と将来人口を踏まえた全体ごみ排出量の目標値を下表に示します。

表 2.2.2.16　全体ごみ排出量に関する計画目標値の設定

項　　目	R5(2023) 計画策定時	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	2,314 人	2,225 人	2,109 人
2.全体ごみ排出量	773 t	676t	610t
3.全体ごみ排出量の原単位	915g/人・日	832g/人・日	792g/人・日

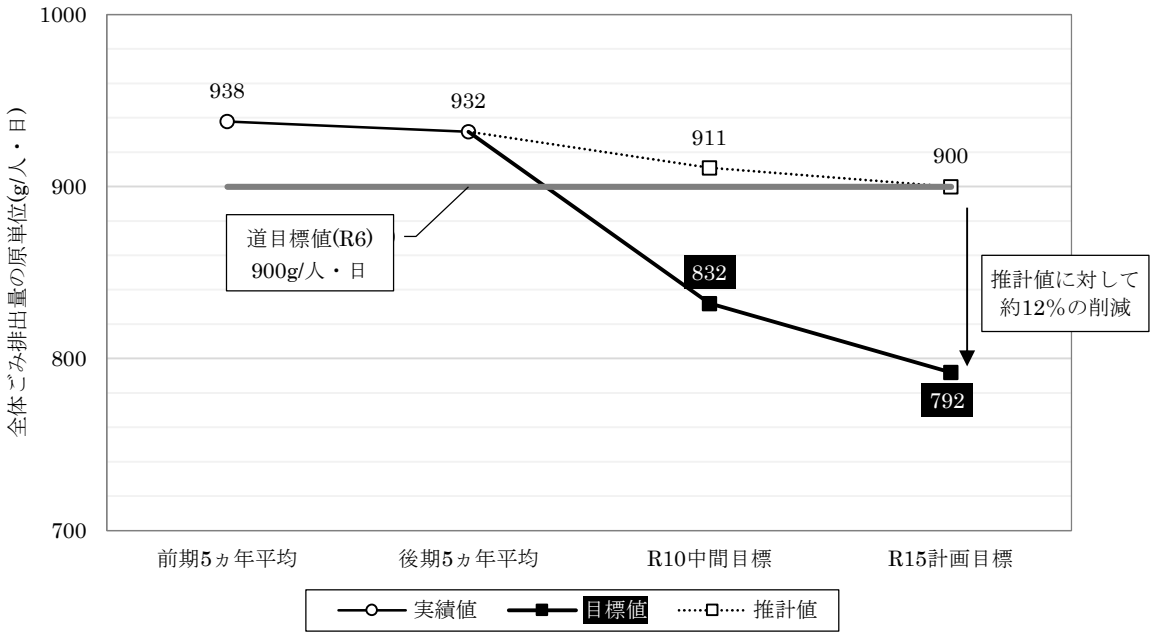

図 2.2.2.4　全体ごみ排出量の原単位に関する計画目標値

（２）家庭系ごみ排出量の目標値

①資源ごみ等を除く原単位の設定について

資源ごみ等を除く家庭系ごみ排出量の原単位に関するトレンド(推計)法の結果、目標年度で 567g と予測されます。

実績である前期 5 ヵ年平均値 489g から後期 5 ヵ年平均値 510g と増加し、更に直近、令和 4 年度(2022 年度)も 511g と増加傾向であり、令和 7 年度(2025 年度)の道目標値 440g 以下を、比較的早い時期に達成することが困難です。

将来的には道目標値を達成するよう、目標年度の原単位を 440g と設定します。

②資源ごみ等の設定について

資源ごみ、生ごみ、有害ごみの排出量については、トレンド(推計)法の結果を踏まえ、99t、69t、1t と設定します。

③家庭系ごみ排出量の推計

以上の設定を踏まえ、家庭系ごみ排出量の原単位と将来人口を踏まえた家庭系ごみ排出量の目標値を下表に示します。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの排出量については、資源ごみ等を除く家庭系ごみ排出量に対する 10 ヵ年平均値の割合で示します。

表 2.2.2.17　家庭系ごみ排出量に関する計画目標値の設定

項　　目	R5(2023) 計画策定時	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	2,314 人	2,225 人	2,109 人
2.家庭系ごみ排出量	673t	574t	508t
可燃ごみ	362t	312t	289t
不燃ごみ	55t	47t	44t
粗大ごみ	8t	7t	6t
資源ごみ	127t	112t	99t
生ごみ	120t	95t	69t
有害ごみ	1t	1t	1t
3.家庭系ごみ排出量の原単位	794g/人・日	707g/人・日	660g/人・日
4.家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)の原単位	501g/人・日	450g/人・日	440g/人・日

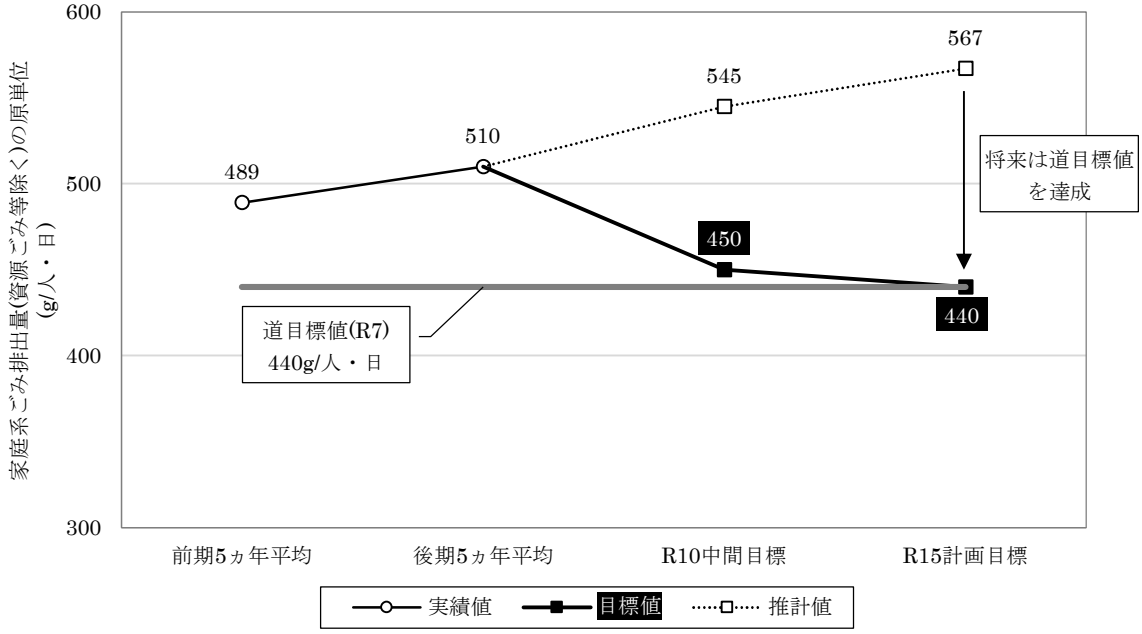

図 2.2.2.5　家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)の原単位に関する計画目標値

（３）事業系ごみ排出量の将来目標

①排出量の設定について

事業系ごみ排出量のトレンド(推計)法の結果、目標年度で 51t と予測されます。

実績である前期 5 ヵ年平均値 113t から後期 5 ヵ年平均値 91t、更に令和 10 年度(2028 年度)の推計値 64t と続く減少傾向に対して、コロナ禍が落ち着いた令和 4 年度(2022 年度)における観光入込客数は 311,800 人と前年度の 229,000 人よりも大きく増加し、コロナ禍前の水準に回復しています。

目標年度の事業系ごみ排出量は、実績 10 ヵ年の平均値である 102t を維持するものと設定し、コロナ禍前と同程度の排出量を見込みます。

②事業系ごみ排出量の推計

事業系ごみ排出量と将来人口を踏まえた原単位の目標値を下表に示します。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、生ごみの排出量については、事業系ごみ排出量に対する 10 ヵ年平均値の割合で示します。

表 2.2.2.18　事業系ごみ排出量に関する計画目標値の設定

項　　目	R5(2023) 計画策定時	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	2,314 人	2,225 人	2,109 人
2.事業系ごみ排出量	102t	102t	102t
可燃ごみ	27t	27t	27t
不燃ごみ	13t	13t	13t
粗大ごみ	4t	4t	4t
生ごみ	58t	58t	58t
3.事業系ごみ排出量の原単位	120g/人・日	126g/人・日	133g/人・日

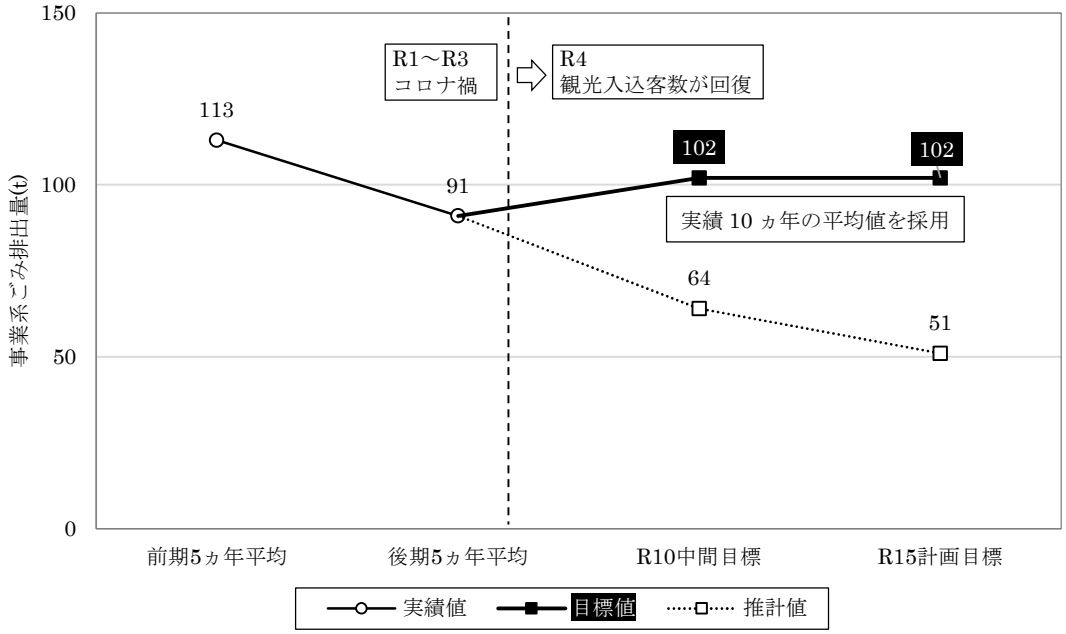

図 2.2.2.6　事業系ごみ排出量に関する計画目標値

（４）リサイクル率と生ごみ堆肥化率の将来目標

①リサイクル率の設定について

リサイクル率のトレンド(推計)法の結果、目標年度で 19.8%と予測されます。

実績である後期 5 ヵ年平均値 20.3%、更に推計値 19.8%と微減であり、令和 6 年度(2024 年度)の道目標値 30.0%以上とは推計値で約 10 ポイントもの差があり、達成することが困難です。

目標年度のリサイクル率については、非現実的な目標設定を行わずに、再生処理に手間を要する資源ごみ自体の量を少なくするといった 3R 運動に基づく施策を展開し、過去 10 ヵ年における最大 20.6%程度を維持するものとします。

②生ごみ堆肥化率の設定について

生ごみ堆肥化率のトレンド(推計)法の結果、目標年度で 18.1%と予測されます。

生ごみは富良野広域連合環境衛生センターにて処理能力に応じた堆肥化を行っています。

目標年度の生ごみ堆肥化率については、直近の令和 4 年度(2022 年度)の実績・割合である約 15.0%から年当り 0.5%の増加を見込んだ 20.0%と設定し、生ごみ堆肥化量の 10 ヵ年平均値である 24t から最大値 29t の範囲を維持するものとします。

③リサイクル率と生ごみ堆肥化率の推計

以上の設定を踏まえ、リサイクル率と生ごみ堆肥化率の目標値を下表に示します。

表 2.2.2.19　リサイクル率と生ごみ堆肥化率に関する計画目標値の設定

項　　目	R5(2023) 計画策定時	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	2,314 人	2,225 人	2,109 人
2.全体ごみ排出量(①)	773t	676t	610t
3.再生処理量(②)	155t	140t	125t
資源ごみ	127t	112t	99t
生ごみ堆肥化量	27t	27t	25t
有害ごみ	1t	1t	1t
4.リサイクル率(②／①×100)	20.0%	20.6%	20.5%
(参考)生ごみ堆肥化率			
生ごみ収集量	178t	153t	127t
生ごみ収集量に対する堆肥化量の割合	15.0%	17.5%	20.0%

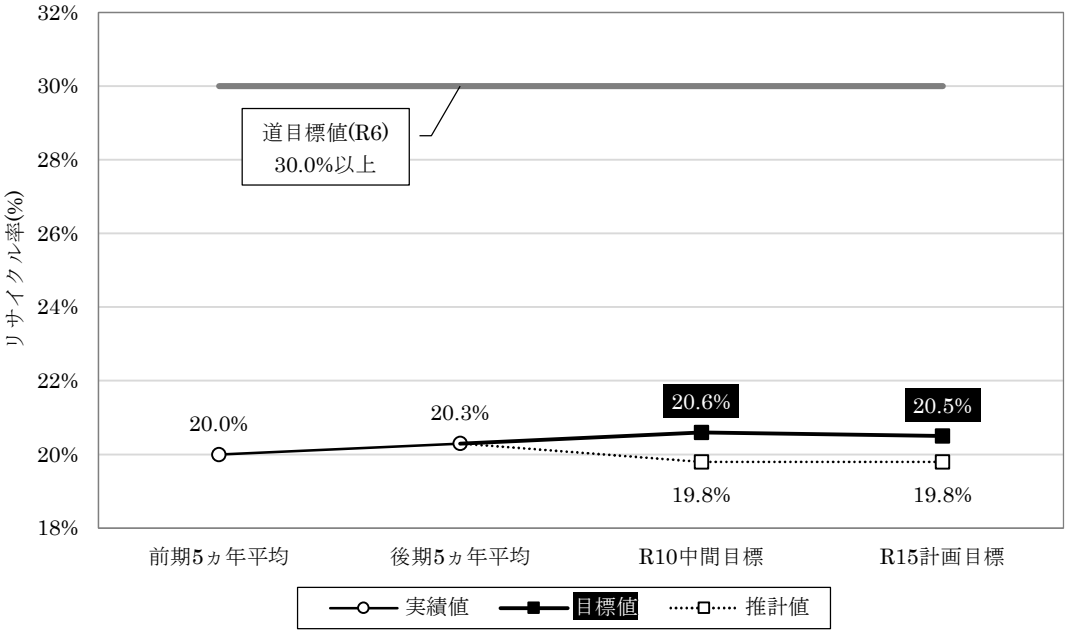

図 2.2.2.7　リサイクル率に関する計画目標値

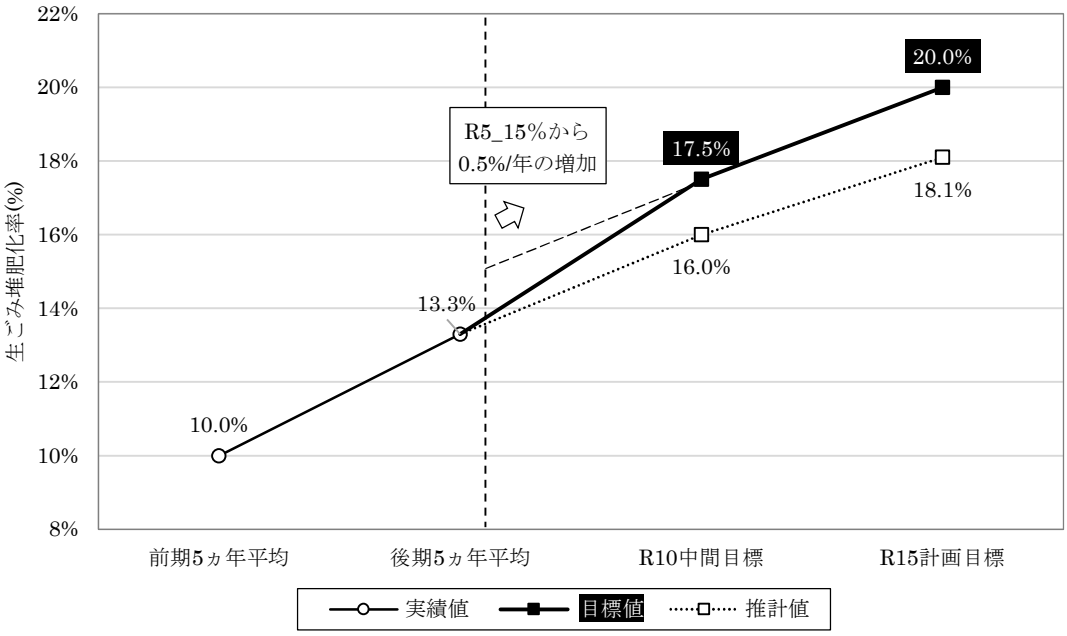

図 2.2.2.8　生ごみ堆肥化率に関する計画目標値

（５）埋立処分量の将来目標

①埋立処分量の設定について

埋立処分量のトレンド(推計)法の結果、目標年度で 56t と予測されます。

南富良野町一般廃棄物最終処分場は、令和 5 年(2023 年)6 月末に実施した測量調査の結果、満杯になるまでの残り期間は約 4.5 年で、令和 9 年(2027 年)12 月には埋立が完了すると予測されます。

目標年度の埋立処分量は、実績 10 ヵ年の平均値である 71t に対して約 20%程度の削減に相当する推計値 56t と設定し、最終処分場の長期延命化を目指します。

②埋立処分量の推計

埋立処分量と将来人口を踏まえた原単位の目標値を下表に示します。

表 2.2.2.20　埋立処分量に関する計画目標値の設定

項　　目	R5(2023) 計画策定時	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	2,314 人	2,225 人	2,109 人
2.埋立処分量	62t	59t	56t
3.埋立処分量の原単位	73g/人・日	73g/人・日	73g/人・日

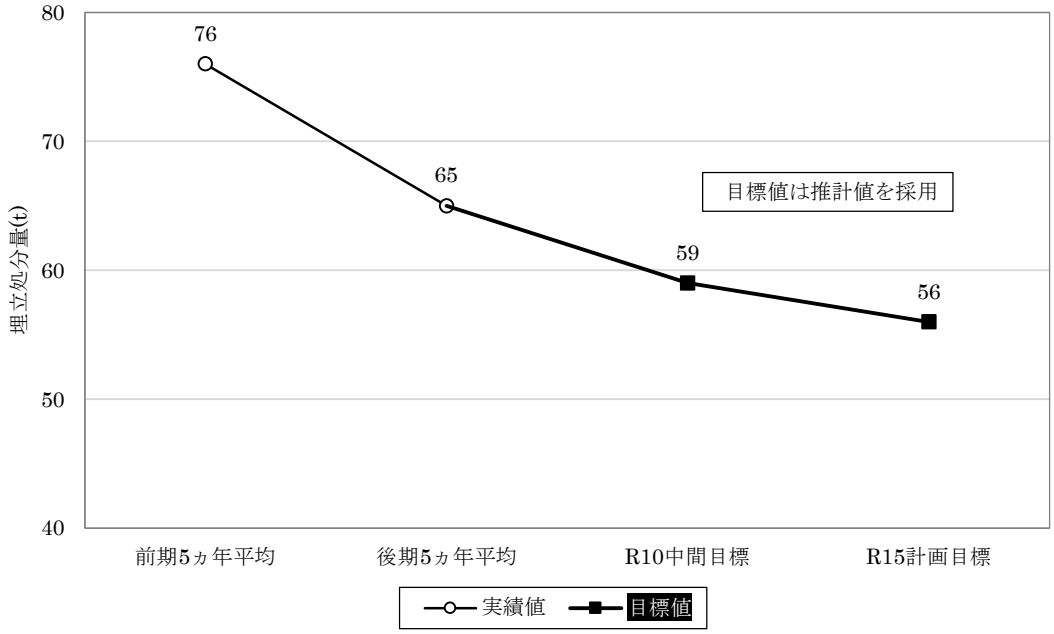

図 2.2.2.9　埋立処分量に関する計画目標値

第３節　目標達成に向けた各主体の役割と施策

3-1. 町民、事業者、町（行政）の役割

ごみ排出量に関する将来の計画目標値の達成に向けて、廃棄物行政における町民、事業者、町(行政)の各主体が相互に連携を図りながら、それぞれの責務と適切な役割を担って、取り組むことが重要です。

各主体に求められる役割を以下に示します。

（１）町民の役割

□　家庭や地域において、3R 運動に対する理解を深めるとともに、自発的な研修会や学習会などの実施に努めます。

□　買い物袋の持参、不必要な梱包の自粛、リターナブル容器の利用、使い捨て商品の使用削減に努めます。

□　家庭から分別の徹底を図ります。

また資源物の回収拠点等を積極的に活用します。

□　容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めます。

□　町民や団体による古新聞などの集団回収や衣類、家庭用品などの不用品受渡しは、ごみの減量化に有効であるとともに、地域コミュニティの醸成にも役立つものであることから積極的な実施に努めます。

□　町民全体で、必要のないものを断ることを示し、スーパーのレジ袋を断りエコバックを使用する他、レストランなどで割り箸を断り、マイ箸などを使用することを心掛けます。

（２）事業者の役割

□　事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、事業所内で排出抑制に努める他、再生利用で循環させるよう努めます。

□　発生源における排出抑制については、原材料の選択や製造工程を工夫するなど、事業者自ら排出するごみの抑制に努めます。

□　過剰包装の抑制については、製造・加工・販売などに際し、その他製品や容器などがごみとなった場合の排出抑制や、適正な循環的利用及び処分の円滑な実施ができるよう努めます。

また、容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造、販売に努めます。

□　廃棄物となる食品を排出する小売業者においては、消費期限前に商品を撤去及び廃棄する等の商慣行を見直し、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。

□　販売事業者は、拠点回収店としての役割を意識し、白色トレイなどの事業者が再資源化を図ることが効率的なものについては、自主回収ルートを確立するよう努めます。

□　ごみ処理方法の改善や循環型社会の形成に関わる情報を町民や行政に提供し、情報の共有化に努めます。

（３）町（行政）の役割

□　本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、町(行政)、町民、事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策を推進します。

□　町民及び事業者に対して、ごみの減量化、再生利用、ごみの適正な分別に関する啓発や情報提供を引き続き行います。

　また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会において、書籍の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に努めます。

□　町民や事業者の環境問題に取り組む場所を提供し、人材派遣や情報及び資料の提供を行うなど、支援や教育の促進に努めます。

□　マイバッグ運動などの 3R 運動の普及・啓発と、町民、事業者が 3R 運動を実践しやすい仕組みの構築に努めます。

　また事業者に対して、店頭回収の協力を要請します。

□　町民や事業者が、分別収集やごみ出しのルールの他、リサイクル関連法やプラスチック資源循環法など法規制を正しく理解し、運用できるよう普及・啓発に努めます。

3-2. 目標達成に向けたソフト施策

前項では、将来の計画目標値の達成に向けて、町民、事業者、町(行政)が果たすべき役割を示しました。

本項では、ごみの排出抑制や減量化に関するソフト施策について、3R 運動の推進に必要な教育・啓発活動や、排出抑制、再使用・再生利用の視点から整理します。

（１）教育・啓発活動の施策

教育・啓発活動に関する施策を各主体別に下表に示します。

表 2.2.3.1　教育・啓発活動に関する施策の一覧

教育・啓発活動に関する施策		
町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
○ごみ出しルール(家庭ごみの分別収集、ごみ収集カレンダー)の理解と適正な分別の取組 ○集団回収や拠点回収など地域単位や団体による活動への参加・協力 ○施設見学会(視察・見学・体験学習)や説明会等への参加・協力 ○資源の浪費型から、環境に配慮したライフスタイルへの見直し ○SNS 等の利用による町民の他、北海道そして全国の人々を交えた情報交流	○ごみ処理や廃棄物の抑制、SDGs などに関する従業員への環境教育の実施 ○ISO14001※1やエコアクション 21※2を導入するなど、環境全般への配慮・取組 ○SNS 等の利用による事業者間での情報交換 ○企業主体によるイベント、環境教育の実施(例：リユース食器の利用など)	○町広報紙やホームページによる環境情報の提供 ○ごみ出しルール(家庭ごみの分別収集、ごみ収集カレンダー)の配布及びインターネットでの公開 ○ごみ出しルールについて、観光客や高齢者、外国人の方が理解できる仕組み・方法や支援策の検討 ○施設見学会(視察・見学・体験学習)の受入れ対応と説明会等の開催・検討 ○観光など事業系一般廃棄物排出事業者への減量化、資源化の啓発・協力 ○携帯端末、アプリなどを利用したごみ収集日などの情報の提供 ○環境施策に関する先進的な自治体との情報交換 ○「道の駅南ふらの」等の観光施設や「かなやま湖湖水まつり」といったイベントでのごみ排出の抑制、不法投棄の防止に関する周知活動

※1：ISO 14001 とは、国際標準化機構(ISO)によって定められた環境マネジメントシステムの規格です。

※2：エコアクション 21 とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者等が環境へ配慮した取組を主体的・積極的に行うための方法を定めたものです。

（２）排出抑制の施策

排出抑制に関する施策を各主体別に下表に示します。

表 2.2.3.2　排出抑制に関する施策の一覧

排出抑制に関する施策		
町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
○環境配慮型製品の利用(過剰包装や使い捨て容器の辞退、簡易包装商品の利用・購入) ○マイバッグ運動(エコバッグやマイ箸、マイカップなどの持参) ○レンタル・リース商品の活用 ○食品ロスの削減(計画的に食品を購入し使い切る) ○生ごみの堆肥化等自家処理の推進、水切りの徹底などによる減量化 ○物の長期間使用の推進(詰め替え商品の使用や修理による長期間使用など) ○携帯電話などの店頭回収の利用 ○不要な買いだめを行わない ○製品プラの過度な利用の抑制	○過剰包装の中止や使い捨て容器の自粛 ○詰め替え商品の販売や、ばら売り、量り売りの推進 ○レジ袋の削減 ○環境配慮型製品の製造・販売 ○製品の長寿命化やアフターサービス体制の充実 ○生ごみの自家処理やエネルギーとしての有効活用 ○廃棄物の減量化計画の策定や、目標の設定など ○飲食店においては、つくりすぎの抑制、持ち帰りへの協力 ○裏紙の使用など、紙ごみの削減 ○製品プラの使用に対し、再商品化など環境に配慮した取組の実践	○ごみ処理手数料の徴収を継続すると共に、料金や徴収方法、収集方法などの必要に応じた見直し ○環境配慮型製品の利用・推進 ○マイバッグ運動の啓発・推進 ○スーパー・小売店に対し、レジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイなどの回収促進の呼びかけ ○事業者として、物の長期間使用を推進するなど、自ら排出抑制策を実施 ○処理・処分施設の維持管理と長寿命化の推進

（３）再使用・再生利用の施策

再使用・再生利用に関する施策を各主体別に下表に示します。

表 2.2.3.3　再使用・再生利用に関する施策の一覧

再使用・再生利用に関する施策		
町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
○リターナブル容器を使用している商品の購入 ○リユース商品などの活用 ○フリーマーケット、リサイクルショップの活用 ○再生素材、リサイクル製品の購入 ○グリーン購入※の実践 ○プラスチックごみの分別ルール(容器包装プラスチック製品が対象、一般ごみや生ごみは絶対に入れない等)の徹底 ○ペットボトル等のリサイクルごみの分別ルール(軽く洗って、水をよく切ってから出す等)の徹底 ○生ごみの分別ルール(異物は絶対に入れない等)の徹底 ○学校による集団回収や、福祉施設による回収、スーパーでの店頭回収などの積極的な利用 ○家電リサイクル法、資源有効利用促進法の対象となる不要家電の小売店などへの引渡し ○下取りサービスの活用	○使用済み製品･部品の再使用 ○容器包装資材の再使用 ○再使用が容易な製品や部品の開発･製造 ○再生品の販売・利用 ○資源回収ボックスの設置 ○グリーン購入※の実践 ○分別排出の徹底 ○廃食用油の回収・有効利用 ○製造業者や流通業者による自主回収・資源化の促進 ○再資源化を実施する廃棄物処分業者への処分委託 ○資源化・リサイクル施設の整備 ○原材料の選定の際には廃棄物の排出が少ないものを選ぶ	○資源ごみに関する既存の分別・収集体制の維持 ○ごみ・資源物の適正な分別・排出に関する指導 ○「道の駅南ふらの」等の観光施設や「かなやま湖湖水まつり」といったイベントでの資源ごみの分別・回収ボックスの設置 ○再資源化業者や回収業者との連携・協力による分別収集の徹底と資源化の推進 ○環境配慮型製品の購入 ○役場など公共施設内での資源物の回収 ○トナーカートリッジやビン類など引取りルートがあるものは回収協力店で引き取ってもらうよう徹底 ○集団回収の促進 ○製品プラの分別・収集と再資源化の検討

※：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

3-3. 収集及び処理・処分の施策

前項では、ごみの排出抑制や減量化に関するソフト施策について、3R 運動の推進に必要な教育・啓発活動や、排出抑制、再使用・再生利用の視点から整理しました。

本節では、ごみの排出から収集・運搬、中間処理・リサイクル、そして最終処分と一連の工程に必要なハード施策を整理します。

（１）収集・運搬計画

廃棄物の収集・運搬は、周辺環境に配慮し、衛生面と安全面に優れた収集・運搬体制を維持・確立します。

経費抑制と収集の効率化に向けて、ごみステーションの変更や、収集回数・ルートの見直しを適宜行うとともに、現在の分別によるごみ収集について、より一層の 3R 運動の推進に対応できるよう、新たな分別区分とそれに応じた収集・運搬計画など体制づくりを検討します。

また水分が多く、収集・運搬の手間となる生ごみについては、家庭での通年処理が可能な堆肥化等自家処理設備やディスポ―ザー※の設置等、有効な方法について検討を進めます。

※：調理用の流し台の下部に接続している排水設備に直接取り付ける生ごみ粉砕機

（２）中間処理・リサイクル計画

①広域分担処理施設の共同整備と利用

富良野広域連合環境衛生センターや上富良野町クリーンセンター、富良野生活圏資源回収センターなどの広域分担処理施設の共同整備と利用を継続します。

本町の広域分担処理施設である南富良野町小動物焼却施設については、平成 16 年(2004 年)の供用開始から約 18 年を経過し、設備機器の老朽化が懸念されるところです。

関係 5 市町村からの動物死体の焼却処理量は、将来令和 14 年度(2032 年度)で 7t/年と見込まれています※。施設を長く安定して使用することができるよう、計画的な焼却炉の改修と設備機器の補修及び適正な維持管理を進めます。

※：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年 2 月)

②容器包装以外のプラスチックの資源化の検討

本町で発生する一般廃棄物のうち、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源物として分別・収集する一方、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品は、不燃ごみとして収集しています。

プラスチック資源循環法に基づき、容器包装以外のプラスチックの資源化に向けた取組を検討します。

③再生エネルギーの活用

富良野生活圏では、全ての関係市町村が「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明しています。

焼却処理する可燃ごみの減量化とともに、ごみ処理施設の電力に関する太陽光やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。

（３）最終処分計画

①既存の最終処分場の延命化と適正な管理

最終処分場は、一般廃棄物の処理を行う上での最終工程となる埋立処分を担う施設であり、廃棄物処理行政を円滑かつ適正に進める上で重要な施設です。

本町の最終処分場である南富良野町一般廃棄物最終処分場について、埋立処理対象である不燃ごみの削減と資源ごみの分別・徹底による長期延命化と適正な維持管理を進めます。

②既存の最終処分場の延命化に向けた軽微変更の届出・検討

一般廃棄物最終処分場について、遮水層や擁壁または堰堤といった主要設備に変更がなく、かつ 10%以上の埋立量の増加がない場合は、廃棄物処理法第 9 条第 1 項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更に該当します。

既存の最終処分場の延命化に向けて、上記 10%以上の埋立量を超えない中での軽微変更の届出を検討します。

③次期最終処分場の整備

現在の南富良野町一般廃棄物最終処分場は、令和 5 年(2023 年)から約 4.5 年後の令和 9 年(2027 年)12 月に埋立が完了すると予測されています。

次期最終処分場について、令和 10 年度(2028 年度)頃の供用開始を目標に整備するものとし、現地測量や環境影響評価など建設に必要な調査と、土木・建築や設備に係る設計及び施工監理について、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用しつつ計画的に進めます。

④既存の最終処分場の廃止と鋼材の有効活用

既存の最終処分場の埋立終了後、技術上の基準省令※に基づく廃止の手続きを行った後、屋根施設等の解体並びに跡地利用を進めます。

屋根施設の解体に伴う柱や梁等の鋼材については、限りある資源の有効活用の視点から次期最終処分場での活用を検討します。

※：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

3-4. その他のごみに関する施策

本項では、一般廃棄物である災害廃棄物の処理の他、処理困難物や不法投棄対策に関する施策の考えを整理します。

（１）災害廃棄物の処理

本町では令和 4 年度(2022 年度)に災害廃棄物処理計画を策定し、地震と水害に対する種類別の災害廃棄物発生量については下表に示すとおり、地震時で 63t、水害時 2,223t と推計しています。

表 2.2.3.4　種類別の災害廃棄物発生量

	災害廃棄物発生量(t)							
	可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	柱角材	津波堆積物・土砂	その他	合計
石狩低地主部(北)深さ 7km30_5 地震	11	11	33	4	3	0	0	63
豪雨による空知川堤防決壊水害	98	1,565	220	13	47	267	13	2,223

出典：南富良野町災害廃棄物処理計画(令和 5 年(2023 年)3 月)

災害廃棄物の処理可能量について、可燃ごみを処理する上富良野町クリーンセンターでは、本町分として 2.7 年間で 700t の余裕が見込まれる一方、不燃ごみなどを埋立処分する南富良野町一般廃棄物最終処分場については、前述したとおり「約 4.5 年後の埋立完了」であり、災害廃棄物の処分の余裕が見込まれる「10 年後残余容量」がありません。

一般廃棄物処理施設の処理可能量の不足といった問題に対し、水害など発災後、速やかに対応できるよう、富良野生活圏域市町村をはじめとする道内自治体や民間事業者との協力体制を構築します。

（２）不適正なごみ処理と不法投棄の防止

ごみステーションにおける不適正な分別に対しては、ごみ出しルールの周知・徹底の他、警告シールを貼り収集しない等の対策を今後も維持・継続します。

町(行政)は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は適正に対処するとともに、未然に防止するよう、警察機関と町(行政)、町民、事業者の連携・協働による監視、パトロール体制を強化します。

（３）処理困難物への対応

テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象製品の他、ピアノやタイヤ、バッテリーなどの処理困難な廃棄物については、今後も町による収集、運搬及び処分をしないものとします。

【ごみ排出量の実績推移　H25 年度(2013 年度)～R4 年度(2022)年度】

区分				実績値									直近実績値
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
(1)行政区域内人口(＝計画収集人口)				2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
家庭系ごみ排出量(t/年)	収　集	(2)	可燃ごみ	407	393	387	392	403	370	396	381	371	370
		(3)	不燃ごみ	49	45	43	44	59	50	48	49	46	47
		(4)	粗大ごみ	4	4	4	5	3	6	4	4	4	4
		(5)	資源ごみ	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
		(6)	生ごみ	171	165	164	149	152	148	147	128	123	132
		(7)	有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
		(8)	家庭系_収集ごみ　計	791	768	763	736	764	715	752	705	676	678
	直接搬入	(9)	不燃ごみ	23	9	2	21	8	10	11	5	8	7
		(10)	粗大ごみ	4	3	5	4	6	2	6	4	3	4
		(11)	家庭系_直接搬入ごみ　計	27	12	7	25	14	12	17	9	11	11
	家庭系合計	(12)	可燃ごみ	407	393	387	392	403	370	396	381	371	370
		(13)	不燃ごみ	72	54	45	65	67	60	59	54	54	54
		(14)	粗大ごみ	8	7	9	9	9	8	10	8	7	8
		(15)	資源ごみ	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
		(16)	生ごみ	171	165	164	149	152	148	147	128	123	132
		(17)	有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
		(18)	家庭系ごみ　総量(資源ごみ・生ごみ・有害ごみ除く)	487	454	441	466	479	438	465	443	432	432
		(19)	家庭系ごみ　総量	818	780	770	761	778	727	769	714	687	689
事業系ごみ排出量(t/年)	許　可	(20)	可燃ごみ	20	29	21	24	22	38	26	33	26	30
		(21)	生ごみ	66	65	68	67	72	53	51	50	44	43
		(22)	事業系_許可ごみ　計	86	94	89	91	94	91	77	83	70	73
	直接搬入	(23)	不燃ごみ	15	28	16	14	11	15	5	8	10	9
		(24)	粗大ごみ	13	4	4	3	1	5	2	2	3	2
		(25)	事業系_直接搬入ごみ　計	28	32	20	17	12	20	7	10	13	11
	事業系合計	(26)	可燃ごみ	20	29	21	24	22	38	26	33	26	30
		(27)	不燃ごみ	15	28	16	14	11	15	5	8	10	9
		(28)	粗大ごみ	13	4	4	3	1	5	2	2	3	2
		(29)	生ごみ	66	65	68	67	72	53	51	50	44	43
		(30)	事業系ごみ　総量	114	126	109	108	106	111	84	93	83	84
全体ごみ排出量 家庭系＋事業系(t/年)	収　集・許　可	(31)	可燃ごみ	427	422	408	416	425	408	422	414	397	400
		(32)	不燃ごみ	49	45	43	44	59	50	48	49	46	47
		(33)	粗大ごみ	4	4	4	5	3	6	4	4	4	4
		(34)	資源ごみ	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
		(35)	生ごみ	237	230	232	216	224	201	198	178	167	175
		(36)	有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
		(37)	家庭系＋事業系_収集・許可ごみ　計	877	862	852	827	858	806	829	788	746	751
	直接搬入	(38)	不燃ごみ	38	37	18	35	19	25	16	13	18	16
		(39)	粗大ごみ	17	7	9	7	7	7	8	6	6	6
		(40)	家庭系＋事業系_直接搬入ごみ　計	55	44	27	42	26	32	24	19	24	22
	家庭系事業系合計	(41)	可燃ごみ	427	422	408	416	425	408	422	414	397	400
		(42)	不燃ごみ	87	82	61	79	78	75	64	62	64	63
		(43)	粗大ごみ	21	11	13	12	10	13	12	10	10	10
		(44)	資源ごみ	159	160	164	145	145	139	156	142	131	124
		(45)	生ごみ	237	230	232	216	224	201	198	178	167	175
		(46)	有害ごみ	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
		(47)	家庭系＋事業系ごみ　総量	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
原単位(g/人・日)	(48)	全体ごみ排出量原単位		948	943	916	930	952	931	969	938	905	914
	(49)	家庭系ごみ排出量原単位		832	812	802	814	838	808	874	830	807	815
	(50)	家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみ・生ごみ・有害ごみ除く)		495	473	460	499	516	487	528	515	508	511
	(51)	事業系ごみ排出量原単位		116	131	114	116	114	123	95	108	98	99
リサイクル率	(52)	再生処理量(44.資源ごみ)＋(53.生ごみ堆肥化量)＋(46.有害ごみ)		189	186	188	164	166	165	186	166	152	151
	(53)	生ごみ堆肥化量		29	25	23	18	19	24	29	23	20	26
	(54)	生ごみ堆肥化率　(53)÷(45)×100		12.2%	10.9%	9.9%	8.3%	8.5%	11.9%	14.6%	12.9%	12.0%	14.9%
	(55)	リサイクル率　(52)÷(47)×100		20.3%	20.5%	21.4%	18.9%	18.8%	19.7%	21.8%	20.6%	19.7%	19.5%

【ごみ排出量の将来推計　R5 年度(2023 年度)～R15 年度(2033)年度、参考_直近実績値：令和 4 年度(2022 年度)】

区　　分				直近実績値	将来推計値										
				R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
(1)行政区域内人口(＝計画収集人口)				2,317	2,314	2,293	2,272	2,261	2,250	2,225	2,199	2,174	2,152	2,130	2,109
家庭系ごみ排出量(t/年)	収　集	(2)	可燃ごみ	370	362	350	340	331	323	312	307	302	298	293	289
		(3)	不燃ごみ	47	45	44	42	41	40	39	38	38	37	36	36
		(4)	粗大ごみ	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
		(5)	資源ごみ	124	127	124	121	118	115	112	109	106	104	101	99
		(6)	生ごみ	132	120	115	110	105	100	95	90	85	80	75	69
		(7)	有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(8)	家庭系_収集ごみ　計	678	659	638	618	600	583	563	549	535	523	509	497
	直接搬入	(9)	不燃ごみ	7	10	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8
		(10)	粗大ごみ	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		(11)	家庭系_直接搬入ごみ　計	11	14	13	12	12	12	11	11	11	11	11	11
	家庭系合計	(12)	可燃ごみ	370	362	350	340	331	323	312	307	302	298	293	289
		(13)	不燃ごみ	54	55	53	51	50	49	47	46	46	45	44	44
		(14)	粗大ごみ	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6
		(15)	資源ごみ	124	127	124	121	118	115	112	109	106	104	101	99
		(16)	生ごみ	132	120	115	110	105	100	95	90	85	80	75	69
		(17)	有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(18)	家庭系ごみ　総量(資源ごみ・生ごみ・有害ごみ除く)	432	424	411	398	388	379	365	360	354	350	344	339
		(19)	家庭系ごみ　総量	689	673	651	630	612	595	574	560	546	534	520	508
事業系ごみ排出量(t/年)	許　可	(20)	可燃ごみ	30	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		(21)	生ごみ	43	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
		(22)	事業系_許可ごみ　計	73	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
	直接搬入	(23)	不燃ごみ	9	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		(24)	粗大ごみ	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		(25)	事業系_直接搬入ごみ　計	11	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	事業系合計	(26)	可燃ごみ	30	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		(27)	不燃ごみ	9	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		(28)	粗大ごみ	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		(29)	生ごみ	43	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
		(30)	事業系ごみ　総量	84	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
全体ごみ排出量　家庭系＋事業系(t/年)	収　集・許　可	(31)	可燃ごみ	400	389	377	367	358	350	339	334	329	325	320	316
		(32)	不燃ごみ	47	45	44	42	41	40	39	38	38	37	36	36
		(33)	粗大ごみ	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
		(34)	資源ごみ	124	127	124	121	118	115	112	109	106	104	101	99
		(35)	生ごみ	175	178	173	168	163	158	153	148	143	138	133	127
		(36)	有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(37)	家庭系＋事業系_収集・許可ごみ　計	751	744	723	703	685	668	648	634	620	608	594	582
	直接搬入	(38)	不燃ごみ	16	23	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21
		(39)	粗大ごみ	6	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		(40)	家庭系＋事業系_直接搬入ごみ　計	22	31	30	29	29	29	28	28	28	28	28	28
	家庭系事業系合計	(41)	可燃ごみ	400	389	377	367	358	350	339	334	329	325	320	316
		(42)	不燃ごみ	63	68	66	64	63	62	60	59	59	58	57	57
		(43)	粗大ごみ	10	12	12	11	11	11	11	11	10	10	10	10
		(44)	資源ごみ	124	127	124	121	118	115	112	109	106	104	101	99
		(45)	生ごみ	175	178	173	168	163	158	153	148	143	138	133	127
		(46)	有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(47)	家庭系＋事業系ごみ　総量	773	775	753	732	714	697	676	662	648	636	622	610
原単位(g/人・日)	(48) 全体ごみ排出量原単位			914	915	900	882	865	846	832	825	816	807	800	792
	(49) 家庭系ごみ排出量原単位			815	794	778	759	741	722	707	697	688	678	669	660
	(50) 家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみ・生ごみ・有害ごみ除く)			511	501	491	481	470	460	450	448	446	444	442	440
	(51) 事業系ごみ排出量原単位			99	120	122	123	124	124	126	127	129	130	131	133
リサイクル率	(52) 再生処理量(44.資源ごみ)＋(53.生ごみ堆肥化量)＋(46.有害ごみ)			151	155	152	149	146	143	140	136	133	131	128	125
	(53) 生ごみ堆肥化量			26	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	25
	(54) 生ごみ堆肥化率　(53)÷(45)×100			14.9%	15.0%	15.5%	16.0%	16.5%	17.0%	17.5%	18.0%	18.5%	19.0%	19.5%	20.0%
	(55) リサイクル率　(52)÷(47)×100			19.5%	19.9%	20.1%	20.3%	20.4%	20.5%	20.7%	20.6%	20.6%	20.6%	20.5%	20.5%